平 成 22 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

奄 美 市 議 会

第３回定例会　会議録目次

（第３回定例会）
議事日程・付議事件 …… 1
第３回定例会一般質問通告 …… 6

９月６日（月）（第１日目）
出席議員及び欠席議員 …… 15
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 15
職務のため出席した事務局職員 …… 16
会議録署名議員の指名 …… 17
会期の決定 …… 17
議案第６５号～第８６号（２２件）上程 …… 17
議案第８７号（意見書）（１件）上程 …… 21
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙 …… 22

９月８日（水）（第２日目）
出席議員及び欠席議員 …… 24
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 24
職務のため出席した事務局職員 …… 25
一般質問
平田　勝三　君（民主党）…… 26
大迫　勝史　君（公明党）…… 35
師玉　敏代　君（新奄美）…… 47
崎田　信正　君（日本共産党）…… 58
奥　　輝人　君（市民クラブ）…… 68

９月９日（木）（第３日目）
出席議員及び欠席議員 …… 80
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 80
職務のため出席した事務局職員 …… 81
一般質問
奈良　博光　君（民主党）…… 82
平川　久嘉　君（市民クラブ）…… 92
三島　　照　君（日本共産党）…… 102
朝木　一昭　君（無所属）…… 110
戸内　恭次　君（民主党）…… 120

９月１０日（金）（第４日目）
出席議員及び欠席議員 …… 131
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 131
職務のため出席した事務局職員 …… 132
一般質問
竹山　耕平　君（平政会）…… 133
向井　俊夫　君（新奄美）…… 144

関　　誠之　君（社会民主党）…… 154
栄　　勝正　君（市民クラブ）…… 164
多田　義一　君（新奄美）…… 176

９月１３日（月）（第５日目）
出席議員及び欠席議員 …… 188
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 188
職務のため出席した事務局職員 …… 189
議案第６５号～８６号（２２件）上程 …… 190
議案等付託 …… 211

９月２７日（月）（第６日目）
出席議員及び欠席議員 …… 213
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 213
職務のため出席した事務局職員 …… 214
議案第６５号～８６号（２２件）上程 …… 215
議案第６５号～７２号，７８号，８６号（１０件）上程（厚生委員長報告）…… 215
議案第６５号，７９号（２件）上程（産業経済委員長報告）…… 216
議案第６５号，８４号，８５号（３件）上程（文教委員長報告）…… 217
議案第６５号，７３号～７７号，８０号～８３号（１０件）上程
（総務建設委員長報告）…… 218
請願第５号（１件）上程（文教委員長報告）…… 221
請願第４号，６号，７号，陳情第６号（４件）（総務建設委員長報告）…… 222
議案第１０４号（意見書）（１件）上程 …… 223
議案第１０５号（意見書）（１件）上程 …… 224
議案第１０６号（意見書）（１件）上程 …… 224
議案第８８号～１０３号（１６件）上程 …… 225
各決算審査特別委員会の設置および委員の選任 …… 230
議案等付託 …… 230
奄美市将来構想特別委員会の設置及び委員の選任 …… 230
議案等付託 …… 230
議案第１０７号（決議）（１件）上程 …… 230
議案第１０８号（意見書）（１件）上程 …… 231

閉会中の継続審査申出 …… 231

別紙
各常任委員会審査報告書 …… 233

参考資料（意見書）…… 237

会期・議事日程
付　議　事　件

第３回定例会・議事日程及び付議事件

○平成２２年９月６日　奄美市議会第３回定例会を招集した。
○会　　期　２２日間
○議事日程

月　日	曜	区　分	会　議　の　内　容
９月６日	月	本会議	１　会議録署名議員の指名 ２　会期の決定（22日間） ３　議案第65号～86号（22件）　上程　説明 ４　議案第87号（臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書） 上程　説明　質疑　討論　採決 ５　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
９月７日	火	休　会	議案等調査
９月８日	水	本会議	１一般質問−平田議員，大迫議員，師玉議員，崎田議員，奥議員（質問順）
９月９日	木	本会議	１一般質問−奈良議員，平川議員，三島議員，朝木議員，戸内議員（質問順）
９月10日	金	本会議	１一般質問−竹山議員，向井議員，関議員，栄議員，多田議員（質問順）
９月11日	土	休　会	
９月12日	日	休　会	
９月13日	月	本会議	１　議案第65号～86号（22件）　上程　質疑　付託 ☆付託区分 総務建設−議案第73号～77号，80号～83号（９件） 厚　　生−議案第66号～72号，78号,86号（９件） 産業経済−議案第79号（１件） 文　　教−議案第84号，85号（２件） 全委員会−議案第65号　平成22年度一般会計補正予算（第３号） は、所轄する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告 総務建設−21陳情第５号，21陳情第６号，陳情第７号～第９号（継続分5件） 請願第４号，請願第６号，請願第７号（３件） 厚　　生−陳情第12号（１件） 産業経済− 文　　教−請願第５号（１件） ※全員協議会（本会議終了後） 【議題】奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙について
９月14日	火	休　会	※　常任委員会審査（厚生・産経）
９月15日	水	休　会	※　常任委員会審査（総建・文教）
９月16日	木	休　会	報告書整理・議案等調査
９月17日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
９月18日	土	休　会	
９月19日	日	休　会	
９月20日	月	休　会	（敬老の日）
９月21日	火	休　会	報告書整理・議案等調査
９月22日	水	休　会	報告書整理・議案等調査
９月23日	木	休　会	（秋分の日）
９月24日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
９月25日	土	休　会	
９月26日	日	休　会	
			１　議案第65号～86号（22号）　上程　報告　質疑　討論　採決 ２　請願第５号（１件）　上程　報告　質疑　討論　裁決 ３　請願第４号，請願第６号，請願第７号，陳情第６号（４件）

			上程　説明　質疑　討論　採決 ４　議案第104号（意見書）（１件）　上程　説明　質疑　討論　採決 ５　議案第105号（意見書）（１件）　上程　説明　質疑　討論　採決 ６　議案第106号（意見書）（１件）　上程　説明　質疑　討論　採択 ７　議案第88号～第103号（16件）　上程　説明　質疑　付託 一般会計検査等審査特別委員会　議案第88号（１件） ☆付託区分　特別会計決算等審査特別委員会 議案第89号～議案第103号（15件） ８　奄美市将来構想特別委員会の設置について ９　議案第107号（交通事故防止に関する決議）　上程　説明　質疑　討論　採決 10　議案第108号（意見書）（１件）　上程　説明　質疑　討論　採決 ※閉会中継続審査事件 議案第88号　平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について 議案第89号　平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第90号　平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について 議案第91号　平成21年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について 議案第92号　平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 議案第93号　平成21年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第94号　平成21年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について 議案第95号　平成21年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について 議案第96号　平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第97号　平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第98号　平成21年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第99号　平成21年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について 議案第100号　平成21年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について 議案第101号　平成21年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について 議案第102号　平成21年度奄美市簡易水道事業会計決算認定について 議案第103号　平成21年度奄美市水道事業会計決算認定について 奄美市の将来のまちづくりの在り方に関する調査研究 議長の諮問に関する調査 陳情第５条　公契約における公正な賃金確保等に関する陳情
９月27日	月	本会議	

○付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について （専決第18号　市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について）			
		専決処分の報告について （専決第19号　損害賠償の額を定めることについて）			
(1)	議案第65号	平成22年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	H22.9.27	原案可決	全委員会
(2)	議案第66号	平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	H22.9.27	原案可決	厚生
(3)	議案第67号	平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	厚生
(4)	議案第68号	平成22年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	厚生
(5)	議案第69号	平成22年度奄美後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	厚生
(6)	議案第70号	平成22年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	厚生
(7)	議案第71号	平成22年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	厚生
(8)	議案第72号	平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	厚生
(9)	議案第73号	平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(10)	議案第74号	平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(11)	議案第75号	平成22年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(12)	議案第76号	奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(13)	議案第77号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(14)	議案第78号	奄美市笠利高齢者健康診断事業支援基金条例を廃止する条例の制定について	H22.9.27	原案可決	厚生
(15)	議案第79号	奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定について	H22.9.27	原案可決	産業経済
(16)	議案第80号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(17)	議案第81号	奄美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(18)	議案第82号	奄美市総合計画に係る基本構想の策定について	H22.9.27	原案可決	総務建設
(19)	議案第83号	公有水面の埋立てについて	H22.9.27	原案可決	総務建設
(20)	議案第84号	工事請負契約の締結について	H22.9.27	原案可決	文教

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(21)	議案第85号	工事請負契約の締結について	H22.9.27	原案可決	文教
(22)	議案第86号	大島地区衛生組合規約変更について	H22.9.27	原案可決	厚生
(23)	議案第87号	臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について	H22.9.6	原案可決	本会議
(24)	議案第88号	平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	一般会計等決算特別委
(25)	議案第89号	平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(26)	議案第90号	平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(27)	議案第91号	平成21年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(28)	議案第92号	平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(29)	議案第93号	平成21年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(30)	議案第94号	平成21年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(31)	議案第95号	平成21年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(32)	議案第96号	平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(33)	議案第97号	平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(34)	議案第98号	平成21年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(35)	議案第99号	平成21年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(36)	議案第100号	平成21年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(37)	議案第101号	平成21年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(38)	議案第102号	平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(39)	議案第103号	平成21年度奄美市水道事業会計決算認定について（平成21年度奄美市水道事業剰余金処分計算書）	H22.9.27	継続審査	特別会計等決算特別委
(40)	議案第104号	教育予算の拡充を求める意見書の提出について	H22.9.27	原案可決	本会議
(41)	議案第105号	核拡散と核軍拡の危機に際し，インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書の提出について	H22.9.27	原案可決	本会議
(42)	議案第106号	地方財政の充実強化を求める意見書の提出について	H22.9.27	原案可決	本会議
(43)	議案第107号	交通事故防止に関する決議について	H22.9.27	原案可決	本会議

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(44)	議案第108号	尖閣諸島海域における中国船衝突事件に関する意見書の提出について	H22.9.27	原案可決	本　会　議
(45)	請願第４号	旧奄美空港跡地に関する請願	H22.9.27	一部採択	総務建設
(46)	請願第５号	教育予算の拡充を求める請願	H22.9.27	採　択	文　教
(47)	請願第６号	核拡散と核軍拡の危機に際し，インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める請願	H22.9.27	採　択	総務建設
(48)	請願第７号	地方財政の充実・強化を求める請願	H22.9.27	採　択	総務建設

○前議会からの継続審査

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(49)	陳情第５号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H22.9.27	継続審査	総務建設
(50)	陳情第６号	「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	H22.9.27	採　択	総務建設

第３回定例会一般質問通告

（９月８日（水））

◎民主党　平田　勝三

１　港湾開発の在り方について

（１）　重点港湾について

ア　名瀬港が重点港湾から漏れたことに対する見解について

イ　重点港湾から漏れたことによる「マリンタウン計画」への影響はあるのか。あるとすれば，その事項と対策について

ウ　離島に対する配慮として特別枠の指定を受け，「必要最小限の直轄での新規事業」が担保されたが，生活インフラ構築に向けた整備計画が検討されているのか。されているとすれば，計画内容について

２　漁業振興について

（１）　水産物加工施設（和瀬）について

ア　施設の事業目的について

イ　施設の運営形態について

ウ　施設運営に対する課題について

エ　施設の将来展望について

オ　施設が自立的発展するまでには，国・県を含めた補助金等の行政支援及び大学（水産学部）等の他機関等との連携が不可欠と考えるが見解について

３　人事交流について

（１）　人事交流について

ア　合併後の各支所間の交流人数について

イ　その効果について

ウ　交流後の課題と対応について

エ　各支所の最終的な人員計画について

◎公明党　大迫　勝史

１　市長の政治姿勢について

（１）　２０１０年度当初予算で自主財源が１８．４％であったが，自主財源確保の取組みの現状と来年度の見通しについて

（２）　奄振予算確保のための取組みと町村会との連携について

（３）　市長のマニフェスト実現のために今年度予算の中にも随所に組み込まれていたが，まだ緒についた段階である。進ちょく率は年次毎に市民に示していただきたいがどうか。

（４）　第２次行政改革大綱の中に広域行政の推進に努めるとあるが，現状はどうか。

（５）　「奄美まつり」の総括について

２　福祉行政について

（１）　今夏の本市における高齢者や幼児の熱中症の発生状況はどうか。又，その対策はどうしているのか。

（２）　全国で多発している行方不明高齢者の件では奄美も例外ではなかった。本市でも調査等は行ったのか。

（３）　ネットワーク支援制度の進ちょく状況はどうか。

（４）　民生委員の定数確保と適正配置はできているか。

３　環境行政について

（１）　「環境配慮契約法」について，どのような認識でいるのか。
（２）　「県地球温暖化対策推進条例」の対象事業所は本市でどの程度あるか。
（３）　「下水汚泥の微生物処理実証実験報告」を受けて当局の考えはどうか。
（４）　「グリーンカーテン事業」を市内小中学校で取り入れられないか。
４　保健行政について
（１）　「ガン健診」の現状はどうか。
ア　近年の受診率の推移
イ　受診率アップの課題は何か。
ウ　「子宮頸ガン」ワクチンの公費助成について
エ　ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成について

◎新奄美　師玉　敏代

１　新たな過疎対策について
（１）　過疎対策事業債（過疎債）の対象範囲が大幅に拡充，地域の実情に応じた施策として今後期待できることは。
ア　交通弱者対策として，乗合タクシーやバス運行・空き家や荒地の農山村の景観保全対策活用は。
２　池袋東武百貨店物産展について
（１）　実績と，前回を上回る売上増の要因と反省点は。
（２）　次回開催に向けての抱負は。
３　福祉の充実について
（１）　２５年度保育制度の改正に伴ない，子供園となる幼保一元化に向けての取組みは。
（２）　病児・病後児保育の新規設置状況について
（３）　授産施設の現況と拡充について
（４）　児童虐待・高齢者の所在確認不明者の実態は。
４　施設・環境整備について
（１）　住用公民館の高齢者にやさしい施設整備の計画は。
（２）　観光地，タンギョの滝周辺整備について
（３）　城字図混乱地区の進ちょく状況と今後の見通しは。

◎日本共産党　崎田　信正

１　笠寿園の民間移譲について
（１）　譲渡条件について
ア　設備備品及び土地の有効活用はどうするのか。
イ　従業員の処遇はどうするのか。
ウ　建替えの期限はどうするのか。
（２）　移譲選考委員の人選の基準は何か。
２　なぎさ園について
（１）　建替えの進ちょく状況について
３　子育て問題について
（１）　幼児虐待の事件が報道されるが，当市の現状は。
（２）　父子世帯に支給される児童扶養手当の経済効果及び申請状況は。
４　選挙の投票について
（１）　施設内での不在者投票の不正が奄美では，昨年の総選挙に続いて，７月の衆議院選挙でも行われた。施設内不在者投票の現状は。

（２）　施設内での不在者投票の実施要件は。
（３）　投票所の設置とバリアフリー化
５　国民健康保険制度について
（１）　事業計画で，本市の最大の重点目標は収納率の向上とあるが，これまで取り組んできた成果は。
（２）　保険証未切替・未申告・納付書返戻者等の実態調査・居所不明者の実態把握から見えてくるものは。
（３）　健全な国保運営に向けた展望を示せ。
６　介護行政について
（１）　訪問指導で要介護者抑制（介護認定は受けていないが，脳卒中などの既往歴がある７０歳以上を対象）制度の取組みは。
（２）　認知症疾患医療センターの整備計画は。
（３）　２０１２年度から第５期計画が始まるが調査はどうするのか。
７　雇用問題について
（１）　労働環境チェックシステムなど具体的な対策を。

◎市民クラブ　奥　輝人

１　地方交付税について
（１）　合併後５年間の動向について
（２）　今後５年間，どのように推移すると予想されるか。
（３）　合併算定後の激変緩和措置のシュミレーションについて
（４）　一本算定への対応は。
２　旧空港跡地について
（１）　県の動向について
（２）　奄美市の動向について
（３）　農業用地としての活用について
３　サトウキビの振興について
（１）　品目別経営安定対策について
ア　申告状況について
イ　基幹作業について
（２）　４万トン確保に向けて
ア　作付面積の拡大について
イ　反収向上についての取組みは。
ウ　土作りについて
エ　各集落ごとの目標設定について
４　口蹄疫対策について
（１）　今後の対策について
（２）　農家への対策の徹底について
（３）　セリ値について

（９月９日（木））

◎民主党　奈良　博光

１　地籍調査について
（１）　奄振予算に組み入れて対応できないか。

（２）　奄美市のマツクイムシへの対応。
（３）　奄美市のイノシシ被害について
２　離島の交付税加算について
（１）　揮発税についての対応
３　農業振興について
（１）　少子高齢化の中，後継者への対応
（２）　新規就農者の育成
（３）　研修制度の拡充
（４）　農作業の安全対策
（５）　選果場が長浜地区から農業研修センター敷地へ変更になった理由
（６）　大和村が脱退した理由，この事業を導入するにあたり関係市町村の加入が条件ではないのか。その後，大和村に対しての呼びかけ。
（７）　果樹類やその他の農産物の販路開拓について行政の対応
４　商工会議所について
（１）　補助金の増額について
（２）　商工会議所の建替について
５　福祉対策について
（１）　福祉の町づくりについて
（２）　介護保険事業計画について
６　教育問題について
（１）　子ども手当の影響
（２）　心の病など休職する教員への対策
（３）　少子化による小中高の統廃合について

◎市民クラブ　平川　久嘉

１　奄美市総合計画について
（１）　合併５年目に取り組んだ当局の基本構想の特性と，特に重視をした施策は何か。又，審査に臨む指針はどのように示されたか。
（２）　５つの施策大綱には数値目標が設定されているが，その実現に向けての取組み，特に合併時に策定した新市建設計画の成果を踏まえた施策は何か。
（３）　基本構想に基づく基本計画，実施計画を来年３月末までに策定する行程や課題は。
２　港湾整備について
（１）　赤木名港整備事業の現況及び課題は。
（２）　漁業従事者の所得向上，漁業振興の環境整備として県に対する要望，整備事業の継続要請，新規要望はできないか。
３　まちづくり行政について
（１）　計画推進の図られている広域的な歴史文化の島づくり基本構想に包含され，奄美市のモデル地区といわれる赤木名地区のまちなみ景観整備事業の現状と進ちょく状況は。
（２）　事業をより効率的，効果的に推進するために現在推進している赤木名本通り拡張整備事業と連携させて実施できないか。そのための組織作り（担当者指定）が必要ではないか。
４　高齢者の所在確認について
（１）　奄美市の１００歳を超える高齢者の現況及び戸籍の整備の実情は。
（２）　８０歳台，９０歳台の高齢者の現況把握，戸籍の整理はどのように取り組んでいるか。
（３）　高齢者の安全で安心な暮らしや医療福祉サービスの向上を目指し，市民が協力して取り組んでいる「地域見守りネットワーク支援」制度のねらい及び活動概要は。

◎日本共産党　三島　照

1　行政運営について

（1）　随意契約の在り方について

（2）　どこで採択されて，誰が責任を取るシステムになっているのか。

（3）　地方自治法施行令に基づき検討すべきではないか。

2　土木行政について

（1）　おがみ山バイパスの進ちょく状況は。

（2）　末広・港土地区画整理事業の現状とテナントへの説明と現状は。

（3）　中心市街地活性化基本計画について

（4）　アイアイ広場建設構想（案）について

（5）　計画の見直しを検討すべきではないか。

3　市長の政治姿勢について

（1）　行政運営，おがみ山バイパス，末広・港土地区画整理事業，中心市街地活性化基本計画等について市長の見解を求める。

◎無所属　朝木　一昭

1　歴史・文化について

（1）　島尾敏雄関係について

ア　官舎跡周辺の今後の整備はどうなるのか。

イ　貴重な書簡，資料類はどうなっているのか。

ウ　島尾文学賞の制定はできないか。

（2）　笹森儀助について

ア　西郷隆盛謫居跡，碑文製作等その功績をもっと顕彰すべきではないか。

イ　青森市との人的・物産交流は図れないか。

（3）　国指定文化財について

ア　小湊フワガネク遺跡群の国指定の現況は。

イ　活かせるための今後の整備計画は。

ウ　文化財総合的把握モデル事業の成果は。

（4）　博物館・図書館行政について

ア　「童子山房」の整理状況と見通しは。

イ　今後の企画展の計画は。

ウ　県の保健所跡地の利用計画はどうなっているか。又，市立図書館構想などはできないか。

2　観光振興について

（1）　奄美空港周辺の整備について

（2）　航空会社の今後の運行見通しは。

（3）　沖縄路線の充実は図れないか。

3　安心・安全について

（1）　管内における火災，災害等の出動状況は。

ア　笠利地区の水難状況は。

イ　救助用ゴムボートの配備はできないか。

4　世界自然遺産登録に向けて

（1）　住用に計画されている森林伐採計画のその後の動向はどうなっているか。

（2）　遺産登録に向けて市民への啓発活動の取組みは。

（3）　専門の担当部署を明確にできないか。

◎民主党　戸内　恭次

１　国道58号線おがみ山バイパスについて
　（１）　市側の６月議会答弁を受けて
　（２）　２３年度概算要求について
２　下水道事業について
　（１）　市街地配管のあり方について
　（２）　下水道事業の今後について
３　水産業振興について
　（１）　他産業予算との比較
　（２）　沈設漁礁について
　（３）　漁協からの要望と今後の取組みについて
４　末広・港土地区画整理事業について
　（１）　店舗移転問題について
　（２）　仮換地指定について
５　笠寿園譲渡について
　（１）　業者選定作業と今後について
６　奄振予算について
　（１）　現状及び今後について
　（２）　奄振予算の末消化分について
　（３）　社会資本整備交付金について
７　地方交付税算定について
　（１）　離島の特性を加味することについて
８　病児・病後児保育について
　（１）　現状及び今後について
９　平松町自治会集会所整備について
　（１）　現状及び今後について
１０　福祉施設における投票制度の在り方について
　（１）　度々の選挙違反を受けての改善策について

（９月１０日（金））

◎平政会　竹山　耕平

１　市長の政治姿勢について
　（１）　市民の相談及び要望等に早急な対応を行う総合的な窓口となるまちおこし課の組織整備を。
２　産業振興について
　（１）　公設卸売市場について
　　ア　広域での販売戦略強化について（産学官，農商工連携に向けた各団体との交流）
　　イ　農産物搬送体制の充実強化（雇用対策）について
　（２）　観光産業振興について
　　ア　観光物産展での観光振興に向けた取組みについて（１集落１ブランドや広域での取組み，活用策）
　　イ　アンテナショップを友好都市や姉妹都市で試験的な開催。又，東京を含む政令都市などの大手スーパーなどでの特産品コーナーなどの設置に向けた検討について
　（３）　奄美博物館，歴史民族資料館など教育面観光面への取組みと方策（活用策）について
　（４）　住用町内海の活用策。カヌー合宿誘致について（住用町の活性化）

３　まちづくりについて
（１）　交通事故防止並びに高齢者事故防止に向けた取組みについて
（２）　末広・港土地区画整理事業中の住民への対応について
（３）　中心市街地活性化協議会について
ア　基本計画について
イ　構成委員について
ウ　ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要性
４　環境行政について
（１）　永田墓地含む墓地管理行政の進ちょく及び計画（見通し）について
ア　現在施工中の工事について
イ　通路，道路の拡張について
ウ　墓地管理行政の健全化に向けた進ちょく及び今後について
（２）　サンゴ礁保全対策について
ア　これまでの総合的な実績・成果及び評価について
イ　今後の計画について
ウ　委託制度について

◎新奄美　向井　俊夫

１　観光・交流人口拡大による景気対策
（１）　総体的な奄美の景気現状をどのように考え，総体的な今後の対策は。
（２）　観光・交流人口の拡大による景気対策の可能性は考えられるのか。又，５年後１０年後の観光交流人口の数値目標をどのくらいに設定し，その経済効果をどのくらいに考えているのか。
（３）　数値目標を実現していくための現実路線とその施策
（４）　「アイアイ広場」の建替えの「観光交流センター」の果たす役割と経済効果。又，今後の運営をどのように考えているのか。
（５）　奄美の観光・交流人口の拡大ＰＲはどのように考えているのか。
（６）　スポーツアイランド構想の中で，今秋から横浜ベイスターズの２軍合宿が始まるが，従来の長年来島してきたスポーツ関係にはどう対処していくのか。
２　航空路線対策
（１）　ＪＡＬ・ＪＡＣ路線の今後の展開と航空運賃の見通しは。
（２）　スカイマーク（ＳＫＹ）・フジドリームエアライン（ＦＤＡ）の奄美における展開と今後の見通しは。
（３）　（株）中国旅行社における奄美へのチャーター便の予定と奄美市の対応対策。
（４）　奄美空港整備における到着手荷物受け渡し口の拡張新設の予定は。
（５）　奄美空港に合宿中のチームやイベントの広報板は設置できないか。
３　嘱託員・駐在員制度
（１）　笠利地区・住用地区における制度は今後どのようになるのか。現在の両地区の年間予算と，個々人の報酬規定はどうなっているのか。
（２）　名瀬地区の旧三方地区の上方・下方・古見方の農村集落では同様の制度が考えられないか。
４　年末景気対策
（１）　プレミアム商品券は考えているのか。

◎社会民主党　関　誠之

１　奄振事業について

（１）　Ｈ２１年度奄振事業予算の減額により，奄美市において支障の出た事業は何か。どういう支障か具体的に示せ。
（２）　新交付金の受け皿はどこで，どう配分されているか。
（３）　新交付金に基づく新たな「整備計画」の作成がなされていると思うが，概要を示せ。
（４）　奄美市の奄振における主要施策と今後の課題は。

２　奄美市の財政について
（１）　起債発行３８億円の枠は守られてきているか。
（２）　今後の教育施設・公営住宅・庁舎建設時にも起債発行３８億円の枠は守っていけるか。
（３）　奄美市財政計画に庁舎建設は含まれているか。
（４）　奄美市における財政運営の課題は。

３　教育・福祉について
（１）　なぎさ園の医師会移譲後の運営について
（２）　笠寿園の民間移譲について

４　市長の政治姿勢
（１）　全国奄美会連合会の結成について
（２）　平和市長会議への加入について

５　市民生活にかかる課題（一般質問後の取組み）
（１）　名瀬崎原地区・住用上役勝地区の携帯電話不感地域の解消について（０９．１２月議会）
（２）　火災時における水損被害の救済（０９．１２月議会）
（３）　共同墓地・納骨堂の建立について（０９．９月議会）
（４）　障がい者相談窓口の一元化（０９．９月議会）
（５）　災害時要援護者の避難プラン作成（０８．９月議会）

◎市民クラブ　栄　勝正

１　施政方針
（１）　来年度重点施策
（２）　質問・質疑・要望の在り方
（３）　未組織自治会の取組み
（４）　共生協働の改革
（５）　見守り協定
（６）　海洋展示館の今後の方向性

２　観光行政
（１）　郷友会・同窓会対策
（２）　体験型観光の取組み

３　教育行政
（１）　学校現場への対応

◎新奄美　多田　義一

１　安全対策について
（１）　７月に起きた土盛海岸での海難事故の詳細を示せ。又，土盛海岸での過去の事故件数と奄美市区域での件数は。
（２）　大島地区消防組合の役割は。
（３）　奄美市が有する海岸で，遊泳区域と禁止区域は何ヶ所か。安全対策は。
（４）　ライフセーバーの活用について
（５）　海難事故での連携について

（６）　今後の対策
（７）　国への要望

第 3 回 定 例 会
平成22年 9 月 6 日
（第 1 日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

１番	師玉敏代君	２番	多田義一君
３番	橋口和仁君	４番	奈良博光君
５番	戸内恭次君	６番	平田勝三君
７番	向井俊夫君	８番	蘇　嘉瑞人君
９番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉　伸之君
13番	世門　光君	14番	関　誠之君
15番	三島　照君	16番	崎田信正君
17番	里　秀和君	18番	平　敬司君
19番	渡　京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥　輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄　勝正君		
25番	与　勝広君	26番	叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

24番　大迫勝史君

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所事務所長	高野匡雄君
笠利総合支所事務所長	塩崎博成君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	財政課長	安田義文君
企画調整課長	東　美佐夫君	市民部長	有川清貴君
市民協働推進課長	重山　納君	福祉部長	福山　治君
福祉政策課長	重久春光君	産業振興部長	川口智範君
農政局長	田丸友三郎君	土地対策課長	奥　正幸君
土地対策課参事	池畑修三君	建設部長	田中晃晶君
建築住宅課長	大石雅弘君	教育事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂　稔君	選挙管理委員会委員長	久保忠義君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君
議事係主事	岸田賢吾君		

議長（世門　光君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから平成２２年第３回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　御報告いたします。

市長から地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき，専決処分の処分２件の報告がありました。その内容は，お手元に配付してあります文書表のとおりであります。

なお，本年第２回定例会において採択しました請願及び陳情で，会議規則第１３５条及び１３６条の規定により，議長において処理すべきものとして送付してありました請願，陳情について，その処理経過及び結果について報告がありました。その報告は，お手元に配布したとおりであります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名の議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に師玉敏代君，与　勝広君，叶　幸与君の３名を指名いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期について，別紙配付日程表のとおり，本日から９月２７日までの２２日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，会期は本日から９月２７日までの２２日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）日程第３，議案第６５号から議案第８６号までの２２件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。それでは，早速議案の御説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第６５号から議案第８６号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず，議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第１表，歳入歳出補正予算について，まず，歳出の主な補正内容を申し上げます。

今回の補正は，各費目に人事異動に伴う職員の人件費を追加計上いたしております。

議会費についても，職員の人件費計上が主な内容であります。

総務費については，総務管理費において笠利総合支所別館の解体工事３，０００万円，土地開発基金への用地購入費３，２１０万円などを計上いたしており，いずれも県道改良工事に伴う土地売払収入及び建物補償費の合計１億２５万９，０００円を財源とするものであります。また，補償費の剰余金については，公共施設整備事業基金積立金とし，この他，財政調整基金及び地域振興基金と併せて，２億３，０７４万８，０００円の基金積立金を計上いたしております。

民生費につきましては，児童福祉費において保育士等の賃金所要額やひまわり寮，たかもり寮の改修工事費９９０万円などを計上いたしております。

衛生費につきましては，保健衛生総務費において，新型インフルエンザ会計経費１，３６４万２，０００円，ハブ拠出報奨金１，９６０万円，斎場の火葬炉設備補修工事２，３６０万円などを計上いたしております。また，労働費につきましては，緊急雇用創出臨時特例基金事業２，６２５万２，０００円を追加計上するものであります。

農林水産業費については，農業費においてサトウキビ省力化推進対策事業の廃止による１，４８２万円の減額や，水産業費における小宿漁港野積場舗装工事５００万円などが主な内容であります。

商工費については，プレミアム商品券発行事業助成金２，０００万円，横浜ベイスターズ奄美大島協力会負担金２００万円，地上デジタル放送受信環境整備事業補助金１，６１２万円などを計上いたしております。

土木費については，緊急地方道路整備事業，港湾改修事業，末広・港土地区画整理事業，まちづくり交付金事業など，各費目において国庫補助金の確定等に伴う事業費所要額を計上するとともに，名瀬運動公園の改修に向けた基本計画及び事業計画策定経費９００万円などを計上いたしております。

消防費については，大島地区消防組合の職員人件費所要額に対する負担金８７７万３，０００円などを計上するものでございます。

教育費については，社会教育費において，各種文化財保護事業の計上が主な内容であります。

災害復旧費については，土木施設の単独災害事業として３００万円を計上いたしております。

次に，歳入の主な内容について御説明いたします。

地方交付税につきましては，今年度の普通交付税の額が決定したことに伴い，未計上額２億９，７８１万４，０００円を追加するものであります。

国庫支出金につきましては，国の予算配分に伴う事業費の変更等により１億６８０万４，０００円の減額となりました。

諸収入につきましては，笠利総合支所別館の建物補償費をはじめ，１億３，０８９万９，０００円を計上いたしております。

その他，歳出に要する財源として，県支出金２，８２８万６，０００円，市債５，８７０万円などを計上するものでございます。

今回の補正で４億１，２０３万７，０００円を追加することにより，平成２２年度一般会計予算の総額は３０５億４，６０３万４，０００円となります。

次に，第２表，債務負担行為の補正につきましては，平成２３年度までの市政要覧作成委託料について追加するものであります。

また，第３表，地方債補正につきましては，事業の追加及び変更に伴う起債限度額の補正を行うものであります。

議案第６６号　平成２２年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして人事異動に伴う職員の人件費を計上いたしております。

保健事業費におきましても，職員の人件費に伴う事業費の組み替えを行っております。今回の補正により，歳入歳出それぞれ９８０万１，０００円を増額し，平成２２年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は６７億３，０７３万３，０００円となります。

次に，議案第６７号　平成２２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして説明申し上げます。

歳出につきましては，総務費におきまして人件費所要額を減額計上いたしております。

歳入につきましては，繰入金の減額となります。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ７８４万１，０００円の減額となり，平成２２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は２億１，６８１万円となります。

次に，議案第６８号　平成２２年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費において前年度医療給付費の確定に伴い，社会保険診療報酬支払基金への返還金を計上いたしております。

歳入につきましては，繰越金におきまして前年度剰余繰越金を計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ８０万２，０００円の増額となり，平成２２年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は１，１８０万２，０００円となります。

次に，議案第６９号　平成２２年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の主な内容に

つきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして事業費等に所要額を，後期高齢者医療広域連合納付金におきまして前年度分の納付金をそれぞれ増額計上いたしております。

歳入につきましては，繰越金におきまして前年度剰余繰越金を計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ３５３万円の増額となり，平成２２年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は３億９，１５５万８，０００円となります。

議案第７０号　平成２２年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費と地域支援事業費におきまして，人事異動に伴う人件費の減額と基金積立金におきまして前年度剰余金の積立，諸支出金におきましては，平成２１年度事業費の確定に伴う国庫等への返還金の増額計上いたしております。

歳入につきましては，保険料，国庫支出金，支払基金交付金，県支出金，繰入金におきまして，人事異動に伴う人件費の減額，繰越金におきまして前年度からの繰越金を計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ１億２，０４２万５，０００円の増額となり，平成２２年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は４５億６，９８２万７，０００円となります。

次に，議案第７１号　平成２２年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして訪問看護サービス利用者が見込みよりも増えたことによる歳入増に伴い，業務委託料を増額するものであります。

また，基金積立金におきまして，前年度の剰余繰越金が確定いたしましたので，その額を基金へ積み立てるものであります。

歳出につきましては,訪問看護収入におきまして利用者が増えたことにより増額するものであります。また，繰越金におきまして，前年度剰余繰越金の増額を計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１，２２１万６，０００円の増額となり，平成２２年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は２，５３９万３，０００円となります。

次に，議案第７２号　平成２２年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして職員の人事異動に伴う人件費と職員の病休代替に係る臨時職員の雇用等のための賃金を増額計上いたしております。

歳出につきましては，サービス収入におきまして実績に伴い介護給付費収入を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ８０１万４，０００円の増額となり，平成２２年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は２億２，１９９万２，０００円となります。

議案第７３号　平成２２年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず，歳出につきましては，人事異動に伴う人件費を計上いたしております。

また，事業費の建設費につきましては，特定環境保全公共下水道費において，汚水管路施設整備のため，工事請負費を増額計上いたしております。

公債費につきましては，下水道事業債特別措置分の減額に伴い，財源構成をするものでございます。次に，歳入につきましては，繰入金に所要額を増額計上いたしております。

また，市債におきましては，特定環境保全公共下水道建設費の増額計上に伴う財源として，下水道事業債及び辺地対策事業債を増額計上いたし，起債予定額の変更に伴い下水道事業債特別措置分を減額計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ７５５万２，０００円の減額となり，平成２２年度公共下水道事業特別会計予算の総額は１８億５，１４４万９，０００円となります。

議案第７４号　平成２２年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず,歳出につきましては,総務費におきまして人事異動に伴う人件費を減額計上いたしております。また，接続戸数の増加が見込まれることから，普及促進補助金として負担金補助及び交付金を増額計上いたしております。

事業費の維持管理費におきましては，今後見込まれる必要経費を増額計上いたしております。同じく事業費の建設費につきましては，補助金の交付金化に伴う事業費の調整，汚水管の施設整備のための工事請負費の増額計上が主なものでございます。

歳入につきましては，接続戸数増加による受益者加入金の増収が見込まれることから分担金及び負担金を増額計上いたし，県支出金につきましては国の内示額に合わせ減額計上いたしております。

繰入金につきましては，財源調整の結果，減額計上とし，市債につきましては補助金の交付金化に伴う事業費の調整及び単独事業の増額計上等の財源として増額計上いたしております。

今回に補正により，歳入歳出それぞれ５２７万２，０００円の増額となり，平成２２年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は２億５，３６５万４，０００円となります。

議案第７５号　平成２２年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして説明いたします。

まず，収益的支出の水道事業費用におきまして１，２４５万６，０００円の減額計上いたしております。これは営業費用で１，３３３万円の減額，営業外費用で８７万４，０００円を増額するものでございます。この主なものといたしましては，人事異動等に伴う人件費所要額を減額し，一般会計支出金を計上するものであります。

次に，資本的収入におきましては，工事負担金を６００万円増額し，資本的支出におきまして２，０１８万円を増額計上いたしております。

資本的収入につきましては，工事負担金の街路事業に伴う配水管移設負担金等であります。また，資本的支出の建設改良費におきましては，人事異動等に伴う人件費所要額を減額し，工事請負費を増額するものでございます。

次に，議案第７６号及び議案第７７号　奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，育児休業，介護休業等，育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等の関する法律の一部が改正されたことに伴い，所要の規定について整備を図ろうとするものでございます。

今回の改正では，育児休業とすることができない職員とする制限の緩和及び時間外勤務の制限の強化が図られております。

議案第７８号　奄美市笠利高齢者健康診断事業支援基金条例を廃止する条例の制定につきましては，高齢者が起こしやすい脳卒中，神経痛，神経麻痺，物忘れなどの病気を早期発見する目的で，平成３年度から旧笠利町で実施されておりました事業でございます。平成１８年度で事業が終了したことに伴い，今回この条例の廃止を行うものでございます。

次に,議案第７９号　奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例につきましては,平成２１年度から建設を進めております地方卸売市場が完成移転することに伴い，位置及び面積，使用料を変更するため所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

議案第８０号　奄美市営住宅投資条例の一部を改正する条例の制定につきましては，解体撤去した佐大熊併存住宅の２階に設置されていました集会所の滅失に伴い，所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に，議案第８１号　奄美市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては，名瀬運動公園の市民球場改修及び屋外投球練習場新設に伴い，増設された施設及び冷房料金の使用料を改正するため，所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

議案第８２号　奄美市総合計画に係る基本構想の策定につきましては，奄美市としての目指すべきま

ちの将来像や将来目標となるものでございます。

本基本構想は,合併時に定めた奄美市市町村建設計画を基に,時代の潮流に的確かつ積極的に対応し,今後のまちづくりの根幹となり，３地域，名瀬，住用，笠利の均衡ある発展に向けて施策，事業の指針とするため，平成２３年度から平成３２年度を計画機関とする基本構想を策定しようとするものであります。構想の策定に当たっては，市民アンケートの御意見はもとより，総合計画策定委員，総合計画審議会議員において，慎重な御審議を重ねていただき，先般基本構想案の答申をいただいたところでございます。つきましては，その方針に基づき，奄美市総合計画に係る基本構想を定めるため，地方自治法第２条第４項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第８３号　公有水面埋立につきましては，山間港改修計画に基づき進めております市地区港湾整備が今年度から物揚げ場及び船揚げ場の埋立に着手するため，公有水面埋立法第３条第４項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第８４号及び議案第８５号　工事請負契約の締結につきましては，平成２２年度金久中学校Ａ棟新築工事の第１工区及び第２工区の請負契約を締結するため，地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第８６号　大島地区衛生組合規約の変更につきましては，一般廃棄物の処理手数料を有料指定ごみ袋の販売により徴収するため，共同処理する事務の一部改正について協議したいので，地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上をもちまして議案第６５号から議案第８６号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決してくださいますようお願いを申し上げます。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第４，議案第８７号　臨時議会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

７番（向井俊夫君）　おはようございます。臨時議会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提案説明をいたします。

地方自治の制度は，憲法第９３条により，自治機関としての議会を設置すること，首長及び議会の議員は，住民が直接これを選挙することを規定し，いわゆる二元代表制が明確に位置付けられている。しかしながら，現行の地方自治法においては，議会の招集権は首長にあり，一定の要件の下における臨時会の招集権請求権が議長及び議員にあるのみで，地方自治の本旨からして，議会がその主要な役割である執行機関の監視,政策提案等を行うためには,本来,議会は議会の意見により開催されるべきであり,地方議会３団体が主張しているように，議会の招集権を議長に付与することで，いつでも住民代表として議員が自立的に議論する場を設定できることが重要であり，二元代表制の一翼としての議会の権能を果たすためには，現行の制度では十分とは言えない状況である。また，議長等が臨時会の招集請求を行っても，首長が議会を招集しない事例も出てきており，このことは憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものとなっており，是正のための速やかな地方自治法の改正が必要となってきている。このようなことからも,下記のいずれの事項の実現のため,速やかな地方自治法の改正を強く求めるものである。

１.議会の構成及び議員等が提出した会議に付議すべき事件により,議長が臨時会を招集する必要があると認めたときは，その招集権を議長に付与すること。

２.地方自治法第１０１条第４項に規定する２０日を超えても首長が議会を招集しない場合においては，議長にその招集権を付与すること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２２年９月６日。奄美市議会。

議長（世門　光君）　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって討論を終結いたします。
これから採決を行います。
議案第８７号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第８７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
ただいま可決されました意見書の提出先については，議長に一任願います。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）日程第５，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は，県内全市町村の長及び議員のうちから市長区分６人，市議会議員区分６人，町村長区分４人，町村議会区分４人から構成されております。今回，市議会議員区分に一人の欠員が生じたため，候補者受付の告示を行い届け出を締め切ったところ，２名の候補者がありましたので，広域連合規約第８条第２項の規定により選挙を行います。
この選挙は同条第４項の規定により，すべての市議会議員の選挙により得票総数の多い順に当選人を決定することになりましたので，会議規則第３２条の規定に基づく選挙結果の報告のうち，当選人の報告及び当選人への告知は行いません。
そこでお諮りいたします。
選挙結果の報告については，会議規則第３２条の規定にかかわらず，有効投票数のうち候補者の得票数まで報告することにいたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
したがって，選挙結果の報告は，会議規則第３２条の規定にかかわらず，有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。
選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
それでは，ただいまの出席議員は２５人であります。
候補者の名簿を配付いたさせます。
（名簿配付）
候補者名簿の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票用紙を配付いたさせます。
（投票用紙配付）
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
点呼に応じて順次投票願います。
（点呼，投票）
投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開場）
開票を行います。
会議規則第３１条第２項の規定によって，立会人に三島　照君，与　勝広君を指名いたします。両名の立ち会いをお願います。
（開票）
選挙結果を報告します。
投票総数２５票，これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち，有効投票２５票，無効投票０票で，有効投票のうち，徳峰一成君１２票，松下喜久雄君１３票，以上のとおりであります。
以上をもちまして本日の日程は終了しました。
９月８日午前９時３０分，本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。（午前１０時１８分）

第 3 回 定 例 会
平成22年 9 月 8 日
（第２日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

１番	師玉敏代君	２番	多田義一君
３番	橋口和仁君	４番	奈良博光君
５番	戸内恭次君	６番	平田勝三君
７番	向井俊夫君	８番	蘇　嘉瑞人君
９番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉　伸之君
13番	世門　光君	14番	関　誠之君
15番	三島　照君	16番	崎田信正君
17番	里　秀和君	18番	平　敬司君
19番	渡　京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥　輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄　勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与　勝広君	26番	叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所事務所長	高野匡雄君
笠利総合支所事務所長	塩崎博成君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	財政課長	安田義文君
企画調整課長	東　美佐夫君	市民部長	有川清貴君
税務課長	中　英信君	環境対策課長	高崎義也君
市民課長	徳田照久君	市民課長（笠利）	勢田哲央君
国保年金課長	倉井則裕君	福祉部長	福山　治君
高齢者福祉課長	小倉政浩君	高齢者福祉課長参事	元　優君
福祉政策課長	重久春光君	福祉政策課参事	浦口一弘君
自立支援課長	桜田秀勝君	産業振興部長	川口智範君

商水情報課長	則　敏光君	紬観光課長	日高達明君
農政局長	田丸友三郎君	農林振興課長	熊本三夫君
産業建設課長（住用）	澤　修平君	土地対策課長	奥　正幸君
建設部長	田中晃晶君	土木課長	砂守久義君
水道課長	義岡　出君	下水道課長	川上一弥君
教育事務局長	里中一彦君	教委総務課長	白坂　稔君
市民体育推進室長	山名純二君	笠利地域教育課長	島名　亨君
住用地域教育課長	山下隆光君	会計管理者	福　和久君
農委事務局長	山下　修君	選挙管理委員会委員長	久保忠義君
選挙管理委員会事務局長	圓　順次君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門　光君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２５人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（世門　光君）　本日の会議日程は，一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように質問者の間において御配慮を願いたいと思います。当局におかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

なお，第２回定例会において可決し公布されました議会基本条例に基づき，質疑や質問等論点等整理のため，反問権が市長等に認められました。このことを踏まえ，発言される議員におきましても反問がある際には明確なご答弁をお願いいたします。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，民主党　平田勝三君の発言を許可いたします。

６番（平田勝三君）　市民の皆様，議場の皆さん，おはようございます。民主党の平田勝三でございます。第３回定例会一般質問の初日，トップバッターとなりました。しばらくの間お付き合いいただきたいと思います。

この夏は，全国各地で猛暑日が続き，多くの方が熱中症にかかり，また自然界では動植物の生態系に異常をきたすなど，地球が嘆いているように思えてなりません。この奄美においては，大きな被害もなく夏が過ぎ去って行き，ほっとしているところです。町には，長い夏休みが終わり，新学期も始まり，行きかう子供たちの姿に新鮮さを感じます。我々市議会議員の任期もこの定例会が終了しますと，残すところ後１年となります。子どもたちに負けないよう，新鮮さをもって取り組んでいきたいと思います。中央政治では御存知のとおり，民主党の代表選が行われております。この代表選挙に対し，疑問やいろいろな方面から御指摘をいただいているところでございますが，この選挙は政権与党である民主党の今後の基軸と方向性，日本が向かうべき姿を決める大切な選挙であります。何とぞ御理解，そして今後ともさらなる御支援，御指示を賜りたいと存じます。

それでは通告に従って質問を行います。

民主党は人口減少，少子高齢化，また莫大な財政赤字という制約要因の中で，政権交代によって政策転換をすると，公共事業は抑制方向，コンクリートから人へ，そして実施するものについては選択と集中，そしてさらには成長分野に特化するものと従来から訴えてまいりました。この観点から港湾整備事業についても，去る８月３日，前原国土交通大臣より全国１０３ある重要港湾の中から，新規事業を行う港湾をさらに選択するとして４３重点港湾が指定港湾として発表されたところであります。鹿児島県においては，鹿児島港，志布志港，名瀬港の３港湾を要望されていたようですが，鹿児島港のみが選ばれました。貨物の取扱量実績，国際，国内海上運送網の拠点としての機能を持ち得ているのかの基本的選択基準に達しないとの観点から，重点港湾から漏れたということだと思います。奄美市としても期待をしていたことでしょうけども，名瀬港が重点港湾から漏れたことに対する御見解をお伺いしたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。早速でございますが，平田議員に答弁をさせていただきます。

名瀬港については，ただいま議員のお話のとおりでございます。全国で１０３あります重要港湾が，この度４３港湾に絞られるということを，事前にニュースを伺っておりましたので，当方におきまして

は県を通じ国土交通省に重点港湾の選定の要する要請要望書を提出してまいりました。しかしながら，議員ご案内のとおり鹿児島においては，鹿児島港のみが指定されたわけでございます。当名瀬港につきましては，離島の重要性，そして生活インフラとしての港の整備が必要であるということを強く訴えてまいりました。その結果，必要最小限のことについて，国は直轄事業を今後とも引き続いてやっていくと，同時に新規についてもそのような形で臨むということを伺っております。

先の前原大臣の中においても，名瀬港と具体的な名称をもって位置付けされております。そのようなことから，大変危ぐをいたしておりましたが，まずは安どしているというところでございます。なお，この件につきましては，国の九州地方整備局，鹿児島港湾，そして空港整備事務所，県はもとより国会議員の地元選出の先生方に大変お世話になったことを申し述べさせていただきたいと存じます。以上でございます。

６番（平田勝三君）　次の，２番と３番の順番を入れ替えてですね，３番目から先に質問したいと思いますけど，よろしいですか。

次の質問に入りますが，今，市長さんから御見解をいただきましたが，お話がありましたように重点港湾指定とは別にですね，離島に対する配慮，特別枠として指定を受けました。そして，その中で必要最小限の直轄での新規事業が担保されたと認識していますが，今後，離島としての生活インフラ構築に向けた整備計画が検討されているのか。されておればその計画内容というのをお示しいただきたいと思います。

建設部長（田中晃晶君）　おはようございます。ただいまのことにつきまして御答弁申し上げます。

今後の名瀬港の生活インフラ構築に向けた整備計画につきましては，名瀬新港における定期船の寄港時間が早朝と，それから夕方に集中するという状況にあります。そのようなことから，岸壁利用につきましては支障が生じているところであります。その理由といたしましては，コンテナ等の取扱い等が増大しておりまして，埠頭用地が狭隘になっているということでございます。また，この施設の老朽化も進んでいることから,改修の必要があるというのが状況であります。このような問題を解決するために，新港地区の岸壁に直線化と，それから耐震強化岸壁への改修を行うことが予定されているところであります。以上です。

６番（平田勝三君）　ありがとうございます。何点かの課題があるというふうにお伺いしましたが，この課題についてはもう既に国のほうには届けているということでよろしいんですかね。

建設部長（田中晃晶君）　名瀬港の港湾計画の下で作成をされて，それが計画しているというふうに我々は考えております。

６番（平田勝三君）　是非，この諸課題がですね，解決できるように行政，民間も一緒になってですね，取り組んでいければというふうに思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。重点港湾から漏れたことによって，マリンタウン計画への影響はあるのか。あるとすれば，その事項と対策をお伺いいたします。

建設部長（田中晃晶君）　ただいま申し上げましたが，名瀬港の整備につきましては，平成１６年の３月に名瀬港港湾計画改定を受けまして，現在，国と県，奄美市，３者で一体的に整備を進めているところでございます。お尋ねのマリンタウン事業につきましては，御承知のように県が耐震護岸と，それから後のほうに緑地，それからまだ未整備であります入舟から新港までの約４００メートルになりますが，臨港道路を整備します。その背後を奄美市の開発公社が埋め立てを行います。その中で，まちづくりと連携した組織の用地を確保いたしまして，広域的に港まちづくりを目指しているところであります。また，国の直轄事業につきましては，沖防波堤の平成１３年から平成２５年度までの計画で，その延長７

００メートルの整備を進めているところであります。以上のことから現状においては今回の重要港湾から漏れたということによるマリンタウン計画への影響はないものというふうに考えております。

６番（平田勝三君）　影響はないということですので，マリンタウン計画が個人的にはスムーズに進んでいくのを期待しておきたいというふうに思います。

次に質問に入ります。次の漁業振興について，水産物加工施設，和瀬のほうですけども，これについてお伺いいたします。

まずは，水産加工施設の事業目的について御説明をいただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　御質問の水産加工施設につきましては，和瀬地区の生産基盤と生活環境施設の整備を推進し，豊かな漁村再生を支援するため総事業費５億円，事業期間平成２０年から２５年度の漁村再生交付金事業の一環として建設されます。

施設整備の目的でございますが，和瀬地区はもともと漁業の盛んな地区でありながら，拠点となる施設等が十分にないためその整備を行い，水揚げの集約，加工品の開発，さらには販売促進により漁業収入の安定交渉，併せて地区の活性化を図ろうとするものでございます。なお，水産加工施設の概要は，鉄筋コンクリート１階建て，床面積１２０平方メートル，施設整備費は４，０００万円でございます。

６番（平田勝三君）　施設については理解しました。次に，質問に入ります。質問の２と３をまとめて質問いたします。

平成２３年４月に施設を稼働させるというふうに伺っておりますが，運営形態について直営で実施するのか，また指定管理，業務委託，民間運営，そのほかもろもろあると考えられますが，どの方式を選択していくのか。また，選択する方式の根拠，選択しない方式の理由をお聞かせいただきたいと思います。また，選択する施設運営に対する課題等はないのかについても，併せてお伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君）　運営形態及びその課題について，併せて御答弁いたします。

運営形態につきましては，現在検討中でございます。検討の中身としましては，直営による運営を中心に検討いたしております。その理由でございますが，漁村再生交付金事業，先ほど申し上げた事業でございますが，設置されました和瀬地区漁村再生協議会において，地元漁業の振興及び加工施設における地元雇用などによる活性化が期待されているため，住用町漁業従事者で組織されている住用漁業集落を主な施設の使用者として運営を行い，水産業の振興を図りたい旨の話がその場で出ております。

住用漁業集落につきましては，離島漁業再生支援交付金事業の活動を通しまして，昨年，加工品の営業許可を取得し，今年７月には東京都池袋東武デパートで開催されました奄美観光物産展にサワラの味噌漬けを出店し好評を得ております。住用漁業集落は，この水産加工所運営を見据えて水産加工品の製造や製品開発を行っておりますが，設立されたばかりで育成段階であり，施設の管理運営ができるだけの体力はまだ備わってないものと，私どもは今判断しております。

このような課題がありましたから，設立当初は市が直営し，住用町内外を問わず，企業から一般まで，あるいは団体，個人にかかわらずいろいろな用途で，多くの市民に利用いただき，まずは施設の稼働率を上げることが最良の運営方法ではないかと判断いたしております。

６番（平田勝三君）　ありがとうございます。直営を前提に検討しているということですけども，来年の４月稼働ですよね。ということは，この検討中か結論が出るのは大体いつごろを目処にということで考えていらっしゃいますか。

産業振興部長（川口智範君）　指定管理等に出す場合には，どうしても期間が要しますので，それ以前ということになりますと，どうしても１２月，あるいは予算要求をいたします１１月末までには運営方式

については部内で固めておきたいと，このように考えているところでございます。

６番（平田勝三君）　１１月末若しくは１２月ということでしょうけれども，私も是非直営でですね，運営するべきと，部長もおっしゃたけども，まだ体力が備わってないということから，自立するまでは直営でいきたいというお話でしたので，是非直営でですね，自立できるまで直営で対応していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。次に，施設を運営していく中で，漁業の漁場の水産力の向上に向けた取組，それから加工品の商品化と販売の在り方，地元での地産地消，そして奄美ブランドとしての商品化と販路開拓，そして拡大，先ほども話がありました一般市民への開放などなど，創意工夫を生かした取組が必要であるというふうに考えます。当然，先ほどお話がありましたように，これも集落協定が提携されているから交付対象となっているわけですけれども，逆に申しますとこれらの取組を一つ一つ克服することができれば，この加工施設が住用地区の基幹産業となれるのではないかというふうに考えますが，当施設の具体的取組と将来展望についてお伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君）　議員御提言のとおり漁業生産力の向上，市場ニーズに合う商品開発，地産地消，ブランド化による外貨の獲得，施設利用などは，施設運営の将来を見据えた場合，その一つ一つが大変重要な要素であると認識いたしております。現在は，住用漁業集落の製造販売する加工品は，サワラの味噌漬けのみでありますが，贈答品や物産展に向けた良品質で商品単価の高い加工品の種類を増やしていく必要があると考えております。実際，今年の７月に東京池袋東武百貨店で開催された物産展において，海産物の占める割合は３パーセントと大変低く，今後の物産展において伸びしろのある分野として開催店からも期待されているところです。

また，漁業集落の活動において，今年度中に多種多様に活用できる練り物加工の講習会を予定いたしております。さまざまな魚種に対応していく方針でもあります。これはつきあげやかまぼこなど，自社製品製造のほかに地産地消として学校給食やホテルなどに切り身やすり身などの一次加工品を供給できるよう視野に入れた動きでもございます。こうしたことにより流通の幅を広げることが可能となると考えております。離島漁業再生交付金事業が今年度からまた５年間延長になりました。この５年間のうちに加工施設の管理運営ができるまでに組織の体力強化を図っていきたいというふうに考えております。

また，先日行われた奄美漁協理事会において，奄美漁協住用支所が国道に面しております。販売所としての立地に適していることから，奄美漁協の水産物販売所を設置する計画が浮上していると聞いております。それによる商品及び加工原料の連携が図られ，製造所，販売所の相乗効果が生まれると私どもとしては期待しているところでございます。

６番（平田勝三君）　物産展でサワラの味噌漬けということですけども，今後ですね，この商品と言うんですか，そういうサワラ以外の商品が考えられているのか，見込めるのか，その付近まで教えてください。

産業振興部長（川口智範君）　今申し上げましたように，具体的な部分については練り物製品，これをまず何とかしたいというのが，私ども大きな思いでございます。そのために，先ほども申し上げましたように練り物をどのような形で作り上げていくのか，これを十分考えてまいりたいというふうに思ってます。

ただ，新たな商品開発という話になりましたら，なかなか特産品としての部分は難しい部分がございます。ただ，私も地域の特産品については，特産品開発のためにいわゆるストーリーをこれから作らなければならないというふうに考えておりますので，ストーリーと申し上げますのは，例えば原材料のこだわり，追求型にするのか，あるいは製造加工方法のこだわりを追及するのかなど，何点かの特産品開発の視点がございますので，このあたりを含めて，どういう方法がいいのか，今後検討させていただけ

ればと考えております。

６番（平田勝三君）　来年の４月に稼働というわけですから，今から検討はしてるんでしょうけども，早目の対策を取ってもらわないと，間に合わないという言い方は変でしょうけども，なかなかこの取組が進まないんじゃないかという気がします。是非，いろんな，例えば魚の種類とか，いろいろあるんでしょうけれども，今のうちから，例えば稚魚を放流するとかですね，いろんな方法，あるんでしょうから，是非早めの対策をお願いしたいというふうに思います。

それと，販売の在り方について漁協をというお話がありました。最後のほうにも御質問しようと思いましたが，この加工施設は販売そのものはできないんですよね。ということは，ものは作って，それを販売せんないかん分はすべて漁協さんにお願いすると，すべてというか，漁協さんを中心にお願いするというとらえ方でよろしいんですか。

産業振興部長（川口智範君）　先ほども若干説明いたしましたが，東武百貨店に物産展に参加するにあたって，販売許可業者としての営業許可を取得しているようでございますので，漁業集落もしくは個人それぞれが持っている営業許可，これを用いて販売についてはなされていくものだと考えておりますし，併せて先ほど申し上げた住用の役場の向かい側にある住用支所の方での販売等，いろいろ考えられるものだと考えております。

６番（平田勝三君）　東武百貨店という話ですけれども，やっぱり販路拡大というのが，やっぱり・・・農業のほうでも話が，この前出てきてましたけども，販路拡大というのが開拓と拡大ですね，そこが重要となると思うんですが，東武百貨店だけではですね，やっぱりシェアが狭いというか，そういうのではなかなか作っても販路が見当たらなければ収入も上がらないということになると思います。是非販路拡大をですね，していただきたいと思いますけども。それと，この奄美での販売の在り方，当然，漁協を中心にということでしたので，漁協さんのほうとタイアップするわけですども，漁協さんにだけ任すんでなくてですね，やっぱり行政のほうからも販売に対しても関わっていただきたいというふうに思います。当然，漁協さんのほうがそういうスキルは高いのかもしれませんが，行政も一体となることでですね，漁協の皆さんも組織そのものも活性化するんじゃないかというふうに思いますので，やっぱりそこは行政が本気で関わっていくということにしないと，やはり発展は見込まれないんじゃないかなというふうに考えますので，今後ですね，本気度を見せていただきたいというふうに思います。

それから次，地産地消はどういうふうに考えていますか。

産業振興部長（川口智範君）　まず，地産地消のほうからでございますが，先ほども申し上げたとおり一次加工品として練り物あるいは切り身，こういった部分についての取組を強めていきたいというふうに思っております。そういった出来上がった加工品をどういった形で市民の皆様にＰＲするのかという点でございます。今年の２月にシマ博というのがございました。この中でいろんなブランドとか，一集落１ブランドとか，こういったものを御紹介いたしております。こういった機会を捉えて，広く周知を図ってまいりたいというふうに考えております。議員がおっしゃるように，いわゆる地域特産物については，食べる機会とか経験する機会というのが，どうしても必要になろうかと思っておりますので，このあたりへの取組を強めてまいりたいと思っております。

あわせまして，住用のほうで，昨年，ヤムラランドというイベントもありました。そういったできるだけ人を呼び込むような形での経験をさせていただきたいというふうに考えているところです。

６番（平田勝三君）　これも地産地消も奄美での販路開拓，拡大も当然あるでしょうから，例えば学校給食の中でですね，ほかの水産加工物を扱っている会社さんには怒られるかもしれませんが，学校給食への提供とかですね，それからまた町の商店とかにもですね，いろいろ，スーパーですか，そういったと

ころとかもあると思うんですね。ですから，是非，住用のブランドというふうにして，まず，外に発するのも大事ですが，奄美市，当然奄美内，群島内での販路拡大，そして特にそれを地産地消としてですね，取り組んでいただきたいというふうに思いますので，ここは検討の余地があると思いますが，是非お願いしたいというふうに思います。

それと，一般市民への開放の在り方ですが，一般市民へも周知していきたいということでしたけれども，一般市民へはどのような形でこの施設を使えるようになるんですか。

産業振興部長（川口智範君）　施設につきましては，公の施設という形での考え方がございますので，当然，公の施設につきましては，設置及び管理に関する条例が必要でございます。１２月議会には管理条例を御提案いたしたいと考えております。その際に，利用の方法等については詳細に御説明申し上げたいというふうに考えております。

６番（平田勝三君）　はい，では，一般市民への開放もやりますということでいいわけですね。はい，じゃ，１２月の議会での楽しみにしておきたいというふうに思います。

次の質問，よろしいですか。先ほども部長のほうからお話がありました離島漁業再生支援交付金，これが平成１７年度でしたかね，から交付されていると思うんですけども，５年間。そして今年度からまた５年間延長になったという話ですけども，これまでどの分野にですね，どんな形で活用されてきたのか。そしてまた，この交付金を今年度どういうふうに活用していくのか，今年度以降ですね，活用していくのか示していただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　離党漁業再生支援交付金事業の対象としましては，三つの柱がございます。一つ目は漁場の生産力の向上と利用に関する話し合い，これは文字どおり漁業集落が独自でその地域の実情に合う活動計画を話し合う取組であります。二つ目に漁場の生産力の向上に関する取組，これは漁場の育成，整備を行い，漁獲高を上げるための取組です。これまで種苗放流，漁礁の設置，海岸清掃，サメの駆除等を行ってまいりました。三つ目に集落の創意工夫を生かした新たな取組といたしまして，今基本となっております加工品開発，伝統漁法であるサワラのつきんぼ漁のＰＲや観光を対象とした海洋レジャーなどの活動を行っております。

海洋レジャーについては，住用町連合青年団主催のヤムラランドツアーと連動して，シノホの滝を巡る海洋クルージングを行い，好評を博しております。平成２２年度につきましては，加工品であるサワラの味噌漬けの製造販売を中心に，先ほども申し上げたとおり，今後，練り物製品開発に向けた講習会を予定いたしております。以上でございます。

６番（平田勝三君）　この交付金は年額３４０万円ですよね。掛ける５年ということですが，幾らになりますか，合計金額でこの分は十分，交付金の中で対応されてきたとお考えですか。

産業振興部長（川口智範君）　十分であったかどうかという部分につきましては，ちょっと私も今反省はしておりません。ただ，今年度の部分で申し上げますと，住用漁業集落２５世帯でございます。これが３４０万円という形での数字になっております。全体計画の部分について，今，手元に数字をちょっと持ち合わせてないもんですから，そのときどきに応じて割り振りがあろうかと思っておりますので，その範囲内で，できるだけ効率的に，効果的に，効果が上がるように事業を推進してまいりたいと考えております。

６番（平田勝三君）　国の補助が１７０万円，市のほうから１７０万円ということですよね。ですよね。ですから，逆にそれで足りるんですか，支援しなくていいんですかという思いがあるんです。ですから，その予算で十分であるという，集落の皆さんからですね，足りないよとか，もっと支援してくれという

お話は出ていませんか。

産業振興部長（川口智範君）　漁業集落の皆さんから，具体的な話は今のところ私ども承っておりません。ただ，議員がおっしゃるように，必要な費用には当然私どもとしては，必要な費用については，当然予算化の中で，いろいろと協議してまいりたいと思いますし，今回の２２年度の３４０万円という数字につきましても，漁業集落の皆さんと話し合った結果，こういう形になっているものかと思っております。

併せて申し上げますと，名瀬のほうが３０世帯で４０８万円，笠利地区の漁業集落のほうが４０世帯で５４４万円という形で，本市としては今年度予算で１，２９２万円を計上しているところでございます。

６番（平田勝三君）　金の話になってしまいましたが，要望が上がって３４０万円じゃなくて，この制度自体が３４０万円ですよということで，その中でやっているわけですよね。この交付金の制度そのものは。だから，本当は，もっと皆さんにどんなことをしたいというのがあったときに，それは予算化を含めて検討していきたいということでいいわけですね。そこを，もしそういう要望があれば検討していきたいというとらえ方でよろしいですか。

産業振興部長（川口智範君）　漁業者の所得向上を図るという観点がはっきり見えるような事業，こういった当然３４０万円もそれを目指しているわけなんですけども，そういったこれ以外に見えてくるようなのがあれば，次年度以降についてもまずはこの交付金事業を行った上で，新たな発想，あるいは追加すべき部分があれば柔軟に対応させていただきたいというふうに考えております。

６番（平田勝三君）　分かりました。ありがとうございます。この漁業振興についての最後の質問に入りますが，先ほども言いましたけども，安定した運営，そしてまた自立的発展を図っていくためには，当然行政支援，それから，大学といいますか，専門大学の水産学部とか，そういった，いろいろとあると思いますね。それと，先進地といいますか，そういったところとの協力もあると思うんですが，連携，研究ですね，そういった専門的な機関との対応とかいうのは考えていらっしゃいませんか。

産業振興部長（川口智範君）　水産業や水産加工物の商品開発を含めた振興を図っていく上で，加工品の開発はもとよりでございますが，他の産業との連携や，新たな産業の確立など，多角的な視点というのは必要だと，私も議員同様，考えております。このことについて，今後，産学官連携による開発研究事業の導入や，行政の支援策も視野に入れて，検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また，併せまして，奄美漁協と名瀬漁協，ともにこれまで以上に連携強化を促して，最大限にこの加工施設の利用促進に努力してまいりたいというふうに考えております。

６番（平田勝三君）　是非，協力，連携，そういうのを是非取っていただいてですね，この施設が成就するように頑張っていただきたいと思いますが，最後に要望ですけれども，やはり施設を作ってですね，作ったのはいいけども，あとは変な言い方ですけども，箱物になってしまってはいけませんので，是非，やっぱり行政のですね，先ほど自立できるまでは直営でやっていきたいということもありましたが，是非，行政の本気度をですね，この水産加工施設を中心に見せていただきたい。そうすることが，やはり住用地区はなかなか厳しい状況にありますので，その本気度を見せていただいて，また住用の活性化に，是非，取り組んでいただきたいということを要望して次の質問に入ります。

最後の質問になります。人事交流についてお伺いいたします。

合併後，名瀬，住用，笠利，それぞれの総合支所間の人事交流が行われてきたわけですけども，これまでの人事交流人数についてお示しいただきたいというふうに思います。

総務部長（松元龍作君）　おはようございます。平田議員にお答えいたします。

まず，各支所間の交流人数についてでございますが，平成２２年の４月１日，今年の４月１日現在で，笠利支所から名瀬支所へは４７名，それから住用支所から名瀬支所へ３５名，名瀬支所から笠利支所へ２９名，それから名瀬支所から住用支所へ１５名となっており，現在１２６名程度の交流というふうになっております。

６番（平田勝三君）　この人事交流は，すべての職員といいますか，当然，今から自然退職というのもあるんでしょうけれども，すべての職員が異動するまで，人事交流というのは続けることになるのか。また，だとすればですね，いつごろまで大体かかりそうなのかをお示しください。

総務部長（松元龍作君）　現在行っている職員交流につきましては，合併の初期段階の交流ということで，この５年間いろいろと交流をやっておりますが，２２年度の職員人事異動についての目標といたしまして，おおむね配置される職員の，笠利と住用支所でございますが，３分の１程度を交流させようということでやっております。住用支所につきましては本年度で大体３分の１が終わっております。それと笠利はまだでございますけども，３分の１程度がまだ全部終わりますまでに，まだ年度はちょっとはっきり各年によっての人事の数がございますので，まだはっきり申し上げられませんが，住用については今年度で大体終わりと。今後は全部，全員ではなくて，通常の異動で少しずつ人事交流を図っていくということでございます。

６番（平田勝三君）　住用から名瀬に３５名，そして名瀬から住用に１５名，２０ぐらい減っております，減っているというか，そこはちょっと気になったからですね，交流人数をお伺いしたんですが，少しそこに気になるところであります。それはよしとして，この間の人事交流の効果がどういう形で表れているのかお示しください。

総務部長（松元龍作君）　人事交流についての効果でございますが，合併後の奄美市におきましては，新市としての一体感の一層の推進というのが，やはり一番重要なことだろうと思います。まず，行政サービスを行う職員自らが，奄美市職員としての一体感を持って各種の行政課題に取り組むことが必要と考えまして，職員間の相互理解，相互啓発体制の確立のために職員交流を現在行っているところでございます。

こうした交流を通しましての効果でございますが，それぞれ従来行っていましたそれぞれ地域で行ってました行政サービスのやり方が，サービスの平準化と申しましょうか，どこの支所に行っても同じサービスが受けられると，こういう効果が図られてきていると思います。さらには，旧市町村の枠にとらわれずに，奄美市職員としての３支所一丸となって課題に取り組む下地ができつつあるのではないかと，このように思っております。

６番（平田勝三君）　一体感もできたと，そしてまた下地もできたということですので，下地ということは，土台ができたわけですから，今から地域に帰ってそれをフルに活用していくということが効果として出てきたということでいいですね，今後のそれぞれの支所の期待も含めてですけども。分かりました。

次に入ります。笠利総合支所でも同様だとは思いますけれども，住用支所に特化して申し上げますと，これまで行ってきた地域づくり活動が低下してきたと，そしてまた，ひいては歴史，文化，各種伝統行事などが地域の特徴が薄れてきているということで，また，今度は職員が自発的に活動を支えてきたというのもありますが，このままでは担い手の確保ができないと。そしてまた住用は衰退していくんじゃないかという住民のですね，懸念する声も届いてきているところです。こういったのを含めてですね，先ほど話も，もう住用の場合は３分の１で，今年度でほぼ終了かなというお話でありましたが，もう一回確認させていただきますが，住用はもう従来のこれまでの人事交流というのはなくて，一般の希望転

勤という，いろいろあると思うんですが，そういったことで対応していくということで，確認ですがよろしいでしょうか。

総務部長（松元龍作君）　まず，人事交流についての若干課題が少しありますけれども，職員交流を続ける中で浮かんできました課題といたしまして，通勤距離の問題から住用と笠利間の直接の人事交流が今のところなかなか難しくて，できてないということがございます。それと，住用・笠利地区から名瀬地区へ職員が転居するケースが出てきております。人口の移動があったということです。ちなみに申し上げますと，笠利から名瀬に８名，それから住用から名瀬に９名，名瀬から住用に，名瀬から笠利に，それぞれ３名と，こういう方が居住地を移動させて住んでいらっしゃると，こういう事実がございますので，少ない所の方がこちらにいらっしゃると，またさらに少なくなるということがありますので，その辺の課題は若干抱えているということは事実でございます。

まず，人事異動に伴いまして職員が転居する場合も，今申し上げましたようにあるところですけれども，先ほどお答えしましたとおり，住用地区においては合併初期の，もう既に目標は達成をいたしておりましたので，今後は通常の人事交流，１回で１５名とか２０名とか，そういうものではなくて，通常の人事交流の中に，数的にはそう多くない人事異動が図られるものだと思っております。

住用の職員で名瀬支所に異動している職員につきましては，徐々に住用のほうに戻っていただくと，こういうように考えております。

それから，笠利支所についても同様でございますけれども，先ほど議員おっしゃいましたように，その地域の文化的な担い手とか，そういう地域の担い手が少なくなるということでございますけれども，地域の担い手として職員が大変大きな役割を果たしているものとは十分認識をいたしております。人事面でも御心配のような弊害が出ないように，極力配慮をしてまいりたいとは思っております。特に常々，市長からは地域の高齢化が進む中で，地域の文化，伝統を守り活性化を図るためには，特に職員の協力が必要であると，よく申されておりますので，部課長会議の中でもそういうことはお願いをしているところでございます。住用・笠利地区の出身職員が，今後ともそれぞれの地域の活動に協力をしていただけるよう，改めてお願いはしてまいりたいと，このように思っております。

６番（平田勝三君）　ありがとうございます。このことは行政，当局からの立場もあれば，職員からの立場もあるわけですから，やはりそういう考えをですね，しっかり職員の方にですね，伝えていただいて，やっぱり，名瀬に移られた方は，異動され移転された方はいるかも知れませんが，やはり地元に帰りたいという方々も結構いらっしゃるので，やはりしっかりした説明をですね，今日ので分かったと思いますが，また職場に帰られてしっかりした説明をしていただければ，また，一体感をもってやっていけるというふうに思いますので，是非お願いしたいというふうに思います。

最後に，最後の質問になります。最終的な各総合支所ごとの人員計画についてお伺いしたいと思います。それだけで結構です。よろしくお願いします。

総務部長（松元龍作君）　各支所の最終的な人員計画ということでございます。

まず，各支所の職員数をどのように考えているということですけれども，現在の職員の定数につきましえては，毎年度各課の業務予定表や要望などを含めて，組織定数をヒアリングを実施をして，その年ごとの各支所の職員数は決定をさせていただいております。その際の考え方といたしまして，合併協議会において合併後１０年間は企画管理部門だけは本庁に統合して，その他の基礎的行政サービス部門，これについてはそれぞれの支所に残す総合支所方式を決定をして，今それを堅持をいたしているところでございます。したがいまして，総合支所としての機能の維持を含めた基礎的行政サービスに係る部門と，短期のプロジェクト的業務に分けて，３地域の均衡ある発展を基本に，組織定数を決定をしておりまして，本年度においては各現在支所に配置されている職員数が，支所機能維持に必要な職員定数だと，今の現在ではそのように考えております。

６番（平田勝三君）　現時点では今の配置人員ということですね。将来的に人員計画というのが，よく言われております６００人余りとか。各支所ごとのそういう展望は，人員計画のは，今後出てくるんですか。人員計画の中で。

総務部長（松元龍作君）　今後，どうしても行財政改革の中で，やはり行政のスリム化が問われておりますので，今から今後の先としては，現人員は減ってくるものだろうとは思っております。しかし，先ほど申し上げましたような，基礎的サービスができないような，そういう体制は取らない総合支所方式でそのまま維持をしていくという前提がございまして，最終的な職員数につきましては，今後示されます定員適正計画というのを，今現在作っております。その前で，ちょっと出来上がりつつあったんですが，国のほうから定年制の延長の話がまたちょっと出てきましたもんですから，それに合わせて今定員適正計画を作っておりますので，それができた際には，その各支所間，本庁，それぞれ含めて定数をお示しすることができると，このように思っております。

６番（平田勝三君）　近いうちにそれはまた出てくると思うんですが，名瀬総合支所，笠利総合支所，住用支所で，人員は何名，というのが明確にされるということでよろしいですね。その際ですね，最後の質問になります。ちょっと幼稚な質問になるかも知れませんが，職員がそれぞれの支所を希望して，当然，人員の増減がでますよね。そういったときなんかは，どういった対処をされるとお考えですか。

総務部長（松元龍作君）　今，職員の希望につきましては，先ほども申し上げましたように，定数人事ヒアリングの中で，それぞれ話もいたしますし，それから個人から異動希望も聴取をいたします。その中に，今おっしゃられたように，例えば自分は出身が住用であるから住用に帰りたいという希望もたくさんあろうかとございますが，ただし，それは人員の関係がございますので，例えば１０人帰りたいけども，空きが例えば５名しかなかったと，じゃ，５名はどうするんだということなんですけども，そういうことも含めまして適正な人事異動，人事配置をさせていただきたいと，なるべく個人の希望に添えるように頑張ってみたいとは思っております。

６番（平田勝三君）　この異動というのがやっぱり，労働者というか，働く人からすると，一番根底にあるものだと思うんですよ。ですからやっぱり，それが不安定だと，仕事にも不安をきたすわけで，不安が出るわけですから，そしてまたそれが，さっきから言われる一体感とか，またそれをせっかく作り上げてきたのに，そういうことでそれが少し元に戻るということがないようにですね，やはり職員の意見を基本に聞きながら，また，当局も考えも十分説明していただいて，うまい形で職員が納得していただく形で，是非対応していただきたいというふうにお願いして私の質問を終了します。

議長（世門　光君）　以上で民主党　平田勝三君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時２５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

次に，公明党　大迫勝史君の発言を許可いたします。

２４番（大迫勝史君）　議場の皆様おはようございます。公明党の大迫勝史です。

はじめに，全国的に猛暑被害が深刻であります。７月１７日から８月３０日までに，熱中症がきっかけとみられる死者が，全国で４９６人に上ることが警察，消防に対する時事通信社の取材で分かったそうです。気象庁の統計では，沖縄，奄美を除く全国の地域で戦後最高記録の猛暑になり，地球温暖化の

影響の甚大さが改めて想起されます。公明党は救急医療活動の強化，小・中学校のエコスクール，クールスクール事業の展開，地域社会の共同的仕組みの形成，農畜産物の被害対策，熱を有効利用する活熱に向けた具体策など，９項目の猛暑対策ビジョン２０１０を９月１日に発表したところです。一方で，地方も国も長引く景気低迷にあえぐ中，民主党代表選で与党はヒートアップし，政治空白の状態の中で円高，株安は続き，政府は８月３０日に追加経済対策の基本方針を設定しましたが，その対応は余りにも遅く，中身も日本経済を正常軌道に乗せるには力不足と，日経新聞等に指摘されております。デフレ脱却に向けた金融緩和政策実現を１日も早く，党派を超え，真に国民の声を聞く政治力を発揮していただくように，新しい指導者に望むところであります。

それでは通告に従い，質問をいたします。

来年度に向けた予算の取組が始まると思いますが，２０１０年度の本市の当初予算の自主財源は１８．４パーセントでありました。来年度予算編成に向けて自主財源確保の取組と見通しを伺います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君）　それでは大迫議員にお答えをいたします。

まず最初に，当初予算の自主財源比率が減少した主な要因について申し上げますと，自主財源である市税，繰入金，諸収入が減少し，依存財源である地方交付税，国・県支出金が増加したという結果によるものでございました。市税の減少につきましては，景気の後退等による全国的な動向でございましたし，繰入金については補償金免除，繰上償還の財源とした減債基金繰入金が前年度で終了したことによるものでございまして，諸収入については紬販路開拓資金貸付金の減少によるものでありました。一方依存財源につきましては，地方交付税が大幅に伸び，国・県支出金については，国が重点施策といたしました子ども手当や雇用対策，あるいは生活保護費の伸びなどに伴うものでございました。これらのことにより，相対的に自主財源比率が減少したことになりますが，このことは全国的な景気の低迷に加え，国の政策によってこれまで以上に国の財源が地方に配分されたことでございまして，他の自治体も同様の傾向であったものと理解をいたしております。

これらのことから，自主財源比率の減少をもってのみ財政基盤がぜい弱になったとの議論は，一概に言えないものと考えてはおりますけれども，市税や使用料などの安定した財源が減少することは危ぐすべききとだと認識をいたしております。

このことへの対策といたしまして，今年度予算においては子育て支援，雇用対策，産業の活性化，公共事業の確保など，市民経済の回復や活性化のための予算を盛り込んだところでございます。

現在，これらの施策に鋭意取り組んでいる最中でございますが，このことが雇用の安定と市民経済の回復につながり，市税をはじめとした自主財源の確保に好結果をもたらすことを期待をいたしているところでございます。

また，来年度の見通しということでございますが，非常に国が財政上厳しい中でございますけども，地方交付税の伸びなどの期待をする中，景気回復への期待と併せて，市税や使用料等の徴収率向上にも取り組みまして，自主財源の増収に努めてまいりたいと考えております。

２４番（大迫勝史君）　全く，私もそのとおりだと思います。取り組み方よろしくお願い申し上げます。

それでは，過日奄振の概算要求が国交省で発表されましたが，この予算確保のための奄振のですね，取組とこれまでの取組と，また，これからの取組，そして町村会との連携について御質問いたします。

市長（朝山　毅君）　大迫議員にお答えいたします。

御質問の奄美群島振興開発事業予算の確保につきましては，奄美市のみならず，奄美群島全体の自立的発展の実現に向け，非常に重要な取組を必要で，一つでございます。そのため，毎年予算の確保をは

じめ，税制の改正，そして各種制度の拡充など，奄美群島１２市町村において市町村長会，市町村議長会，奄美群島広域事務組合が一体となって，例年要望活動を行っております。今年度の取組を具体的に申し上げますと，去る７月１５日，奄美群島農業農村整備推進協議会より県選出国会議員に農業農村整備事業関連の要望活動を行っております。このことにつきましては，昨年非常に全国的でありますが，特に奄美群島においても農業農村整備の予算が削減されましたので，強く要望を行ったところであります。

また，７月２８日には，群島の市町村長会，そして議長会により，国土交通省，農林水産省などの関係省庁をはじめ，県選出国会議員の方々に対し，奄振事業推進のための予算の確保，産業振興における税制の延長と拡充，また離島地域の格差是正のための航空運賃の引下げ，消費税や揮発油税の軽減措置などの奄美群島の自立的発展に向けた島づくりを進めていくため，あらゆる分野の項目３４項目の要望を行っております。また，概算要求の締め切り間近の８月３１日，民主党の幹事長室，そして国土交通省並びに農林水産省などを訪問し，与党の副幹事長，そして農林水産大臣を直接お会いいたしまして，要望を行ったところでございます。

その結果，議員もお話になりましたとおり，８月３１日に発表された来年度の概算要求では，地元要望の満額とは届きませんでしたが，公共事業予算は全国の他地域と比べ，高い伸び率であります。また，非公共事業予算は対前年度比１３０パーセントと，高い伸び率の要求額が示されたことから，奄美群島振興事業の必要性につきまして御理解いただいたものと考えているところでございます。ただし，今後は特別枠の配分に伴う政策コンテストや財務省の査定など，予算編成まで流動的な面もございますので，引き続き関係各位，一丸となって要求額が満額確保できるように要請，要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。したがいまして，議会の皆さんをはじめ，関係の皆様方にこれからも一丸となっての活動をよろしくお願い申し上げるところでございます。以上であります。

２４番（大迫勝史君）　この民主党中心政権，民主党政権になってから，立ち上がり当初，陳情の受け方の対応が前政権とは違うやに感じてましたが，その状況は今改善されているということですか，さっき今の市長の答弁をお聞きしますと，いかがでしょうか。

市長（朝山　毅君）　昨年の政権から去る６月に政権がまた変わりました。その中で，私もささやかな期間であり，経験でございますが，１０年前，また３年前，４年前とは，明らかに予算の要望活動が違っておることは事実であります。昨年，政権発足当初は，各省庁の予算要望については，大変役所の皆さん方も戸惑いをいたしておりました。同様に，やはり何十年の形が変わったわけでありますから，官僚においても戸惑いがありましたでしょうし，私どもについてもどのような形で直接政府のほうに思いを届けるかということについて戸惑いがあったことも事実であります。

しかしながら，やはり県選出の国会議員，鹿児島県の与党の議員などの御配慮等もございまして，政務三役に直接届ける機会もございましたが，すべての要望活動でそのような形は取れませんでしたけれども，一部の陳情要請活動の中においてはそのような形も整えていただきました。

そしてその後，今年の６月，予算概算要求は財務省に提出されたわけでありますが，直前の農林水産大臣と直接お会いできたということも，やはりその御配慮の上にあったかと思います。初めて私どもも郡内市町村長も直接所管大臣にお会いできたということは，今回初めてであろうと思います。そのようなことを考えますと，政務三役による予算，そしてまた各要請活動の取りまとめという形が，若干緩和されたかなと言いますか，緩くなったかなという思いを実感したところでもございます。

今後はどのような形になるか，まだ定かでございませんが，要望活動については年末までに，また，いろんな流動的な一面もございますから，今後も続けてまいる所存でございます。以上，少しばかり私どものニュアンスと言いますか，感じが変わってきたことは実感したところでもございます。

２４番（大迫勝史君）　ただいまの答弁で，陳情活動の重要性をよく理解いたしました。先ほど市長のほ

うからございました概算要求の特別枠２５億円の推移でございますが，これがもし割り込んだ場合の対応はいかがお考えでしょうか。

総務部長（松元龍作君）　特別枠のお話でございますが，御承知のとおり財務省から各省庁に一律に１０パーセントのカットを話されました。その１０パーセントカット枠を満たした省庁につきましては，特別枠として１兆円程度でございましたけれども，そういう特別に要望ができると，ただし現実的には３兆円程度の要望が出たそうでございますけれども，そのことにつきましては，今回の概算要求の組み替え基準においてただいま申し上げましたその特別枠でございますけれども，その配分につきましては政策の優先順位付けを行う政策コンテストを実施をいたしましして，その優先順位に基づいて，最終的には総理大臣が判断をして決めていくと，こういう手順になっているようでございます。

８月の３１日に発表されました奄振予算の概算要求額の特別枠といたしまして，公共事業費で２５億７，９００万円，非公共事業で約６，８００万円の２６億４，７００万円が計上をされております。この特別枠に計上されました予算につきましては，当然奄美群島の振興を図る上で必要な予算でありまして，要望段階から必要性や効果などを十分に説明をしてきたところでございます。今後とも継続して予算要求額の満額確保に向けて，強く要望してまいりたいと考えております。

御質問のもし仮にこういう特別枠が割り込んだ場合ということでございますが，事業の進ちょくに影響を及ぼすことがあると危ぐをいたしておりますので，その影響を最小限に抑えるためにも，補正予算等含めまして，今後の予算要求において，もし割り込むことがございましたら，早期復元に向けてお願いをするということで考えております。

２４番（大迫勝史君）　この特別枠の２５億円，何とか概算要求どおり通ることを郡民一同望んでいるところだと思います。

次に，③でございますが，市長のマニフェスト実現のために今年度予算の中にも随所に組み込まれておりましたが，また緒についた段階であると思います。進ちょく率は年次ごとにですね，市民に示していく方向でそういう広報等できないものか伺います。

総務部長（松元龍作君）　マニフェストの検証ということになろうかと思いますが，去る３月議会で平成２２年度の予算を御承認をいただきまして，現在までマニフェストの実現に向けて取組を進めてまいっているところでございます。本年度も間もなく折り返しに差しかかるところでございますが，皆様とのお約束を着実に果たしていくためにも，年度の残り分につきましても気を緩めることなく事務事業の執行に努めて，初年度予算の効果を上げてまいるべく職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

ただいま議員から御提言をいただきましたマニフェストに対する進ちょく状況についてでございますが，まず，今現在取り組んでいる事業につきましても，いろんな事業がございまして，それをすべて数値化することができるのか，それともほかの方法でお示しをするほうが妥当なのか，この辺はちょっと検証をさせていただきたいと思っております。それと毎年それをやるのか，それとも４年の任期の例えば半分でやるのか，その辺も含めて，今後検討していきたいと思っておりますが，いずれにいたしましても達成の状況につきましては，しかるべき時期に皆様のほうにきちっと説明をさせていただきたいと，このように考えておりますので，よろしくお願いを申しあげます。

２４番（大迫勝史君）　おっしゃることもっともだと思います。確かに何パーセントとかですね，そういう抽象的な数字だと，なかなか分かりにくいと思いますので，こういう市長のマニフェストのこの項目，この項目はしっかりこういう状況でやりました，やりつつありますとか，そういう分かりやすいですね，市民に対するアピールも必要だと思います。毎年と言いましたが，確かに毎年でいいのか，県知事のほうも確か任期の途中で，２年目ぐらいでやったと思われますが，是非，なるべくやりやすい方法でやっ

ていただけたらと思います。

それから，次の質問に移りますが，第二次行政改革大綱の中でですね，広域行政の進展に努めるとありますが，その現状を伺います。市地域にとらわれない施策の重要性を踏まえ，広域的な行政サービスの研究，推進に努めるという部分の具体的な取組状況ですね，お教え願います。

総務部長（松元龍作君）　広域行政の推進につきましては，行政市民サービスの部門をはじめ，事業やイベント開催など幅広い分野での取組がなされているのは御承知のとおりでございます。広域行政や市町村共同の事例を上げてみますと，奄美群島の政界自然遺産登録に向けた広域的取組，それから農業，観光，情報の重点三分野における振興計画基本方針の共同策定，ＩＣＴふるさと元気事業地域協議会におけるＩＣＴ技術を活用した公共サービス向上に向けた検討などが，現在共同で取り組まれておるところでございます。また，共同事業やイベントの開催の事例といたしましては，島コンシェルジュ人材育成事業による他市町村を含めた歴史・文化・自然への理解を深める取組や，奄美シマ博覧会の開催による新たな観光資源の開発受入体制整備の取組，奄美大島チャレンジスポーツ運営協議会によるチャレンジサイクル，ジャングルトレールランなどの大会運営など，奄美大島の５市町村が協力して広域的な事業やイベントを現在展開させているところでございます。

今後とも世界自然遺産や健康長寿重点産業振興などといった，市町村を超えて奄美地域に共通するテーマをとらえた取組や，単独市町村ではなし得ないような大規模イベントの実施など，スケールメリットが生かされる広域行政の推進を更に進めてまいりたいと，このように思っております。

２４番（大迫勝史君）　シマコンシェルジェ，これは大体市民にも周知されていると思いますが，シマ博とかですね，ジャングルトレール，これとか，今総務部長がおっしゃったイベント，取組，またやっているというのは，携わっている方，またその競技に参加される方はもちろんだと思いますが，今一つですね，市民に対しての周知がどうかなと思うところもありますので，その辺のＰＲ等，そういうことにもちょっとお考えをいただきたいと思います。

次はですね，少し関連いたしますが，次の質問，奄美まつりに総括について伺います。奄美まつり期間中の流入人口，そして経済効果等は把握できているのか。また，費用対効果について伺います。

産業振興部長（川口智範君）　奄美まつりにつきましては，奄美の夏の風物詩ともいえる群島一の祭りでございます。祭りの期間中の流入人口につきましては，摂南大学，関西奄美会を始めとした奄美まつりのために来られる観光客や，近隣町村からの観客が相当数いらっしゃることは承知いたしております。市内のホテルや航空会社等からも期間中の観光客の多さを耳にしておりますが，把握の方法など課題もあり，これといった確実な数字は把握できてないのが現状でございます。御理解いただきたいと思います。

また，参加者や観客が祭りの準備や期間中に抽出金額を考えますと，議員おっしゃるとおり相当な経済効果が費用対効果はかなり高いものと想定はいたしております。これについても具体的な数値としては今把握はしておりません。ただ，今後，他の祭りでの経済効果の測定方法についての例等を研究させていただいて，私どもとしても経済効果を把握していきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

２４番（大迫勝史君）　はい，分かりました。期間中の流入人口というのは，確実なのじゃなくても，出口入口でですね，概算でも，概数でも把握できないものかなとは思う感じがしますが，あと，パレードの内容についてですね，今一つ何か物足りないという感じはよく聞かれることでありますが，その辺のですね，企画等も広く市民に公募をかけるとかしてですね，ちょっと考えていただきたいと思います。

次に，祭りを楽しむために，地元に人，入ってくる人含めてですが，本島全体の人の動線を考えてですね，祭り自体がバッティングしないように，他の町村とのですね，連携はできるものかどうかお伺い

いたします。

産業振興部長（川口智範君）　祭りの日程について，他の町村との連携はできないかということでございますが，本島５市町村にうち御承知のとおり七つの祭りは７月末から８月末にかけて開催されております。

奄美まつりと宇検村の焼内どんと祭り，あやまる祭りと瀬戸内町の港祭りの日程が重なっております。祭りは地域特有で歴史もございます。また，青年団や協賛会といった地域ぐるみでの行事であることから，ただちに連携ということは難しいと思いますが，将来，広域的な取組として連携を図ることができないか，今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

２４番（大迫勝史君）　地域間交流でそういうこともよく考えていただきたいと思います。

次にですね，今年から舟漕ぎ競争の場所がですね，変わりまして，新コースでの開催になりましたが，選手や関係者の評価はいかがなもんだったか，いい評価，悪い評価含めてお聞きいたします。

産業振興部長（川口智範君）　舟漕ぎ競争につきましては，今年会場を佐大熊地区に移し，初めての大会でございました。選手や関係者からはコースによっていろいろと御意見があるようでございます。今，私ども整理を進めているところでございます。また一方では観客の声としては，臨港大橋からの観戦につきましてはおおむね好評でありました。そのほか，主催者に届いてない御意見等もあろうかと思っております。今後各方面からの御意見に耳を傾け，改善すべき点がありましたら，次年度以降積極的に対処してまいりたいと考えております。

２４番（大迫勝史君）　もう２，３年になると思いますが，２位上がりがなくなってですね，おもしろみに欠けるという声をよく聞きますが，元に戻せる可能性というのはないでしょうか。

産業振興部長（川口智範君）　現在，舟漕ぎ競争では，２回戦の進出は議員おっしゃるとおり，各組１チームプラス１回戦タイム上位１０チームとなっております。４２回奄美まつり，平成１７年度までは議員御指摘のとおり，２回戦進出については各組２位までとなっておりました。この変更は，平成１３年度から実施したわけでございますが，その理由としましては舟漕ぎ競争大会と八月踊りを同日に実施したことにより，時間的な制約が生じたからのものでございます。それまでは，祭り最終日に八月踊りを実施しておりましたが，旧盆の送りの日と重なり，前日の土曜日開催が八月踊りに参加される方から土曜日開催が強く要望され，これにこたえたものでございます。舟漕ぎ競争大会については，本当に根強い人気がありまして，例年２００チーム，２００を超えるチームの参加をいただいております。大会運営，また町での日程表の措置でありますが，今後は参加者や舟漕ぎ協会とも意見交換を行う中で，よい方法がないのか検討してまいりたいと思います。

２４番（大迫勝史君）　はい，分かりました。それで，舟漕ぎ競争というこのネーミングについてでありますが，何かこの，奄美独特なですね，呼び方，呼称・・考えられないか。沖縄ではハーリーとか言いますし，長崎ではドラゴンレース，そして笠利のほうでもやっぱり方言でフナシブとか言いますよね。ああいうふうな舟漕ぎ競争，徒競走，運動会みたいな感じがいつもしてちょっと違和感があるんですが，昔からそう言っていたのかも含めてですね，ちょっとお答えいただけませんでしょうか。ネーミングとして公募を含めて検討できるかできないか，併せてお願いいたします。

産業振興部長（川口智範君）　舟漕ぎ競争というネーミングにつきましては，長く使われてきた経緯や市民にも親しまれているというふうに私ども考えているところですが，変更については今のところ慎重にならざるを得ないと考えております。しかし，議員御指摘のように，奄美独特な呼称という意見が市民

の皆様に広くあるようであれば，その部分について検討させていただきたいというふうに考えております。

２４番（大迫勝史君）　次の質問に移らさせていただきます。

福祉行政でございますが，今年の本市における高齢者や幼児の熱中症の発生状況はどうか。今年は沖縄，奄美以外は，戦後最も気温の高いスーパー猛暑の年といわれていますが，今回，本市における高齢者，乳幼児の熱中症の発生状況及び対策についてお伺いします。

市民部長（有川清貴君）　皆さん，お疲れ様です。熱中症の発生状況について御質問でございますのでお答えしたいと思います。

去る７月１日から８月３１日までの大島地区消防組合管内における熱中症とみられる症状で搬送された人数につきましては３９人で，うち奄美市においては２３人，地区ごとにしますと名瀬地区１７人，笠利地区５人，住用地区１人で，そのうち６５歳以上が１０人で，地区ごとは名瀬地区５人，笠利地区４人，住用地区１人，６５歳未満につきましては１３人で地区ごとでは名瀬地区１２人，笠利地区１人，住用地区０人ということでございます。

その対策等につきましては，幼児については乳幼児健診時に，一般市民に対してはバランスの取れた食事，体温管理，水分補給，通気性のよい服装，暑い中でのむりな運動を避けるなど，その予防対策について市の広報紙等で啓発を努めております。また，在宅介護の方につきましても，ヘルパーの訪問等を通じて体温，室温の管理等についても十分注意するよう指導管理しているところでございます。以上です。

２４番（大迫勝史君）　テレビ等の報道で見聞きしたんですけど，お年寄りの中にはクーラーを嫌がる方もいらっしゃいまして，それを適正な使い方とかですね，含めて指導をよろしくお願いしたいと思います。

次に，高齢者の行方不明問題が全国で多発しておりますが，本市でも１２０歳以上が１４５人，１００歳以上では５０８人に及ぶ実態をどう受けとめているか。また，調査をしたのか。そして原因も含めて伺いたいと思います。

市民部長（有川清貴君）　高齢者の所在不明問題についてお答えします。

議員御指摘のとおり，全国の多くの市町村で高齢者の所在が不明となっている問題が報道されています。奄美市においてもこの報道を受け，調査を行った結果，奄美市に戸籍を有する方の中で，所在不明者は１００歳以上で５０８人，うち１２０歳以上の方が１４５人になっています。なお，この人数はあくまでも戸籍上の人数であって，住民基本台帳上の人数ではないことを申し添えておきます。

次に，このことの原因としまして，次の三つが，３点が考えられると思います。まず１点目が，戦後米軍統治下で本土と分断された間，奄美と本土，それぞれ戸籍を有する二重戸籍の存在によって本土の戸籍は消除されたが，奄美の戸籍は消除されずにそのまま残っているケース，２点目は，戦時中の混乱期に死亡が確認できなかったケースや死亡が確認されてもその通知が送付されてこなかったケース，３点目が行旅死亡人として死亡した方が住所も本籍も不明のまま本籍に死亡の通知が送付されてこなかったケースなどが考えられます。今後の対策としましては，戸籍上１００歳以上で所在不明の者については，法務局の許可を得て職権で消除することができますので，法務局と協議し，早急にその手続きを実施してまいりたいと考えております。

２４番（大迫勝史君）　この戸籍業務にかかわる職員の方々が，この問題を知らなかったということはないと思います。何ゆえ放置されてきたのか疑問に思いますが，この２００８年に電算システムを導入した際に，民間業者に移行作業を委託したと聞いておりますが，このときに何らかの形でですね，チェッ

ク抽出できなかったものか，そういうことについていかがでしょうか。

市民部長（有川清貴君）　２００８年戸籍の電算システム導入の際に，所在不明者の把握はできなかったのかといった御質問ですが，確認しましたところ，委託業者からも高齢者の所在不明者の報告はなかったもので，私どもも対応できなかったということでございます。以上です。

２４番（大迫勝史君）　本島内では，大和村や宇検村のように，定期的に所在不明の１００歳以上の高齢者を対象に管轄法務局の事実調査の上，高齢者消除の手続きを行っている自治体もあり，県単位では島根県が今回の事例はゼロ件だということです。本市では，先ほどもちょっと先ほどの質問と重なりますけれども，なぜこの実態を放置されてきたのか伺います。

市民部長（有川清貴君）　高齢者消除の手続きはされなかったかということですが，戸籍の電算システム導入以前にですね，６万６，０００人余りの戸籍の中から所在不明者を調査することは困難であったということですね。また，米軍統治下の二重戸籍の問題で，現在でも年間に数件の割合で戸籍訂正が行われておりまして，積極的には高齢者消除が行われなかったことが考えられると思います。

２４番（大迫勝史君）　先ほど所在不明者の中に行旅死亡人，行方不明になってどこでどうなったか分からない方も含まれると伺いましたが，それについては結構ですが，それからですね，居住実態がないのに住民基本台帳から削除されずに，年金が支払われ続けている実態がないかどうか，調査したことはないのか伺います。これは管轄外だとは思いますが。

市民部長（有川清貴君）　所在不明者の中には，行旅死亡人が存在するのかとの御質問ですが，先ほども述べましたように，所在不明者の中に行旅死亡人が含まれております。また，年金の不正受給の実態につきましては，住民基本台帳上の１００歳以上の高齢者は奄美市に４３人いらっしゃいます。担当によって実態調査を行い，４３人全員の所在が確認されています。また，年金も調査を行った結果，年金の不正受給はないということでございます。以上でございます。

２４番（大迫勝史君）　適正だということで理解いたします。

次に，②の地域見守りネットワーク支援制度について伺います。この制度は６０歳以上の，６５歳以上の高齢者のみの世帯や要介護者，身障者の方々を地域の共助，行政の公助のために情報を共有して見守る制度で，大変すばらしいことであると思います。現在，民生委員さんによる対象者の同意を得る戸別訪問が行われていると思いますが，その進ちょく状況をお聞かせください。

総務部長（松元龍作君）　御質問の地域見守りネットワークの支援制度の進ちょく状況についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり，この支援制度につきましては，本人の同意に基づいて市役所のほうに申請登録をしていただいて，その個人情報を地域，つまり自治会とか町内会で把握をして活用することで，高齢者の孤立や災害時の避難支援を行うという制度でございます。まず，この本制度の趣旨を御理解いただくために，広報紙や奄美市のホームページを活用いたしまして広報を行っているところでございます。今年の４月から５月にかけまして，自治会，町内会長さんや民生委員さんへの説明会を行いました。その結果，現在，住用・笠利両地区の全地域と，それから名瀬地区の８自治会から御賛同をいただいております。

その後，民生委員さんによる戸別訪問を行っていただいておりますが，現在は地区ごとに申請受付を行っている段階でございまして，笠利地区では対象者の約８割ほどが提出済みでございます。住用地区におきましては全地域において提出をされたところでございます。名瀬地区でも賛同いただきました八

つの自治会から今月中に申請書を上げていただく予定にいたしております。今後のスケジュールといたしましては，申請後の要援護者の台帳を作成して，本年度内には地域への情報提供を行う予定をいたしております。以上でございます。

２４番（大迫勝史君）　これは，この市の単独事業は大変いいことだと思いますが，この住用・笠利は全域，そして名瀬は８地域，この実施範囲は名瀬の８地域ということですが，８地域以外の市内全地域が対象にはなっていないのか。また，手を上げてないということですけれども，それについての対応はどうするのか。もし，それまで名瀬市内全域もやるとしたらどのくらいの時間的な問題があるのかお聞かせください。

総務部長（松元龍作君）　この制度については，議員おっしゃるとおり奄美市域全域を対象にいたしておりますので，なるべく早い段階で全地域に広がるように努力はしてまいりたいと思いますが，まだ現在名瀬地区においても賛同を得られないと申しますか，要するにこの本制度の趣旨が十分理解をされていないこととか，それから個人情報の流出により，ほかの，悪用されないかなと，この制度に関する御理解が十分まだ生かされてない面もございますので，啓発活動を十分行いまして，またいつまでとは現在のところ申し上げられませんが，極力早い時期に全地域がこの制度に加入していただくように努力を続けてまいりたいと，このように思います。

２４番（大迫勝史君）　是非頑張ってください。

それでは次の，民生委員の定数確保と適正配置ができているのかお聞きしますが，１０万人以下の市では１人で１２０世帯から２８０世帯を受け持つようですが，本市では受け持ち世帯数の数は妥当なのか。それと冒頭言いました定数確保と適正配置についてお伺いいたします。

福祉部長（福山　治君）　議員御案内のとおり，奄美市の人口による民生委員の定数は１２０から２８０世帯ごと１人となっております。本市の定数は１３５地区１４２名でございます。現在の充足数は１３８名でありますが，不在地区については隣接地区の委員の皆さんにカバーしていただいている現状でございます。本市は合併前からの地区割できておりまして，農村部は集落ごとに１名，市街地は，名瀬市街地は町の世帯数を勘案した人数となっております。

本市の場合，地区における慣習や地域行事等の違いや地理的背景などから一律に配置基準どおりとはまいりませんが，特に現在浦上地区において約１人で８００世帯となっており，地区割の細分化が課題となっております。そのような状況ではございますが，今年は３年に１度の民生委員の改選の年となっておりまして，奄美市民生委員，児童委員の協議会連合会におきまして，適正配置についての検討がなされて，改善に向けた取組が行われている最中でございますので，御理解のほどよろしくお願いします。

２４番（大迫勝史君）　はい，よく理解いたしました。この民生委員さんですね，大変，先ほどの地域の支援ネットワークのお仕事とか，赤十字の募金のお仕事とか，さまざまな活動を行っておりますが，民生委員の皆さんのですね，活動状況，こういうのがやっぱり一般市民によく理解されているのかどうか，民生委員さんのですね，活動状況，そういう地域貢献の貢献度とかですね，そういうのをもっと広報紙でも紹介すべきではないかと思いますが，いかがでしょうか。

福祉部長（福山　治君）　この民生委員の活動につきましては，皆さん，市民も含めて非常に重要な活動をされていると，また，大変な仕事を無報酬でやっているということについては認知がされているところでございますが，この広報活動につきましては，今後，あなたの地区の民生委員はだれだれですよというような方法で，民生委員の名前については，広報について積極的に取り組んでいきたいと。

もう一つはこの活動の内容につきましてですね，何とか広報もしたいと考えてはいますが，ただ，広

報することによって，今でさえもなり手が非常に少ないと，二の足を踏んで，お願いをしても受けてもらえないというようなこういう状況の中で，これだけ重大な大変な仕事をしているということをあえて広報することによって，ますますなり手が少なくなる懸念も感じられますので，そこら辺で，市民に対してどのような形で大変な仕事をしているんだということのできる方法の在り方をですね，ちょっと見当をさせていただきたい。紙面については積極的に取り組んでまいりたいと思っています。

２４番（大迫勝史君）　はい，分かりました。一つ提案ですけども，役所を退職された方は，必ず１回は民生委員を経験しなくちゃいけないという条例でも作ったらどうでしょう，市が。これは答弁いりません。そして，次に観光行政についてでございますが，国や地方や自治体が公用車や物品，電力を購入する際に，価格だけでなくＣＯ２をはじめとする温室効果ガスの排出削減効果も考慮するように定めた環境配慮契約法が，平成１９年度に成立しておりますが，本年６月に全国の自治体の対して，その調査報告が発表されました。その内容によりますと，地方公共団体の規模により認知度に差があるようです。本市ではどのような認識で取り組まれているのかお聞かせください。

市民部長（有川清貴君）　議員おっしゃるように，温室効果ガス等の排出の削減を図り，もって環境への負荷の少ない持続発展的が可能な社会の構築することを目的に当該法律が平成１９年度に制定されました。本市におきましては，平成２０年２月に地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき，本市の事務及び事業に関し，温室効果ガスの排出量削減等を目的に奄美市地球温暖化防止活動計画を策定し実行しています。

しかし，議員御指摘のとおり，環境配慮契約法が目的とした施策が当該計画に完全に盛り込まれているとは言えないと思っております。しかしながら，本年４月，地球温暖化対策の推進に関する法律が改正施行され，温室効果ガスの排出量の算定，国への報告が義務付けられるなど，本市など地方公共団体が果たすべき責任については十分に認識しているところであります。今後，温室効果ガス排出削減に向けて，環境配慮契約法，グリーン購入法に基づく施策も実施に向けて取り組んでいく所存でありますので，御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

２４番（大迫勝史君）　ただいま部長もちょっと出ましたグリーン購入法ですが，あれは最低価格落札ですよね。例えば環境配慮契約法では，ハイブリッド車を使用期間中に支払う燃料を含めた経済性と環境性能を総合的に評価して，車種を選ぶことが考えられると，市の対応としては努力義務ではなく，一歩踏み込んだ契約にすべきと思います。今年２月に導入マニュアルも環境省から発表されておりますので，参考にしていただきたいと思います。そして引き続き，先月８月の２５日に県地球温暖化対策推進条例の説明会が行われたようですが，これに本市での事業所は，本市での対象事業者は何社で，また，その説明会にはどのくらいの数の業者が，該当業者が来たのかお教えください。

市民部長（有川清貴君）　県が当該県条例においては，１点目がエネルギーの使用量が原油加算で１，５００キロリットル以上の事業者，２点目がトラック１００台以上，バス１００台以上，タクシー２３０台以上を所有している事業者，３点目がフェリーの合計総トン数が１万トン以上を所有する事業者のいずれかの事業者が温室効果ガス排出抑制計画書等提出が必要となります。県地球温暖化対策課によると，県内１５０社が対象になる予定ということですが，うち大島においては奄美市役所の１事業者が対象になると思います。

参加した人数は，ちょっと今のところ手元にありませんので，御理解下さい。

２４番（大迫勝史君）　県内で１５０社といわれておりますが，本市では１業者ということで，分かりました。それではですね，次に平成２１年から半年間かけて民間企業の方が旧畜産団地で下水汚泥の処理実証実験を行っておりまして，そしてこの７月に下水汚泥の微生物処理実証実験報告を当局にしました。

我々も立ち会いましたが，このこれまでの下水汚泥の焼却処分の方法ですね，微生物が消滅処理する画期的な方法で，この企業が奄美方式と名付けている実験報告ですが，これを受けての当局の考えはいかがでしょうか。

産業振興部長（川口智範君）　議員御質問の実証事件は，昨年度２回にわたり実施されております。その結果報告会が今お話がありましたように，７月１４日開催されました。その際に，実験結果を踏まえた下水汚泥の微生物処理化システム,実証設備研究事業奄美方式の提案がなされました。この提案書には，資源循環型社会構築の推進策の一つとして，現在名瀬クリーンセンターにおいて焼却処理している下水汚泥を，微生物による消化消滅処理及びたい肥化処理することで二酸化炭素の炭素排出量の削減や，農業振興に寄与していくことが示されております。

このことに関して，先日，庁内関係部署による検討会を開催しました。資源循環型社会の構築に向けて有用な事業であるということでしたが，ただ，事業導入に当たっての補助事業の有無や実験設備の設置場所の選定，処理費用の比較など，更に提案者と協議を進める必要があると判断したところです。二酸化炭素をはじめ，温室効果ガス排出削減という大きな社会的な要請もございますので，更に研究を続けてまいりたいと存じますので，御理解をよろしくお願いします。

２４番（大迫勝史君）　是非世界自然遺産登録に申請する当該自治体といたしましても，一つのこういう事業もですね，一つの顔になるのではないかなと思いますので，そういう取組方，よろしくお願いいたします。

次に，グリーンカーテン事業，また，緑のカーテン事業とも言いますが，自治体単位や事業所単位，学校単位でこの事業に取り組む事例を見聞きするようになりました。埼玉県桶川市では，２００８年度から試験的に導入され，教室内の温度を下げる効果が確認されたため，今年から市内７校あるすべての小学校で取り組んでいるということであります。ゴーヤー，リュウキュウアサガオ，ヘチマなどを育てることで環境教育にも寄与していると，プランターでも十分栽培が可能であり，このグリーンカーテン事業を市内小・中学校で取り入れられないか伺います。

教育事務局長（里中一彦君）　本年度奄美市内の各小・中学校におきますグリーンカーテンの実施状況から，まず申し上げます。

小・中学校２８校中，今年度は８校で実施されております。ただ，一部の学級で行ったり，理科の授業での実施であったりと，小規模での実施が多い状況でございます。実施をした効果といたしまして，直接の日差しを遮り，見た目も涼しげであると。また，花を観賞できて情緒安定につながっている。環境教育の一環につながるなどとなっております。反面，その課題といたしまして，多少涼しくなる気はするが，暗くなってしまう。台風接近時の対応が課題であると。事故につながらないような安全指導が必要であるなどが上がっております。

このような効果や課題を比較いたしましても，各学校ごとに実施にいたるまでに解決をする必要があるものもありますけれども，実施をした学校ではよい効果が出ているようでございます。教育委員会といたしましては，学校におけるグリーンカーテンは，暑さ対策として日光を遮る，涼しさをもたらすなどの他環境教育の面からも，一つの方法ではないかと思いますので，来年度も規模を拡大して実施ができないか検討してまいりたいと考えております。

２４番（大迫勝史君）　よろしくお願いいたします。学校もそうですが，事業所等を対象にしてですね，グリーンカーテンコンテストとかいうのも，大変興味深いのではないかと思います。向井議員のお店でもしっかりグリーンカーテンをやっていました。本当に涼しげで効果も出ていると聞いておりますので，やっぱり事業所のほうにもですね，そういうことを投げかけてはいかがかなと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして，保健行政についてでございます。がん検診の状況は，現況はどうか，がん検診のケンが健康の健ではなくて検査の検ですよろしく，間違い，誤字です。国民の二人に一人が何らかのがんにかかるといわれ，国民病のようになっている昨今，本市におけるがん検診の現状はどうか伺います。

市民部長（有川清貴君）　がんは依然として国民の死亡原因の第一位であります。早期発見，早期治療が重要であることから，がん検診の受診率向上をさせることががんによる死亡者数を減少させることにつながるものと考えております。奄美市におけるここ３年間の主ながん検診の受診について申し上げますと，平成１９年度胃がん１２．９パーセント，肺がん１９．１パーセント，大腸がん１８．０パーセントでございます。続いて平成２０年度が胃がん１１．８パーセント，肺がん１８．２パーセント，大腸がん１６．５パーセントで，平成２１年度は胃がん１３．６パーセント，肺がん１７．１パーセント，大腸がん１６．５パーセントあり，いずれも検診も受診率２０パーセント未満で推移しているところでございます。

２４番（大迫勝史君）　受診率アップの課題は何かですね，実施時間等もよく考えて，休日とかも，夜間とかもやっていると思いますが，有料になったことも，またこの受診率の妨げになっているのかなということも含めてですね，その課題についてお伺いします。

市民部長（有川清貴君）　受診率アップの課題は何かということでございますが，受診者の健康に関する意識の低さも要因と考えられます。本市におきましてはその対策として，昨年度策定いたしました健康奄美２１の中で，各種がん検診の受診率を平成３１年度までに現状よりも１０パーセント以上引き上げることを目標に掲げて，受診環境の整備に努めております。一例を申し上げますと，従来は特定健診とがん検診を別々に実施しておりましたが，平成２１年度より受診者の利便性を考慮いたしまして，特定健診とがん検診を同時に受診できる複合健診を実施しております。検診の実施時間につきましては，血液検査等の関係で，どうしても午前の実施ができないため，午前の実施しかできないため，就労されている方のことを考えまして，土曜日，日曜日の検診も実施しております。また，子宮頚がん検診，乳がん検診につきましては，夜間の検診も行っております。

次に，検診時の受診負担金と受診率の関係について御説明申し上げます。奄美市の検診における受診負担金と県下１３市の受診者負担金の平均額とを比較して申し上げますと，胃がん検診につきましては平均額が９３０円でありますが，当市が５００円，肺がんの平均額が１６９円でありますが，当市が１００円，大腸がんの平均額が４３０円でありますが，当市が５００円で，おおむね平均額を下回る金額となっております。各種がん検診が無料であった時期と，有料化後の３年間の受診率を比較いたしますと，無料時期の胃がん検診が１０．０パーセント，肺がん１３．２パーセント，大腸がん１７．８パーセントであるのに対し，有料化後の受診率は胃がん１２．７パーセント，肺がん１８．１パーセント，大腸がん１７．０パーセントとなり，おおむね受診率が向上していることから，有料化の影響は少ないものと考えております。以上です。

２４番（大迫勝史君）　それにしても男性の５０代，６０代，早世が多い感じがしますので，真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に，間に合うかどうか分かりませんが，子宮頚がんについてでありますが，国内で年間３，５００人の女性の死因となっている子宮頚がん，ヒトパピロマウイルスＨＰＶが原因で感染して発症するがんですが，昨年秋に承認されたワクチン接種により，７０パーセント予防できるがんです。予防できる唯一のがんとして有効性は１０年か２０年といわれ，公費助成をしている自治体が増加傾向にあります。費用も高額のため，公明党を国の助成を求めて訴えてきました。長妻厚生労働相は８月４日に予防ワクチンの助成について，来年度予算の概算要求に盛り込む方針を明らかにしました。仮に対象範囲や費用の全額が国庫負担になるかどうかなど，具体的内容を検討中でありますが，仮に全額助成にならなくても当局に実施する意思があるかどうか伺います。

市民部長（有川清貴君）　子宮頚がんについてですが，議員御指摘のように厚生労働省は平成２３年度の概算要求の中で，子宮頚がん予防対策強化事業としてがんの早期発見と質の高いがん検診の普及のための予算を盛り込む方針であると認識があります。仮に国の全額助成がなくても子宮頚がん。

議長（世門　光君）　以上で大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

新奄美　師玉敏代君の発言を許可いたします。

１番（師玉敏代君）　皆さん，こんにちは。新奄美の師玉敏代でございます。どうぞよろしくお願いします。昼食後の大変眠い時間帯と思いますが，最後までお付き合いいただきたいと思います。平成２２年度第３回定例会の開会に当たり，一般質問に入ります前に，少し所感を申し述べたいと思います。

不安定な天候の中，奄美まつり，あやまる祭り，三太郎祭りが，行政関係機関，地域住民の協力の下，大盛況の中，無事終了することができました。心からお喜び申し上げます。本当にお疲れ様でした。更に各学校での運動会，地域での敬老会，豊年祭，地区運動会と，これから続きますが，しっかりと地域の行事の連携参加はもちろんですが，地域の花となり核となってお互いに力を尽くして頑張っていきたいと，私自身皆さんに願っております。

異常気象が今，今夏，日本を襲い３０年に１回の異常気象と気象庁が発表いたしました。その原因は言うまでもなく地球温暖化が進んでおり，異常気象など，気温などがどんどん更新されるような夏を近々経験する可能性があるとしています。温度上昇により熱中症搬送が８月だけで２万８，２６９人と発表しています。世界各国でも異常気象による災害，森林の火災，大雨による土砂，洪水，家屋の浸水など，甚大な被害，人災が後を絶ちません。奄美大島は私の記憶するところ，平成１５年以来，台風の直撃はないと思っておりますが，変則的な台風の動きも今のところ農家にとっては恵の雨と，ほどよくもたらしているところですが，自然環境も社会環境も確実に蝕まれている状況であります。

そのことを物語るように，連日のように児童虐待，高齢者不在，いるはずのところにいらっしゃらない問題は，新たに日を追うごとに連日判明している状況です。また，うつ病で悩んでいる人が推定２５０万人ともいわれ，家族間，地域間のつながりの希薄化，精神，心の病が増加している現象に打つ手立てはないのか，こうしたリスクに対応する新たな福祉の政策が急がれています。

悪い連鎖をどうすれば断ち切ることができるのか，その実態把握とその対策，そして防止策を国も地方も真剣に考えなければいけない時期であると，痛切に感じております。そのような背景から，新たな過疎対策として質問いたします。

４月に過疎地域自立促進特別措置法が改正され，過疎対策事業，債過疎債の対象範囲が大幅に拡充されました。元利返済額の７割を国を負担する過疎債は，従来施設整備などに限定され，各地域が過疎対策を策定する際に，その使い勝手の悪さがたびたび指摘されていました。今回の改正で地域の実情に応じた過疎対策をより柔軟に進める道が開けたことになります。改正に伴い，本市が期待することは，また，今後どのような施策に反映できるのかお伺いいたします。

次の質問からは発言席から行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君）　お答えをいたします。平成２１年度末までの時限立法でございました過疎地域自立促進特別措置法は，今年度新たに地域要件や特別措置の追加拡充などを盛り込みまして，今年度平

成２２年度から平成２７年度までの６年間を延長することとなりましたことは，議員御承知のとおりでございます。この法律に基づく地方債である過疎対策事業債は，ただいまおっしゃいましたとおり元利償還金の７０パーセントが交付税措置されることから，本市におきましても法律の要件にかなう事業につきましては，ほかの起債に優先して活用してきたところでございます。

今回の法改正に伴いまして，起債対象要件が拡充され，その一つとしてソフト事業についても一定の範囲で起債が可能となったものでございます。従来，ソフト事業につきましては，国・県の補助が充てられないものについて財源の確保が困難な場合などによりまして実施できなかった事業も多々ございました。今回の要件拡充によりまして，財政的負担の軽減が図られ，地域の実情に即した事業を推進できるのではないかと期待をいたしております。

しかしながら，ソフト事業への起債については，いまだ全国的には余り事例がなく，また，法律や国において示されている資料を拝見する限りでは，個々の具体的な事業について起債の対象となるか，適債事業になるかについての判断は，現段階では若干つきかねる状況にございます。今後とも制度内容の情報収集や国・県との協議を図りながら，効果的に制度を活用してまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いを申し上げます。

１番（師玉敏代君）　今までは使い勝手が悪い，いえば，ハード部分ですね，やはりこの過疎債がこれだけ拡充されたということは，やはり過疎対策が，やはり国全体の深刻な問題として，私は浮き彫りになったと，そういうことで，国としては過疎債を柔軟性をもって，いろいろ使い勝手のいい過疎債として利用できればということではないかと，私は思っております。

実際にですね，全国１，７２７市町村のうち，過疎地域に指定されているのは７７６団体と聞き及んでいます。ソフト対策で使える過疎債の上限額は，自治体の人口規模と財政力指数によって異なるとしていますが，交通弱者対策，また，乗合タクシーやバス運行，空き家対策，更には独居老人の緊急通報システムなど，農村が抱える，過疎が抱えるさまざまな問題があります。そういった，更には高地の農山村の景観保全等の活用,そういったことが利用可能となるということでしょうか,お伺いいたします。

総務部長（松元龍作君）　ただいま御答弁申し上げましたとおり，従来の過疎債が施設整備重点部分からソフトの部門に広がったということで，私どもも非常に期待をいたしておりますが，今おっしゃいましたような事業について，それが適債事業であるのか，現在のところはっきりはいたしておりませんが，今分かる範囲で，はっきりいたしておりませんけれども，まず，これに使えない事業というのがはっきりしておりますのが，市町村の行政運営に通常必要とされる内部の管理経費，それから生活保護法に基づき負担が義務づけられている経費，地方債の元利償還に要する経費，これははっきりとだめだと指摘をされております。

そうしますと，じゃあ，それに適さないものはすべて該当するかということになるんですが，その辺が若干，今分かりにくい範囲でございます。ただ，今申し上げました仮に，一つ例を挙げますと，バスの運行管理についてでございますが，これはＱ＆Ａが鹿児島県の総務の市町村財務係からきておりますけども，過疎地域から非過疎地域の病院などを結ぶバス事業について，距離に応じて案分する必要があるかという質問でございましたけれども，当該バスの運行については，真に過疎地域住民の交通の確保のためのバス事業と整理できるものであれば，これを非過疎地域を通るバス事業であっても案分することはないと。大体こういう具体的な例は，それぞれまだ出てきておりませんが，１，２例だけ申し上げますと，こういうことがございます。

先ほど申し上げましたように，相当広い範囲でソフト事業が使えるかと思いますので，おっしゃったような事業にも適債事業がどうか，今後また国と県と協議をしてまいりたいと，このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

１番（師玉敏代君）　私自身も中身のほうですね，確かにまだ改正したばっかりで，具体的にはどういっ

たのに利用できるかというのは，今後具体化されていきますし，また，そのニーズ，地域の抱えるニーズ，問題によってはこういった過疎債が利用できるのではないかというのが明確化されていくと思います。私も以前に，さっきの，店がないと，集落には。そしてお年寄りにとっては，移動手段がないと。特に健康な老人であってもバス停まで行きます，行って買い物して帰ってくるとき，荷物を持って帰るのも大変なんですね。まして今のバスは，乗降口，高いですね，階段を上る。そういったものはあります。やはりこれからはですね，大変高齢化するのは目に見えてきています。もちろんこちらの住用，笠利とか，そういう過疎地域もそうですけど，今首都圏でも，そういったいろんな買物の難民ですか，移動手段がないという，そういうお年寄り，独居老人というのが増えてきているんですね。

私がここで新たな過疎対策というのは，実際の問題，こういった地域が抱えるそういう高齢者対策，やっぱり過疎のさっき言った空き家対策あります，いろんなのがあります。現実問題，じゃあ，奄美市はどういった問題を抱えているのかという，そのニーズ調査というのも私は必要じゃないかと思いますけども。

私としても，前回，先日ですね，シルバー人材センターというのが住用地区には設置してないということで，シルバー人材センターの方と私も住用の担当課長と，また補佐，そして私もまいりました。１４集落を対象でしたけども，そういった中でも，高齢者が多い中で，確かに移動手段がないということと，実際に介護タクシー，介護タクシーを利用するということは，当然障害者若しくは要支援，要介護，その認定を受けた人が利用できるわけです。でも要支援，要介護でなくても，その他という中で，そういった利用ができるということもですね，あるのではないかということで，私自身もそのシルバー人材センターの中で，住民の方が，そういった介護タクシーは高いと，どうしてもそういった，ほかにそういうサービスも受けられないかというシルバー人材センターの方に要望を出していました。でもそこは実際やっていません。そういった形で私としても，この問題というのは，本当に喫緊の問題だと思ってますし，集落の診療所，病院に行くにしても，バスの時間に乗って，その時間帰るときには，病気の人がバス停で座って待っているんですね。実際に本当に具合も悪いと思います。具合が悪いから病院に行くんだけど，そのバスの時間までバス停留所で座っている，具合悪くしているんです。

やっぱり，そういったのが実際に目の当たりにして，本当にこの過疎対策，私は住用のほうで，今，全然話別なんですけど，中山間総合整備事業というのは，地域住民の意見が十分に反映されて，この事業でできます，その中で優先順位をつけます。そして皆さんの中で，地域住民の皆さんの地権者の交付書なり，そういうのを協力してくださいという事業なんですけど，こういったふうにですね，住用・笠利は特に地域評議会があります。嘱託員会もあります。やっぱりそういったところにですね，ワークショップ，そういう形をして，各地域で抱えている問題，どういったことが必要なのか，こういったのも拾い上げるのも行政の，私は仕事だと思うんですけど，この辺はこの過疎対策，過疎債という問題でなく，私が言いたいところは新たな過疎対策として，この辺はどうでしょうか。こういうシステムで今から事業を吸い上げていくという形も考えなければ，行政主導でやる時代でもないですし，特に過疎対策は地域住民の抱える問題を吸い上げる。じゃ，それにはどうしたらいいのか。皆さんができる，地域のできること，行政の力を借りなければいけないこと，そういったことを地域住民と何か，話し合う対策だと思うんですけど，この辺はいかがですか。

総務部長（松元龍作君）　おっしゃったことは，もう私どものほうでも是非やらなければならないことだとは思っております。いずれにいたしましても，この過疎法の趣旨にのっとりまして，今おっしゃるような地域ニーズを的確に把握をした上で，過疎計画に今後策定していくわけですが，生かしていきたいと思っております。その際には，やはりおっしゃったようなそういう嘱託員会，駐在員会なども通じまして，いろんな御意見をちょうだいした上で，過疎計画に反映させていければと，このように思っておりますので，よろしくお願いいたします。

１番（師玉敏代君）　過疎対策は深刻問題であり，住民が一番，高齢者の皆さんが，独居老人の皆さんが，

大変不安に日々を過ごしてますので，その辺も含めてハード，環境整備，そしてソフト面でどういった事業ができるのか，また，地域住民との連携，また地域の皆さんの協力，その辺もですね，やはり今後今からは，こういう新たな過疎対策に対して新たな行政のかかわり方というのも変わっていかなければ，私はいけないと思っています。

それとですね，昨日，私は，私だけが知らなかったことだと思います。先ほど話しました介護タクシーというのが，福祉の有償運送事業ですかね，介護タクシーと普通言われていまして，先ほど言った認定された支援なり，障害者なり，要介護の皆さんがサービスを受けられますけど，そのタクシーというのはほとんどグリーンの業務ナンバーで運営されております，営業ですね。だけど，私がちょっと聞いたところでは，白ナンバー，つまり一般の乗用車ですね，それで年間３，０００円を登録すると，１０回まで無料ですかね，その後，１時間以内５００円，３０分ごとに１００円を追加すれば，これが利用できる。その対象者は障害者若しくは要支援，要介護を受けた方，そして，その中にまたその他というのがありますが，その他が要支援，要介護じゃなくても，そういった老人，後期高齢者といわれる方がそういう移動難民，移動手段のない人たちの対象になるのか分かりませんけど，そういう安価な値段でこういったのが利用できるということを聞きました。

この件については福祉の問題で，私も通告というか，新たな過疎対策という今の関連からですね，福祉部長にちょっとお伺い，突然ですが，こういった業務ナンバーから白ナンバーで，介護タクシーというんですかね，一般の通常タクシーより安価な値段で利用できるという，そういう私は情報を昨日初めて聞きました。実際，それやっていますか。お伺いいたします。

福祉部長（福山治君）　私の知っている範囲内での答弁にしかなりませんが，今おっしゃられている内容につきましては，多分福祉有償運送という制度のタクシーといいますか，そういう輸送手段じゃないかなと思っています。

これはですね，先ほど議員がおっしゃられたように，会員の登録をしまして，障害者とか，そういう方々，いわゆる介護認定，要支援認定を受けている方々，そういう方々が利用できる制度でございます。これは所有できる，いわゆる事業を開設できる団体は，営利を目的としていない団体，いわゆるＮＰＯとか公益法人とか，そういうところが所有して，申請をして受けられる制度でございます。

これは，あくまでも道路運送車両法という陸運事務所で定めた，国が定めたその基準で，緑ナンバーでやる事業を白ナンバーで特例的に認めるという制度でございます。金額につきましては，今議員がおっしゃられたような金額を，私は初めて聞いたんですが，大体，通常のタクシーの料金の半額程度という形でそれが許可の要件のような形になっている，そういうことでございます。そういう制度があるということは認識しています。

１番（師玉敏代君）　この，こういう話は願ってもない話で，私たち，住用から約往復１時間で通勤というか，病院にも通えますし，若干薬だけ取りに行くといっても１時間で行けますよね。そういった人とか，いったんそのタクシーを利用して，利用して，いったん返して，病院だと県病院でも２，３時間かかりますので，また頼んでも５００円ですね。往復１，０００円と考えても，私はとても安いですし，どうしてこの情報が入らなかったのか，私の耳が情報を受け取りたくなかったのか，これが知れ渡らなかったというのは，私はとても残念で，この情報を一人でも多く，今から周知したいとは思っているのですが，これはこの受けるタクシー会社とかいうのは，資格要件も厳しいんですか。さっきは営利を目的としない団体と言っていましたけど。

福祉部長（福山　治君）　先ほども言いましたように，本来は緑ナンバーでやる行為でございます。これを例外的にやるというのは，これが始まったのは確か４，５年くらい前だったと思うんですけど，あちらにいらっしゃる議員が一番専門な内容だろうと思うんですが，いわゆる介護等において，そういう送迎が自由に行われて，白ナンバーで行われていたのを，後でもう陸運事務所がそれに対して指導するす

べがなくなって，最終的に白ナンバーを逆に追認する形で認めようという形で始まった制度です。

ですから，条件はですね，緑ナンバーを取得するのに近い状態の，いろんな条件がございます。具体的にはちょっと覚えていませんが，そういうもの，整備台帳を整えるとか，それから運転免許においても２種と，１種の場合は県においての研修を受けていなきゃならんとか，それから介護の資格を持っておるものでなけりゃならんとか，そういうもろもろのいろんな条件はついています。それをして，そういう書類の申請をして，陸運事務所に出したときに，市に対してそれを管轄する市の区域，区域である地区に対して意見を求めてきます。それを受けて，奄美市の場合は旧名瀬市時代に旧名瀬市の福祉有償運営協議会ですかね，そういう名称でもってました，これは今，奄美市福祉有償運営協議会というのを設置して，そこで審議をして，そこで許可が得られたものについては登録を認めるという形になっている制度でございます。大体，形としてはそういうものと認識しています。

１番（師玉敏代君）　私もこの中身のことで，今日は議論するつもりはありませんけど，昨日，寝耳に水で聞いた話でしたので，ちょっと知りたいかなと，これだけ，一つの過疎対策の高齢者対策も担っているんじゃないかと，この辺の情報もですね，やはり住用が抱える問題，笠利も一緒だと思います。そういったのも，やはり情報を提供するというのも大事なことですので，この辺もよろしくお願いいたします。今後ですね，先ほども申し上げましたけども，嘱託員会とか地域協議会もあります。連携して，どのような形が望ましいのか，どういった形でそういった過疎事業債をですね，利用できるか，利用されてきていくのか，サービスのそのような情報周知ですね，されるようお願いしたいと思います。

では，次の質問に移りいたします。今年で第２回となる奄美の観光と物産展が奄美群島広域事務組合，奄美群島観光連盟，奄美大島観光物産協会主催で，東京東武百貨店池袋店で７月１５日から２０日まで開催されました。４８業者が出店，日替わりによる趣向を凝らしたさまざまな催事も行われ，昨年以上の成果，盛り上がりを見せていたと思います。その実績と前回を上回る売上増の要因と，また，反省点をあれば教えていただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　師玉議員にお答えいたします。実は私も最終日にお伺いいたしましたので，その内容を存じ上げているつもりでありますので，私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

奄美の観光と物産展でありますが，最近は紬を中心とした内容で行われておりました従来型の物産展の開催が，非常に難しくなったと伺っております。そのような中で，昨年度は東武池袋百貨店の御厚意によりまして，奄美群島単独で観光物産展を開催することができました。今年は議員がお話しになりましたように，昨年以上の好成績を上げることができました。このことは，百貨店，出店業者，主催者側，また関東在住の郷友会の方々，地元奄美からのＰＲの発信と，関係者の連携がなせる成果であったと考えております。

また，国土交通省の特別振興官や地元の首長さん，そしてまた本市の議会議員の皆様方も多数お越しいただけた。同時に商工会，民間団体の方々がわざわざ会場へ足を運ばれて応援いただきました。このようなことが大きな成果を生んだことだと考えております。なお，この場を借りましてそれぞれの皆様方にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。なお，その期間中には，宮崎緑さんのトークショー，そして日替わりで各島々のライブ等もありました。大盛況であったと伺っております。私も物産展の最終部に参加をさせていただきました。元ちとせさん，中孝介さんのミニライブ，そして三沢あけみさんの参加などで，会場は大いに盛り上がっておりました。来年も是非このような形を整えて，奄美のＰＲに努めていければと願っているところでございます。

また，東武百貨店のほうにおかれましても，奄美は未知数だと，奄美の観光と物産店については，来年度以降も開催に向けて頑張ろうというお話も承っておりますので，本市といたしましても広域事務組合並びに関係団体と連携を図りながら，是非とも開催をして，奄美のＰＲに努めていきたいと考えているところでございます。

皆様方の御指導と，また，御協力も更にお願いするところでございます。どうかよろしくお願いいた

します。

産業振興部長（川口智範君）　今，市長から全体的な御答弁がございました。売上増の要因と反省点について，具体的に御説明申し上げます。

東武百貨店における物産展，昨年度は３，２１８万６，０００円でございました。今年度は売上金額として４，３５２万円で，３５．２パーセントの増でございました。この売上増の要因のいたしましては，第１点目に，東部百貨店の担当者が広域事務組合や観光物産協会の担当者と一緒になって，奄美群島の各市町村を回り，特産品の開発のための指導，助言を行っております。その結果が新商品完成に結びついたこと。

第２点目に，期間中，日ごと島ごとの島唄ライブや，先ほど申し上げた元ちとせ，中孝介のミニライブが開催され盛況だったこと。

３点目に，出店業者が自分たちでダイレクトメールを使い，顧客を呼び込むようになってきたことや，統一ユニフォームを作り，決起大会を開くなど，物産店に慣れてきたこと。

４点目に，本市の東京事務所，各市町村郷友会を通じて首都圏へのＰＲが徐々に浸透してきたこと。最後に，地元の行政，民間団体の方々が会場を訪問して，直接応援をしていただいたことなどが上げられます。それよりも何よりも，一番大事だったのは，主催団体，百貨店，行政，出店業者，郷友会など，すべての関係者の結束力が，今回の最大の売上増の要因だったと考えております。

次に反省点といたしましては，物産店に初参加の出店業者があり，品切れ，売り逃し等があったことなどが反省点だと考えております。

１番（師玉敏代君）　私もいろいろと関係の出展されたところと話ししたりもしました。やはり，今，産業振興部長がおっしゃいましたように，前回に比べて出店業者の積極的なダイレクトメールによる顧客への案内ですね，そういったもの，また，各関係機関，郷友会，奄美出身者，個々地元の人，その人たちが東武百貨店に多くの人が目を向けた。その意識の高揚というんですかね，その辺も私は大きいんじゃないかと思います。

実際，先ほど言いましたように，反省点として品切れがあったと，私の知っている人がサワラの味噌漬けを買いに行ったら売り切れた，ミキも売り切れたと言ってました。そしたら，２，３日後にはまた入るからということで，大変，交通機関は便利でありますけど，遠くから来る人にとっては品切れというのがとても大変だったということで，また買いには行ったんですけども，そういったような反省点と，出店業者のやはり取組というのが，こういう大きな成果を出したんじゃないかと思います。

素朴な質問ですけども，実際その東武百貨店の売り場の賃貸料ですね，その辺，全館，私もそこに行きましたけども，全館の賃貸料というのは，一体誰が負担するんのでしょうか。また，それとですね，そこに向かう業者の旅費交通費は自費ですか。東武百貨店のマージン，売上の何パーセントですか。実際のところ，出店した業者はそれぞれだと思いますが，実際のところ皆さん採算は取れたのでしょうか，その辺の話も聞きたいなと思っています。いかがですか。

産業振興部長（川口智範君）　最初に売り場の賃借料としての経費はございません。企画宣伝費や会場運営費の負担金として奄美群島広域事務組合が１０５万円，奄美群島観光連盟が６５万円，奄美大島観光物産協会が３０万円の負担金で，合計２００万円支出をいたしております。

次に，交通費の関係でございますが，出店業者の宿泊交通費につきましては，それぞれの自費になります。商品の輸送費につきましては，常温商品につきましてはコンテナで一括輸送するため観光物産協会が負担し，常温以外の冷凍，冷蔵商品につきましては，輸送手段がそれぞれ違うため，出店業者の自費になります。その費用につきましては，観光物産協会の手数料，これ５パーセントいただいているわけなんですが，その手数料の範囲内で調整を行います。

次に，東武百貨店のマージンについてでありますが，食品とか工芸品とか，商品によって異なります。

催事ごとに取引条件で定められているものもありますが，今回は１２パーセントから２０パーセントの幅でございました。

次，３点目の採算についてでございます。今回の物産展終了後に観光と物産展における反省等についてのアンケートを実施しております。その内容は，事業所御自身に関する点について７項目，デパート側に求める点について３項目，物産協会や行政に求める点について３項目について自由意見を出してもらっていますが，採算についてのアンケートは直接実施しておりません。議員御指摘のとおり，採算については出店業者によっていろいろあったかと存じます。また，業者によっては将来に向けての投資など，採算以外の経営戦略に基づき出店した業者もあろうかと推測いたしております。具体的な採算につきましてまでは把握してないのが現状でございます。

１番（師玉敏代君）　実際は，採算のことをいうと，いろんな方で，ある部分では取れなかったということも実際ありましたけれども，考え方によってはやはり奄美特産の宣伝，その効果をねらうという目的で，必要経費とその業者たちもとらえているのではないかと思います。是非ですね，やはり当然儲けというのは，商売する人は大事ですので，今後ですね。やはり採算性の取れる，また品切れがないような，そういうこともお願いしたいと思います。

では最後にですね，次回の開催に向けてのですね，取組，抱負をお聞かせいただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　先ほど市長からも御答弁申し上げましたが，次回の開催につきましてでございます。百貨店側も次回開催に意欲的であります。特産品の新開発など，売上増の要因を更に強化するとともに，表示法など，法律関係の講習会を開催するなど，反省点を，さっきの反省点を克服して，更なる盛況を目指したいと考えております。

１番（師玉敏代君）　今回の東武百貨店につきましては，新奄美も３名，平政会の議員の皆さんも３名，計６名，初日の９時１５分からの朝礼から出席しまして，１０時のオープンのエレベーターの前で，「皆さん，いらっしゃいませ。」と，声をかけました。やはり今回は私たちも始めてそういう催事に参加しまして，やはり多くの皆さんが，それぞれが一人一人が奄美の観光大使という自覚のもとで臨んだその成果も少しはあったのではないかと思っています。是非来年もですね，やはり今回のことが自信につながって，業者の皆さんも新たな商品開発をしながら，また来年に臨んでいただきたいと思います。

次の質問にいきます。次に，政府の子供システム検討会議が４月２７日は関係閣僚による初会合で，幼稚園，保育園をこども園として，所管，財源，保育内容など一本化する基本方針に同意しました。詳細は６月をめどにとりまとめるとしていますが，２３年度国会提出，２５年度本格化するとしています。本市としての幼保一元化の今後の取組はどのような考えなのか，お聞かせいただきたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　この去る６月の２５日に政府の子ども子育て新システム検討会議において，幼稚園，保育所，認定こども園の垣根を取り払い，新たな指針に基づき幼児教育と保育をともに提供する，仮称ですが，こども園に一体化する方向性と，新システムを一元的に実施する，これも仮称ですが子ども家庭省の創設が示されております。この背景には，幼稚園が幼稚園では少子化の進展による定員割れの問題や，女性の社会進出に伴う共働き世代の増加により，長時間の保育を希望する保護者が増えてきていることへの対応として，預かり保育を実施していること。また，保育所においても待機児童の問題が深刻化している都市部にとっては，本施策が解消の手段の一つになるものと期待されていることもあるかと思います。

ただ，この幼保一元化に向けての取組はということでございますが，これらの状況がまだ，今から予算上の問題とか，そういう流れが分かりますので，その対応を，その状況を見て，これから先の検討を行いたいと考えております。

１番（師玉敏代君）　この幼保一元化に向けては，今日も，今朝もテレビで少子化対策，幼稚園は空いていると，幼稚園と保育所の縦割り，その関係であり，また，保育所は，幼稚園は空いているけど保育所がすごく待機児童が多いというその背景だと思うんですが，この辺について，このねらいですね，どういうことだと思いますか。サービスがどう改善されるのか，分かる範囲内でいいんですが，いかがですか，もしそうなった場合。

福祉部長（福山　治君）　先ほどもちょっと答弁を申し上げたんですが，ねらいというのはそういう垣根を取り払いまして，それを一体化することによって預けやすい環境を作ろうというのがねらいだと思っています。ただ，今後，先ほど申し上げたのと全く同じような繰り返しになりますが，これらの内容がまだはっきり明確になっておりませんので，そこが出ない限り，先には進めないというのが現状のようでございます。

１番（師玉敏代君）　私のほうではですね，調べたところ，移行を急ぐ背景には待機児童問題解消，基本方針では働く希望のある人すべてと，すべての子ども，一時利用にも対応するための保育を提供しようとしています。また，子ども手当の現金給付，その上乗せ部分を乳幼児保育の環境整備インフラ部分にすべきであるという意見もあるとしています。財源の確保，地方自治体の財源の確保，奄美市が今後対応するのが，部長が言いましたように今から明らかになるということですが，新しい詳しい内容は次第に浮き彫りになり，具体化されると思います。その行方に注目していきたいと思っております。

次に，病児・病後児保育の設置状況についてお伺いします。今年度１０月をめどに医療機関併設型での事業を実施すると予算２９０万７，０００円を計上してあります。その後どうなんでしょうか，いかがですか。

福祉部長（福山　治君）　病児・病後児保育につきましては，議員御承知のとおり，昨年の６月議会において請願や，また，昨年７月に実施しました保育サービスの利用状況調査におきまして，利用したい・不足している保育サービスとして，最も多い回答をいただいた経緯がございます。医師や看護師が常駐する医療機関において実施することが望ましいと考え，医療機関併設型での事業開始に向けた取組を進めてきておりました。

具体的には本年２月に奄美市の医師会に対しまして，本事業の説明を行うとともに，実施施設の推薦依頼を行いましたが,結果として医師会から施設の推薦が得られませんでした。本年度に入りましても，市内名瀬地区の２医療機関に対してアプローチを行ったところでございますが，医師会及び各医療機関とも本事業の必要性は十分認識しておりましたが，現時点において新聞報道にもありましたように，実現にはいたっておりません。現状はそういうところでございます。

１番（師玉敏代君）　行政のほうも一生懸命試行錯誤して頑張っていらっしゃいます。私も鹿児島の，以前も言いましたけど，南クリニックを訪問し，その医療設備を見たときに，一つの観察室ですかね，子どもの病気というのは，おたふく，はしか，全然違います，伝染病です。更に皮膚の感染でとびひとか，みずぼうそう，そういうのがあります。この病気というのは，その乳幼児，学校に上がるまでにかからなければならないというか，避けて通れない病気なんですね。

だけど同じ病気であればいいんですが，子どもにとってはいろいろな病気を発生する時期でもあるんですね。その施設を一つで管理するものでもないと思うんですよ。行ったときには観察室２，３とありました。だからそれを病気によって病気児ですね，病気病後児，つまり回復期に向かう子どもたち，そういった間の施設の設備というのは，大変私は難しいと思うんですね。

やっぱりこの辺は慎重にやってもらわないと，やはり子どもの学童期，これまでの体力をつけて，これはならなければならない病気で，大変私も二人の息子がいますけど，二人ともおたふくにかかってないんですね。子どもが隣の子どもがおたふくにかかったら，その家に行ってかかっておいでといっても

かからなかったんですけど，やはりそういう子どもの時期の病気というのは，当たり前なんですね，かかって。

だけど，子どもをかかえるお母さんは，回復したからといって保育所が受け入れません。また，感染する要素がありますので，やはり病気の時，病気の時期ですね，そして回復時期，それをしっかりと守る療育する施設というのが，この病児・病後児保育なので，是非ですね，この辺は慎重に，早急にですね,保護者のためにも行政ももっと積極的に,またいろんな方策で取り組んでいただきたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　先ほどの今の現状でございますが，ただいま１医療機関に対して，また申し入れをしております。そこで検討をするような状況になっていますが，これから先の我々の考え方といいますか,行動する考え方ですが,この１医療機関の結論が出まして,できましたらそれでいいんですが,それでなかったときには市内の中心地で医療機関併設型で要望がありますので，一つ一つそれをつぶしてですね，何とか年度内には実現ができるようにもっていきたいなと思っています。

この必要性と,それから問題は先ほど議員がおっしゃったように,施設の内容の問題がありますので,どうしてもそこで二の足を踏んでちゅうちょするようなところが，採算面でもちゅうちょというのが非常に高いようでございますが,そこは市民の子どもの健康のためということで,高い精神の下でですね,医療機関も協力をしたいというところも出てきていますので，それらを踏まえて，今のところは市街地の中心地ということを市街地の中でというのを中心に，常にそれを基にして動いてますので，枠がだんだん狭められてきたというところで御理解をいただきたいと。

１番（師玉敏代君）　やはり，少子化対策の中で，子育て支援の環境整備としては，一番大事なことだと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

次に，児童虐待，高齢者の所在確認不明者の実態についてということですが，先ほど，午前中に大迫議員のほうで高齢者の所在確認不明は申し上げておりますので結構です。

その児童虐待について，その実態はどうなのか，確認されているのか，その辺をお伺いいたします，児童虐待だけでいいです。

福祉部長（福山　治君）　児童虐待の実態について確認されているかということでございますので，お答えをしたいと思います。

平成２１年度の児童虐待については，計１５件，身体的虐待が３件，ネグレクト，育児放棄が１２件ということで確認はされています。

１番（師玉敏代君）　こういった実態というもの，これは，この調査というのは当然されている方が当事者が相談に来るということはないんですが，通報ということが一番なんでしょうか。この実態はどうなんですか。

福祉部長（福山　治君）　この内容把握の実態というのはですね，本市においては健康増進課とか保険福祉課及びいきいき健康課が行っています新生児訪問とか，生後３か月訪問，それから乳児健診，１歳６か月健診とか，３歳児健診，いろいろそういう健診がございます。そこら辺でその把握を行うというのと，後は住民の近隣住民から通報等がございまして，児童相談所のほうに連絡があるというような，そういうところで把握ができると，できているというようなところでございます。

１番（師玉敏代君）　児童虐待については，本当に最近はテレビをつけるたんびに，その報道をされて，この子どもは何のために生まれてきたんだろうと，何の手だてもなかったんだろうと，皆さんも思っていると思います。特に虐待については，近隣住民の通報に児童相談所の訪問ですが，室内に入れない，安全が確認できないなど，そういう問題が指摘されています。今回ですね，児童虐待防止法が２００８

年改正されて，児童虐待の対応で中心的な役割を担う児童相談所に，裁判所許可証を得た上で強制的に立ち入り調査ができる権限が与えられたとしていますが，裁判所の許可証得るための要件が厳しく，実際には立ち入れない，調査も行使しにくい現状であると聞いていますが，こういったことはどうなんでしょうか。実際に，ありますかね，こういった裁判所の許可証を得るということは，今まで。

福祉部長（福山　治君）　本市においてそういうケースがあったという話は聞いておりません。

１番（師玉敏代君）　先ほどの高齢者の不在者確認についても，またこの児童虐待についても，やはりですね，先ほどは児童虐待については，「こんにちは，赤ちゃん」とか，いろいろな形で家庭に入ることで，そういった確認，早い時期にその措置をできるという，いろいろあると思いますけども，こういったことが特にこの辺はやはり皆さん，近隣の自治会，つながり，人間関係，そういったものが奄美の場合は助けている部分もあると思います。

やはり実際に子どもの育児放棄というのが結構多いですね，調査の結果１２名ですね。やはり，年少で若くしてお母さんになった方，その育て方が分からない，子どもにご飯を与えない，遊び歩いているとか，いろんなことを私も聞いております。地下１階のほうにはですね，いろんな家庭，母子，福祉，相談員ですかね。そういう方が２名いますね。結構この辺が最近忙しくなっていると聞いています。

やはり地域住民の皆さんもですね，自分のことでなくても，隣近所でそういったことがあったらですね，やはりそこを訪ねて，こういう通報という言葉はちょっとあれですけど，やはりこうやってみんなで，地域でそういうことを未然に防ぐような体制も大事ではないかと思っております。また，高齢者の不在確認をしてですね，地域の福祉計画というのか，そういうのがあるんですかね，策定が，トータル的な，そういう策定というのは本市ではやっていないんですか。福祉計画策定。

福祉部長（福山　治君）　申しわけございません。今，おっしゃっているその内容自体がちょっと把握できませんので，お答えできませんが。

１番（師玉敏代君）　高齢者の所在不明についても，家族間のつながりとその希薄化が想像以上に進んでいます。家族が本人が元気といえば，現状ではそれ以上，第三者が事実関係を確認することは難しいですし，年金や各種手当の不正受給の対応として，介護保険や医療保険などの利用実態から，本人の生存状況も推し量ることもできます。そういった地域に即したですね，福祉の言えば，必要なですね，調査計画策定というのも，今後私は必要ではないかと思っています。突然の質問で要領を得ませんでしたけれども，こういったことも考えて，今後そういうトータル的な福祉計画というのも必要ではないかと思っております。

次に，施設環境整備ということで，住用公民館の高齢者に優しい施設整備ということで質問を出してあります。住用町は公民館については昭和４５年に完成して，これまで何とか補修，改修と手直ししつつ，長きにわたり地域住民の拠点施設として利用されています。昨年はトイレが改修され，改善され，地域住民の皆さんは大変喜んでいます。公民館講座から各種団体の会議や総会，レクリエーション，講演会，多目的に使用されています。特に２階のホールに上がる階段の段差が高く，高齢者にとって大変な道のりです。先月行われました戦没慰霊者，だんだん高齢化になって，参加者も少なくはなりましたが，その際，地域女性団体で，先月ですね，主催した非常時の炊き出し研修会も１００名の方が参加し，半分，高齢者も多かったんですが，その１段１段上がっていく姿が，大変必死の姿で階段を上っておりました。高齢者に優しい整備として，エレベーターの整備ができないかお伺いいたします。

教育事務局長（里中一彦君）　議員のおっしゃいますとおり，住用公民館の階段は住用公民館の階段は多少急になっております。御不自由な高齢者にとりましては，上り下りが困難な階段ではないだろうかというふうには実感をいたしております。また，議員おっしゃいますとおり，昭和４５年３月の建築で築

４０年が経過して，古くなっている建物でございます。そのために平成１９年，２０年，２１年度と屋上の防水，それから天井等の改修工事，空調，音響機器等の設置の工事，それから玄関入口，トイレのバリアフリー化などによる改修工事を行っております。今年度の外壁塗装工事で当面の住用公民館の改修事業は終わる予定といたしております。

議員御指摘のとおり，エレベーターの設置ができますと大変便利になり，高齢者に優しい施設となることは重々理解をしておりますけれども，奄美市にあるほかの公民館も住用公民館と同じで，エレベーターは設置されていない状況となっております。住用公民館だけに限らず，公民館のエレベーターの設置につきましては，建物の規模，利用頻度などからの必要性，それから費用，それぞれの公民館の改修，建て替えの検討が必要となる時期などを含めまして，今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

１番（師玉敏代君）　検討課題ですね。建て替えは計画があると，あるかどうかも今からですね。多分，それだけ今まで投資してるんですよ。さっき言ったように防水から，いろんなことをやると，これは一時は建て替えはないなと見たんですね。ですから，私も建て替えのことは言わなかったんですけど，やはりこのところますます高齢化になりますし，本当に一番大事な拠点施設ですので，早い時期にですね，検討されてお願いしたいと思います。

教育事務局長（里中一彦君）　先ほど議員さんのほうから，先月の戦没者慰霊祭，それから婦人会の研修会等で御不便な，非常に高齢の方が不便であったという御指摘でございました。公民館講座等公民館利用者につきましては，できるだけ高齢者のいるそういった講座につきましては，１回のフロアの研修室等を利用させているところでございますけれども，例えば住用地区における１階でそういった市の施設もあることはあるわけですよね。

ですから，そういった研修を使う場合に，例えば別の施設でできないのか，例えば体験交流館でできないのか，こういったことも含めまして高齢者の方に不便をきたさないような方法も一つですね，住用のほうでも考えていただくようにということは配慮をしていきたいというふうに考えております。建て替えにつきましては，現在その計画はございませんが，今後は当然その計画は出てまいります。そういうことでございますので，よろしくお願いいたします。

１番（師玉敏代君）　よろしくお願いいたします。

次のタンギョの滝の件につきましては，次の回で一般質問します。

３番の城地区の混乱字地区の進ちょく状況と今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　住用町の城地区の字混乱地域の解消に向けての進ちょく状況と今後の見通しについてお答えをいたします。城の字図混乱地域の解消につきましては，合併後に集落からの要望もありまして，奄美市では平成１９年度から字混乱解消に向けて取り組んでおります。平成２０年度に城地区字図混乱解消推進委員会を立ち上げておりまして，土地改良事業の一つであります中山間地域総合整備事業のメニューの一つであります換地処分を目指して作業を進めております。

なお，中山間地域総合整備事業は地元農家の申請と同意が基本となることから，関係する土地の登記名義人及び法定相続人全員の事業に参加することへの同意が必要となっております。奄美市のほうでは，これまで城集落と連携をいたしまして，事業参加に対するアンケート用紙を送付し，また，城集落も独自の事業協力への依頼の文書を送付いたしております。事業の同意依頼と事業の周知にこれまで努めております。

その結果につきまして，平成２２年８月末現在の状況でですね，混乱地域内の登記名義人の法定相続人の数が６１９名で，約６０パーセントの地権者，相続人からの回答がありました。現在の状況は，同意が４０パーセント，不同意が２０パーセント，未回答が３０パーセント，住所不明，相続人不存在等が１０パーセントとなっているところです。具体的な取組といたしましては，９月１日から市のホーム

ページ内に城地区の字混乱地域の解消についてを掲載いたしましたので，御覧いただければというふうに思っております。このことによりまして，推進委員からも当該の関係者への

議長（世門　光君）　新奄美　師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党　崎田信正君の発言を許可いたします。

１６番（崎田信正君）　日本共産党の崎田信正です。今年は夏の異常な暑さが連日報道されております。３８度，３９度などという気温は亜熱帯地方に住む私たちであっても，実感はわきません。しかし，本土では熱中症により亡くなる人も多く，正に異常な状況が続いています。一方政治のほうは，異常な暑さとは裏腹に，日本の先行きが心配されるお寒い状況だと思います。

民主党の代表選をめぐるマスコミ報道は，異常とも思える状況で，よその政党のことでありますが，政権与党ですのであえて述べておきたいと思います。今の政策論争でありますけれども，テレビを見ていても，これが同じ政党の党首を選ぶものかと，私は奇異に感じております。民主党という政党はみんなで方針を決めるのではなくて，どっちの代表についていくのか，その選択で方向が決まっていくように思われ，この国はこのままで本当に大丈夫かと心配する声が出てくるのも当然だと思います。

その一方で，国民の運動が政治を動かし始めているのも事実であります。また，阿久根市や名古屋市の市長の地方政治の二元代表制を否定する民主主義にとって危険な動きが台頭しているのも事実であり，私たちがしっかりとした議会活動を示すことこそ，今求められていると思います。奄美市議会は第２回定例会で議会基本条例を制定し，その意気込みを内外に示しました。その自覚をもって，本定例会に臨みたいと思います。

それでは通告に従って順次質問に入りたいと思いますが，通告の訂正をお願いをいたします。主題６の介護行政について，３番目冒頭平成１２年とありますが，２０１２年度に訂正をお願いをしたいと思います。

まず最初に，笠寿園の民間譲渡についてですが，介護保険制度の動向が不確定なこの時期の譲渡については反対だという立場で６月議会で取り上げました。議会でも十分に議論されたとは思っておりません。しかし，譲渡先の選定に向けての一般公募は，９月３日までの受付期間も終了しております。この笠寿園は旧笠利町時代に設置されたものですが，市民の共有財産となっており，適正に処理されることが必要であります。

まず最初に，これは確認をしておきたいんですが，特別養護老人ホームの運営についてです。先に医師会に譲渡された養護老人ホームのなぎさ園，同様に社会福祉法人の資格が必要だということであります。老人保健施設は医療法人での運営が可能となっており，実際に医療生協や医療法人などが運営をしております。老人保健施設は，医療機関で急性期の治療が終わり，長期療養の患者さんが在宅医療に向けて３か月をめどに，必要なリハビリや機能回復訓練などを行う施設だと理解をしております。訓練やリハビリの結果，無事に在宅に戻ることができれば幸いでありますけれども，高齢の方ではなかなかそうはなりません。在宅での介護が難しい場合は，特別養護老人ホームが次の入所先となります。

老人保健施設も特別養護老人ホームも，介護保険が適用される施設であります。しかし，運営主体が違うということになってしまうわけですが，これは合理的ではないと思うんですが，御見解があればお示しをいただきたいと思います。

また，応募状況について御報告までお願いをしたいと思います。

次からは発言席で行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

福祉部長（福山　治君）　ただいまの御質問で，同一法人による老人保健施設と特別養護老人ホームの運営を行うことができればいいと思いますがということでございますが，特別養護老人ホームは社会福祉法という法律において，社会福祉法人が行う業務という形になっております。老人保健施設は医療法という法律で医療法人が行う業務として定められております。したがいまして，法律の規定によって，運営を医療法人が特別養護老人ホームを運営することはできないということになっておりますので，この点で御理解をいただきたいと思います。

次に，応募要領でございますか，応募条件ということでございますか。

（発言する者あり）

応募状況ということですか。９月３日で締め切った結果，今６事業所が申し込みをしてあるという状況でございます。

１６番（崎田信正君）　老人保健施設が医療法ですね，特別養護老人ホームが福祉法ということで，その違いは分かっててね，それは合理的じゃないんじゃないかということで見解があれば示してくださいということですので，法律がそうだからそうしか仕方ないんですけれども，これが合理的だと思っているのかどうかということで見解を求めております。

福祉部長（福山　治君）　合理的であるかないかということを受けてかどうか分かりませんが，国のほうにおいてですね，近い将来において医療法人でも特別養護老人ホームが経営できるような改正がされるかのような話は聞いております。以上です。

１６番（崎田信正君）　そうですね。それで介護保険制度の動向が不確定なときにあってね，一番どういったところがここを運営するのかというのは重要なことだと思うんですよ。だから今，あわててやる必要はないんじゃないかなというのが私の６月議会での意見であったわけです。それでも今，もう６事業者が手を上げているということですが，次に譲渡条件についてお伺いしたいと思うんです。

笠寿園の，これは市民の共有財産となるんですが，建物，それから土地もそうですが，備品もありますね。備品についてはまだ購入間もないものもあると，これをどのように市民財産として活用されるのか。無償譲渡の対象になっているのかどうかですね。それとも有償で，新しいものについては幾らかでもお金を出して引き取ってもらうのかとかですね,そういった方法についてどうなっているのか。また，土地についての有効活用がどうなっているのかですね。

建替えということになれば，別の場所に建設されるということになるわけですが，建替場所については，笠利町内ということで全員協議会の中でも報告がありましたが，これはどこの判断で行うのかですね。笠利町でも広いわけですから，それを。それと譲渡後に協議する場があるのかということですね。なぎさ園の場合は，建替時期については合意文書を交わしており，笠寿園の場合はどのように考えているのか。また，従業員の処遇，あるいは正職員の扱い及び臨時職員の方はどのように処遇されていくのかですね，正職員として雇用されるのかお伺いをしたいと思います。これはさらに人の問題でありますから，当然，労働組合との合意事項だと思いますが，協議はされていると思うんですが，この状況がどうだったのかお伺いをいたします。

福祉部長（福山　治君）　設備備品については，建物と同じく無償で譲渡することといたしております。経営を移行するに当たり，建物と同じく一体として譲渡しなければ，運営に支障をきたすものであると考え，無償で譲渡することとした次第でございます。

土地の有効活用についてでございますが，土地につきましては，有償で譲渡するということにしておりますので，そういう点で御理解をいただきたいと思います。現在の場所で建替えを行うか，新しい場

所において建替えを行うかにおいては，譲り受け法人において決定することであるというふうに考えております。

笠利町内での建替えを条件として付してあるのは，昭和５５年開設以来，笠利町地域における高齢者福祉施設として，町民に認識されて住民に認識されている施設であることから，申込法人には確約書として笠利町地域において建替えをする確約をいただいております。また，建替えの際には，介護保険事業者である奄美市との協議もありますので，確実に実行されるものであると考えております。

建替えの時期についてでございますが，現在の施設を補修して使用することも考慮しているため，特に期限は設けておりません。

次に，従業員の処遇についてでございますが，市の正規職員につきましては，笠寿園の移譲時には本人の希望を踏まえ，可能な限り配慮を行う予定にしております。臨時職員の処遇につきましては，応募の条件として現在の臨時職員を継続して雇用し，また，希望する者については譲り受けた法人の正規職員として雇用することを公募の条件といたしております。

次に，職員組合との話ということでございますが，職員組合とは話し合いを継続しておりまして，今後とも誠実に対応をしていきたいと考えております。

１６番（崎田信正君）　建替えが条件じゃないということですね。もう一度。

福祉部長（福山　治君）　建替えを即するという意味での条件というのは設けてございません。

１６番（崎田信正君）　これのところはね，介護保険のことですから，市との協議はあるというけれども，それは業務，仕事に関しての協議ですよね。建替えとか市が譲り渡して，無償でやるわけですから，建物をね，その後は何ら市との協議事項にはならないと，その介護保険をどう進めていくかという協議はやるけれども，市が市民の財産をね，無償で譲るということになっているわけでしょう。それに対して今後市との，どういう建物にしていくのか，場所とか，古くなってきて，もうそれで補修でやっていくということも可能性があるということですけれども，そういったことに対して市が意見を述べるような場所があるのかどうか。

福祉部長（福山　治君）　移譲，移管後に移譲後に建物についてどうこうしなさいとかいうことについては，最初の条件で２３年度，いわゆる開設した２３年度ですね，その時点でスプリンクラーは設置しなけりゃいけないですよというのは，最初で条件で付してあります。それは譲り受けの法人においてスプリンクラーの設置はしてくださいと。それ以後については，後は経営の，土地，建物ともにその譲り受けた法人の所有となるわけですから,その経営者の経営方針の中で考えていくことだと思っております。

それから，先ほどのそれが次，建替えをするという前提に立って，その建替えの場所を制限，我々のほうで笠利町内ということで制限を設けてあるわけですが，これの確保がどういう形でされるかということについては，先ほど申し上げたように，その建替えをするという時点で，その協議は事業者である私どもにくると。それと確約書，その二つで担保されるという考え方をしております。

１６番（崎田信正君）　後，選考委員会なんかもあるようですけども，選考委員会の人選の基準ですね，移譲先について応募先の中から一番適したところを選ぶということになるんですが，専門の知識が必要だと思うんですね。当然のことですが，選考委員のメンバーはどこでどのように選出をされたのか，基準などがあれば示していただきたい。

福祉部長（福山　治君）　選考委員の人選の基準ということでございますが，考え方といたしまして笠寿園というものの施設は旧笠利町において地域の老人福祉の要として設置された施設であります。合併により奄美市の所有となったものであることから，いかに公平，公正にして，透明性にも配慮し，市民の

方々に納得のいく形が取れるかということを検討した結果，地域バランス，幅広い階層，専門分野から，更には市民の代表である市議会議員にも入っていただくことで，広く奄美市民の意見が反映できると考えて，設置要綱を定めまして，その中で職をもって充てたということでございます。御理解をいただきたいと思います。

１６番（崎田信正君）　選考に当たってですね，どこの法人にお願いするのが一番いいのかといったときに，その法人の運営方針もありますよね。過去にいろんな不祥事が起こしているのかいないのかとか，それからそこの，何と言いますかね，人の扱いとか，それから入所者へのこれまでの対応とか，既に運営しているところでしょう，全部，実際に。そういったところも参考にされるのか。

福祉部長（福山　治君）　チェック方法，選考の過程のチェック方法につきましては，私もまだ完全にまだ掌握をしてございませんが，確かに議員がおっしゃるような過去の指導と，指導，いわゆる国・県の指摘があった内容，どういう形で改善されたか，どういう指摘があったかということも明確に申請書の中に添付書類として付けて，申請書がでるようになっています。また，現に今出てきている申請書にもたくさん付いている法人もあるということは聞いております。以上です。

１６番（崎田信正君）　じゃ，間違いのない選考ができるようにということでお願いしたいと思います。なぎさ園についてですけれども，これはもう医師会に譲渡したものですから，市としてとやかくと，もう民間の経営になっているわけですから，言うことではないのかも分かりませんが，この夏，ずっといわれているように暑い日が続いてですね，高齢者の方に快適な生活空間を提供することが必要なんですね。老朽化したなぎさ園の建替えは，入居者の方にも待ち望まれているのではないかと思います。

なぎさ園は建替えを条件に医師会に譲渡しているものですから，完全に建替えが無事終了するまでは，やはり奄美市にも責任があると思うんですね。それを条件にやっているわけですから。ですから，現在の進ちょく状況について，御説明をお願いしたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　なぎさ園の建替えの件につきましては，運営しています社会福祉法人蒼寿会というところにお尋ねをいたしました。昨年度で知名瀬地区内に建替用地を取得して，県のほうに着工計画書と補助金申請を行い，内示をいただいているということでございます。

新しい施設は今年の１０月に着工を予定して，来年の８月に完成予定ということでございます。新たな施設は全室個室になるということで，入居者にとっては生活環境等の改善が図られること，また，それに伴う新たな負担増はないということで聞いております。市といたしましても社会福祉法人蒼寿会と連携を図りながら，建替えが円滑に行われるように協力してまいりたいと考えております。

１６番（崎田信正君）　合意文書に基づいて順調に進んでいるということで，よろしくお願いします。

次，３番目の子育て問題について，幼児虐待の事件が報道されるが，当市の現状はということで，これは先ほど師玉議員からも数字などの報告がありました。これは地元新聞に２００９年度の県内の子供虐待の実状のまとめというのが報告をされました。この報告の内容は本当に深刻だと思います。家族背景には経済的困難があること。そして１０代から２０代の若年層の虐待者が増加しているということで，ここでは児童相談所の所長さんの言葉も紹介をされていますが，数としては多くないとしながらも県本土と比べて，経済状況が悪く，就業時間帯，収入の不安定というひっ迫した状況が，子どもの放置，ネグレクトにつながるケースなどが考えられるというふうに警告をされているんですね。

子どもの虐待問題というのは，単に家庭の問題だけでなく，社会全体のひずみから起きていることもあるのではないか。経済力や気軽に相談できる場所，託児所や保育所などの社会的集団的に子どもを見守っていくという環境づくりがどうしても欠かせないと思います。社会的環境の改善なくして，根本的な解決にはならないと考えますけれども，こういったことについての御認識があれば御見解をお示しを

いただきたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　新聞報道によります大島児童相談所の所長のコメントについて，収入の不安定など，経済的な問題が子どもの放置，ネグレクトにつながるという見解は，同様に認識しておりますが，その他に複雑な家庭事情や離婚，更には孤立化によるものなどがあると考えております。

現在取り組んでいる対策でございますが，福祉政策課内にある婦人相談室におきましては，面談や電話による相談に対応するとともに，家庭訪問等により指導，助言を行い，虐待防止に努めております。

更には，健康増進課，保険福祉課，いきいき健康課において，出産家庭を訪問し，乳幼児の発育状態管理をするとともに，健全な育児が行われているかの確認をしております。更には，奄美市要保護児童対策地域協議会におきましては，虐待と思われる事例の報告を受けましたら，ケース検討会議を開きまして，各方面からの意見を聴取し，虐待であると認定したら，今後，どう対処していくのかを検討し，更なる虐待の防止に努めているところでございます。このケース検討会議には大島児童相談所も出席をしておりまして，適切な指導，助言をいただいております。

また，奄美市母子寡婦福祉会においては，育児に対する悩みをお互いに話し合うことで，それまでの孤独感や不信感を解消し，育児への意欲を取り戻させ，児童虐待の防止に取り組んでおります。本市といたしましても，子どもの虐待についてはなお一層関係機関と連携を取りながら，早期発見，早期対応に取り組んでまいりたいと考えております。

１６番（崎田信正君）　幼児，子どもの虐待など，本当にあってはならない事件だと思いますので，未然防止のために万全を期していただきたいというふうに思います。

次に，福祉世帯に支給される児童扶養手当の経済的効果及び申請状況についてですが，これは国民の声や地方自治体の独自対策の広がりなどで，これまで母子世帯にしか支給されなかった児童扶養手当が父子世帯にも適用されるようになりました。奄美市が廃止しようとしていた父子世帯見舞金，これを継続をさせ，また，対象を広げるという金額からすればささやかな対策ではありましたけれども，時期的にはこの対策が国政に反映をされたものということで評価をしたいと思うんですね。国民の切実な生活実態を反映させて実現された父子世帯への児童扶養手当であり，生活実態からして消費に回される公算が大きく，地域の経済にも少しは貢献するのではないかと考えております。今回の経済効果をどう見ているのか。

また，これは，支給は申請主義を取っておりますので，せっかくの制度が活用されないことなどがあってはなりません。対象者が１００パーセント申請となるように，今後，周知徹底が必要だと思うが，現在の申請状況と周知徹底についてどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

福祉部長（福山　治君）　現在の状況についてお答えをいたします。まず，経済効果についてでございますが，２１年度から実施いたしました父子手当につきましては，先ほど議員からお褒めと言いますか，いただきましたが，対象児童一人につきまして年額２万４，０００円を支給いたしておりました。これが児童扶養手当に変わることによりまして，所得などの制限はありますが，対象児童一人につき満額で月額４万１，７２０円，年額に換算すると５０万６４０円となります。今回，奄美市において対象と思われる１１０名の方に案内文を送付していますが，仮に全員が申請をし，満額の支給となった場合，これはあくまでも最大限の数字となりますが，年間で約５，５００万円が支給されることになります。家計の収入増が見込まれ，経済効果への効果も期待できると考えております。

次に，現在の申請状況でございますが，今回，児童扶養手当が父子世帯へも拡充されることに伴いまして，先ほども申し上げましたように，奄美市において対象と思われる１１０名の方々に７月末の案内文を送付いたしました。そのうち９月１日現在で３５名の方が申請をしています。申請につきましては，経過措置がありまして，８月１日時点で資格を有している方については１１月３０日までに申請をしていただければ８月まで遡っての支給となります。しかし，１１月３０日を過ぎての申請については，申

請月の翌月となることから，申請に漏れがないように，広報紙，ＦＭデイの奄美市だよりラジオ版などで，早目の申請を呼びかけていますので，御理解のほどをよろしくお願いいたします。

１６番（崎田信正君）　プレミアム商品券よりもずっと経済効果が高そうですので，是非申請漏れのないようによろしくお願いしたいと思います。

次に，選挙の投票についてお伺いしたいと思います。投票で言えば，かつて衆議院の奄美群島区１人区の時代がありました。保徳戦争と呼ばれた激しい選挙が繰り広げられ，不正投票や買収，中傷など，選挙違反も異常な状況があったわけです。今回，昨年の総選挙に続いて，今回の参議院選挙でも，いずれも瀬戸内町でありますけれども，施設内投票での不正が明るみになっております。８月３０日の地元新聞によれば，全国で増加傾向とあり，瀬戸内町の選管委員長は不正防止に万全を期したつもりだったと話しておりますけれども，万全ではなかったということが明らかになったわけです。

更に記事では，自分の意思じゃない投票が以前からやっているとの談話も紹介をされております。不在者投票時の選挙違反の常態化があると指摘をしており，これは大問題だと思います。こんなことが普通に行われているようでは大問題であり，奄美市では瀬戸内町以上に施設投票は数多いわけで，不正があってはならないと思います。まず最初に奄美市での不在者投票の現状と，不正を防止する方法はどうしているのか。そして不在者投票の実施要件がどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

選挙管理委員長（久保忠義君）　ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

去る７月１１日に施行されました参議院議員選挙を中心に，奄美市における施設内不在者投票の現状について申し上げます。奄美市に不在者投票施設が１５施設あります。参議院選挙では，そのうち１４施設から５３１件の投票用紙の請求があり交付いたしました。その投票の内訳は，代理投票２５１，一般投票同じ数ですが２５１，差し引き２９票が返ってきました。返納されました。不正防止の対策として第三者チェックの外部立会人導入の動きを広がっておりますが，御存知のとおり不在者投票施設は，県選管の指定になっておりますので，県選管の施設側から依頼があれば市町村選挙管理と連携をして，でき得る限り派遣に応じるよう，一方，現状の人員では十分に対応できると調整する必要が課題となっております。

これを受け，奄美市選管では去る６月３日付けで各施設長に対し，外部立会人派遣の用意があることを通知し，その派遣の要望の有無についてアンケート調査を実施いたしました。その結果，５施設のほうから派遣要請要望があり，１施設２名の要望を含め６名の市職員を派遣したころであります。それを下に，参議院選挙には適正に施行されたものと認識をいたしております。

今後，更に不在者投票指定施設と施設長をはじめ，関係職員への研修会の開催などをし，公正・公平な不在者投票を遂行するように，また，外部立会人の導入の必要性として，啓蒙に努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（世門　光君）　傍聴者の皆様にお願いします。議場では脱帽になっていますので，よろしくお願いします。

１６番（崎田信正君）　不在者投票，施設内の不在者投票，私も病院勤めしていたときに経験あるんですね。私なんかもずっと公平・公正に事務処理をやってきたわけですけども，新聞報道でね，これはもう常態化しているんだというようなことがあればですね，先ほど施設側からの依頼があればということなんですが，これは依頼がなければ第三者の立会いはできないんでしょうか。

選挙管理委員長（久保忠義君）　よろしいですか。施設長及び管理者のほうで責任を取ります。そして，この指定につきましては，県選管の指定を受けておりますので，県選管と提携を取って，私たちは要請があったら行くつもりであります。あくまでも施設長の責任においてなされる予定であります。以上で

す。

１６番（崎田信正君）　不正の投票がね，全国に増加傾向にあるということですから，きちんと選挙管理委員会からもですね，施設投票についての公正を求めるような啓蒙と言いますか，それはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それで，投票率を上げようということですが，高齢者，障害者の方も歩いて行ける投票所の設置が必要ではないかということで，これは知名瀬，根瀬部の住民の方から要望があったんですが，今まではそこに投票所があったけれども，それがなくなったので大変不便だということがありますけれども，その辺の御見解がどうなっているのか。また，投票所自体のバリアフリー化の取組も必要だと思いますが，ここらでの，ここでの御意見をお願いいたします。

選挙管理委員長（久保忠義君）　去る７月１１日に施行されました参議院選挙を中心に，奄美市内における施設内不在者投票について，ちょっと失礼いたしました。合併前は名瀬市内が２４投票所，住用村が３投票所，笠利町が９投票所，合計３６投票所でありましたが，合併後，旧名瀬市の知名瀬と根瀬部を統合して，平成１９年４月の県議会議員以降，県議会議員選挙以降，合計３５投票所となっております。その統合の背景の一つとしては，おおむね小学校単位で１投票所を基本とする奄美市内の他投票所とのバランス，二つ目は選挙費用の軽減，三つ目は根瀬部トンネルの開通により，便利性を考慮したことによるものであります。統合前，統合後の知名瀬地区の投票率ですが，統合前の平成１６年の参議院選挙が５８．４０パーセントに対し，平成１９年３月，参議院議員選挙ででは，１０ポイント以上落ち込みましたが，今年度の７月の参議院選挙におきましては６１．４パーセントとなっております。これは平成１５年の法律改定により，新たな期日前投票制度が創設され，その周知と活用が図られたものが大きな要因となっていると思います。

市の財政状況を踏まえ，選挙事務に支障が生じない範囲において，選挙投票所の統廃合は費用対効果の面でもやむを得ない現状であります。といえば農村集落を中心に，高齢化が進む中，これからの人たちにどうしても選挙に参加してもらうほか，選挙として現状制度の期日前投票，不在者投票などの啓発や有効活用により，少し投票しやすい環境の提供に努めてまいりたいと存じております。

次に，投票所のバリアフリーにつきましては，高齢者や体の不自由な皆様の便利性向上を考え，議員の御指摘のとおりでございます。現在は，事務従事者に対し，投票に介助が必要な方の対応について，投票の誘導に最新の注意を払うよう指示しておりますが，今後，ハード面でバリアフリー化について国・県の経費負担にも視野に入れる必要に取り組んでまいりたいと思います。議員の御理解をよろしくお願いしたいと思います。

１６番（崎田信正君）　国民の参政権を保障するということについては，全国ではいろんな取組をやられているんですね。今後，そういったことも参考にしてですね，国民の参政権が保障されるように万全を尽くしていただきたいと思います。

次に，国民健康保険制度についてお伺いをいたします。国民健康保険制度はその運営が厳しく，毎年多額の赤字を計上しており，平成１９年度決算では累積赤字が６億８１９万円となり，平成２０年と２１年に一般会計からの繰入れで，１９年度までの累積赤字をなくす努力がされました。先日の国保運営協議会で，２１年度決算の状況が報告をされ，３億７３１万円の赤字だということが示されました。

平成２１年度の事業計画では，事業運営方針で国保会計の健全運営と累積赤字の解消を掲げ，保険税の確保と収納率の向上，適用の適正化などを掲げています。

この方針というのは，実は平成１７年度でも一時一句全くの同文で示されているものであります。平成１７年度は，まだ名瀬市の時代であり，ここでも本市の最大の重点目標は保険税収納率の向上と書かれております。重点目標にとどまらず，最大のという形容詞を使って表現していることから，担当者は御苦労されてきたことだと思います。しかしながら，先ほど示したように，２年間で３億円を超える赤

字が発生をしております。抜本的な改善のためには何が必要で，どうすればいいのか，真剣に議論しなければなりません。

そこで，これまで対策を立てられてきた八つの項目，つまり臨戸訪問の徹底強化，特に収納率の低い地域の徴収強化，前年度より課税額が増額になった世帯への早期対応，平日業務の拡大，土日，祝祭日の窓口業務の拡大強化，納税者への啓発強化，職員研修の強化，滞納システムによる滞納者の約束管理の強化，市税との合同徴収の強化ということで，これは毎年同じ文書で対策を立ててきて，そして収納率は下がってるんですね。それで，この対策について，その実績と効果についてお示しをいただきたいと思います。

市民部長（有川清貴君）　事業計画で重点事業として，保険税の確保と収納率の向上のため８項目の対策を行ったことについて説明いたします。

収納率向上対策としまして，まず取り組んでおりますのが滞納世帯への臨戸訪問の徹底強化でございます。滞納世帯へ文書や電話による催告は行っておりますが，それでも面談できない方につきましては，直接滞納世帯を訪問する臨戸訪問を実施いたしました。この臨戸訪問につきましては，昼間なかなか会えない方がいらっしゃいますので，年度内に８回の滞納整理月間を設け，夜間訪問，土日・祝祭日の休日訪問を実施しております。２１年度におきましては，職員一人につき２４０時間の夜間訪問，１５０時間の休日訪問を実施いたしました。なお，平日の昼食時間における窓口での納税相談については，１年を通じて対応しているところであります。更に，鹿児島へ出張徴収を行い，４２万２，６５６円徴収いたしました。

次に，特に収納率の低い地域の徴収強化として町ごとの収納率を算出し，収納率の低い地域の徴収強化を図りました。前年より，前年度より課税額が増額になった世帯への早期対応につきましては，課税額が増額になった方に対して，その内容について説明を行い，本人が納得して納税することができるように，きめ細かな対応をいたしました。

平日業務の拡大，土日・祝祭日の窓口業務の拡大強化につきましては，先ほど臨戸訪問の徹底強化の項目で述べましたので省略させていただきます。

納税者の啓発強化対策として，毎年６月に前年度の国保税の税率との比較，国保税の軽減制度，口座振替の案内等を掲載した国保だよりを全戸配布いたしておりますが，口座振替による収納額の現年度収納額に対する割合が，２１年度は２０年度に比べて０．１４パーセント上昇いたしました。

職員研修の強化につきましては，国保制度や税の徴収事務に関する勉強会を係で５回実施することで，職員研修の強化も図りました。

滞納システムによる滞納者の約束管理の強化については，奄美市では平成１１年度から滞納管理システムを導入しており，このシステムに滞納者個人ごとの交渉経過，記録，滞納額，関係情報等が入力されておりますので，滞納者が来庁された場合，滞納者のその後の事情を考慮しながら，これまでの経緯を踏まえ，継続的に滞納者の納税相談を行っているところです。

市税との合同徴収の強化につきましては，月１回，旧三方地区，住用地区，笠利地区で合同出張徴収を実施しております。

このように，収納率の向上に取り組んでまいりましたが，２１年度の現年度の国保税の収納率は残念ではありますが８７．５５パーセントとなり，２０年度に比べて０．５パーセント低下しました。この原因としましては，全国的な経済不況の影響が奄美市へも及んでいることと考えております。今後とも収納率向上を図るため，職員一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので，御理解のほう賜りたいと思います。よろしくお願いします。

１６番（崎田信正君）　次に，同じ対策で適用の適正化ということでありますが，被保険者の実態把握は収納率向上，医療費適正化を図る上でも最も基本的な部分だとしているんですね。ここでも徹底した事務処理を行い，適用の適正化を図りますとして４点上げております。これも平成１７年度と平成２１，

２２年度と全く同じ文面となっております。保険証未切替者，未申告者，納付書の返戻者等についての実態調査，居所不明者の実態把握，社保・国民年金との連携による遡及適用の防止，長期未納者への納税指導と資格証明書の発行について，毎年毎年実態調査，実態把握をやっているわけですが，先ほどちょっと答弁があったかと思いますが，ここでやってきてね，平成１７年度，その前からやっていたと思うんですが，やって，ずっとやってきてですね，ここから見えてくるものは何かといったところ，どう分析をされているのか，御見解をお示しください。

市民部長（有川清貴君）　これはですね，保険証未切替世帯のうち，所得が１００万円未満の世帯が５２．５５パーセントを占めており，主な滞納理由は収入の不安定が９．２パーセント，職業については建設業が１４．２１パーセントになっています。この収入不安定となる理由として，非正規の従業員等が多いこと，公共工事が激減する時期に無収入になることが多いことから考えられます。このようなことから，生活費を捻出しても国保税の納付ができない世帯が多いことが収入率の低迷になっていると，つながっているものと考えております。

１６番（崎田信正君）　それで今の実態とか，そういったことについて御答弁いただきました。それらのことを含めて，健全な国保運営は，どうすれば実現できるのか，改めて奄美市の国保の展望を示していただきたいと思いますけれども，よろしくお願いします。

市民部長（有川清貴君）　全国の国保の赤字状況として，平成２０年度の国の報告がありますが，これによりますと，全国の１，７８８保険者のうち１，２２３保険者，６８．４パーセントが法定外の一般会計から繰入れ等を行っております。国保税の徴収率につきましても，平成１９年度まで全国平均が９０．４９パーセントでございましたが，平成２０年度は８８．３５パーセントと下がっております。全世帯に占める滞納世帯の割合も２０．８パーセントと増えつつある状況で，国保財政の事情は全国的にも厳しい状況になります。

国の示す平成２２年度の国保制度の見直しとして，財政基盤強化策の延長，国保財政の広域化の中で，全国の国保が抱える厳しい財政運営の状況から，財源負担をどうするかという問題がこれから議論されるようです。また，保険税のあり方についても見直されるようでございますので，県を通じて国保の厳しい現実を訴え，制度改正の中でこれらの問題が解決されるよう要望するとともに，健全な本市の国保の運営のため，保険税の徴収率のアップ，医療費の適正化により一層努力してまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

１６番（崎田信正君）　今の答弁ですとね，これまでの対策を上回るものはないんですね。やはり国がきちんとした財政措置をしなければ，国保の展望はないということが明らかになっているわけですよね。そういった意味ですね，もう一つ，奄美市が取り組んできた対策の中で，長期未納者への納税指導と資格証明書の発行というのがありますけれども，私たちは資格証明書は発行してはならないという立場で，一貫して主張してまいりました。これは国民の厳しい生活実態から，粘り強い運動も取り組まれてですね，政府もようやく改善の一歩を踏み出し，２００９年４月からは中学生までの子どもには無条件で保険証を出すと。今年の７月から高校生までに広げてるんですね。これはやっぱり資格証明書を出したのは間違ったというのを国が認めているようですけれども，奄美市はまだこの資格証明書の発行に固執をするのかどうか，御見解をお願いいたします。

市民部長（有川清貴君）　長期未納者の方が大分いらっしゃいまして，分割相談もお願いをしておりますけれども，なかなか経済が不安定で納められない方がいますので，我々としても資格証明書はあげたくはありませんけれども，どうしても国保財政上，今のところ資格証明をあげているのが現状でございまして，御理解を賜りたいと思います。

１６番（崎田信正君）　国保の会計の，先ほど部長からの６０数パーセントのところが一般会計からの繰入れで賄っているということですが，一般会計からの繰入れというのは，今大体平均すれば市民１人当たり１万円を超える条件になっているということなんですね。奄美市で国保に加入している人が約１万６，０００人余りですから，１万円の繰入れとなると１億６，０００万円ということになるんですね。これが今５，０００万円ですから，２０年度と２１年度の赤字２年間で３億ですから，１年にすれば１億５，０００万円ぐらいですね。全国平均並みの繰入れをやればとんとんになるんじゃないですか。そういう繰入れを増やそうとする考えはないのか。

市民部長（有川清貴君）　直接お答えできませんけれども，市の財政状況もございますので，その辺は財政状況を踏まえながら，検討課題とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

１６番（崎田信正君）　これは突出して繰り入れしろと言っているんじゃないですね。私も全国平均がもう１万円になっているということだから，せめて全国平均並みに繰入れをしてもいいのではないかと。そうすれば，赤字の解消になると。それと同時に，部長が言われたように，国がきちんとした国民の健康を守るためにね，手立てをして，財調を保証していけば，繰入も減らしていけるわけですから，両面やるというのは，これ以上，今説明がありましたように，国保税の値上げはできないですよ。値上げをすればまた新たな滞納者を作るということは，これはもう全国共通の認識になっているんじゃないかなと思いますけれども，その時に健全な国保といったときは，国保運営の側と，それと国保と利用して病院にかかる側と，両方が立ち行かなければ健全と言えないんですね。そういった意味では，国保税の値上げをしないためにも，繰入れのことは２３年度予算で是非検討していただきたいというふうに思います。

次に，介護保険のほうにいきたいと思います。介護保険制度が施行されてから１０年が経過をしております。介護を社会的に支えることを目的に発足をした制度ですが，重い介護保険料や利用者負担，４２万人に上る特別養護老人ホームの待機者など，保険あって介護なしとも言うべきさまざまな問題が表面化をしているところです。介護事業所施設も深刻な人材不足と経営危機に陥り，制度の維持存続さえ問われる危機的な事態に直面しているのが，介護保険を取り巻く実態ではないでしょうか。１０年という節目が過ぎ，国民が安心できる介護保険制度の抜本的見直しが急務となっております。

現在，２００９年から２０１１年までの第４期事業計画が進行中ですが，２０１２年の第５期事業計画の策定に向けて，今年から調査が実施をされます。介護保険全般について取り上げたいとも思うんですが，時間もないので決算委員会，予算委員会というものありますから，詳細についてはそこで行うということで，まずお伺いしたいのは，現在の介護保険の仕組みはサービスの提供が増えれば保険料に張り替えるという仕組みです。しかし，保険料を上げないためにサービスを抑制するというようなことがあってはならないと思います。

サービスを受けなくてもよいという，元気で毎日を過ごすという高齢者対策が必要であり，全国各地で健寿大学とか，生きがいサークルなどの活動もいろんな形で取り組まれております。しかし，病気の既往歴があり，放置すれば要支援やあるいは要介護になる恐れのある人たちの対策が緊急の課題だと考えます。特に脳卒中や糖尿病などがある人たちは，その可能性も高くなります。これらの人たちの実態を把握し，訪問指導などの体制が充実されることが大切だと思いますけれども，新潟新聞の７月３日付けですが，上越市が高齢者健康支援訪問事業というのを作り，それに基づく家庭訪問，初回は保健士や栄養士，２回目以降は福祉関係の事業スタッフが糖尿病にかかった人を対象に生活の様子を聞いて，必要に応じて医療機関の受診を勧めているというようなことがあります。

こういった取組ですが，上越市は２００６年度末の要介護度，要支援１以上が１８パーセントだというんですね。要介護５が２．３５パーセントだということで，周りよりも高いから対策を立てないといかんと言っているわけですけども，奄美市の場合はですね，平成２０年度の決算では，要介護，要支援１

以上の方が２３．９８パーセントあるんですね。上越の１８パーセントどころではありません。要介護５も３．２ということですから，しっかりとしたこういった対策が必要だと思いますけれども，現在の取組状況をお示しいただきたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　本市において，上越市のような７０歳以上を対象とした訪問指導制度というのはございません。介護認定を受けていない高齢者の施策として，６５歳以上を対象とした介護予防事業というものがございます。その中で，主として要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者を対象に，運動習慣の定着と運動機能向上が図られるよう，定期的に運動機能向上教室を開催しております。また，心身の状況等により，通所形態による事業への参加が困難な高齢者や閉じこもりやうつ状態が認められる高齢者については,保健師等が自宅へ訪問し,相談指導を実施しております。

ちなみに，平成２１年度の運動機能向上教室への参加者は９５人で，訪問により助言指導を行った方は５５人でございます。なお，成果といたしましては，運動機能向上教室終了の半年後の評価を行っておりますが，教室参加者のうち８５パーセントは維持改善が図られております。今後も介護予防事業の内容の充実を図りながら，参加者数の増加につなげたいと考えております。

１６番（崎田信正君）　時間の関係で認知症のよりも先に，２０１２年度から第５期計画がはじまる調査はどうするのかというところで，まず最初にお伺いしたいのは，６月議会でですね，現行の第４次介護保険事業計画の変更で，第５次の計画の前倒しで，各施設，老人保健施設などをいっているのかなと思いますが，増床を認めたというふうに答弁をされました。これによって議員が懸念されるように特別養護老人ホームとか，そういったところの待機者というのは解消されるものと考えておりますと，御理解をいただきたいというふうに答弁をされているわけですが，どの施設で何床増床するのか，その予定をお伺いしたいと思います。

また，介護施設については，国のほうは参酌基準など総量規定を撤廃をし，地域の需要に応じて自治体が自由に整備できる方針を示すというようなことでありますけれども，特別養護老人ホームの新たな建設も当然視野に入ってくるのではないかと思いますが，その見通しまでお伺いをしたいと思います。

福祉部長（福山治君）　確かに議員がおっしゃいましたように，第４期，先ほどの議会で第４期事業介護保険事業計画の中途の見直しという形で変更を行いました。施設等の増床を図って，内容は，介護老人福祉施設の定員と短期入所の定員，それから介護老人保健施設の定員，グループホームの定員等の増床を奄美市としての介護保険事業計画の中では策定委員会でその決定をしたところでございます。

ただ，施設の増床につきましては，県の認可の問題がございまして，県は奄美圏域で広域的に判断した結果，施設入所の増床については認められないということで，この前，先般報告がございました。したがいまして，短期入所とグループホームの定員の増床は見込まれますが，施設の入所については。

議長（世門　光君）　以上で日本共産党　崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時４５分）

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後４時００分）

引き続き一般質問を行います。

市民クラブ　奥輝人君の発言を許可いたします。

２１番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，こんにちは。市民クラブの奥輝人です。一般質問の初日，５番目，本日のしんがりを務めさせていただきます。さて，大変お疲れとは思いますが，私は元気で頑張っていこうと思っております。あらかじめ通告してあります一般質問を行います。

その前に，少々私見を述べたいと思います。まず，宮崎県で発生した家畜伝染病の口蹄疫が，８月の

２７日に終息宣言をしました。４月２０日に感染が確認されてから，実に４か月間余りに及ぶ長い道のりでありました。その間において，殺処分された豚や牛は２８万９，０００頭余り，これは奄美群島の人口１１万とした場合,それの約２．３倍の数となります。国内において過去に前例のない大惨事となり，計り知れない大被害となりました。そのような中，鹿児島県においては侵入防止対策や感染防止対策が図られ，徹底した取組により本件への進入を阻止できたことは何よりの救いであり，県や関係自治体，そして畜産農家の取組を高く評価するものであります。また，宮崎県においては，今後畜産王国の県として，復興・復活を期待したいものであります。さて，今回の口蹄疫の発生と被害を教訓に，国・県，関係機関，そして畜産農家が一体となって再発防止になお一層取り組まなければならない。感染源や感染経路の早急の解明，病原体の治療法の開発，家畜伝染病予防法の改正に取り組み，解決策を見いだしていただきたいと切に願うばかりであります。

次に，明るい話題としまして，夏の全国高校野球選手権大会において，私の妻のふるさとであります沖縄県代表の興南高校が見事春夏連覇という偉業を達成しました。過去において興南高校を含め６校だけという快挙であります。私も準決勝と決勝とテレビの前で応援していました。特に準決勝戦では，２回終了までに５対０の厳しいスコア，もしかしたら勝てないのではないかなと誰もが夢をあきらめかけた人も多かったと思います。しかしながら，夢をあきらめないでのごとく打線の奮起で見事逆転勝ちをおさめたのであります。苦しい中での勝利は,また格別の嬉しさと元気が湧いてくるものでありました。そして，優勝インタビューの中で，我如古キャプテンのコメントが，この優勝は沖縄県民とともに勝ち取った優勝と声高らかに答えていました。とても印象に残る言葉でありました。興南高校の諸君おめでとう。また，鹿県代表の鹿実にも健闘を讃えたいと思います。

さて，このような歓喜感動の中，先の見えない話題といたしまして普天間飛行場問題，一体この先どこへ行くのか，鳩山前首相の発言，最低でも県外，この発言が今でも沖縄県民の心に強く，そして重くのしかかっています。今さら辺野古先，もう遅い，沖縄県民の約８０パーセント以上が県外，国外移設若しくは無条件撤去であります。とにかく，政府与党は沖縄県民の夢を実現させる方向で協議調整をしっかりと進めていただきたい。今後の動向を注視していきたいと考えております。

では一般質問に入ります。１地方交付税について，①合併後５年間の動向について伺います。

奄美市の一般会計において地方交付税は国からの依存財源であり,なくてはならない財源であります。普通交付税と特別交付税を合わせて地方交付税と呼んでいます。合併後の地方交付税の推移を見ますと，平成１８年度決算で１１４億６，２３８万８，０００円，平成１９年度決算で１１３億２，２５６万５，０００円，平成２０年度決算で１２２億５，３７０万９，０００円，平成２１年度決算で１２７億６４８万２，０００円，平成２２年度当初予算で１２４億４，２２６万２，０００円となっております。平成１６年度に国が示した三位一体の改革では，今後は地方交付税が削減が示されたものでありました。

しかしながら，合併後のこの５年間の数値を見る限り，逆に増加傾向であります。奄美市は合併後，人口の減少や市民税，法人税等などの市税も減少傾向であります。自主財源が減少していく中での地方交付税は増の形であります。この５年間の地方交付税の動向，推移について，どのように見ているのかを所見を伺いたいと思います。

後の質問から発言席から行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，早速奥議員にお答えいたします。

三位一体の改革は国庫補助金等の廃止，縮減，税財源の移譲，地方交付税の一体的な見直しの三つの柱とする政策でありました。平成１６年から平成１８年の３年間で，国庫補助金，地方交付税を含めた地方財源は約５．１兆円減額され，平成１９年度以降も縮減されるものと予想しておりました。しかし，その後の社会情勢の大きな変化に伴い，政府は政策を転換し，平成２０年度から雇用創出，景気回復を目指した経済対策を随時行っております。

地方交付税においても，平成１９年度頑張る地方応援プログラム，包括算定，平成２０年度は地方再生対策費，平成２１年度は地域雇用創出推進費，平成２２年度雇用対策地域資源活用臨時特例債を新たに創出し，財政力の弱い市町村へ配慮した算定を導入しております。これらの影響により，当市においては平成１９年度まで地方交付税の縮減が見られましたものの，平成２０年度以降は増額に転じた要因であるものと考えております。平成１８年度以降の平成２２年度に至るまでの地方交付税の総額については，ただいま議員がお話しになったとおりでございます。

特に申し上げますと，本年度当初予算においては地方交付税，普通交付税を１１６億円ほど昨年同様の額を計上いたしましたが，地方交付税，普通交付税がここで確定いたしました。予算の中にあろうかと存じますが１１９億円，当初予算よりは約３億円弱ほど伸びているというふうなことでございます。そのようなことで，地方交付税は国の配慮によって伸びているという実態でございますので，御理解をいただきたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　ありがとうございました。本当に合併後ですね，心配されていました地方交付税がですね，こうやって５年間で増加したことは，本当に好ましいと私も思っております。

それではですね，今後についてですけれども，今後５年間の予想についてであります。奄美市は人口の減少や自主財源の減少，また景気対策，雇用対策が課題となってくると思われます。国においてもですね，政権交代がなされ，国税の収入の減少も大きく，国の借金も増加していくと思われます。このように考えるときにですね，ますます地方交付税の増額は見込めるのかという不安がちょっとあり，厳しいものがあると思われます。今後ですね，国の動向を見ながら，どのような推移となっていくのか予想されているのかをですね，伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　今後５年間の地方交付税の推移ということでございますが，平成２２年の８月３０日に総務省が発表いたしました平成２３年度地方財政の課題によりますと，平成２３年度の地方交付税については平成２２年度同額の１６．９兆円を要求し，地方の安定的な財政運営に必要となる財源を適切に確保するとされており，平成２３年度においては本年度と同額程度が交付されるのではないかと考えております。

しかしながら，国の財源不足に対する今後の対応につきましては，平成２４年度以降２年間は，財源不足の変動は臨時財政対策債で調整をする。平成２３年度以降３年間は，平成２２年度の予算の規模を上回らないと，こういうふうに明記をされております。また，地方交付税の財源としての国税５税，先ほど議員が申されましたが，平成２２年度予算で地方交付税総額１６．９兆円に対しまして，９．５兆円，平成２３年度の，これは見込みでございますが１６．９兆円に対して約９．８兆円であり，今後も好転を見込むには大変厳しい状況であると考えております。

先ほど市長のほうからも合併後の５年間，一応まがりなりにも交付税は若干増えてまいりましたけれども，今後５年間は御存知のように非常に厳しい経済状勢，それから税制改正の内容，地方財政の状況などにより，多少の増減はあるかとは思いますけども，これが急に好転をするという材料がなかなか見込まれないということで，平成２２年度の地方交付税を上限に，徐々に縮減をされていくのではないかと，大変危ぐをいたしているところでございます。

２１番（奥　輝人君）　ただいまの答弁でよく分かりました。

３番にいきたいと思います。地方交付税はですね，１０年間は，合併後１０年間はですね，旧市町村の交付税の合併算定替えであります。１１年目からはですね，５年間は地方交付税の激変緩和措置が取られるということで，地方交付税の数値が，これはもう下がっていくということで示されております。その１０年後ですね，後５年後になるんですけれど，その５年間の一本算定前でのシミュレーションですね，どのぐらいの交付税が，金額が減少されていくのか，シミュレーションが示されているのであれば，お願いしたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　議員ただいま申し上げますとおり，合併後１０年間は確かに算定替えの期間でございます。それが過ぎますと暫時縮減をされて，５年間で激変緩和をしていくということでございます。合併算定替えによる増加額，これを仮に１０億円とした場合ですね，そうした場合は５年間，１０年間を過ぎた５年間の初年度で０．９，これは率でございますけれども，約９億円，それから次の年が０．７で７億円，それから平成３０年度が０．５の５億円，平成３１年度が３億円，平成３２年度が２億円というふうにして，最終的には一本算定に移っていくということでございます。

２１番（奥　輝人君）　分かりました。一応今の答弁で分かりましたけれど，一本算定になるころには，この今のパーセンテージは０．９パーセント，０．７パーセント，０．５パーセントということで，各年度ごとに支払われていくということでありましたけど，この金額はどのように，現在，５年目に当初ですね，当初というか，合併後１０年後の激変緩和措置に入ったときに，例えばですね，１２０億円だったとした場合は，一本査定になったときには，それから計算していけば分かるんですけど，ちょっと，最終的にはどのぐらいになるということが示されていたらお願いしたいと思います。金額をですね，もう一度お願いします。

総務部長（松元龍作君）　ただいま議員がおっしゃいましたのは，合併算定替えの普通交付税の増加額のことだと思うんですけれども，

（発言する者あり）

ですから，その増加額がどんどんどんどん落ちていくわけですけども，その増加額について今の試算では約１２億１，０００万円，それが増加額ですね。それを０．９，０．７，０．５，０．３，０．１というふうに掛けていって落としていくと，そういうことでございます。

２１番（奥　輝人君）　私が聞きたかったのは一本算定にはどのぐらいなるのかということですよ。合併後，総額が幾らぐらいなりますかということです。一本算定の時の額がですよ，今現在１２７億円ぐらい，当初予算で１２２億円ですけれど，合併算定替え一本の算定になった場合，そこら辺り，分からない，分かればお願いしたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　全体，５年間で全体額が減るという額はちょっと試算はしておりませんが，とにかく要するに上乗せをされた部分が１２億１，０００万円ございますので，それの先ほど掛けていただく，総額をすれば総額になるんですけど，今ちょっと試算はしておりませんが申しわけございません。

２１番（奥　輝人君）　分かりました。それではですね，一応，一本算定の対応について伺いたいと思います。一本算定となった場合は，先ほど部長が言われたように，減少していくということになっております。奄美市の予算編成についてもですね，そんなに何億か分かりませんけど，例えば１２０億あった場合，一本算定になった場合，もし，例えばですよ，１１億とか減った場合はですね，もう本当，すごい金額だと私も思います。１１億という，１１億から１０億，金額が示された場合ですよ，やっぱりすごい金額だなと思われます。そのときにですね，予算編成をされるんですけど，今までのこういった事業の見直しやら，事業の延長とか改善とかが行われると思われますけど，１０年後，これから１０年後ですね，一本算定になったときの対応ですね，どのように考えているのかを伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　金額はちょっと別にいたしまして，考え方といたしまして，やっぱり合併当時に１０年間は算定替えを行います。それから済みますと５年間は激変緩和措置で少なくしていきますねとは，最初でシミュレーションがございましたので，そのつもりで財政計画も立てておりますが，減った分については，当然歳出の，基本的に歳出の削減を図っていくというのが基本でございます。ただし，

そのときに新しい，目新しい事業が何かありましたら，またちょっと条件は変わってまいりますが，基本的には歳出の削減に努めていくということでございます。

２１番（奥　輝人君）　分かりました。そうなればですね，今起債のほうも，一般会計のほうで２９億円枠ということでありますので，地方交付税が減少していくとなれば，この起債枠もやっぱり下がっていくのかなという，下がっていくのかというのがまた示されてはいないけど，そこ辺りはどのような影響があるのか，分かりますかね。

総務部長（松元龍作君）　ただいまおっしゃいましたように，３８億円の財政規律というのがございます。これは基本的に３８億円は守っていきたいと思っております。ですから，先ほども申し上げましたように，事業があるなしによって，若干それは増減いたしますけれども，基本的には３８億円を守っていきたいと，このように思っております。

２１番（奥　輝人君）　大変，分かりました。実質公債費率とも関係がありますので，起債制限比率ですね,実質公債費率が上がらないような対策を今からでもいいですので,考えていただきたいと思います。

以上でこの件については終わりたいと思います。

次に，大きな２番目のですね，旧空港跡地についてを伺いたいと思います。①の県の動向についてであります。平成１３年にですね，奄美パークが開園されました。奄美パークの敷地面積ですね，園地は約７．７ヘクタール今あります。しかしながらですね，今その残りの旧空港跡地ですね，約１３ヘクタールの土地がですね，まだ手つかずのままの荒れ放置ということになっております。この１３ヘクタールの土地をですよ，今後，これは県の財産でありますので，県がどのような使い方をしていくのか，また，動向等が分かればですね，お願いをしたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　旧奄美空港跡地につきましては，おっしゃいましたように所有者は県でございます。県のほうに確認をいたしましたところ，現在県内部での意見，それから地元市町村の意見，奄美大島商工会議所や観光協会並びに奄美農業協同組などの関係団体の意見を踏まえて，今後活用方法については検討を行っているというところで，この空港跡地につきましては，県としてはどのようなものに活用していくかという具体的なものはないそうでございます。

２１番（奥　輝人君）　分かりました。その辺についてですけど，今度は②の奄美市の動向ということになりますけれど，一応，奄美市からですね，県のほうにこの土地をこのような使い方をしたいとか，そういった要望ですよ，そういった提案とか，この空港跡地の利活用について，何か提案とかされているんでしょうか。

総務部長（松元龍作君）　市としての利用計画でございますが，県の具体的な活用方法も示されておりませんので，私どものほうも具体的の方針としては定まっておりません。ただ，市の意向といいましょうか，今年の平成２２年に奄美市空港跡地の利用方法等についてという県からの問い合わせがございました。その中に取得地，跡地の取得希望のいずれかということで，買うかとか，そういうことでございましたけれども，今のところは検討中であるというお答えをいたしております。ただ，利用方法につきましては，企業誘致の敷地とか，それからスポーツアイランドと連携した体育施設，合宿所の建設とか，それから高等教育機関や研究機関の誘致とか，老人保健施設や介護保養施設の誘致とか，これはちょっと難しいかも分かりません，農業用地としての復元とかですね，そういうことはこちらとしては考えておりますということは，県のほうには提出をしてございます。

また，この空港近くに約１３ヘクタールという膨大な土地でございますが，非常に私どもとしても魅力的な土地であるということは，重々認識はいたしております。今後，県の活用方針とも踏まえました

上でですね，奄美の振興発展にする有効的な活用方法等，県とも連携をしながら考えていきたいと，このように思っております。

２１番（奥　輝人君）　一応，いろいろな要望が示されていました。今定例会の中でもですね，経過の中で，旧奄美空港跡地にグラウンドゴルフ場の請願が出ております。また，同僚議員がまた６月議会のほうでもですね，グラウンドゴルフを誘致したらグラウンドゴルフのコースを作ったらどうかなという，そういった提案もありました。本当，グラウンドゴルフをつくるとあればですね，約１３ヘクタールもいらないもので，１ヘクタールあれば十分足りると思うんですよ，１ヘクタール，２面，１ヘクタールでも２面とれます。なぜならば，太陽が丘の運動陸上競技場のフィールド内でですね，いつも月１回，笠利地区の皆さんはグラウンドゴルフの大会を行っております。また，競技人口も増えてきているのが実情であります。本当，こういったグラウンドゴルフのコースもやはり設置してくれるのであればですね，そういったものを県に要望していただきたいと私は願っております。また，奄美パークの活性化にもなりますし，人口の増にもつながると思いますので，そこ辺りも要望していただきたいと思います。

それとですね，もう１点がですね，私の考えというか，私たち笠利地区のほうではですね，やはりこの敷地がですよ，旧来，もともと農地でありました，農地で，農地から旧空港建設にいたるまで，いろいろ売買契約などされた経緯があります。やはりこれをですね，遊ばせておくのではなくてですね，今笠利地区のほうでは農業用地も足りないぐらいで，本当，後継者も育ってきているしですね，サトウキビ農家も増えている，牛農家も増えているということで，これをどうにか農地造成してですね，畑に還元していくと。そして，農家のほうに賃貸契約でもいいですので，農地流動化でもいいですので，そこあたりをですね，県のほうに要望していただき，農業用地として発注できないものかを要望したいんですけど，そこあたり，どのように考えられるのかをお聞きしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　ただいま御質問のありました農業用地としての活用についてでありますが，議員がおっしゃるとおり節田地区は農業が盛んな地域で，現在農地が不足している状況となっていることは承知いたしております。先ほど総務部長のほうからも御答弁がありましたとおり，まだ県の具体的な活用方策が示されておりませんので,市のほうとしての方針もまだ定めていないのが状況であります。

今後は県と連携を図りながら利活用を検討してまいりたいと考えております。

２１番（奥　輝人君）　是非です，グラウンドゴルフと後農業用地が確保できればですね，県のほうに働きかけていただきたいと思います。二つ要望しておきます。

それではですね，今度は大きな３番に移りたいと思います。サトウキビの振興についてですけど，①の品目別経営安定対策について，アの申告状況についてであります。この申告状況についてはですね，８月末現在までにですね，申告しなければ国の交付金とですね,・・・からの原料代が支払われないということでありますので，この８月末現在において，各集落ごとに最終申告の手続きがなされました。

サトウキビの代金は先ほど言われたように国からの交付金とですね，製糖会社から支払われる原料代の二本立てであります。この代金を受け取るためにはですね，必ず申告をしなければならないということになっております。本年度産からＡのほうが廃止となりですね，Ａの１からＡの４までの申告となっております。この申告状況はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　ただいま御質問のありました品目別経営安定対策につきましては，平成２２年産から対象要件区分のうちＡ５特例農家が廃止になることから，農段階や申告時の戸別指導により理解を求めてきたところであります。今回，議員御指摘のとおり，申告におきましてもＡ５からＡ４への移行が反発などもなく，スムーズに行われたものと理解をいたしているところです。

お尋ねの平成２２年産の申告状況につきましては，生産者見込総数４９６人となっております。そのうち８月末現在で申告済みの農家が４８２名，未申告者が１４名となっております。事前確認により対

象要件をすべての方々がクリアをいたしておりますが，未申告者につきましては国への申告が９月末までとなっていることから，早目の申告をお願いしているところであります。

２１番（奥　輝人君）　現在，１４名の方が申告をされていないということですよね。その対策として，９月，今局長が言われた９月末日までにと言ってますけど，９月に入りましたので，そこ辺りの対応はできているんでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君）　ただいまの対応ですが，今月末という期限も押し迫っておりますので，笠利支所のほうでは担当の室長を中心にしてですね，連絡を取って，すべての方々が申告をしていただくように，漏れのないように努めているところです。

２１番（奥　輝人君）　是非１００パーセントですね，申告ができるように頑張っていただきたいと思います。

次にですね，イの基幹作業についてであります。今回ですね，零細農家へのＡの５がなくなったということでですね，この基幹作業が防除と中耕までありました。以前は収穫ハーベスターやらあと株出し管理，株そろえ機，後ロータリーですね，などなどが基幹作業ということでありました。今回小規模農家を救うということで防除が導入されましたけれど，その小規模農家の反応ですね，この防除に対する反応とか，この基幹作業についての意見とか，どのような反応と意見があったのかを伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　若干，今までの経過を踏まえまして説明をさせていただきますと，収穫面積の合計が１ヘクタール未満の農家が，本則要件をクリアするためには議員御指摘のとおり六つの基幹作業のうちいずれか３分の１以上の要件を満たしている生産者や受託組合に委託すること等になっていることはもう御承知のとおりです。基幹作業につきましては，対象要件の緩和策として，これまでの耕期，整地，株出し管理，植付け，収穫の４作業に防除と中耕培土が追加されたことに伴いまして，Ａ５の特例農家をすべてＡ４へ引き上げるという移行に大きな弾みがついたものと考えております。

特に防除作業につきましては，反当たり１，０００円という低料金を設定したことや，機械の入らないようなほ場でも，受託作業が可能になったことから，これまで委託させたくても機械が入らないようなほ場や小規模農家，高齢者のほ場を主体に委託作業が進んでおりまして，平成２１年産でＡ５であった農家が収穫作業のすべてを本則要件を満たしているということで喜ばれております。

２１番（奥　輝人君）　今の防除のほうについてはですね，反当たり１，０００円を徴収するということになっております。今までＡの４の方々，ハーベスターとかをやっていた方々からですね。今度この防除中耕ですね，移行した人なんかがいると思うんですけど，そこ辺りどうなっているのか分かりますか。

農政局長（田丸友三郎君）　御質問の移行された方は７７名という形になっております。ハーベスター等を利用されているのが前期が７２．３パーセントでしたんですが，今回は７７．５パーセントまで利用率が上がっております。

２１番（奥　輝人君）　今まではですね，ハーベスター料金は高いということで，こうやって農家の高齢者の方々は敬遠していたんですけど，今回反当たり１，０００円の防除ですね，防除するということで，これに移行すればハーベスターに受託させなくてもすむということで，本当，今後は高齢者の方々も収入が増えるということで喜ばれると私も思っております。今後は防除中耕になるべく移行できる方法もいいのかなと。あと，ハーベスターを利用される方はですね，やはり規模拡大をされている，そういった農家の皆さんが主体となって進めていけば，このサトウキビの振興も図られると思っておりますので，

これはここら辺りでもういいと思います。

それではですね，次に移りたいと思います。②の４万トン確保に向けてにいきたいと思います。この４万トン確保というのがですね，笠利総合支所の事務所長のですね，塩崎さんがもう必ずサトウキビの中では４万トン確保を目指しましょうと,必ず言うのが口癖でもありました。そういった意味でですね，今後４万トン確保に向けて，作付面積の拡大についてですね，質問したいと思います。

作付面積の拡大についてはですね，富国製糖の過去３年間の生産量はですね，平成２０年期においては約３万８，０００トン，平成２１年期が約３万７，０００トン，平成２２年期，今期ですね，約３万２，０００トンとなっております。３万７，０００トンから今回３万２，０００トン，約５，００トンも減少している状況でもあります。年々減少傾向ではあります。その原因は何かといえばですね，いろいろ原因はあるかと思います。例えば平成２０年期に約３万８，０００トンのときはですね，台風被害もなくですね，干ばつもなく，春植え推進の効果も重なり，生産量が増加したと思われます。

しかし，今期は約３万２，０００トンということで，その原因に昨年の夏場の長期干ばつや水対策の遅れ，またハーベスター収穫後のですね，欠株等の増加等や，あと病害虫の被害，めい虫被害の増加等が発生原因だと私も思っております。そのような原因が重なってしまって減ってきているのかなというのを私は感じております。平成２０年期には約３万８，０００トンという量を出しております。これであれば４万トンも近いのかなと思っていたんですけど，過去２年間はもう減少傾向でありますので，今後のですね，この４万トンを達成するためにはですね，やはりこの作付面積ですね，あと，収穫面積の拡大等が第一の要因だと思いますので，今のですね，奄美市，また，龍郷町のですね，作付面積の拡大等に向けた事業等ですね，今，どのようなことが進められているのかをお聞きしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　笠利の支所長であります塩崎部長がいつも４万トンというお話しをされて，農業についてもこの４万トンの話，夢を語りながらですね，農家の皆さん方が努力をしているということが大変今後とも求められるかと思います。御質問のサトウキビの作付面積につきましては，平成２２年４月末の農家栽培面積調査によりますと，奄美市で６８６ヘクタール，龍郷町で８２ヘクタール，総計で７６８ヘクタールとなっております。サトウキビの作付面積の拡大につきましては，平成２１年度まではサトウキビ増産プロジェクト基金事業を活用して，微増ではありますけど荒廃地の再利用による栽培面積の拡大に努めてまいりました。

また，平成２２年度からはサトウキビ増産プロジェクト基金に替わりまして，栽培面積の拡大を希望する農家には耕作放棄地の再生利用緊急対策事業の活用を推進いたしております。栽培面積の拡大につきましては，サトウキビの増産を図るための大きな要因でもありますので，今後とも関係機関との連携を図りながら，遊休地などの流動化を推進し，作付面積の拡大を図ってまいりたいと考えております。

２１番（奥　輝人君）　やはり４万トンを目指すからにはですね，この作付面積の拡大，それとですね，収穫面積の拡大であります。今，作付面積が局長のほうから示された奄美市，龍郷町を合わせて約７６８ヘクタール，しかし，収穫面積に関しては約６０２ヘクタールだと思います。その６０２ヘクタールで４万トンを目指そうとなればですね，反収を向上させなければならないと，反収７トン以上を目指さなければ４万トンにはならないということであります。しかしながら，今，奄美市の平均反収がですね，５．６トンぐらいしかないんですよ，５．６トンぐらいしかありませんので，これは夏植え，春植え，株出しを合わせて平均がそうであります。また今後はですね，株出しが増えてきているということで，反収がなおさらまた減少しているのが気になっているところでもあります。これを克服するためにはですね，やはり収穫面積はもちろん，作付面積，そういった耕作放棄地の解消とか，いろいろ事業を導入してですね，サトウキビの植付面積が増える方法で頑張っていただきたいとも思います。

今の現状では,サトウキビを作りたいという農家も増えてきております。建設業者の皆さんがですね，仕事がないから自分の畑を流動化しているんですけど，戻していただきたいと，しかし流動化しているから，あと２年間，３年間はこのままの状態で貸していただきたいということで，そういった相談も受

けております。

また，最近ではですね，サトウキビが雇用ともかかわりもあるんですけど，サトウキビを雇用していただきたいという，そういった方々も出ております。仕事がないから，何か夏植えのお手伝いができないのかとか，いろいろなサトウキビとかに対しての雇用の相談も受けているのが実状でありますので，今の面積ではですね，雇用したくても面積がもう足りないから，雇用ができないという状態で，一杯一杯でありますので，一応，奄美市，笠利地区のほうではこれ以上土地が本当，見込めない状況でもありますので，西海岸のほうに行けばですね，屋仁地区のほうでは基盤整備事業を今導入していますけど，そういった基盤整備事業等の今後の計画等も策定してですね，作付面積が増えるような方向性で取り組んでいただきたいと思います。

また，話，また戻りますけど，旧奄美空港ですね，その敷地なんかが本当ベストな土地だと思っていますので，そこら辺りもよく検討していただきたいと思っております。この件については終わりたいと思います。

次にですね，反収向上についての取組についてであります。この反収向上についての取組についてはですね，毎回毎回農家のほうに出向いて，助言やら指導とか，いろいろやっていると思いますけど，なかなか反収向上の目標達成がなされていないのが現状だと思っております。なぜこうやって反収の向上が図られていないのか，いつも５トン台，５．５トン台，もう本当，この間，６トンとか，そういった目標数字もあるにもかかわらずですね，６トンに届かない状況がずっと続いてもおりますので，そこらあたり何が課題なのか，問題なのか，そこ辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　まず，反収の向上を図るための課題ということでございますけれども，議員の御指摘のとおり，サトウキビの増産を図るためには，収穫面積の拡大と反収の向上が大きな要因であると考えております。製糖工場管内の過去３年間の生産実績は，先ほど議員の説明にもありましたとおり，収穫面積が増えたことによって平均反収の伸びが１９年度産の反収で６．４トン，生産量が３万８，２６９トン，平成２０年度の平均反収が６．２トン，生産量が３万７，３８８トン，平成２１年産の平均反収が５．３トンと落ち込んでおりますが，生産量が３万２，２４２トンとなっております。

このように反収が生産量に大きく影響していることは承知をしておりますが，反収向上に向けての課題といたしましては，まず，土づくり，それから株出しや新植の萌芽，発芽不良，株出し管理や欠株防止対策，それから適期植付け，除草対策などの栽培管理の不徹底等が考えられているところです。

２１番（奥　輝人君）　今の課題ですね，これをクリアしなければ４万トンにはほど遠いと思います。そこら辺り皆さん，農家の皆さんはほとんど分かっているにもかかわらずですね，やはり一番のネックが反収向上，そこ辺りが引っかかってくるのかなとの思いがあります。夏植えの場合は，本当，９トンやら１０トンとかですね，夏植えの面積が増えれば，本当，反収は上がりますよ。しかし，今回はもう春植えですね，春植えも反収がやっぱり低いし，春植えの時の株ですね，株もやっぱり収量が下がっていくという状況でありますので，そこら辺り，反収向上に向けての課題，さっき局長が冒頭で言った土づくりですね，土づくりも必要でもあります。いろいろな要因が重なってですね，反収が上がらないというのが見えていますので，ここら辺りを農家の皆さんに徹底した取組をしていただかなければですね，なお４万トンにはほど遠いのかなという気持ちであります。

今，局長のほうから言われた土づくりについてですけど，次の土づくりについてですけどね，今，サトウキビ農家の皆さんは，ほとんど営農センターからのですね，たい肥の，トン８，０００円で，反当たり４トン以上もまなければいけないという，そういった条件もありますけど，この土づくりについて，たい肥の有効活用なんかをされているのかですね，そこ辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　議員おっしゃるように，土づくりの取組についてお答えをしたいと思いますが，この本島地区の耕地の大部分が，粘板岩土壌や重粘土土壌であることから，粘着性が強いと，そし

て乾燥いたしますと著しく硬くなるということ。更に透水性が悪いため，加湿になりやすいという土壌性質を持っていると，このようなことから，たい肥，それから緑肥などの有機物のすき込みによる地力の増進が大事であるというふうに認識をいたしております。

土づくりにつきましては，夏植えを前にヒマワリとか，ソルゴーなどの緑肥をすき込む農家がおりますけれども，たい肥を利用する農家がほとんどいないのが現状であります。奄美市サトウキビ振興対策協議会では，サトウキビ農家のたい肥利用促進を図るため，たい肥散布効果確認展示ほ２か所を設置するとともに，生育調査を現在実施をいたしております。

また，奄美市有機農業支援センターでは，たい肥の使用に関するアンケート調査をサトウキビ農家に行いましたところ，土づくりにたい肥は必要であると。たい肥を使用したいが負担が大きい，一度に大量に散布するためにもっと安価なたい肥を製造してほしいとの意見が多く聞かれたことを踏まえまして，現在サトウキビ専用低価格で大量散布のできるたい肥製造を検討いたしているところです。また同時に，奄美市のたい肥センター，現在，笠利と名瀬のほうにあるんですけれども，このたい肥センターの統合を含めて検討も進めているところです。

２１番（奥　輝人君）　やはり，土づくりを示しているからにはですね，高いたい肥では，本当，農家の皆さんも所得が下がりますので，本当にトン当たり８，０００円で現物支給もありますけれど，やはりそのたい肥を投入するというのが，本当，困難な状況であると思います。またですね，夏植えの場合は，そのたい肥が投入できますけれど，やはり春植え推進となればですね，その収穫時期または大変雨の多い時期もあることを重ねてですね，なかなか春植えのときのたい肥の投入が，本当困難であります。

株出しに関しては，そういった機械，マニアスプレッダーですね，それら等でまくこともできますけれど，やはり春先は本当，厳しいものがあると思いますので，夏植えをするたんびにたい肥が投入できるような，安価なたい肥ですね，完熟たい肥まではいらないと思うんですよ。私もたい肥をまいております。これは完熟たい肥でもありません，生であります。サトウキビの場合は生でも効果が出ますので，自分もそうやってまいていますから，それでも化学肥料の軽減にもつながっていますし，生でもいいと思いますので，そこあたり安価なたい肥でですね，農家の皆さんが利用しやすい単価を設定して，是非夏植えのときには必ずまけるような，いろんな検討していただきたいと，これはお願いしたおきたいと思います。

先ほど言ったヒマワリの件も，今回，今年ですね，ヒマワリの緑肥ですけど，これは去年まではヒマワリの推進があったんですけど，今年はヒマワリの件についての情報がなかったんですけど，ヒマワリの種蒔きについてはどのようになったのかを，ちょっとお聞きしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　ヒマワリの栽培については，現在３４ヘクタール分を実施いたしております。

２１番（奥　輝人君）　分かりました。やはりヒマワリでも緑肥となりますので，これも継続できるようにですね，農家の皆さんに周知徹底をしていただきたいと思います。

それではですね，次に営農各集落ごとの目標設定についてであります。サトウキビのですね，品目別経営安定対策が導入されてからですね，私たちハーベスターの組合には，日報というのが必ずその日の収穫時期ですね，収穫した日報が届くことになっております。私のほうで最終の日報があるんですけれど，各集落ごとにですね，何トン出ましたとか，各地区で何トン出ましたとかいうデータが残っております。

以前はですね，各，以前というか，平成，昭和の５６年から平成２年か３年ごろまではですね，各集落において，やはり増産した集落には表彰させる経緯があります。集落の公民館とか行けばですね，何年度にこの集落にサトウキビの増産で優秀だったという表彰などをよく見かけております。そういった意味でですね，今後は各集落ごとにですね，目標設定ですね，例えば節田集落ですけど，節田集落は３年前が６，３４３トン収穫しております。本年度がですね，節田集落に関しては５，２５２トンという

ことで，約９００トン，もう１，０００トン近くですね，減少しています。節田集落が一番作っている面積も多く，トン数も生産量も節田集落は一番多いわけであります。そういった意味で節田集落の今後の数値目標ですよ，そうしなければ，今後なおさら，サトウキビの生産量は減少していくのかなという気がかりがありますので,節田集落の場合は牛農家も増えてきていまして,サトウキビを離れてですね，牛専門という，そういった農家も増えてきているし，最近帰って来ている方で，サトウキビはしないで牛をやるんだという，そういった意気込みの青年も増えてきているということで，サトウキビに全然無関心な農家も出てきているのが実状であります。牛に一本化でやりたいという後継者が育っているのも実状であります。

そういった意味でですね，各集落ごとにこうしてサトウキビの受入日報等で書かれていますので，各集落ごとの目標をですね，やっぱり節田集落で本年度が５，３００トンでありましたので，来年度はその上積みを計画をさせてですね，各集落ごとの目標設定など，取り決めをした場合はですね，まだまだこのサトウキビの反収効果やら，あとサトウキビに対する栽培率も向上されるのではないかという思いがありますので，そこら辺りお願いですけど，指導などできないものかを伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　現在，集落ごとの生産実績は把握しておりますが，目標の設定は行っておりません。以前，笠利地区でも各集落ごとに表彰をされていた時期がありました。この表彰制度のほうも併せて検討してまいりたいと思います。

そうすることによりまして，議員御指摘のように，集落ごとの目標設定で，地域における農家の生産意欲の向上にもつながるものと考えられます。ただ，龍郷町を含めての質問でありますので，自治体間のことでもありますので，今後は奄美市のサトウキビ振興対策協議会，龍郷町サトウキビ振興対策協議会等の関係機関で検討をしてまいりたいと考えております。

２１番（奥　輝人君）　是非，各集落ごとの目標設定などを決めてですね，頑張っていただける方法で協議していただきたいと切にお願いしたいと思います。

それではですね，４番目の口蹄疫対策について伺いたいと思います。

まずですね,今後の対応ということであります。一応,口蹄疫も先ほど冒頭で説明したとおりですね,終息宣言がなされたわけであります。しかしながら，終息宣言されたということでですね，安心はできないものと思います。鹿児島県には侵入しておりませんし，また奄美のほうにも侵入はされておりません。しかしながら今後どのような形でですね，侵入してくるのか，まだ全然解明されていませんので，ここら辺りはきちっとしなければならないと私は思っております。

そこでですね，奄美市，笠利地区，牛農家をもっている畜産農家がいますけど，奄美市の今後の侵入防止対策，今までどおりですね，マットを敷いたり，あと消石灰などをまいたりですね，あと予防対策等を今後もやはり続けていかなければならないのかなという思いがありますけど，そこ辺りをどのように考えているのかを伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　次に口蹄疫対策の今後の対応についての御質問がありました。議員が冒頭に御指摘をいただきましたように，宮崎県におきましては終息までに約２９万頭の牛・豚などが殺処分されて，多大な被害が発生をしております。

お尋ねの今後の対策といたしましては，巡回時の観察，それから消毒，作業の継続などを初動を含めまして，県及び関係機関と連動した発生時における初動態勢の強化，侵入防止対策へに努めながら，これまで実施しました消毒マットの設置とか，農家への消毒液の配布などを行って，侵入防止対策に努めてまいりたいと考えています。

２１番（奥　輝人君）　是非お願いしたいと思います。やはり，畜産農家の方がですね，県外，あと国外に行ってですね，研修視察をしてきましたと。そしたらやはり帰って来て，そのまま自分の牛舎に入る

わけでありますので，そこだと思うんですよね。例えば私が台湾に行ってきました。そのまま帰って来ました。そのまま牛舎に行って，そのままの状態で入るのではなくて，やはり消毒剤とか，農家の皆さんにこういった予防の意識を啓発させておかなければ，この問題はやはり解決していかないのかなという思いもあります。

先ほど局長のほうからの説明の中でですね，巡回とか出ていましたので，その巡回指導の中でもですね，あと畜産部会の協議会，総会等もありますので，その中でもやはりそういった県外，国外に行かれた農家の皆さんの周知徹底ですね，そこら辺りを呼びかけていただきたいとお願い，と思います。これは私のほうからもですね，そういった畜産関係の協議会やいろいろあった場合はですね，そういったことを助言なり，指導をしてもいきたいとも考えておりますので，行政のほうもですね，そこ辺りも対応していただきたいと思います。

それとですね，これはもう最後のですね，競り値についてであります。今回の口蹄疫でこの中に５月の競りと７月の競りがですね，８月，７月の競りと８月の競りに２回に分けて開催されたわけであります。本当，この口蹄疫の間ですね，畜産農家は上場日に対して奄美市から１頭当たり３万円という見舞金もいただきました。また，濃厚飼料ですね，あゆみという濃厚飼料も現物支給もいただきました。本当にこれは農家の皆さん，大変喜んでおります。これはもう私，６月議会でも感謝をしたんですけど，本当，ありがとうございましたということで，もう一度感謝をしたいと思います。

それでですね，この濃厚飼料やら，あと見舞金をいただきましたけど，やはり競り値ですね，競り値に関してはですね，７月の競りと８月の競りが終わりました。私の感想としてはですね，やはり子牛の競りの平均を上げるには，やはり子牛の血統ですね，血統とあと系統とあと適齢適期の生育，発育ですね，それがやはり物を言うのかなという感想を持ちました。やはり造体が大きく，血統がよく，そして若い牛ですね，高齢牛じゃなくて若く出産した牛などが，やはり上位のほうに示されております。やはり体重が乗っていない牛とかですね，さっき言った高齢牛の高齢産の牛とかは，やはりたたかれているのが一目瞭然でありました。そこ辺りも今後今回の口蹄疫で体重はのっていましたけれど，やはり差額がそこあたりに原因があるのであればですね，今後は適正適出荷ですね，そこ辺りも農家の皆さんにやはり指導していかなければいけないのかなという思いがあります。これは一応，時間がありませんので，これは今後の検討課題ということで取り組んでいきたいと思いますので，行政のほうも対応していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（世門　光君）　以上で市民クラブ　奥輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時５６分）

第 3 回 定 例 会
平成22年 9 月 9 日
（第 3 日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

１番	師玉敏代君	２番	多田義一君
３番	橋口和仁君	４番	奈良博光君
５番	戸内恭次君	６番	平田勝三君
７番	向井俊夫君	８番	蘇　嘉瑞人君
９番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉　伸之君
13番	世門　光君	14番	関　誠之君
15番	三島　照君	16番	崎田信正君
17番	里　秀和君	18番	平　敬司君
19番	渡　京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥　輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄　勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与　勝広君	26番	叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所事務所長	高野匡雄君
笠利総合支所事務所長	塩崎博成君	総務部長	松元龍作君
消防長	原田俊光君	大島地区衛生組合事務局長	亀井清孝君
総務課長	前里佐喜二郎君	財政課長	安田義文君
企画調整課長	東　美佐夫君	市民部長	有川清貴君
企画調整課参事	小浜忠弘君	福祉部長	福山　治君
市民課長	徳田照久君	高齢者福祉課長	小倉政浩君
福祉政策課長	重久春光君	保健福祉課長（住用）	村山則文君
自立支援課参事	永井健二君	いきいき健康課参事	手島秀人君
いきいき健康課長	朝　郁夫君		

産業振興部長	川口智範君	商水情報課長	則　敏光君
紬観光課長	日高達明君	農政局長	田丸友三郎君
農林振興課長	熊本三夫君	産業建設課長（住用）	澤　修平君
産業振興課長（笠利）	伊地知辰夫君	土地対策課長	奥　正幸君
建設部長	田中晃晶君	下水道課長	川上一弥君
土木課長	砂守久義君	建築住宅課長	大石雅弘君
建設課長（笠利）	中　秀喜君	教育事務局長	里中一彦君
文化財室長	中山清美君	学校教育課長	福永　朗君
笠利地域教育課補佐	重井浩一郎君	笠利地域教育課	島名　亨君
選挙管理委員長	久保忠義君	選挙管理委員会	圓　順次君
監査委員事務局長	里　忠文君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門　光君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，民主党　奈良博光君の発言を許可いたします。

４番（奈良博光君）　皆さん，おはようございます。民主党の奈良博光でございます。

質問に入る前に，通告の訂正をお願いいたします。

質問次第の２項，離島の交付税加算についてと，それから教育問題について，子ども手当の影響というのを割愛をさせていただきたいと思います。

それでは早速ですが，質問通告に従い質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に，地籍調査，松くい虫，またイノシシなどの問題についてお伺いいたします。

まず１点目，先日打越あかし衆議院議員と瀬戸内，宇検村，大和村，龍郷町を回り，町村長，また，議員，職員の皆さんを交えて意見交換会を行いました。その中で要望事項の一つでもあります地籍問題ですが，龍郷町以外は調査がほとんど進んでないようでございます。奄美市の状況はどうなっているのか，お示ししていただきたいと思います。各町村の要望ですが，奄振事業に組み入れてもらって予算を確保し，人員なども安定的に雇用し，計画的に調査を進めることはできないか，お伺いをいたします。後は次席で，発言席で質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　皆さん，おはようございます。奈良議員の地籍調査の件でございますが，答弁が前後するかもしれないことをまずお許しをいただきたいと存じます。質問の要旨にございました地籍調査を奄振事業でできないかということでございますが，この件につきましては，群島内市町村長会，議長会，そしてまた，各市町村で構成する地籍調査協議会等において，特に奄振に取り組んだ地籍事業をできないかということを再三国や県に要請をしてまいりました。

その答えといたしましては，地籍調査については，全国一律の事業であるために，これを特別措置法である奄振に取り入れることは大変難しいと。しかも，地籍調査に関する課題は，全国一律に同じような問題を抱えているということが国の答えでございます。しかしながら，この事業については，いずれ完成終了しなければいけない事業でもありますので，我々においては市の調査事業費の負担金の軽減，そして職員人件費の助成措置などについて，国のほうにより強く要望していかなければいけないと改めて思うところでございます。なお，地籍調査の本旨並びに進ちょく状況については，部長のほうに質問を委ねますので，どうか御理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いします。

農政局長（田丸友三郎君）　おはようございます。地籍調査は，土地の国勢調査と言われて，土地の一筆ごとの所有者，地番，地目を調査し，境界の位置と面積を確定し，地籍図を作成する事業であります。議員お尋ねの現在の状況でありますけれども，本市では平成２年度から旧笠利町，平成４年度からは旧住用村，平成５年度からは旧名瀬市が地籍調査を実施いたしておりますが，平成２１年度末現在全体要調査面積２７９．９２平方キロメートルに対しまして，調査済みの面積が６４．８平方キロメートルで，進ちょく率は２３．２パーセントでございます。なかなか進ちょく率が伸びないのが実情であります。以上です。

４番（奈良博光君）　昨日の師玉議員の城辺りの字図混乱地区というのも，この地籍調査が進んでないが

ために，道路の整備ができないというような状況もありまして，今後非常にこの地籍調査でできない部分があろうかと思います。しかし，調査をすることによってですね，早くすることによって，地域住民の基盤整備もきちっと整えることができるんじゃないかなあと思います。これについて市長，やはりそれだけの進んでない状況というのは，やっぱり予算が，予算枠が組まれてない。で，内部で働く職員が少ないというような現状もあろうかと思いますので，是非そういうところは次年度に向けて早めに進めることができるようにですね，対応をしていただきたいと要望をしときたいと思います。

それでは２点目に移ります。瀬戸内町や宇検村などでは，松くい虫にむしばまれた松の木が全滅状態で，手の施しようがないと言っておりました。本市の状況は，そんなに今のところ見えない状況ですが，どのようになっているのか，お示しをしていただきたいと思います。これから先の話でございますが，台風や大雨などで川や海に流木として流され，漁船や航行する船舶等に迷惑がかからないかなあという心配を大いにしておりました。今すぐの問題ではないと思いますけども，将来を考え，市町村が広域的に対策を考えていかなければならないんじゃないかと，このように思いますが，いかがですか。

農政局長（田丸友三郎君）　ただいま御質問のありました松くい虫の駆除の件でありますけれども，平成２１年度におきましては，４月の春駆除までで松くい虫駆除が可能な場所については，駆除をいたしております。御質問にありました非常に倒伐困難な場所と危険な場所等については，駆除ができてない状況であります。

なお，今回の２２年度事業に向けて，新たな松くい虫被害の状況も調査をいたしておりますけれども，昨年度以上被害松が確認をしている状況ですので，今後とも議員御指摘のように，広域的な取組を県のほうにもお願いしながら，対応をしてまいりたいというふうに考えております。なお，秋駆除につきましては，現在調査中でありますので，当初予算にて確保された予算枠で不足が万一生じた場合は，更に予算などをお願いすることになろうかと思いますけれども，現在のところは予算内での処理で無事収まっているというところでございます。

４番（奈良博光君）　山奥の松を駆除しようといっても，なかなか入り口も分からないし，いろいろ大変でしょうが，とりあえずはまだ大きな台風，最近奄美地域には来ておりません。そういう流れの中でですね，台風が来ないから大丈夫なんだとか，そういうことではなくて，常日頃からやはり流木というのはどういうところで山からどういうふうに流れてくるのか分からない，それが災害だと思いますので，災害が起きてからああだこうだする前に，例えばどういうところの木が倒れてこうこうなってるんだぐらいはですね，是非とも広域的に把握をしていただいて，４，５年前にも台湾の台風でですね，流木が流れて，非常に船舶に何か多大な被害を与えた経緯もございますので，そういうこともあり得るという前提の下に今後対応していただきたいと，このように思いますので，よろしくお願い申し上げます。

それでは３点目，これはもう町村から聞いたことでございますが，最近イノシシが多くてですね，農作物を食い荒らしておると。それでもう私たちも農業をしませんという方が多分，結構いたんですね。そういうことでしたので，この質問出したんですが，奄美市としては，そのイノシシの被害又はその農作物に対するその対応と言うんですかね，援助と申しますか，対策についてどういうことを行っているのか，何か例がありましたら示していただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　ただいま御質問のありましたイノシシの被害が近年多くなっているということにつきまして，現在の奄美市の被害状況を申し上げますと，８月までに被害届が名瀬地区で６件，住用地区で４件の届け出が出されております。また，被害届は出されていないものの，被害の報告が奄美市全域で報告されていますので，議員もそのようなことでお聞きになられたことかと思います。今年度の奄美市でのイノシシの被害は３０件を超えるものと理解をいたしております。

対策といたしましては，今年度８月までに２回の有害鳥獣捕獲事業を実施いたして，猟友会の協力の下，１５頭の駆除を実施したところでございます。現在名瀬地区においては，第３回目の有害鳥獣捕獲

事業を９月の２０日まで実施をしており，今後とも被害状況の把握に努めてまいりたいと考えております。御質問のありました農家への助成については，今のところ市のほうとしては対応はいたしておりません。

４番（奈良博光君）　非常に生き物を駆除するというのも，なかなか大変でしょうが，やはりある方が言っておりました。猟友会もですね，その大きくなったイノシシは鉄砲で撃つけども，小さなこの子どものですね，イノシシはなかなか撃てないと。その根本になる小さなイノシシが殺さない限りはいくらでも増えていくんだというようなことを言ってましたが，やはり将来的にそういう子どもを殺せというのは可哀そうなんですけども，それぐらいしないと駆除は絶えないですよというようなことも申しておりましたので，そういうところもしっかり考えていただいて，駆除をしていただきたいと，このように思います。

それでは，２点目の農業振興について少しお伺いをさせていただきたいと思います。

まず１点目，先祖から受け継いできた農地を守りながら，また，将来農業で生計を立てる農家の方々は，きび，果樹，花き，野菜，畜産などに取り組み，農業の振興のため頑張っていると思います。それが地域経済の発展につなげてきたわけでございます。少子高齢化を迎え，奄美農業においても，後継者の問題がクローズアップされておりますが，本市の現状を伺います。併せて，新規就農者の育成を図るための対策としてどのようなことが行われているのか，お聞かせいただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　現在の奄美市の農業者数の現状からまず申し上げさせていただきたいと思いますが，平成１７年度に行われました２００５年の農林業センサスでは，販売農家数が１，１８９名となっておりまして，そのうち６０歳未満が４６７名，６０歳以上の高齢者が７２２名，構成割合で６０．７パーセントを高齢者が占めてるということで，高齢化が進展をいたしております。しかしながら，名瀬地区と笠利地区におきましては，２０歳代前半の農業者が若干増加してる傾向であります。

こうした中，市が認定をいたしました認定農業者につきましては，平成１８年度末には１０２名であったものが，平成２１年度末では１１３名となっておりまして，高齢者の小規模農家が離農した土地を集積することによって，大規模農家の育成が図られているところです。

次に御質問のありました新規就農者の育成を図るための対策についてでございますが，１点目に笠利営農支援センターにおける１年間の栽培基礎研修，また，その研修終了後に同センターにおける１年間の実践研修や，名瀬の奄美市農業研究センターにおける２年間の実践研修を実施をいたしております。研修中に，または，農業大学校の在学中に認定が受けられる認定就農者につきましては，経営開始の際の農業機械，施設の導入に要する資金を無利子で融資する就農支援資金等についても，活用を進めているところです。また，昨年度におきましては，奄美市の担い手育成総合支援協議会が取り組み主体となり，認定就農者６名の方に対しまして，新規就農定着促進事業を活用したビニールハウスやスピードスプレーヤーなどの農業機械，農業施設の導入を支援いたしております。この事業につきましては，本年度から経営体育成交付金として統合されるため，今年度中に計画を作成し，来年度事業実施に向けて計画を進めているところです。

その他の取り組みといたしましては，認定就農者以外の新規就農者につきましても，財団法人奄美市農業研究センターが実施をいたしております農業講座や大島支庁農政普及課が実施する農業基礎講座への参加促進，各作物ごとの栽培研修会への参加を推進いたしております。また，奄美市内の農業青年で構成する奄美市農業青年クラブの活動を支援することにより，新規就農者との意見交換や研修を盛んに行い，技術の向上を図っているところでございます。

４番（奈良博光君）　農業問題ばっかりなってますが，よろしくお願いします。それでですね，昨今熱中症が普段毎日熱中症で病院に運ばれる方々が結構いるように聞いておりますが,その農作業中にですね,熱中症になる可能性が多いと思いますけども，その対策としてどういう形で農家のほうの指導と言うん

ですかね，そういう形を取っているのか，教えていただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　御質問のありました熱中症対策でございますが，多くの農家の皆様方は，仕事中にパラソルなどを設置したり，水，塩分などを持参し，適宜休息を取るなど独自の対策を取っております。なお，農家の皆さん方は，やはり日中の暑いときの作業でなく，朝午前中とか夕方などの時間帯を見計らって作業を中心に行っていただくよう，本市でも作物ごとの各種研修会において水分，塩分補給，また長時間作業の休憩などの指導を引き続き行ってまいりたいと思います。なお，疲労を早く回復させるため，前日の就寝は早めにするなどの心掛けも併せて御案内をしてるところでございます。

４番（奈良博光君）　続いて次にいきます。

４点目，農業研修制度について。募集が多い場合は拡充していくと聞きましたが，その状況をお伺いします。また，焼酎の廃液を活用して，化粧品や機能性食品への商品化をするような，商品化するような感じの記事が新聞に出ておりましたが，その内容が分かりましたら，お伺いをいたします。

農政局長（田丸友三郎君）　お尋ねのありました研修制度につきましては，平成２１年度に笠利地区と名瀬地区の研修制度を統合いたしまして，基礎研修を主に笠利地区で１年間，また，終了後実践研修として笠利地区と名瀬地区に分かれて現在実施をいたしております。お尋ねの研修生の応募状況と採用につきましては,平成２１年度が３名の応募に対し３名の採用,平成２２年度が７名の応募がありましたが，昨年度より多い，１名多い４名を採用し，拡充を図っているところです。また，その他研修事業といたしましては，名瀬地区の農業研究センターにおきまして，農業分野における雇用創出を図るために，国の制度を活用し，一般市民を対象とした農業体験研修を実施いたしております。現在３３名の方が研修を受けております。併せて，焼酎かすの活用をした化粧品と機能性食品のことについてのお尋ねであります。議員御質問の件につきましては，奄美産業クラスターを中心に進めております産学官連携により取り組みの成果の一つでもあります。まず黒糖焼酎廃液から抽出いたしました生理活性物質を用いた基礎化粧品につきましては，平成１８年，１９年度に新生コンソーシアム研究開発事業を導入して，研究開発に取り組んでおり，現在商品化も完了いたしまして，近々販売をする段階と伺っております。その研究開発の過程において開発した焼酎廃液の粉末化技術を活用した機能性食品につきましては，平成２１年度に地域イノベーション創出研究開発事業を導入し，研究開発に取り組んでおり，今後商品化に向けた市場の動向調査を進めていくとのことを伺っております。

４番（奈良博光君）　５点目，これは農作業中の事故が県内でも多く発生しております。日ごろから農作業中の安全に対する意識を高め，注意し，未然に事故防止に対する喚起を促し，取り組まなければなりませんが，その対応としてどういうことをしておるのか，お伺いいたします。

農政局長（田丸友三郎君）　次に農作業事故防止対策についての御質問でありますが，議員も御承知のとおり，本市では今年の６月１３日に笠利において耕運機での死亡事故が発生をいたしております。農作業事故防止対策につきましては，県で４月と１０月農作業事故０運動月間として定め，パンフレットなどの配布により啓発を行っているところです。また，本市では今年度県の協力を得まして，８月の３０日に北大島を対象とした研修を笠利において，また８月３１日には南大島を対象とした研修を名瀬地区で開催をいたし，合計で約１００名の方々が参加をいたしております。トラクター，耕運機，草刈り機の安全操作について実証犬種会を行ったところでございます。今後も農業機械の安全操作研修の実施とパンフレット配布などによる啓発を図り，事故防止に努めてまいりたいと考えております。

４番（奈良博光君）　次に６点目，青果場整備計画について伺いをいたします。日ごろから必要と考えておりますが，当初長浜に今の中央市場を移動させて，そちらのほうに建設するとしております。先日私

たち産業経済委員会も見せていただいたんですが，その中央市場がですね，朝戸の農業研修センター敷地内に建設することに至った流れをお伺いをさせていただいて，併せて，もう時間がございませんので，大和村が離脱した理由，また大和村に対して再度の呼び掛けを今後検討することはないのか。また，建設について市町村全体がまとまることで補助金が付くものだと理解しておりますが，国・県の考え，並びに市町村の負担金はどういう形になるのか，お伺いをいたします。

農政局長（田丸友三郎君）　先般皆様方に新市場を視察をしていただいたところでございますが，本来であれば，その市場の横に選果場を建築をしていく予定でなっておりました。この選果場が長浜地区から農業研究センター敷地へ変更になった理由についてのお尋ねでありますけれども，平成２１年８月２８日に開催されました農協と果樹部会役員での検討会におきまして，長浜地区における整備の問題点として，１点目に塩害による老朽化が早い，２点目に駐車スペースがほとんど取れない，３点目に出荷時の車両の出入りが１か所しか取れなく混雑する，以上の問題などの指摘がありまして，長浜地区での整備については，条件が悪いとのことから反対意見があり，平成２１年９月１１日開催の選果場整備推進協議会において反対の決議がされております。これを踏まえまして，市としましても，協議の結果，長浜予定地を白紙に戻した次第であります。その後，朝戸地区での提案を行い，平成２２年６月７日に開催されました選果場整備推進協議会におきまして，賛成多数により奄美市朝戸地区に決定をいたしております。

次に，大和村が離脱をしたことにつきましての御質問がありました。大和村が選果整備事業計画から離脱した理由についての御質問でありますが，平成２２年６月７日開催の選果場施設整備推進協議会におきまして，大和村から選果場施設整備事業が導入できるか不確実であるため，朝戸地区ではデメリットが大きい。現在の湯湾釜選果場の改修を本年度実施する計画があるとの報告がありました。その後，今年の６月１６日に，大和村から農協へ協議会を離脱した旨の連絡があり，６月２１日に開催されました選果場施設整備推進協議会におきまして，正式に選果場整備負担金を支出するのは村としてメリットがなく，負担金に対する議会の承認が得られないとの理由で離脱をしたい旨の説明を受け，協議会として承認をした次第であります。

次に，離脱後大和村に対しての呼び掛けについての御質問ですが，本市の対応といたしましては，担当課長が大和村へ出向き，タンカンのみでも参加できないかなどの協議を行い，併せて大島支庁農政普及課及び農林水産部長も出向いて協議を行っているところであります。大島本島の統一のブランド化に向けましては，広域的な取組が必要であると認識をいたしておりますが，大和村の加入が絶対条件ではありません。しかしながら，選果場施設整備推進協議会としては，先ほども述べましたように，奄美大島本島が一体となった一元集出荷選果による出荷基準の統一を図りたいと。販売拡大を含めブランドの産地の形成を目指しているところから，大和村が選果場の必要性を理解し，農家の意見を確認した上で，村としての加入の要望があれば，選果場施設整備推進協議会で対応を再度検討してまいりたいと考えております。

次に，大和村が離脱したことでの負担金はどうなるかとのことでありますが，選果場施設整備事業につきましては，大和村を除いて計画書を作成し，国のヒアリング６月２９日行い，８月３１日付けで国土交通省の概算要望が公表されたところです。また，負担金についても，大和村を除く市町村で積算をしているところでございます。以上です。

４番（奈良博光君）　７点目に移ります。先日住用村でパッションやマンゴーを作っている農家の方からお話を聞きました。その方は愛知県で消防関係の仕事をしてたそうなんですが，２０年前ぐらいですかね，鹿児島県下をずうっと回って，本当に農業をするためにどこがいいのか適地を探して，たまたま住用のほうが一番いいということで，そこで作ってるようですが，物はいいのができますと。しかし，自分で販売先を少しずつ広げながらやってるんですが，なかなか個人でやるというのは，もう限度があると。

ですから，そういうことを販路開拓をですね，行政に少ししていただいて，農家の皆様方にその夢の持てるやっぱり農作物を作ってですね，その販売先がはっきりしていくと，作る意欲も出るというようなことの話がありまして，その行政が率先してその販路開拓，そういうものなどができないのか。そうすると，零細農家でもですね，やる気を出してくるというような話を聞いております。ですから，そういうところのところが，そういうところの協力は行政ではできないのか，お伺いをしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君）　次に，農産物の販路開拓についての御質問でありますが，この農作物の販路開拓につきましては，奄美市のみならず奄美大島本島が一体となって推進しなければならない大きな課題であると認識をいたしております。本市としましては，中長期的な計画としまして，市場，選果場，加工場の施設整備計画と併せた販売戦略を検討いたしているところであります。

これからの取組ですが，販売戦略計画の策定，推進方策等を協議するために，市町村，農協，市場等で構成する園芸作物販売促進連絡協議会，これは仮称でありますが，これらを設置し，整備した各施設の青果物の販売，規格外農産物の加工品，開発販売を推進する計画であります。

具体的には，島内販売としては，地場産品販売組織の育成，加工グループ，直売所，市場を活用した販売戦略，また，島外販売としましては，市場の転送制度の活用，選果場の共販促進，本土出身者を活用した１００人応援団の結成，更には物産展，アンテナショップ，インショップを活用した販売戦略を展開したいと考えております。まだ計画の段階ではありますが，実現に向け関係機関と連携した推進体制を構築するため，検討してるところでございますので，御理解を賜りたいと思います。

４番（奈良博光君）　なぜかと申しますとですね，その方は，農業してはおるんですが，農業で飯は食っていけないと。でなぜ今私たち家族がこんなにして食っていけるのかは，妻がパートをして幾らか収入があるから私たちやっていけるんですよと。本当に農家の気持ちを理解していただけるんであれば，作るものはもうさっきも言いましたように，いいのができますので，是非販売先をと。で中央市場に出してもですね，出す分馬鹿を見ると。値段しないから。ですから，そういう意味も，もうもう切実にですね，言われてきておりますので，是非とも行政の力を貸して販路開拓というものをですね，是非とも今後農家のためにやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それでは，大きな３点目として，商工会議所と産業経済委員会の意見交換の中でですね，要望がありましたので，それを質問したいと思います。

１点目，市内の事業者，商店主など中心に金融，労務，税務，経理，経営などの相談業務や保障業務などその他多くの業務をこなしながら，商工会議所を運営していると。補助金が毎年減らされ，厳しい運営状況にあります。もともと３００万ぐらいあった補助金が，今は１００万を割って９０何万ぐらいだったと思いますが，それぐらいまで減っていると。そういう実情をですね，やっぱり行政も考えていただいて，３００万とは言いませんと。その間を取って２００万ぐらいはどうにか補助できないかというご相談がありました。行政のお考えをお伺いしたいと思いますので，よろしくお願いします。

産業振興部長（川口智範君）　商工会議所における市の補助金について答弁させていただきます。

長期化する不安定な経済状況において，本市の経済経営危機を救うため，商工会議所・商工会の果たす役割はますます重要となっております。その中で会員と地域の期待に応えるべく経済成長なくして地域の発展なしの信念の下に，不況対策など積極的に推進し，活力ある商工会議所を今現在目指されているものだと認識いたしております。

そのような中，本市が商工会議所に支出している補助金の使途は，商工業近代化対策費の一部として支出しております。補助額としましては，平成１５年度以降行革等により減額が続いていましたが，現在の補助額９３万８，０００円となった１９年度以後については，奄美市の補助金等評価委員会においてその公益性，事業の効果性，適正化等について審議がなされ，その結果として現行額となっております。御理解をいただきたい，他の補助金と同じような形での審査がなされた結果だということで御理解

をいただきたいと思います。

そこで他市の運営補助の支出状況を２１年度決算ベースでお示ししますと,高額の運営補助としては,薩摩川内市が２，７０４万９，０００円補助いたしております。これは１市４町４村あった１商議所８商工会が合併を経て，１商議所１商工会となったことに対して支出されており，年次的に１０パーセント程度の減額が実施してると伺っております。

また，３市においては，運営補助はいたしておりません。奄美市における運営補助以外の事業費についての支出状況としましては，２１年度決算ベースで２，４００万円商議所への支出がなされております。

各市の状況としましては，運営補助，事業費補助等その支出について様々な特性があり，一概に比較できない状況でございます。今後も商工会議所との積極的な連携を図りながら，地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いしたいと考えております。

４番（奈良博光君）　はっきり言えば，補助金はもうこれ以上上げることはできないということで理解してよろしいんでしょうか。それとも，商工会議所の方々と話をしながら，少しこれぐらいは上げたほうがいいのではないかというものであれば，将来的にはそういう可能性があるのかどうか。全く補助金をこれでもう下げる一方で，後は値上げはないというふうに理解したほうがいいのか。そこのところだけ１点だけ。

産業振興部長（川口智範君）　私ども運営補助については，慎重にならざるを得ないというふうに考えております。ただ，個々の事業の補助については，新規事業・新たな事業があった場合については，その経済的な効果，効率性，こういったものを判断して，それぞれの事業ごとに今後判断いたしたいと考えております。

４番（奈良博光君）　了解しました。よろしくお願いを申し上げます。

それでは，２点目，商工会議所，もう御案内のとおり，非常に古くなっており，建替をしなければならない時期にきていると。

また，いいことにですね，区画整理事業に伴うＡｉＡｉ広場を建て替えする際にですね，市民交流施設という原案も含めて，その中に商工会議所や産業振興にかかわる団体，協会などを入れた総合的な産業会館なるもの，そういうものができないのかどうか，お伺いをしたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　ＡｉＡｉ広場の構想につきましては，現在の休憩所やイベントスペースといった機能を生かした上で観光案内，インフォメーションコーナーや文化体験交流ホール，特産品コーナーといった機能も加えたまちなか観光交流拠点施設としての整備を今検討しているところでございます。

この施設計画は，平成１９年度，２０年度に市民から公募し，組織しましたワークショップの御意見を反映させて作成したものであります。当然このワークショップの中には，商工会議所の会員である商工会議所の皆様も参加いたしております。そういった形で，ワークショップ，市民意見を反映してこの計画を作っていることをまず御理解いただきたいと思います。その上で，商工会議所に確認しましたところ，建設を行うための資金を積み立てており，現在のところ建替え等の具体的な計画は持ち合わせていないということでございますので，御理解をいただきたいと思っております。

４番（奈良博光君）　要は，商工会議所も金が貯まってないということですよ。建て替える資金がないということなんです。ですから，こういう機会にね，皆さんが交流施設として非常にいい施設をこの間見せてもらった，写真を見せてもらったんですが，それはそれとして考えていいと思いますが，どこかこのあれだけの建物を建てるんであればですね，友好的な使い方ができないのか。もうちょっと幅を広げ

たやり方はできないのかということを質問してるわけでございます。

ですから，商工会議所に聞いたら，ああ，自分なんかもまだ資金は貯まってないし，今のところ考えてないですよというのは当たり前ですよ，金がないんだから。そこを金がないなりにお互いの知恵を出し合って，そういう機会にちょうどいい機会じゃないかと，商店街の中心街にですね，商工会議所などを持って来て，その商店の皆さんと一緒になって，一体となって仕事をするということも非常にいいことじゃないかなというふうに考えたもんですから，こういう質問になったんですが，どうぞ将来的にですね，皆さんも御案内のとおり，商工会議所のあの内部を見た場合，本当手狭でですね，非常に建物も古くなっており，こちらのほうに商工会議所の副会頭の向井さんがいますが，向井さんの口から言い辛いと思います。ですから，今回私がこう質問したんですが，どうぞですね，いい方向に向くような考え方をしていただいて，そういうことなども解決をしていただきたいと，このようにお願いをしておきます。

それでは，大きな４点目として，福祉対策についてお伺いをいたします。福祉のまちづくりについて。まず１点目お伺いをいたします。本市の高齢者保健福祉計画では，高齢者のまちづくりについて目新しいメニューが見当たりません。計画では福祉空間の充実の中で，多様性な住まいへの取組として，有料老人ホームやケアハウス，高齢者専用賃貸住宅などの整備と，新たな地域密着型サービスや市営住宅や空き店舗などを利用した交流型機能の整備を図るとなっております。

そこでお尋ねしますが，現在の軽費老人ホームたかもり寮は，相当老朽化しており，共同のトイレやふろ場を使用していて，現代の住居感覚とは遠くかけ離れた古い住まいになっていると思います。新たな高齢者保健福祉計画の中で，民間活用によるケアハウスへの転換のお考えはないのか，お伺いをいたします。また，併せて，新たな介護施設などの整備が困難な状況下であれば，市内には住宅がたくさんございます，市営住宅がございますが，その市営住宅を１棟か２棟を利用して，モデル事業としてシルバーハウジングなどの計画を進めるお考えはないのか，お伺いをいたします。

福祉部長（福山　治君）　高齢者福祉のまちづくりについてでございますが，現在本市では養護老人ホーム，軽費老人ホームたかもり寮でございますが，の２施設と，有料老人ホームが２施設，介護老人福祉施設が５施設，介護老人保健施設が２施設，グループホームが７施設ございます。施設入所者でおよそ７００名の方が入所している状況でございます。新たな高齢者保健福祉計画の中で，軽費老人ホームたかもり寮の民間活用によるケアハウスへの転換ということですが，施設も老朽化して，建替えは必要と考えておりますが，ひまわり寮と併設しているので，転換としては非常に難しいと考えております。今後，今現在ある施設の在り方も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に，佐大熊市営住宅のシルバーハウジング棟の計画でございますが，現在の施設での計画は考えておりませんが，今後建替えの中で高齢者専用の住宅等は検討していただけるよう所管課に要望してまいりたいと考えております。

４番（奈良博光君）　団塊の世代がもう年寄りになって，非常に人口も増えてくると。お互いにあと１０年したらもう７０ですよ。市長，市長は１０年したら７５になります。その年代を考えればですね，やはり今のうちから準備しなければ，我々が８０になったり９０になったりするときに後悔するようなですね，そういう将来にやっぱり残す意味でですね，いい計画を策定していただきたいと。非常にもう日本の国の予算の中で施設整備というのは非常に厳しい状況に追い込まれておりますが，それでもしないと，この２，３０年間の間に相当数の高齢者が出てくるということは間違いないわけですから，そういうところも頭に入れてお考えいただきたいと，このように思います。

それでですね，私が知ってるところなんですが，あるＮＰＯ法人で取り組んでおります２４時間３６５日見守りのケアホームが今実際運営されております。非常に人件費とか考えますと，非常に高いんですが，だけども，こういう取組をしようとする発想がいいのではないかなというふうに考えております。４名を見守るために４名の従業員を使って，２４時間３６５日間見てる。そしてそれには介護関係であ

れば介護の介護度によっての利用の仕方とかいろいろありますが，そういう方々が今から出てくるかと思います。そういう場合にですね，大きな施設を造るわけじゃないわけですから，その人が施設を借りて，ある一室を借りてそこで見守りをするケアホームと言うんですかね，そういうのをやっておりますので，そういうやる気のある方々にですね，積極的に市が支援していくというお考えはないのか，お伺いをしたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　今御質問の中でおっしゃられました，そういう特殊なケースについてのその支援という形では考えていませんが，ただ，介護保険の制度の中で，いろんな施設というのが存在してます。

その施設を整備していく際には，地域介護福祉空間整備施設等施設整備交付金とか，それから地域介護福祉空間整備推進交付金とかいう，こういう国の交付金制度がございます。こういうのを利用して整備を進めていくということは可能じゃないかと考えています。それから，今言われた，そのそういう施設の中でできるようなそういう制度，制度に基づいてやるものにつきましては，介護保険の事業計画の中，それから介護保険の事業計画の中で施設整備という形で今後検討していかなければならない問題だと考えております。

４番（奈良博光君）　今の問題はですね，国の補助とか県の補助は全く付かない問題なんです。本市でまずやってるわけだから，皆さんも見ていただいて，本当にこういうのがこれから先必要だなと思われたら，奄美市として補助を出すぐらい，家賃代ぐらい出すぐらいなですね，ことはできないか。是非ともこれは考えていただきたいと思います。それで時間がありませんので，それぐらいでちょっと要望をしておきますので，部長，部長が退職するまでには明らかにしていただいて，これだけはやっていただきたいと，このように思いますので，よろしくお願いを申し上げます。

介護保険事業計画について少しお伺いいたします。本市における第４期の介護保険事業計画によると，今後高齢者人口は微減するものの，７５歳以上の後期高齢者は増加が予測されております。高齢者の状況調査では，高齢者夫婦のみの世帯と一人暮らしの世帯を合わせますと，７１．９パーセントとなっており，団塊の世代の高齢化と共に，将来へ向けてますます介護ニーズが高まるものと推測されます。離島の奄美では，経済の低迷により労働人口は流出しており，本土と比べると家族の介護力の低下している中，施設ニーズは高いと思われます。

７月５日の地元新聞の報道によりますと，本市における施設への入所待機者は，６月１日現在２３６人となっております。一方では，国の施策により病院の療養病床は縮減され，介護保険適用の療養病床は平成２４年３月で廃止されます。厚生省の基準では，新たな介護施設の整備は極めて困難であり，居住系サービス等も制限されているのが実情です。これら療養病床の再編における問題と課題として，本市の計画では，入院患者の実態を踏まえ，医療機関や各関係機関との連携を図り，入院患者には負担の少ない転換を進め，在宅サービスの強化に努めようとしております。

それでお尋ねですが，療養病床の縮減に向けて国の方針は，療養介護型の老人保健施設と併せて在宅，住居系サービスでの対応を示しております。特に地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護や特定施設などが予想されております。第５期の介護保険計画において，住宅，住居系サービスの必要性については，どのように認識されているのか，伺います。併せて，国の指針としても，施設や居住系サービスの拡充が検討されております。とりわけ，市町村長に権限のある地域密着型サービスの充実を図るお考えはないのか伺いをいたします。

福祉部長（福山　治君）　平成１２年度に創設されました介護保険制度は，従来家族が担っていた介護を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透定着いたしてきました。介護保険事業計画は，３年ごとに見直しを行い，高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるようにするため，介護サービスの基盤整備等を推進することとしていて，併せてその期間の介護サービス費の給付等を算出して介護保険料

を決定することとなっています。

本市におきましては，第４期介護保険事業計画，平成２１年度から平成２３年度までの間ですが，の中で，施設等の増床関係は見込んでおりませんでしたが，平成２１年度に介護療養型施設の廃止や施設入所者待機者の増加に伴いまして，介護保険事業計画の変更を行いました。施設等の増床を図るとしたものでございます。内容といたしましては，介護老人福祉施設の定員と短期入所の定員の増床，介護老人保健施設の定員の増床，グループホームの定員の増床を決定を市の計画としてございます。施設関係の定員の増床では，県は奄美圏域で広域的に判断した結果，認められないということで，施設４施設ですが，その施設の増床は認められなくなりました。短期入所の定員とグループホームの定員の増床は認めるということになっております。

第５期の介護保険事業計画に在宅居住系サービスの必要性ですが，介護保険制度においても，在宅サービスを基本として，それに居住系を組み合わせた事業計画になるものと考えております。施設等の増床等も考慮しておりますが，それに伴う保険料への跳ね返りなど大きいので，その点の理解が得られるような計画を作成したいと考えております。

最後ですが，地域密着型サービスの充実ということでございますが，現在地域密着型の施設は，グループホームが７施設設置されておりますが，利用状況が満床であることや第５期の介護保険事業計画ではどのような施設が必要か検討して，地域密着型サービスの充実は図りたいと考えております。

４番（奈良博光君）　やっぱり地域密着型とかグループホームとかは，小規模で非常に利用価値がある施設だと思います。ましてその施設に入れない方々は待機してるというような状況でございますので，先ほど言いましたように，２４時間３６５日看ていただける託老形式のそういうものなどをですね，是非とも市があっせんしていただいて，大いにやっていただくべきだと私は考えております。施設はできない，その介護保険は高くなるから何も造らない。市民サービスは何もされてないという状況です。

ですから，そういう意味を含めたですね，そういうハウスで，お年寄りを看るということなどを奨励していただいてですね，そういうのをいっぱい造ることによって，待機者も少なくなるわけですから，そういうところは頭に入れてですね，是非考えてほしいと思います。

最後に教育問題について少しお尋ねをいたします。うつ病などで心の病が原因で病気休職する公立学校の教員が急増していることは御案内のとおりでございます。文部省の調査によりますと，調査を開始してから精神疾患による休職者は毎年増えているような状況でございます。学校別に見ますと，小学校が４３．６パーセント，中学校が３０．７パーセント，高校が１５．６パーセントとなっておりますが，本市において心の悩みの先生方が多くいるのではないかと想像されますが,その現状をお伺いいたします。

教育長（坂元洋三君）　心の病など休職する教員への対策についての御質問だと考えます。本市においても，心の病などによって病気休暇を取得した職員若しくは休職した職員は，平成２０年度で４人，それから平成２１年度で４人，平成２２年度で３人となっております。その主な理由はうつ病，それから気分障害などとなっております。

年代別に見ますと，本年度の場合は３０代が２名，５０代が１名となっており，すべて小学校の教員でございます。学校現場においては，管理職が日々職員の健康状況や勤務状態に注意を配り，養護教諭などとの連携を図りながら，職員の心の悩みを早期に察知するよう努めているところでございます。以上でございます。

４番（奈良博光君）　最後にあと１問ありますが，もう時間がなくてですね，途中で終わりますので，これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（世門　光君）　以上で民主党　奈良博光君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分再開いたします。（午前１０時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

市民クラブ　平川久嘉君の発言を許可いたします。

２２番（平川久嘉君）　議場の皆様，奄美市民の皆様，おはようございます。市民クラブの平川久嘉です。平成２２年第３回定例議会の一般質問，通告してあります４件について当局に問いたいと思います。その前に所感を少し述べたいと思います。

この夏の第９２回全国高校野球選手権大会で沖縄興南高校の連続の優勝に感動し，感激した者の一人です。昨日は奥議員が負けてるところを観戦したということで感動したといろいろお話ありましたが，私はちょうど決勝のときに東海大学相模高校と１３対１で大勝したその堂々の勝利に見事だと感心をしたものです。春の大会の優勝直後から基本基礎に徹しながら，夏の大会へ向けての地道な練習を積み重ねてきたと，そういう談話を聞いております。本土から離れた離島のハンデを克服する連覇には，本土のチームに対等に戦える自信の湧いてくる価値ある勝利でした。心から祝福を送りたいと思います。また，奄美の球児にも夢と大きな希望を与えてくれたものと思います。

この秋には念願のプロ野球チーム横浜ベイスターズのキャンプが三儀山市民球場で行われる計画，これも順調に進んでいると聞きます。素質を十分に備えている奄美の球児や，向上心の強い児童らのその生徒たちが，プロの高度な技術や効果的な練習などを間近に見学することなどによって，自分たちのチームの夢実現，あるいは自分の夢実現に果敢に挑戦し，努力する青年に育つことを大いに期待するものです。

それでは質問に入ります。

質問に入る前に，３番と４番，前日質問がありましたので，３番と４番を順序を入れ替えて質問させていただきたいと思います。３番の高齢者の所在確認についてを４番目に，４番目のまちづくり行政，これを３番目にお願いをいたします。

質問に入ります。

まず，奄美市総合計画についてです。奄美市の将来像や施策の目標を示した奄美市の総合計画策定に先立って，奄美市総合計画審議会の答申がこのほど明らかになりました。この今回の会議においても，第８２号議案として提案をされている総合計画であります。合併５年目に取り組んだ当局の基本構想の特性と，特に重視をした施策は何か。また，審査に臨む指針はどのように示されましたか，伺います。

この後の質問は，発言席から行いたいと思います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　平川議員にお答え申し上げます。奄美市総合計画につきましては，合併時に策定されました奄美市市町村建設計画を基調に，将来にわたってのあるべき姿を，今後のまちづくりの方向性を明らかにするものであります。今回の議会において，議員がお話にありました総合計画の基本構想案を議案として提出いたしております。議員の皆様方に御審議をいただく予定になっております。よろしくお願いを申し上げます。

現在合併前の３市町村において策定した各種施策が盛り込まれた市町村建設計画により，各種イベントでの交流，融和が図られ，徐々に一体感の醸成も進んでおりますが，奄美市総合計画の策定により，今後１０年間の奄美市のまちづくりの根幹と指針を市民にお示しすることで，今後更に３地域の均衡ある発展が推進されていくものと考えております。特に今回１０年後の奄美市の将来目標といたしまして，人口５万，交流人口４５万人，総生産額１，４００億円等を掲げ，数値目標を設定いたしております。

このことにより，市民の皆様方にもより具体的に奄美市の将来像を御理解いただけるように頑張ってまいりたいと考えておりますので，議員の皆様方には特に今回の御審議を通して，御協力賜わりますよ

うによろしくお願いを申し上げます。

総務部長（松元龍作君）　ただいま市長が全体的なことに関しての答弁を申し上げましたが，私のほうからは，平川議員が質問されました基本構想の特性と，それから特に重視した施策，それから総合計画審議会に諮問する際に，市が総合計画審議会に示した方針はと，こういったものについて御答弁をさせていただきたいと思います。

まず，今回の基本構想の特性につきましては，大きく３点ほどあろうかと思っております。まず１点目は，本市のまちづくりの基本理念といたしまして，地域に誇りを持てるまちづくり，人づくりを中心とするまちづくり，また，訪れてみたくなるまちづくり，自然と共生するまちづくり，以上四つの基本姿勢の下に，将来都市像を自然，人，文化が共に創るきょらの島と定めたことでございます。２点目につきましては，この今申し上げました将来都市像，自然，人，文化が共に創るきょらの島を実現するために，基本方針といたしまして，政策分野での基本方針といたしまして，五つの大綱を定めております。

健康で長寿を謳歌するまちづくり，観光立島を目指した産業連携のまちづくり，自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくり，地域の中で教え学ぶ教育文化のまちづくり，魅力ある地域づくりに向けてという五つの施策の大綱を定めたことでございます。３点目は，先ほど市長も申しましたけども，１０年後の平成３２年度の将来目標としての数値目標を掲げたことでございます。１点目は，人口５万，交流人口４５万人，総生産額１，４００億円という具体的な三つの数値目標を設定したことと考えております。

また，特に重視した施策は何かとのことでございますけども，先ほど申し上げました五つの施策の大綱がそれぞれ重要な柱になってくるんではないかと考えております。この五つの施策の大綱が，相互に連携をしていくことで，将来都市像の実現及び三つの将来目標が達成されていくものと考えており，そういう点では，五つの柱のすべてが重要な施策の根本になろうかと思っております。

最後に，総合計画を諮問する際に，審議会へ示した方針等が何かとの御質問でございましたけども，審議会委員の皆様には，特に先入観を持つことなく，広い視野で御審議いただけるよう，方針等はお示しはいたしませんでした。ただし，その中で先ほど市長が申し上げましたとおり，３地域の均衡ある発展に向けた計画であり，今後１０年間の奄美市のまちづくり根幹と指針を示すための計画策定であるということは，委員の皆さんに申し上げたところでございます。以上でございます。

２２番（平川久嘉君）　今市長，あるいは総務部長からお話があった内容で理解をいたしました。奄美市の向うべき方向と言いますか，理想とする将来像をこの総合計画にうたってあるというとらえ方でありますけれども，私たちもそれに向かって地域市民の声も受けながら，一丸となってこの実現に努力を集中できるようにしたいというふうに考えております。

指針のということで，特に示さなかったということでありますけれども，おそらくこの奄美市が誕生して，そのときには都市計画，市町村の建設計画，これなるものを掲げて，新しい都市づくりに臨んだと思いますけれども，その辺のところ，それから，この市，市民ですね，市民の声をこの諮問機関から引き出すことができなかったかどうか。あるいは，そういう意見はどういう意見があったかというのも是非知りたいことであります。内容等については，またいろいろ審議する機会はありますけれども，その辺の姿勢と言いますか，状況はどうであったか，是非お聞かせいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　まず，市町村の建設計画に構想ができますまでは，合併後はそれぞれの市町村の市町村建設計画に基づいて事業を進めてきたわけでございます。ただ，市町村のそれぞれの建設計画によってそれぞれの地域の建設計画でございまして，奄美市全体の計画とはまだなっておりませんでしたので，その辺は整合性が取れるようにということで，この委員会の中でよく揉んでいただくようにとお願いはしたところでございます。

それから，市民の意見ということでございますが，まずパブリックコメントもそれぞれ求めております。この計画に関するパブリックコメントを求めております。そしてそれぞれ委員の皆さんからも，更

に市民の皆さんの意見を聞いてくださいというような希望もございましたので，地域協議会などの中でも十分に説明はしたつもりでございます。

今後この構想がもし最終本会議で議決いただきましたならば，並行してあと基本計画というものがございます。この基本構想を具現化していくために，基本計画というものを策定いたしますけども，現在たたき台のほう作りつつございますが，その辺も五つの策定部門がございますので，そこの中で十分練っていただきたいと。併せて，

議会の皆様にも是非この基本計画についての御意見をいろいろいただきたいと，このように思って，いろんな方面からの御意見をいただいた上で作成をしていきたいと，このように思っております。

２２番（平川久嘉君）　是非多方面からの意見を取り入れた本当に夢のあると言いますか，実現させなければいけないというような総合計画であってほしいというふうに願っております。先ほどの説明で基本理念，地域に誇りの持てるまちづくりとか，人づくりを中心とする，また，訪れたくなるようなまちづくりと，これは基本理念と言われると思います。それから２番目の質問に入ると思います。五つの施策大綱は，数値目標を上げて設定されているが，その実現に向けての取組，特に合併時に策定した新市計画の成果を踏まえた施策はどうかということで今質問をいたしましたけれども，数値目標ですね，この内容を見ますと，人口は５万人，それから交流人口は４５万人，それから総生産１，４００億円というふうに明らかに掲げて，それを目標とするということでありますけれども，その数値目標の設定に当たってのお考え等をお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　数値目標の具体的な設定については，また後ほど基本計画の説明の中でも詳しく説明を申し上げたいとは思っておりますが，まずは目標を持っていつまでにどの程度のものを達成していくという具体的なものを出すことによって，それで努力が更に重ねていけるということで，今回初めてこの数値目標を設定したところでございます。やはり何か目標がないと，ただその文言だけではなかなか難しいものもございますので，そういう目標を設定した上で実現を，この計画の実現をしていきたいという趣旨で目標を設定したところでございます。

２２番（平川久嘉君）　具体的な数値を上げてというのは，達成もまた容易であろうかというふうに考えますし，具体的な内容等について，あるいはその過程については，またこれから審議される内容だと思っておりますので，実現できるようにこれまた努力をされてもらいたいというふうに思います。五つの項目の中で，よく出て，毎年，毎年と言うか，年度施政方針等で出てまいりますけれども，少し変わってるところがありますが，その辺のところを伺いますが，一番は健康で長寿を謳歌，２番目，観光立島という表現が出てきております。それから，３番目は同じで，４番目に，あ，５番目ですね，魅力ある自己づくりに向けてという項目が出ておりますけれども，その辺少しニュアンスと言いますか，表現を変えた理由等があれば，教えていただきたいと思います，あれば。あの５項目のうちの２項目と５項目目の表現であります。

総務部長（松元龍作君）　変わったところと申しますか，これは現在掲げております施政方針の中で申上げてる事項をそのままこの中に書いたということでございまして，特段これが変わったというものはございません。

２２番（平川久嘉君）　よろしいですか。２項目はこれまでは癒しの観光を核とした産業振興のまちづくりということでありましたけれども，今回は観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり，これは施政方針の時の項目と比較しながらお話をしてるんですけども，それから５項目目は，魅力ある地域づくりに向けてというのは，以前は計画の実現に向けてという項目として取り上げておられたと思いますけれどもいかがですか。

総務部長（松元龍作君）　今回ここに掲げました観光立島というのは，言葉を若干強めにいたしております。今まではやはり観光による交流人口などを増やしていこうということでございますが，本来からの亜熱帯海洋性の豊かな自然環境をこの生かした，この立地条件を生かしたそれを戦略的な表に出して，更に観光について努力をしていこうというようなことだろうと思っております。

それから，魅力ある地域づくりに向けてということでございますが，やはりこちらの地域にはそれぞれ島文化とかいろんな文化もございます。こちらの方に住みたい，住みたくなるような地域づくりを更に目指していこうと，大まかに言えばこういうことだろうと思っております。

２２番（平川久嘉君）　よく答申の後に皆さんもう検討されたと思いますけども，私の捉え方は観光を強調してるんだな，しっかりやっていこうと。それから計画の実現という表現ではなくて，目指すところ，ここでメインテーマと言うか，将来都市像でうたっております自然，人，文化が共に創るきょらの郷と，これをやろうと，そういう目標になって，分かりやすくなったなと思って見ておりますけれども，その辺どうですか。

総務部長（松元龍作君）　そのとおりだと思っております。

２２番（平川久嘉君）　是非そういう気持ちを持って，熱い思いを持って実現に努力をされて，あるいは一緒に頑張りたいと思います。

次３番目に移ります。

基本構想に基づく基本計画，それから実施計画を来年の３月までに策定するその工程や課題を伺います。

総務部長（松元龍作君）　基本計画，実施計画に関する策定の工程でございますが，大まかな工程といたしましては，行政内部の意見をとりまとめたものを案といたしまして，民間の方々で構成されました総合計画策定委員会，それから議会の皆様，それから地域協議会，更にはパブリックコメントの場において御意見をいただき，反映した基本計画を本年度中に策定をする予定をいたしております。

現在先ほどもちょっと申し上げましたが，行政内部の意見をとりまとめ，たたたき台を総合計画策定委員会，五つぐらいに分かれておりますが，委員会の方々へ御覧をいただいて御意見をいただいたものを反映した基本計画の案を作成しつつございます。

この基本計画の素案につきましては，先ほども申し上げましたが，この構想案が議会で最終本会議で承認いただきましたならば，その後に全員協議会で詳しい説明を皆様に申し上げて，その後皆様からの御意見をいただきたいと，このように考えております。

それから，素案を元に五つの施策ごとに先ほど申し上げました策定委員会でございますが，これの議論をいただきまして，大体１０月の下旬頃までに大体意見をまとめていただければありがたいと思っております。更に住用，笠利のそれぞれの地区の地域協議会においても，御意見も併せていただく予定にいたしております。

これらの意見を議員の皆様の意見も同じでございますが，これらの意見をとりまとめた上で，できれば１１月中旬から１２月の中旬の１か月間で市民の皆さんの御意見を頂戴するパブリックコメントを実施をいたしまして，それと併せて本年度中に策定をどうにかしたいと。これが実際に構想案の具現化をする基本になるものでございますので，非常に大事な計画ですので，よろしく御協力をお願いをいたしたいと思います。まずそれから実施計画については，基本計画で体系化した施策を計画的かつ効率的に実施するために必要な事業でありますが，現在の実施計画を引き継ぐ形で見直しを行いながら，毎年ローリングをしていく予定にいたしております。以上でございます。

２２番（平川久嘉君）　１０月頃までに完成をして審議に諮れるようにしたいというお話でありますので，よろしくお願いをいたします。議会のほうでも，この計画を策定されるに約２年，もっとかかってますね，２０年頃からもう手がけておられると。またその間に市長，朝山市長の体制に移行したと。で今回ようやくこれが審査されたと。で，その反面，これを議会に審議を諮って，来年度のその施政方針に反映させると，これはもう実施計画になりますけれども，毎年ローリングさせながら見直すという計画に反映させるためには，時間が足りなすぎるんじゃないかなというぐらいな気持ちでありますけれども，皆さんの頑張りでそれに反映できるように，市政に反映できるように，時期的なものも考慮しながら取りかかっていただきたいと思います。

次に移ります。２番目は港湾整備についてです。赤木名港湾整備は，昨年度前肥田港から手花部集落へ向けての道路の整備が行われ，本年度も継続して舗装が進められる計画と聞いております。本年度で整備計画の終了期限となります奄美漁業協同組合の本部がある赤木名港では，船揚げ場の設置，港内の波浪防止のための中央突堤と言ってますけれども，港内堤防の設置及び護岸堤防の延長等強く要望しております。赤木名港湾整備事業の現況と課題についてお伺いをします。

建設部長（田中晃晶君）　赤木名港の整備につきましては，前肥田地区におきまして貨物船の対策として昭和４９年度から岸壁，船着場ですが，マイナス５メートルの整備を実施いたしまして，昭和５１年度に完成をしております。また，もう一つ１メートルばかり深くなりますが，岸壁マイナス５メートルにつきましても，平成１６年度には完成をしております。

ただいま議員がございましたように，前肥田につきましては，国道から前肥田港までの臨港道路といたしまして，総延長で１，３９８メートルございますが，平成１９年度から整備を実施いたしまして，１，０７０メートルが完成しております。今年度残り３２８メートルを整備いたしまして，前肥田地区についても事業が終了する見込みであります。

お尋ねの赤木名地区におきましては，漁船対策といたしまして，昭和５１年から５３年度までに物揚げ場のマイナス１メートルの部分でございますが，その部分を整備をいたしましたが，その後漁船等の数の増によりまして，また，大型化に伴うものがございまして，関係者からの要望に応えるべく昭和６３年度から平成９年度までに現在のマイナス２メートルの物揚げ場を３０８メートル，マイナス２メートルの航路，それから泊地の整備をして，事業が完了しております。

課題ということでございますが，赤木名地区の船揚げ場の設置とか，それから港内の波浪防止のための港内堤防の設置及び護岸堤防の整備につきましては，御案内のように，奄美漁業協同組合からも要望もございますので，実態調査などを行いまして，港湾事業として新規補助等が導入することが可能かどうかの検討をしてまいりたいというふうに考えております。

２２番（平川久嘉君）　赤木名港，前肥田港は貨物の，で，赤木名港の場合は漁船とか漁業とか遊漁船等が利用する港としてそれぞれ整備をされて，聞くところによりますと，本年度で完了ということを聞いて，それは何をもってかというと，先ほど言われました臨海港道路のあと３２８メートル中ほどになりますけれども，完成をもってこの事業は終了ということでありますけれども，課題はないかと，要望等がありまして，これはまだ終了じゃないのではないかなという気持ちが強くあるものですから，質問をしたところであります。

先ほどありましたように，港，赤木名港では整備をしてほしいと，先ほどの船揚げ場が狭いとか，台風の時にはその都度船を揚げて，１万円をかけて漁業を停止するとか，金をかけて船揚げをすると，混雑する中で船揚げを緊急にやってると。これがもうこれでいいということは決してないというふうな思いであります。それで漁業振興を図る，あるいは後継者を育成するという意味においても，あの赤木名港をもう少し整備をしてほしいと。できれば継続してその事業ができるのかなというのが思いが一つあるのと，もう一つは，新規にそういう要望を取り入れた事業を興してほしいということであります。

２番目の質問になりますけれども，今言いましたようなことで，漁業従事者の所得向上，漁業振興の

環境整備として，県に対する要望，整備事業の継続要請等を新規要望はできないかと。先ほど検討されるということでありますけれども，加えてですね，あそこの赤木名港の以前の状況と言いますか，あの海と海の恩恵を受ける奄美，あるいはその集落の人たちでありますけれども，以前はガジュマル並木のあって，それからアダンの並木が並ぶと。景観の美しいところであるし，漁をした人たちは砂浜に船を揚げて，そこに集落の人たちが集まって，朝なら朝，それらの漁の収穫を分け合って生活を営んできたような地域であります。その面影もないような状況と言いますか，港を造るのにはそういう港が造れるんであれば，集落の人たちも賛成しますというところで，まだ要望してるところが実際に言われたのと違うというような話があるんです。

それも加えて私のほうでは,新規要望はできないか。これは漁協からの要望ではありませんけれども，あそこに船揚げ場の隣に新しくそういう緑地帯，公園，海浜公園ですか，公園地域も設けるという約束でこの港湾は造り始めたんじゃないかとかいう話などもいろいろ聞いておりますので,その辺も含めて，新しいこの要望に応えることはできないか，できませんかということを改めて伺います。

建設部長（田中晃晶君）　先ほども申し上げましたが，今るるおっしゃったようなご提案，こと等につきましても承知をしております。ただ，今現在そのようなこと等も含めて今，現計画がなされ，それが実行され,今日と申しますか,今年度で終了というような状況にあることも御理解を願いたいと思います。

そのことも踏まえた上での更なるということでございますので，先ほども申し上げましたように，実態調査等を行いまして，この港湾事業若しくは他の事業，その他が今おっしゃるようなこと等ができるかどうかも含めまして，検討するということにさせていただきたいというふうに思います。

２２番（平川久嘉君）　これは新聞で知ったことでありますけれども，県の次期水産業振興基本計画，これは素案でありますけれども，基本目標として，平成２３年度から１０年間の計画ということで上っている内容で，長期的総合的な視点に立った施策の推進指針を示し，お魚王国鹿児島の実現を目指すというタイトルで記事に載ってたのを気になりながら読んだんです。

その５項目ありますけれども，１項目は作り育てる漁業の推進ですね。２番目は漁業経営対策と担い手づくり。３番目には水産物の流通加工販売対策。４番目に漁港，漁村の整備と漁村地域の活性化の具体策となるような事業ですね。５番目，水産技術の開発と普及ということで，２項目の漁業経営対策と担い手づくり，で４項目の漁業，漁村の整備と漁村地域の活性化の具体策ということであります。是非その辺もご参考に，この要望等，あるいは課題とするところを解決していただきたいというふうに思います。

次に移ります。入れ替えまして，まちづくり行政についてであります。自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりの実現には，生活基盤の整備，自然環境の保全と活用，安全な地域づくりや心豊かで文化的な生活を営むための地域文化の保存，継承が望まれます。質問です。計画推進の図られている広域的な歴史文化のしまづくりの歴史文化基本構想に包含され，奄美市のモデル地区と言われる赤木名地区の街なみ景観整備事業の現状と整備の進ちょく状況について伺います。

建設部長（田中晃晶君）　赤木名地区において進められております事業の現状についてお答え申し上げます。赤木名地区におきましては，現在県が行っております道路改築事業，赤木名工区であります，並びに市が行っております街なみ環境整備事業，教育委員会が行う奄美諸島全体を視野に入れた文化財総合把握モデル事業並びに赤木名地区の文化的景観保護推進事業が進められているところであります。

県が行っております道路改築事業につきましては，平成１５年度から年次的に用地買収，家屋等の移転補償を進めまして,現在その条件が整った区間及び里集落の交差点付近部分に集中的な工事が行われ，完成をしているところであります。施工に当たりましては，赤木名モデルまちづくり推進協議会とともに協議を重ねて，同協議会が定めた赤木名本通りまちづくり協定にのっとり，道路の舗装，それから樹種選定をして実施をしているところであります。また,本市が実施する街並み環境整備につきましても，

県事業，県道の改築事業と連携を図るべく，赤木名本通りまちづくり協定を参考にした奄美市赤木名地区まちづくり景観要項を定めて，住宅地を中心に公園の整備や，協議会への助成，それから修景助成の事業を進めているところでございます。事業認可の平成１８年度から平成２８年度までの事業計画でございますが，２１年度末の進ちょく状況を申し上げますと，２３パーセントの進ちょくというふうになっております。

教育事務局長（里中一彦君）　赤木名地区で教育委員会が進めております，赤木名地区に限らず大島地区で本市全体で進めておりますけれども，文化財の総合的把握モデル事業，それから赤木名地区の文化的景観保護推進事業では，赤木名地区について自然，歴史，文化，景観的環境などを含めた視点で調査を進めておりまして，まちづくりの基礎資料となる文化的景観報告書の取りまとめを現在行っているところでございます。

２２番（平川久嘉君）　街なみ環境整備事業，これは建設部のほうでお答えいただきましたけれども，国交省のほうの予算で動いておりますし，先ほど文化的な遺産というのは文化庁の予算で動くというふうに承知をしておりますけれども，それぞれの所掌で計画的に進んでいるというふうに認識をしております。

ただ，地域，その地域はずうっとこう集中してと言うか，今までなかなか実現できなかった下水道の事業，これ新しく入ってきたとか，上水道のもう配管工事が実際に進んでいるとか，それから今言われましたように，歴史的文化とか，伝統的な建物とか，遺跡とか，さんご石垣とかいうのがあって，見直されてきて，どちらかというと，今が一番いいチャンスのまちづくりと。しかも，観光立島を目指そうとするこの奄美にとっては，貴重なまちづくりじゃないかと。一番力を入れてやっていただきたいまちづくりだと，それの応えられる場所じゃないかというふうに思って見ているところでありますし，そのご努力に感謝をしているところであります。

ただ，今言いましたように，一度にいろんな事業が入っていますけれども，実際にはその狙いとするのは，やはりそこに住んでいる人たちですね，が暮らしやすい環境になるとか，生活がしやすくなったとか，そういうまちづくりであってほしいというのが基本にあるんですけれども，そういう人たちが誇れるまちづくりをしてほしいと。それと今心配しておりますのは，事業が予算が少なくなってきて，なかなか進まないと，思うように進まないとか，いろんなこうまとまったそのイメージアップしたまちづくりがなかなか進まないというのが心配するのがありますということです。文化的な遺産が赤木名城跡とかいうような大きな国指定の文化財になるような文化財もあります。そういうのを生かすいいチャンスではないかというふうに思って質問をしているところであります。

２番目の質問になりますけれども，その事業をより効率的効果的に推進するために，現在推進している赤木名本通り拡張整備事業，これも最初は赤木名のまちを活性化する，本通りがどちらかというと，もう古くなって危険だということで進めたのをだんだん広げていってと言いますかね，せっかく工事をするんであれば，本通りを活性化すること，それから赤木名のまちづくりをもっときれいなまちづくりをしようと。通りからその集落の中へ整備をしていこうという考えがだんだん広がってきて進めている事業でありますけれども，今赤木名に来られた方は，あの赤木名の本通りが整備が途中でありますけれども，歩道が整備されて，奄美の原種でありますオオハマボウですか，どこでも見られるような並木を作るとか，砂浜をイメージしたような歩道を広くとってあると。誰でも１回来たら，もう１回行きたいとか，あるいはまちの中ももう１回散策してみたいというようなイメージで造ってるこの本通り工事，これを連動させてと言うのかな，連携させた実施をできないかと。さっき言いましたように，いろいろ文化財のこともあるし，道路整備のこともありますし，下水道のこともありますしというようなことであります。その担当者をコーディネーターできるような担当者を是非置いてほしいということでありますが，いかがでしょうか。

建設部長（田中晃晶君）　ただいま議員がおっしゃったように，この赤木名地区におきましては，様々な事業が実施され，また，計画をされている地区でございます。このようなことを常日頃から議員からも御提言等を受けておりまして，今年度２２年度に笠利支所の建設課に赤木名まちづくり担当として職員を配置をし，ただいま申し上げたような事業の調整を図りながら，事業の推進に努めているところでございます。御理解願います。

２２番（平川久嘉君）　ありがとうございます。お名前も拝見と言うか，伺ったりもしておりますけれども，その方にですね，ある程度の，ある程度というかな，やっぱり窓口を一本化するとか，あるいは調整を担当させるとかいうふうにして強力に推進していただきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

最後になります，質問の。高齢者の所在確認についてであります。これも昨日の大迫議員の質問で私の１番，２番の付近が項目についてはもう大方理解をしました。で，加えて説明いただけることがあれば，是非お答えいただきたいと思います。

全国で１００歳以上の高齢者の所在不明が大きく報道をされています。また，戸籍上残っていて生存しているとすれば１４０歳以上になるなど行政の正確な生存者確認や戸籍の調査とか整備ですね，が求められています。奄美市の１００歳を超える高齢者の現況及び戸籍の整備の実情はということで，長寿者の数，１００歳以上は５０８名いますとか，高齢者の最高齢者，もしご存命であれば１４８歳の方もおられるとかいうことは承知をいたしました。

それから，戸籍上の整備，これはなかなか義務というか，その届け出とか義務というのがあまりないというお話もありますけれども，次のようなあれがないようですが，これはどのようになりますかと伺いたいんですけれども，８０歳代，９０歳代の高齢者の現況把握，戸籍の整備はどのように取り組んでおられますか。１００歳以上についてはそれぞれ情報を交換するような話を聞いておりますけれども，今言った８０歳，９０歳代はどのようにされておりますかということでございます。

市民部長（有川清貴君）　１番目はいいということですが，８０歳，９０歳代の高齢者の現況把握，戸籍の整理はどのように取り組んでいるかということですが，８０歳代，９０歳代の高齢者の現況把握と戸籍の整理についてですが，１００歳未満の所在不明者の場合は，職権による高齢者消除はできませんので，親族の方に戸籍の消除の手続きを行っていただくしか方法がございません。

なお，奄美市には８０歳以上１００歳未満の戸籍の在籍者が５，３７４名います。この中に所在不明者が何人いるかまだ把握されていません。今後調査を行いまして，所在不明者が確認されましたら，適切な処理を行ってまいりたいと考えていますので，御理解賜りたいと思います。

２２番（平川久嘉君）　昨日の質問では，年金等の不正とかそういうのがありませんということでありますけれども，まだ分かりませんと，この５，３７４名の中に分かりませんという方はどういうふうにとらえたらよろしいんですか。

市民部長（有川清貴君）　一つずつ説明しますと，住民基本台帳，住民票と戸籍は全く別のものでございまして，住民票は住民の居住関係を公に証明するもので，住民票には氏名，生年月日，性別，住所，住民となった年月日，届け日及び従前の住所などが記載されています。つまり，その人の現在の情報が記載された公文書であります。戸籍はその人の出生，死亡，婚姻，離婚，縁組など重要な身分関係が記載されています。つまり，その人の生まれた時から亡くなるまでの歴史が記載された公文書で，住所と同じところにあるとは限りません。簡単に言いますと，住民票は市町村が住民について住んでいることを証明するもので，戸籍は身分事項だと，証明だと思っております。よろしくお願いします。

２２番（平川久嘉君）　住民票，あるいは住民基本台帳なるものは，実際に我々の生活，住民の生活の一

番元となる重要なもので，もちろんそれが間違って分かりませんとかいうことは当然ないと思いますけれども，ただ住所不定という方もたまには聞きますけれども，いずれにしろ，一番基本になる，行政の一番基本になる台帳，あるいは戸籍台帳だと思います。

で，申し上げたいのは，整理をしないでそのままというのはおそらくないと思いますし，これからどう取り組むかというのも伺いたいんですけれども，取り組まなくてはいけない大事な行政の業務だと思います。今でもたまに土地問題とか，あるいは結婚とか何とかって戸籍問い合わせが来るとかということで，いろいろ連絡が来るらしいんですけれども，実際にその情報の交換とか，あるいは年金関係のところとか，あるいは生活保護の関係者かとか，そういう情報の交換とかそういう体制は庁内ではどのようになっておりますか。

市民部長（有川清貴君）　先日も同僚議員のほうにお話しましたが，今戸籍法によりまして，１００歳以上の所在不明の方につきましては，法務局のほうで許可を得て職権で消除することはできますので，今私どものほうで担当がお話聞きましたら，１３０歳以上の方，４０数名はもう職権消除したと伺っております。それ以降については順次職権消除の対応をしております。各関係機関等は年金関係いろいろございますので，連携を取りながら，あくまでもその年金受給の不正の方はいませんので，現在高齢者４３名いますが，１００歳以上，現在皆住所も分かっていますし，そういう不正はしておりませんので，御理解賜りたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　高齢者が絡んでますので，私のほうからも若干補足をさせていただきたいんですが，議員の御質問の中でちょっと若干使い分けを御理解をいただきたいと思うのは，まず戸籍と住民基本台帳という制度の違いがあって,マスコミがよくこう所在不明,所在不明て言う言い方をした時に,最初の段階で言うとったのは住所地に人がいないということを言うとったわけです。その後どこかからかこう戸籍でこう論議がされて，その二つがごっちゃになって今混在しているような状況ですので，是非御理解をいただきたいのは,住民票が先ほども市民部長が言うたように,住民票があってそこにいる,いないの論議と，戸籍があって生存が確認できるかできないかというのだけはまた使い分けていただきたいと。

今現在さっき先日から申し上げてますように，１００歳以上については，全部住民票のある１００歳以上につきましては，我々のほうで全部実態も確認して，そういう存在していないというのはないと。それで８０歳からとかそういう形になっていますが，この件につきましては，もしないんであればですね，いろんな関係機関，例えば郵便物が返ってくるとかいろんなことで，住民基本台帳法上のいろいろ実態調査をしなければならない規定もありますので，そういうところで実際に住んでいないということであれば，今度は住民票上の削除という手続きはまた行政のほうでやりますので，現時点において高齢者において実態，住民票があっていないというような，たまにはあり得るというのはですね，住民票を置いたまま内地の息子のところに行ってるとかそういう期間，それが長期にわたっておるとかこういうことの内容はありますが，言われるようなものはないということで御理解をいただきたいと思います。その二つの使い分けだけはもうしっかりとしていただきたいと思います。

２２番（平川久嘉君）　使い分けてるつもりで話してるつもりなんですけども，実際には普通の何ですかね，不在という言葉とこう関連しないのかという意味合いで質問したつもりですけど。

次に移りたいんですけれども，その前に，今日も昨日もですけども，地下のあそこの入口のエレベーターの前では８０歳，９０歳代の方の祝い金を授与される方がにこにこされてというか，お元気な方にお会いできて，頼もしく思ったり，いいことだなと。もちろん来れない方は大変でしょうけれども，元気な方がこうやって来られるのは嬉しいことであります。そういう時の何と言うか，お互いのお話の中に，友達はとか，同窓生はとかという話もできるんじゃないかな。是非そういう心の通った業務をしていただければありがたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

高齢者の安全で安心な暮らし，医療福祉サービスの向上を目指し，市民が協力して取り組んでいる地域見守りネットワーク支援制度の狙い及び活動概要をお伺いします。

総務部長（松元龍作君）　地域見守りネットワーク支援制度の目的，活動概要でございますが，現在奄美市には６５歳以上の高齢者が約１万２，０００人ほどお住まいになってらっしゃいます。これは奄美市全体の人口に対しての約４人に１人の割合となっております。そこで，高齢者が比較的多い奄美市で，安心して暮らし続けることができるように，私ども総務部と福祉部が連携しながら，地域見守りネットワーク支援制度を進めております。

これは本人の同意に基づきまして申請をしていただき，登録することで日常生活の中で見守りが必要な高齢者や障害者を地域の人々の声かけや訪問などを行うことによって，早期に問題を発見して，必要な支援を効果的に行っていこうとするものでございます。また，登録した情報を地域住民と市が共有し，災害時などに家族などの支援が困難な方々を周辺にお住まいの皆さんの御協力により支援することによって，地域の防災力を高めることを目的といたしております。

この災害時の件につきましては，先の議会で崎田議員の質問にもお答えいたしましたが，福祉施設にそういう災害弱者，障害者の方々，高齢者の方々，そういうような方を健常者とは別に避難できる制度を今検討しつつありますので，これと相まって，共同でさせていただきたいとこのように思います。また，先ほどの話の中身でございますが，具体的には，地域内で見守る人と見守られる人を決定をして，見守る人がさりげなく無理がない範囲で支援を行っていくものでございます。このことは見守られる人が事前に申請登録をすることで，災害時や緊急時の家族などへの連絡体制の整備や，地域内での孤立を防ぐことができるものだと考えております。

活動状況につきましては，今年度の４月から広報誌や奄美市ホームページなどに掲載をして，自治会，町内会長さんや民生委員さんの会で随時説明などを行ってまいりました。現在は住用，笠利地区では全集落で制度を活用するために，登録の申請を，受付けを行っており，名瀬地区では賛同していただきました八つの自治会で民生委員さんが今個別に調査を行ってるところでございます。それぞれの個人カードにつきましては，この名簿が出来上がり次第福祉部のほうと連携をして，個人のカードを作っていく予定でございます。

一つのこれ課題が若干ございまして，まず自治会が未組織である地区への対処と，それからまだ説明はいたしましたけれども，賛同を得られてない地区への啓発活動，こういったものが今後は必要だと思っております。本制度は，地域の方々を地域で守る共助の精神に基づく地域支援ですので，今後名瀬地区においても，地域の皆さんに御理解いただき，全地域で活用していただくように説明会や広報活動を行ってまいりたいと考えております。

２２番（平川久嘉君）　見守るというか，ネットワークを作るとかいうことで，今言われた障害者や，あるいは高齢者ですね，そういう人たちがどうしているかというのをお互いでこう普段から約束をして，非常事態においてもちゃんとそれが連絡を取って助けられると，援助できるというような体制を作るということで始めておられるということで，なかなかいい制度だというふうに思っております。

実際にこう集落でその制度をこう何と言いますか，携わっている人，民生委員がやっておられるというのもありますし，地区の自治区長ですか，が一生懸命やっておられるのも拝見をしておりますけれども，内容の中においては，先ほど課題と言われましたように，本人の申請が，やってくださいという人でないと，そのままという方がありましたけれども，そのままという方が結構どちらかというと面倒見なくちゃいけないんじゃないかなという気がするところがあります。

その辺のところも何らかの形で周りの人で見てあげるとか，連絡防災避難等の時には連絡が取れるような体制で，この見守り隊ネットワークの支援体制ができれば，もっと充実したものになると思います。また，おそらくカードを作成されるとかといっておられますけれども，非常時の連絡網と言いますか，

電話のそばにそういう連絡網図のようなのを置いてもらうとかというそういう制度も是非実現してもらいたいというふうに考えております。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（世門　光君）　以上で市民クラブ　平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４３分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

日本共産党　三島照君の発言を許可いたします。

１５番（三島　照君）　こんにちは。目覚ましのつもりで聞いてください。私は日本共産党の三島照です。今，最近若干思ってることをちょっとだけ述べてみたいと思います。今，テレビ，新聞等でも報道されてますように，国民，市民の中には政治への不信，議会や行政への不信が大きく広がっている，そういうふうに思います。全国の幾つかの自治体では，議会報酬の日給制とか，また，市長が議員を半減にしようとか，また，公務員や議員報酬を減らしたいと言えば，今多くの市民，国民は賛成する，そういう状況が現れてきています。そして，マスコミも取り上げる，市民は更に議会や公務員批判をしていく。このような事態が続いていけば，日本の地方自治体はどうにもならない状態になっていくんではないかと危惧をしている昨今です。

日本には憲法で保障された地方自治の二元代表制，これは大きな執行権を持つ市長と議決権を持つ議会がチェックアンドバランス，抑制と均衡の関係でお互いの独断や暴走を防ぐという民主主義の仕組みが作られています。ややもすると，私たち議員一人一人も，しっかりチェックする機能が果たせなければ，市民から見れば，議会は何をしているんだ，そう見られても仕方ない状況が生まれてきます。幸い，本議会は先の６月議会において，奄美市議会基本条例を制定し，この前文では，議会の公正性，透明性を確保することにより，市民に開かれた議会，市民参加を推進する議会を目指して活動を行う。あるべき姿を定めるとして第２条の２項では，議会は行政活動を監視する権限を有するとしています。

そこで質問に入ります。この間，議会運営委員会や議会の立場から，行政に対しては何度か議会軽視の在り方について申入れや抗議がされてると思ってます。私は最近のこうした行政運営を調査してる中で，議会軽視の行政運営が幾つかの点で気になります。第１点は，随意契約の在り方についてです。

この間調査した中で，平成２０年度の奄美市の随意契約は約１１億６，０００万円，２１年度は１５億３，７００万円，これは３０万円以上だけの資料です。３０万円以下を入れるともっと増えることにもなります。平成２１年度奄美市の個人市民税額は１４億５，９３７万６，０００円，私たち市民一人一人の市民税額を上回る金額が，随意契約という形で目に見えないところで消化されていってます。中でも，１，０００万円を超える随意契約が２８件，１００万円以上が１７７件，この中には特定の企業，会社だけで年間８，６５８万８，４６０円もの多額の金額が随意契約で処理されています。こうした随意契約の在り方についてどう考えておられるのか，御答弁をお願いします。

次からは発言席で発言します。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君）　随意契約の在り方についてということで，特にその中でも毎年１０数億円の随意契約がなされているのは非常におかしいのではないかという御質問だと思いますけれども，私どもといたしましては，契約の在り方は御承知のとおり，一般競争入札と指名競争入札，それから随意契約，それと競り売り，この４件でございます。通常に行われておりますのは競り売りを除いた３件で行っております。その中で随意契約についてでございますが，地方自治法の施行令の１６７条の２の第１の第

１号は金額要件でございます。御承知のとおり，工事請負契約が１３０万とか，それぞれの金額要件がございます。それ以外のものについて随契をする場合は，２号から９号の中でそれに当てはまるものを決済を受けて随意契約をしてるところでございます。

それにつきましては，先日の７月１３日に奄美市経済活性化を考える超党派議員連盟の方々の勉強会の中で，それぞれ数百件の随意契約をお示しをしたとおりでございます。個々につきましては，その中でそれぞれどの随意契約のものに該当してるということで，その辺はお示しをしてありますので，すべてがこれに該当しているとは言えないかも分かりませんが，概ねほとんどのものはこれの随意契約の要件に適切に処理をされているものだろうと，このように考えております。契約の基本でございます支出の原因となる契約については，廉価な，要するに安い価格で，収入の原因となる契約については高値と，高値の契約になる契約方式を今後もさらに採用していく心がけるとともに，市の厳しい財政状況を踏まえますと，今後とも随意契約については，そういういろんな疑いを持たれることのないように，適切な処理をしていきたいと，このように思っております。

１５番（三島　照君）　先ほども言いましたように，１，０００万円を超える随契，１００万円を超える随契が１７７件と続いています。この決済，最後の決済は誰が責任を取るシステムになっているのか。おそらく金額によっては係長，課長，部長，副市長，市長となっていると思うんですけど，この１，０００万円前後のこの決済はどこで最終確認して決済しているのか，示してください。

総務部長（松元龍作君）　これはもう御存知かとは思いますが，奄美市の事務決済規程というのがございまして，その中で金額要件を示してございます。契約等に係る執行につきましては，ただいまおっしゃいました１，０００万円以上を超えるものについては部長決済と。若しくは地域事務所長の決済というふうになってるところでございます。ただ，１００万円から３，０００万円未満でございます。

１５番（三島　照君）　それでは幾つかお聞きいたします。おそらく皆さんこの資料をお持ちだと思いますけど，６ページのところに発注先会社株式会社たからや百貨店，契約期間平成２２年６月１日から２５年３月３１日，契約金額，年で書いてますから，年間４，１８０万円，４１０万８，０００円ですか，これ。ね，それで当面の年間支出額で１２５万４，０００円，これは借上げ代，建物の賃貸借契約となっています。これは契約が第２号になってます。１６７条の第２号，まず最初にこの第２号になってます。１６７条の第２号，まず最初にこの第２号とはどういう条文なのか。この契約はどこで決裁されて，誰と契約を結ばれているのか明らかにしてください。

建設部長（田中晃晶君）　この契約につきましては，末広・港土地区画整理事業の移転に伴う仮店舗として建物賃貸借契約を交わしたものであります。物件につきましては，対象者の意向を汲み，選定をし，随意契約を行ったものであります。なお，この本契約につきましては，移転対象者の移転期間が長期にわたるために，長期継続契約を交わしております。

地方自治法令第１６７条の２第１項第２号です。不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用するために必要な物品の売払い，その他の契約で，その性質又は目的が競争入札に適さないものとするというふうに書いてございます。契約相手につきましては，株式会社たからやさん，賃貸者は奄美市長　朝山毅であります。

１５番（三島　照君）　契約者奄美市長ですよ。あとで聞きますから。ほいじゃ，このたからやとの契約で，今使用してるのは誰なのか。その家賃ね，これで言えば，これはあくまでもこの１２５万４，０００円は，この横の備考欄では２１年度の権利金のみと書いてあるんですよ。２１年度で権利金のみ払って契約を結んで，その後の家賃は誰が払ってるのか。今現在誰が払ってるのか。２１年度契約だけど，これ２１年度のいつの契約か分かりませんけど，契約したらあと家賃が発生しますでしょう。その家賃

は誰が払ってきたのか。それで８月以降別の人が入ってます。その間の今現在は誰が家賃払ってるのか示してください。

建設部長（田中晃晶君）　家賃のことにつきましては，市のほうで支払いを行っております。先ほどの支出の内訳でございます。１２５万４，０００円の内訳でございますが，４１万８，０００円の３か月分です。これは敷金２か月分と，後につきましては契約が完了時に返還されるという契約でございます。

１５番（三島　照君）　皆さん，聞きました。この業者は確か今度この事業に関わった中心地の方です。なぜ奄美市がこれをやるとしたら，それじゃあ，この事業に引っ掛かって，換地で動くような約これから解体に入る１７８社近い，こういった人たちの全部こういう形で対応されるのかどうかが１点。

皆さんはこの区画整理事業に伴う代替地等については，場所へのあっせんはどこどこにどういう場所がかの紹介はしても，代替地やそういう仮店舗のあっせんなどはしませんというのが，これは平成１９年５月１７日の末広・港区画整理事業における用地取得検討委員会，このときは市長，副市長が参加してます。で，このときの副市長の質問が出てます。副市長，買収により移転することとなった者の代替地については，市が準備するのかと聞いてます，副市長がね，当時の朝山副市長です。

それに対して整備課は，代替地は準備はしていません。石橋町などの開発公社の土地などのように，空いてるとこがあればあっせんはしますと言うたんです。ところが，今度は奄美市が権利金から家賃から全部払ってね，その立ち退きに該当する業者に対して家賃まで補償して商売を移してる。他にも移りたい人いっぱいいるんです。皆補償するのか。こういう方法がいつから決まって，どこで決まってね，なぜこの家賃を奄美市が支払ってるのか，聞かしてください。

建設部長（田中晃晶君）　この末広・港区画整理事業のことについては，整理をしなくちゃいけませんが，今ただいまその土地，先行取得による土地の買収，売買，賠償のことについてのことと，それから区画整理事業のそのことと，それから今おっしゃる建物を持っていらっしゃる方，それとテナントの方，それぞれ条件が違います。

その中でこの店舗を持ってる方につきましては，今このような形でと申しますか，補償という形でございますので，この仮店舗，このことについて申し上げますと，準備するに当たりましては，これまでの営業してきた現在の店舗等々が近くにございませんでした。で，それと何か先行取得で取得した物件等についてもその条件が合わないものでございました。で，そのようなところで，個人的，個人と申しますか，民間の不動産会社があっせんをしたもの，それから我々が提供したもの，それぞれその方に条件をお示ししまして，この対象者が現在と同じような条件に近い店舗が我々がこのたからやさんと交わした契約でございます。

この建物の所有者についての店舗のこのような形態につきましては，すべて同じ条件で行うようになっております。

１５番（三島　照君）　じゃあ，建物，土地を持った地権者に対しては，今後とも奄美市がその移転補償のために土地，建物を探して家賃を補償してあげるということなんですか。そういうことですよね。じゃあ，この前からやってる空き店舗活用事業との関係はどうなるんですか。あれかてそれならそういうことをはっきり各説明会で言うてあげたら，困る人はいなくなるんですよ。もっと早うに奄美市が探してあげたら。皆それで困ってるんですよ，今。で，今回だけなぜこういうことになっているのか。じゃあ，この空き店舗対策事業との関係はどうなるのか示してください。

建設部長（田中晃晶君）　空き店舗情報の分につきましては，主にテナントさんのほうでございます。で，その空き店舗情報については，テナントさんもですが，それから持ち主さんも，建物の持ち主さんもそうであります。これは我々が先行取得した物件の物，それからその他市内での空き店舗，それから空き

家，そういうものの情報もすべての方に，何と言うんですかね，条件は一緒であります。

で，今土地のことをおっしゃいましたが，土地につきましては，我々は仮換地ということで，区域内のほうに換地をいたします。ですから，それに対して市のほうでどうとかということについてはございません。

１５番（三島　照君）　じゃあ，いうことは，自分の建物で商売してる人については，今後とも希望があれば，奄美市が探してやるいうことですね。で，それがなぜ目的が競争入札に適しないいうことになるのか。これについては後でもう１本あります。

もう１本は，同じ６ページで，一つの企業が９本，合計すればこの企業はですね，２１件の随契をされてます。情報処理センターです。ね，この情報処理センター，奄美市の事業を随契だけで８，６５８万８，４６０円，１億近い随契で毎年これ奄美市の税金がそこへ行ってるんですよ。これも第２号です。ね，さっき読みました。その性質又は目的が競争入札に適しないものか，これに該当するのかどうか。

おそらくこんだけの事業ですから，部長，課長が決裁してると思いますけど，本当にそう思ってこれやってるのか。なぜこういう随契が１社で８，６００万もの金額が随契されてきてるのか，ちょっと聞かしてください。

総務部長（松元龍作君）　議員御指摘のとおり，南日本情報処理センターのほうに私どもの基幹経営システムとか，それからネットワーク運用サポートとか，それ以外のシステムとか，いろいろ随契をいたしております。この随契のちょっと中身を申し上げますが，電算システムの機器の保守及び運用の業務委託です。

まず，業務の内容ですが，合併に伴う電算システムの統合化を図るものでございます。なお，業者の選定につきましては，業務の内容及び合併協議会の方針から，企画提案競争，要するにプロポーザル，１社だけではなくて，数社の方からいろんな企画提案を受けて，その中から１社を選ぶもんですから，最終的な形としては随意契約として出てくるということでございますので，最初からその１社に向けて随意契約をしてるということはありませんので，御理解を賜りたいと思います。

その中で経費の範囲についてでございますが，まず一つはシステム，プログラムの構築費及び機器の購入費用に係る初期導入費用，それから５年間の機器の保守及び運用に係る経費の見積り比較を元に業者選定を行った経緯がございます。その結果，現在の契約相手が１の先ほど申しました初期導入に係る業務と，保守運用に係る業務を現在遂行してるところでございます。

この場合，複数年度にまたがる契約であるために，地方自治法施行令第１６７条の１７の規定を準用して，１の初期導入に係る分については，長期継続契約の手続きといたしております。２の保守，運用に係る業務を毎年の随意契約と分離した事務処理となった経緯はございますが，長期継続契約が比較的新しい制度であったということもございますが，この点については，当然長期継続契約でするべきところを事務処理の不都合によりまして，こういう毎年の随意契約をしたということでございますので，５年の保守，点検期間が終わりましたら，今後適正な処理をしてまいりたいと思っております。業者の選定につきましては，こういう経緯でございます。

１５番（三島　照君）　ほんじゃあ，おそらく合併の時の初期契約で，来年は５年の期限が切れると思いますから，検討の余地はあるいうことですね。はい。じゃあ，もう一つあります。

もう一つはですね，７番目です。これは笠利給食センターで，財団法人鹿児島県学校給食会，これが契約期間２１年４月１日から２２年３月３１日，もう日切れてますけど，２，１０８万８，２３３円が，いわゆる消耗品，原材料として学校給食用材料費として，これも随意契約がされてます。もう一つは，これももう一つ分からないんですけど，南日本酪農協同株式会社，鹿児島支店とですね，これは額は６５万円です。しかしね，これは委託業務，で契約名は牛乳用の配送車がないため，各学校までの配送業務を，これは第６号になってます。まず６号の条文はどういう条文なのか。なぜ上は２号で下が６号な

ってますので，２号はさっき出てますから，なぜこういう状況になったのか，説明してください。

教育事務局長（里中一彦君）　まず財団法人鹿児島県学校給食会と学校給食用賄い材料費の購入契約を行っております。これは自治令の１６７条の２第１項第２号の理由でございます。その理由でございますけれども，学校給食会は，全国各県に配置をされております。財団法人鹿児島県学校給食会もその一つでございます。財団法人鹿児島県学校給食会のその設立目的は，県内の学校給食用物資を適正，円滑に供給し，併せて学校給食の普及，充実を図るために必要な事業を行うと。概ねそういう内容になっております。これに国・県がこれは関わって設立をされております公益法人でございます。いわゆる学校給食の用の食材等を全国的に行っているということでございます。

ここから笠利給食センターが食材を購入しておりますけれども，その賄い材料のいわゆる購入に当たりましては，単価が県内均一であります。このために例えば鹿児島であっても，この離島奄美であっても，同じ単価でございます。更に国や県の助成があるのが，特にあるのが牛乳，米，それからパンのいわゆる材料費ですね。このことについては，助成があるために，助成があり，この給食会を通すことによってその助成が受けられます。このことによって安価となります。

それから，食材が学校給食用のみに製造加工されておりますので，いわゆるその調理の効率がいい状態でございます。このようなことでメリットがございます。そのようなことから，１６７条の２第１項第２号の規定によりまして，随意契約を行っております。なお，２，０００万余りということではございますけれども，笠利の給食センターの賄い材料費は，大体年間３，０００万ぐらいでございます。このうちの３分の２がこちらから，その残りは地元の業者からということで購入をしてるところでございます。

次の南日本酪農との契約でございますけれども，これは１６７条の２第１項第６号で随意契約をしております。この６号の要件は，競争入札に付することが不利と認められるという場合でございます。この南日本酪農協同株式会社鹿児島支店と学校給食用牛乳用給食センターからこの業務につきましてはですね，各学校までの牛乳の配送契約，いわゆる追加の給食センターから各学校までの追加の契約を６０何万でしているということでございます。

この学校給食用牛乳の購入に当たりましては，先ほど国・県の補助があるということで申し上げましたけれども，この補助があるために，鹿児島県におきましては，県内を１９か所に地区指定をいたしまして，それぞれの地区ごとに鹿児島県が入札を行って業者の決定を行っております。この購入と配送のものですね。配送は給食センターにあっては給食センターまで，それから自校方式については学校までございます。

その奄美地区への地域への納入業者は南日本酪農協同株式会社鹿児島支店が，学校給食用牛乳の納入業者として県から指定をされております。牛乳購入に当たりましては，納入先が各給食センターまで，それから自校方式については，先ほど申しましたように，各学校までです。が納品が原則となっております。このため，笠利給食センターにおきましては，そこから各学校までの配送が必要でございます。このために，この配送をもう一手にこの南日本酪農のほうに追加をして契約をしてる。この追加分の契約分でございます。このようなことから，１６７条の２第１項第６号で追加をして，随意によって契約をしてるものでございますので，御理解をいただければと思っております。

１５番（三島　照君）　今の説明があったにせよですね，競争入札に付することが不利と認められるときという規定は，普通に聞いて私は納得できる状況ではないです。そういう点でですね，私は先ほどの建物の賃貸借,奄美市が家賃払ってるということですから,私は今入ってる業界がもし払ってるとしたら，これはまた貸しですからね。また貸しに価するけど，奄美市が払ってるんだから，また貸しにはなりませんよね。けど，そこまでやってじゃあ，それは補償金の立ち退き移転補償の中での計算で出てくるかとかいったことについては，どっちにしても最後，決算委員会もありますから，そこでもうちょっとやっていきたいと思っています。

そういう点でですね，私は先ほどの情報処理の問題一つ取っても，この情報処理会社で万が一，今万が一のがあちこちで起きてますよね，警察の資料が抜ける，保険会社から名簿が抜ける，こうなったとき，この情報処理センターがもし万が一のことがあったらね，奄美市民４万６，０００何百人のすべての市民のあらゆる情報はここが持ってるんですよ，今。この電算システムのこれで見ていけば。住民基本台帳から子どもの給食の内容から全部。

そういった点で，私は最後に，やっぱりもう一度こういったあり方がね，何十万，何百万，何千万いうことが,いとも簡単に随意契約で見積もりを取ったとか,プロポーザルやったとかいろいろ言うても，最後は随契であなた頼むでと。周りから見積もりは取るけどという前約束があったん違うかと疑われたってこれ仕方ないんですよ，皆さん。行政のやってることは，ね。そういう点で，誰か自分の言うこと業者を見込んどいてやで，怒るか知らんけど，皆さんは。ほんで後は頼むでと。それで皆さんそれで最初からいけば見積もりあれやから見積もりだけは取ってやってると思われても仕方ないんです,これは。

そういう点では，そういう業者とつながってるん違うかとか，いらんこと思われないように，ちゃんと奄美市の契約規則の中でも，契約するのはこの第５表に表に基づいてと決めたんやからちゃんと。これは最高で工事又は製造の請負でも１３０万ですよ。それ以上なったときは，やっぱりもうちょっと慎重にやってほしい。議会では全然分からないんです，これ。大きな予算で出てきてるだけやから，細かいのは。そうして，その２４条の２項では，いわゆる契約担当者は，予め契約の発注見通しを公表する。２項で，契約を締結する前において，契約の内容，契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法を公表する。最後に，契約の締結状況も公表する。奄美市の条例なんです，これ。こういう基準を踏まえた施行条例に基づいた随意契約の在り方を検討すべきではないかと思うんですけど，どうでしょうか。

総務部長（松元龍作君）　確かにおっしゃるとおりだと思います。それとやっぱりチェックのシステムと言いましょうか，その辺をもう少し今でもチェックはそれぞれの担当課，それから企画，それから各部長，それぞれでチェックをやっておりますけども，総体的なチェックをするそういうシステム，会議とかそういうことになろうかと思いますけども，そういうところも必要かなと今ちょっと思ったところでございます。

それと工事につきましては，今議員おっしゃるように，ほとんどの工事発注計画から最終的に入札の状況からすべて公表はいたしておりますが，この随契については，今のところそういうことはいたしておりませんので，今後，契約規則に合わせまして，その辺も公開開示をしていければと，このように思っております。

１５番（三島　照君）　是非ね，やっぱり市が作った条例なんやから，市が率先して守らんかったら，誰が守るんやと。それと最後，市長は見解を求めますから，よく聞いといてください。今日，今，要らん，最後です。全部終わった後。そういう意味では，もうしつこく言いませんけど，是非いろんな各自治体で薩摩川内やらでは，細かくあり方をね，チェックする体制を作ってますから，是非検討していただきたい。

次にいきます。おがみ山バイパスが非常に見直し，見直しで今の状況が虫食い状況が放置されています。これの進ちょく状況をまず示してください。

建設部長（田中晃晶君）　県の大島支庁にお伺いしましたところ，おがみ山バイパスは，平成１０年９月に都市計画決定がし，平成１４年度から事業実施してまいりましたが，平成１９年７月に設置された奄美のまちづくり在り方検討委員会の答申を受け，平成２０年２月に県の整備方針が決定をし，平成２１年１１月に都市計画変更を行い，現在に至ってるところであります。平成２１年度末におけるおがみ山バイパス進ちょく状況でございますが,事業費ベースで申し上げますと,４５パーセントでございます。また，用地取得の進ちょく率につきましては，７７パーセントとなっております。ということでありま

す。以上です。

１５番（三島　照君）　じゃあ，私はこれは基本的には今の奄美市の状況の中で，奄美群島の状況の中で本当に必要なのかと。もう一度検討して見直すべきではないかと思っているんですけど，じゃあ，おそらく必要だというだろうと思うので,それを前提に奄美市の奄美本島のこの１市２町２村の状況の中で,車の台数等は皆さんが言うように相変わらず増え続けて，渋滞が続くと思ってますか。車増え続けてると思ってるのかどうかだけ聞かしてください。

建設部長（田中晃晶君）　その車の保有台数についての数字は今現在持ち合わせてはおりませんが,新聞,その他の状況を覚えてることを申し上げますと，増えていく状況にはなかったかと思っております。

１５番（三島　照君）　はい，それじゃ念のために言っときましょうか。車の保有台数総数ね，この１市２町２村の状況は，平成１７年が１万７，４２０台が，平成２０年では１万４，１０８台，これは軽貨物，トラック，牽引車，すべて含めた台数ですわ。国土交通省の発表した内容です。それでパーセンテージでいっても，群島全体では平成１７年を１００にすれば，８０．９９パーセントなんです，平成２０年で。２１年更に減ってるんです。

で，そういう中で私は皆さんが言うてるおがみ山バイパスは交通渋滞のためだというのは，話が合わない，整合性がない。単なる前から言うてる埋め立てのための土砂欲しさ。事業ありきのためだと思ってますので,もう一度県と相談して,私は見直すべきだと思ってますので,よろしくお願いいたします。

もう１点，末広・港区画整理事業の現状とテナントへの説明いうことを示してます。私はこれはこの事業が進ちょくしないその根底に，関係者の皆さんに理解をしてもらってない。さっきの話じゃないけど，自分らの話を聞いて，一緒に推進して頑張ろうかという人たちにはしつこく付いて回って話をして納得させて，ちょっとでも本当に聞きたいと思ってることが聞けてないのが実態だと思うんですけど，どういうふうに受け止めてますか。

建設部長（田中晃晶君）　末広・港都市区画整理事業につきましては，現在仮換地指定を行い，移転対象となる建物調査や関係権利者との移転交渉を行っているところであります。ただいまの説明会等につきましては，都市計画の決定，事業計画の決定，用地先行取得，仮換地設計など事業の節目ごとに随時行い，また，個別訪問等も実施してまいったところであります。移転計画の説明会を今年の４月に２回，６月に１回開催をし，特に６月の末広通り会主催のテナント説明会の中では，１７名の方の参加がございました。

ただいま議員のおっしゃったように,その少ない人数だったこともあり,活発な意見が出されました。このまた補償の内容等についても，具体的な疑問点や質疑などがありまして，その場にて御理解がいただけたものも多くあったというふうに思っております。また，今後も建物所有者やテナントの皆様を中心に，小規模な説明会を開催するとともに，個別相談も実施をいたしまして，関係権利者の事業に対する理解をいただけるように努力していきたいというふうに考えております。以上です。

１５番（三島　照君）　そこでね，私は今の部長の答弁に対して提案します。この前の説明会で各施工箇所ごとのありますよね，説明文書。で一度ね，この箇所ごとに小規模にこの２２年施工区域の８番，１４番いうね，８番なら８番だけ，ほいでこの箇所ごとに１，２，３，４，５，６，７，８とね，じっくり声聞く，そういう説明会をもってほしいと思うんですけど，もてますか。

建設部長（田中晃晶君）　はい，正しく我々もそのようなことについては，日頃より課内のほうで考えておりますので，そのように実施してまいりたいというふうに思います。

１５番（三島　照君）　初めて意見が合うたな。はい，ほいじゃあ次にいきます。

奄美市の中心市街地活性化基本計画構想案が出てます。私はこの案について説明も聞き，いろいろ見てきました。しかし，この案は誰がいつ，どこでどうしてやるかとか，正に案であって，これからせっかく活性協議会が発足したという状況の中でですね，この案があるから，これをこのまま通すんだと，意固地張らずに。十分その活性化協議会等の声を聞いてですね，やっぱり場合によっては，その声を反映させられるようなそういう案に計画にするためにも，この基本計画の決定を急ぐべきではないと思ってるんですよ。で頻繁にでも活性化協議会を開き，十分そういう人たちの声を聞いて，場合によっては見直しも含めて検討すべきだと思ってるんですけど，そこら辺どうですか。

産業振興部長（川口智範君）　基本計画策定に係る状況でございますが，基本計画の素案についての庁内でのワーキングチーム，あるいは基本計画策定委員会で議論を深めつつ，一方では，商工会議所と中心市街地活性化協議会設立に向けてこれまで意見交換等をずっと行ってまいりました。で，御承知のとおり，９月３日は活性化協議会が設立されました。で，その中で当然この基本計画の素案の協議がなされてまいります。

議員おっしゃるように，私どもはあくまでも素案を作った段階でございまして，これから商工会議所と民間が主体になった民間の御意見，これを素案の中にどう御意見が出てくるのか，これを私どもは今待ってる状況でございます。議員がおっしゃるように，ゆっくりしたらどうかという御意見もあろうかと思います。ただ，これまで何年もかけて私どもこの部分，素案についての説明会等通り会等に説明をしてきたという経緯がございます。

意見だけ聞いていくだけでなかなか実行が伴わないという御意見もあります。そういった意見を踏まえた場合には，できるだけ早くこの計画を策定し，実行することが，これまで意見を徴収してきた私どもの責務だというふうに考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１５番（三島　照君）　それじゃあ，次の４番目と併せて，皆さんはね，長い間かけて説明してきたと。いつもこの間も耳が詰まるほどお聞きしています。しかし，関係者の皆さん，特に商店街の皆さんやらは，説明会には市長ね，説明会には来る，しかし，説明会来て意見は何かありませんかと，意見出してくださいと言うて，意見を出しても，役所は馬耳東風，右から聞いて左から流してしまう。ね，俺たちの決定やと，これは。役所の決定だから，それに従えと言わんばかりの反応しか見えて来ないというのが，多くの人の声なんですよ。だから，さっきの説明会も，その小さい単位でやって，じっくり意見を聞いてくれ言うてるのはそういうことなんです。

活性化計画が出たのはまだ何年か前，ところが，この区画整理事業そのものはもう１０年近くなるんですから。しかし，その中でも，商店街の皆さんは平成１７年に自分らで考え，行動して作った提言書も出してるんですよ。ね，ところが，今巷ではこのＡｉＡｉ広場計画には，こういう構想がほとんど聞き入れてもらえてない。できるものならもう一度ゆっくり腹据えた議論をしてみたいというのが地元の意見なんです。私と違って地元の。

でそういう点で，私はこの基本計画も役所から見れば，１２月中にまとめて補助金申請をしたい。けど，本当にええものができれば，半年，１年遅れても完成するのが２年早く完成しますわ。どんな仕事でも，何でも，準備が８割いう思いを持って取り組めばできると思ってます。

だから，朝の奈良議員の質問にもありましたように，意見があったように，このＡｉＡｉ広場は正に観光交流施設，人を集客するための施設として地元がこれならということになれば，必ず成功します。だから，そこに商工会議所，特定の団体言いましたけど，いろんな観光交流物産協会やいろんなそういう団体がここに入れば，奄美の産業振興，観光物産のセンター的になっていくと思うんですよ。そういった意見も含めて，私はそういう意見が出てくれば，こういった構想案については，見直すことも検討してほしいと思うんですけど，そのＡｉＡｉ広場構想についても，ちょっと聞かしてください。

産業振興部長（川口智範君）　ＡｉＡｉ広場につきましては，私ども今お話がありました平成１７年度のまちづくり提案書，あるいは１９年度，２０年度にこの施設の施設概要をまとめるためにワークショップを開催して，通り会はもちろんのこと，市民意見を集約し，２１年度に概要案をまとめ，今年度構想案としてお出ししている段階でございます。議員にも６月にご説明したとおり，ワークショップの皆さん，あるいは通り会の皆さんにご説明申し上げ，この構想案に対する御意見を今徴収しているところでございます。こういった御意見を今後まとめまして，更にワークショップ，あるいは通り会の皆さんにお返しし，最終的な構想案を策定したいというふうに考えております。

１５番（三島　照君）　本年度の予算にはもう１０月，１１月ＡｉＡｉ広場の建替え建設の設計調査費等も計上されていると思います。出てたはずです。しかし，皆さんは役所のほうはこれについては意見を聞いてます，言うてる割には意見が広がっていません。市長ね，さっきから言ってます随契の問題，この末広区画整理事業のテナントの説明や，今のそういう問題についても，関係市民だけ，関係者自身がまだまだ理解できてない。私さっき言ったように，もっと声を聞いて，場合によっては半年，１年待ってでもきちっとしたもんを作り上げるべきだと思うんですけど，最後に市長の見解を求めます。５分ありますから。

市長（朝山　毅君）　三島議員にお答えさせていただきます。議員の御質問のとおり，行政の範ちゅうは多岐にわたっております。そのような中で，先ほど随意契約の御質問がございました。いずれも行政を執行する上においては，法令，条例を遵守しながら執行してるということを御理解いただきたいと存じます。

仮に行政を執行する上において，見解を異にすることがあったとしても，それらの意見を尊重しながら，謙虚に賜り，行政の適正な執行に努めていきたいと考えておりますので，今後とも議員の御提言，そしてまた，御質問等を賜りますように，よろしくお願いを申し上げます。以上です。

１５番（三島　照君）　なにそれ。何のことやら全然分からん，私。あのね，私はだから奄美市もきちっとした契約規則いうのがあるんやから，もう一度皆さんこれ見直して，行政は条例や規則に適した運営をしてほしいいうことを望んでるんですよ。それとやっぱりこんだけこれからの奄美市の７８億，９８億もかけて造る区画整理事業なんですから，商店街の活性化事業なんですから，本当にもうちょっとそういう市民の声をしっかり受け止めてほしいいうことなんで。

だからさっき約束したんですから，あの区画ごとにでも細かくその区画整理事業は説明をして，で言うて終わりでは困るんですよ。その人たちの意見をしっかり受け止めてもらわなければ。でそれは活性化事業のほうでも，基本構想のほうでも，私は一緒だと思ってますから，しっかり受け止めてほしい。

先ほどの家賃の問題，私はあれをやり出せば，あれに関わる地権者，建物は自分のもんやけど，土地は人のもんやいうことになれば，建物を補償するとか，さっきのような答弁やられたら，まだまだ一杯出てくると思いますから，そこら辺はもう一度決算委員会で議論していきたいと思ってます。だから，奄美市の市民の税金でやっぱりそういう訳の分からん，市民が疑うような行動や行政は十分これからも頭に入れて動いてほしいということを訴えて終わります。どうもありがとうございます。

議長（世門　光君）　以上で日本共産党　三島照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。２時４５分再開いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

無所属　朝木一昭君の発言を許可します。

２０番（朝木一昭君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。私は無所属の朝木一昭と申します。上手な三島議員の後は非常にやりづらいものがございますが，またいくら頑張っても，いつの間にかまぶたがひっついてしまう時間帯になっております。御辛抱をよろしくお願いいたします。

さて，国政の場では，党首選挙が毎日のようにかまびすしく報じられております。国民の多くの人々に期待された新しいさわやかな風だったのでしょうが，なかなか心地よく吹いてくれません。党首候補の力強い街頭演説の前をそそくさと立ち去る市民の姿は，笛吹けど踊らずの感でしょうか。政権政党しっかり国民のため頑張ってくださいというつぶやきが聞こえるようでございました。

そんな折，嬉しいニュースが入ってまいりました。奄美高校郷土芸能部国際ペン東京大会に出演とのニュースでございます。来る９月２６日，世界１０２か国の文化人が集う第７６回国際ペン東京大会の開会式の舞台で，奄美の芸能が披露されるのでございます。環境と文学，今何を描くかをテーマに，世界から集まって来られる文化人たちの目に，奄美高校生たちが演ずる姿は，どのように映るのでございましょう。心が躍ります。よくぞ白羽の矢を立てられた日本ペンクラブの方にも敬意を表しますが，長い間奄美の貴重な文化を指導されてこられた顧問の先生や，保存継承に頑張ってこられた部員の皆様方にも，力強いエールを送りたいと思います。早稲田大学大隈講堂での舞台成功を祈ります。

それでは，通告に従いまして質問に入ります。

現在，小俣線街路事業が展開されております。当初その道路が，旧県立図書館奄美分館の敷地内を通ることになり，その際，島尾敏雄さんが住んでおられた官舎が取り壊されるという予定がございました。しかし，御存知のとおり，この官舎は島内の文化人や文化団体，島外の島尾ファンからも，貴重な文化的財産だから是非残してほしいと再三要望や新聞投稿などがあり，市の温かいご配慮により残されたものでございます。今でも多くの島尾ファンや研究者などが訪れているそうでございますが，感謝周辺は余りにも雑然としております。雑草がはびこり，余りの見苦しさに先般有志で草刈りをいたしました。関係団体からも，官舎周辺をこれから文学公園でもできないかとの要望もありましたし，せめて貴重な文化的財産，周辺の整備ができないかを伺います。

次の質問からは発言席よりいたします。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

教育事務局長（里中一彦君）　それでは，お答えをいたします。

先ほど議員のほうからこの分館の跡の保存につきましては，お話をされた，経緯につきましてはお話をされたとおりでございます。旧の県立図書館奄美分館の官舎跡につきましては，特定非営利活動法人島尾敏雄顕彰会の要望書を受けまして，去る６月２５日付けで管理業務委託契約を締結をいたし，７月１６日に官舎の鍵の引き渡し式を行ったところでございます。

ＮＰＯ法人島尾敏雄顕彰会の計画によりますと，全国に会員の募集や募金活動を行い，内装や周辺の整備を実施し，隣の島尾敏雄文学記念碑と一体化した文学公園として位置付けていきたいとの強い意思と意向を賜っておりますので，今後協議をしてまいりたいと思っております。また，現在，市道小俣線街路事業の拡張工事を実施しております。工事の進ちょく状況等を確認しながら，道路から記念碑や官舎跡への導線，それからフェンスの開閉場所など今後の整備計画は話し合ってまいりたいと考えているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　お隣の分館跡はきれいに整備がなされておりました。鉄筋コンクリートの建物を切って，ああもきれいに改修ができるものかと思ってまいりました。小俣自治会などが使っているようでございますが，参考までにその改修工事，財源などはどのようになっておりますでしょうか。

小俣線街路事業の一環でございました。今財産の管理上で今どの部署にきましたでしょうかね，その管理が。取り壊し費用８８０万ですか，御存知ないですか。改修工事に８８０万，あと植栽など，いや，私の数字で，うろ覚えの数字でよろしければ２，０００万以上が，実は小俣線の街路事業の移転補償か

ら出てるんだったでしょうか，確認ちょっとお願いします。

議長（世門　光君）　この件について当局答えられますか。通告にありませんが。

建設部長（田中晃晶君）　ただいまの旧図書館跡につきましては，ただいま申し上げました小俣街路事業の補償費にて予算については算出しております。

２０番（朝木一昭君）　いや，それは確認をしました。土地と建物の所有は奄美市でございます。しかし，そこを道路が通って，それについてはその補修をするための，あれは移転補償になるんですかね。移転補償の名目で小俣線街路事業から２，２００万円は出ておりました。だから図書館の改修工事は，事業費の移転補償でできてるんだなあということを認識したわけです。

それで今ちょっと数字が出てるようではございませんが，そこの敷地内を道路が通ります。その道路に対する費用，まだ概算でもよろしいが，出ておりませんでしょうか。その何千万か出る土地の代金ですよね，奄美市の土地を入ってくる道路になるわけですから。その土地の代金はこれから発生するわけですよね。

この整備ができないかということでですね，含みたいと思ってたんですが。これからその小俣線の図書館前をきれいくなされる事業は，２５年までの予定だそうですけれども，これから奄美市に対しまして土地の代金が払われる予定になります。私はですね，これまでその何とか公園，文学公園でもできないかという文化団体からの要望がございましたので，今回のこの質問に踏まえましてですね，そういう要望が出ましたら，是非そういうことを含んでいただきまして，取り組んでいただければと思っての質問でございました。それでは，次に移ります。

貴重な書簡，資料館，資料類はどうなっているかということでございます。島尾ミホさんが亡くなりまして３年と半年になろうとしております。その前年，県立図書館設立構想ができました。ざっと４年前からですね，島尾さんの遺品類，資料，書簡類の重要性を何度かこの議会で述べてきたわけでございます。それで今現在ご遺族の方から伺いますと，奄美市から何らそういう，それに関しての話し合いを持ちたいとか，そういうものがなかったということでございますが，その書簡，資料類，今どのようになっておりますでしょうか。

教育事務局長（里中一彦君）　お尋ねのその島尾敏雄関係の資料類でございますけれども，奄美市から何ら関係者への打診がないと，お話がないという御質問でございました。このことにつきましては，当初瀬戸内町のほうからこの関係資料を瀬戸内のほうで保管をして，整理をして，日の目を見えるようにしたいと，このようなことが奄美市長のほうに瀬戸内町長のほうからお話がございました。当時奄美市長といたしましては，島外に流出をされないことが第一だと。奄美ミュージアム構想もありますし，島内にこれらが置けるということが最も大切なことなんだと。このようなことから，奄美市長としては，その瀬戸内町長の申し出に了解をしたところでございます。したがいまして，奄美市からはこのことについては，何ら打診をしておりません。

しかしながら，今回ＮＰＯの島尾敏雄顕彰会のほうから，この官舎の保存と鍵が決まりましたので，この鍵の引き渡しに当たりまして，島尾氏関連資料の島外流出を防ぐため，いわゆる瀬戸内町からその後何ら奄美市のほうにはもう保管できなくなったよとか,そういった申し出は現在までもございません。ございませんが，関係者からのいろいろなお話を伺いしますと，瀬戸内町のほうは難しいだろうなということが聞かされているところです。

このようなことから，この顕彰会が島尾氏関連の島外流出を防ぐために資料収集を進めたいと，このようなご意向を持っておられますので，本市といたしましては，この顕彰会のほうに期待をしているところで，今後の活動に期待をしているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　瀬戸内の件はもう２年前になってるんじゃないかと思いますがね，私が言いたいのはですね，そういう第三者のＮＰＯ法人，そこにすべてをお任せするように聞こえてしょうがないんです。一つはですね，これまで今，平成８年に建ちました２３５坪の建物と，６５坪ですか，今浦上の土地に貴重な資料が眠ってるのでございます。そのせめてそういう貴重なものをですね，あの頃の鹿児島事務所を売却した跡の一部でもいいから充ててもらいたいということも取り上げたんですが，財政が厳しいから，財政を補てんしたいと。そして，個人の財産だから，とやかく言う立場にないと。それとどういう貴重なものがあるか分からないから，どうしょうもないという返事が返ってきたんです。それで貴重なものであるというまず認識はございますでしょうか。今当時の５００か６００箱と言われてる資料類です。島尾さんは２０年間奄美に住んでおられて，奄美を出られて１１年ちょっと，１１年後には亡くなっております。指宿に行かれ，城崎に行かれ，加治木，吉野，宇宿，あちこち点々とされて，その間貴重ないろんなものが資料として残ってるのが，今，現在浦上にあるのでございます。その重要性の認識はあるかどうか教えてください。

教育事務局長（里中一彦君）　貴重なものかどうかという認識でございますけれども，当然あれだけの著名な方の保存されておられた資料でございますので，それは確かに貴重なものだろうとはいうふうに考えているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　ミホさんが亡くなった時，その慌ただしい中にあって，琉球大学から資料を全部ほしいということがあったそうです。それと平成の１２年，福島県には埴谷雄高氏と敏雄さんの記念資料館ができておりますから，そこからもですね，予算をこつこつ作ってるから，是非譲ってほしいと。それで大手の出版社，島尾敏雄さんは克明に日記を付けられてる方だったそうです。その日記は何と２００冊ぐらいなるんだそうですが，そのうちのほんの一部，１年と３か月分でしょうか，新潮社は奄美に赴任するまでの１年３か月をこの本に出しております。新潮社さんのほうはですね，これから新しい原稿が出れば，また世に出したいと言って，度々調査に見えてるそうでございますが，大事なのはですね,昭和３０年の１０月の２３日にこちらに来ておりますが,たまたま奄美の大火に遭遇しております。作家の目で御覧になった大火の様子などが克明に記されておりますし，これからその後のものが出てくればですね，貴重な今後も資料になるだろうと思われるものでございます。

そして，終戦終わってすぐ神戸に帰られて，同人を組んだ文壇の仲間，最初同人組まれたのは三島由紀夫などがございました。ざっと分かるだけでも挙げてみましょう。野間宏，安部公房，吉行淳之介，安岡正太郎，庄野潤三，奥野健男，三浦朱門，曽野綾子，五味康祐，遠藤周作，武田泰淳，小島信夫，司馬遼太郎，石川淳，阿川弘之，壇一雄，吉本隆明さん，娘さんはばななさんですが，今でも家族ぐるみでお付き合いしてるようですが，そういう文壇のそうそうたるメンバーのですね，貴重な資料，その他もたくさん残っているであろうと思われるものでございます。

８月の末ご遺族が来ましてお伺いしました。１０名ぐらいの方がおられました。南日本新聞社の記者もおりましたし，島尾ミホさんのことをこれから作品にしたいという作家の方もおられました。あとたくさんのですね，調査されてる方々がいて，お聞きしました。何と鹿児島市のですね，近代文学館の学芸員５名ほどでございました。

うーん，奄美市は何があるか分からないから，個人の財産だから，何も動かなかったわけですが，少なくとも個人の財産でなくて,奄美の財産,県の財産,ましてや文学界の貴重な財産だと思うわけです。そして，何があるか分からないから行動を取らなかったここ数年ですね。取らなかったわけですが，鹿児島市は，もうおっかなびっくり何回目ですかと聞きましたよ。３回目調査に入ってるそうです。５名もつぶさに調査される。何だろうと。近代文学館にお電話も差し上げました。実は今休館中です。そして，来春の３月にリニューアルオープンをするということで，今ずっと準備してるとこなんだそうですが，これまでの近代文学館の１階のフロアには鹿児島県に縁のある島尾敏雄さん，海音寺潮五郎さん，林文子さんやら向田邦子さんのスペースがございました。今回新しく始まるメインにしたいわけでござ

いましょう，内緒にしてもらいたいというのが，だったんだそうですが，南日本新聞社にもう既に掲載をされておりましたですね。島尾さんのこういう遺品が，遺品をメインに今度はセットするわけでございましょう。

もう既にそういう作品は今回は寄託でありますけれども，出ていくわけです。私は怖いのであります。朝山市長，福山副市長，坂元教育長。怖い感じなんですね。奄美市が何にも知らないうちに，いつの間にかそういう貴重な資料，書簡類が外に散出しやしないだろうか。出て初めて，ああ，しまった，あの時もうちょっと強く交渉しておけば良かった，お会いしておけば良かったと，ほぞをかむことにならないだろうかと。それが怖いのであります。今まで一度も交渉されなかったわけですから。それでこのままほぞを，なすすべもなく手をこまねくしかないんだろうかなあと。

何もなくて，もちろんその費用は皆向こうが持ってたそうでございますがね，５名も派遣して何日間調査して，これを３回目だそうですが，リストを作って本当欲しいもの全部ほしいと思ってるのかもしれないです，あるいは。そういう心配がございます。もし，後世に禍根を残すことをしないというお気持ちがございましたら，この１１月に御遺族いらっしゃる予定がございますので，できればお気持ちをしっかり，おそろいででもよろしいですからですね，３か月でも半年でも待ってもらえないだろうかというお話ができれば，少しどうなるかなあという思いがしておりますが，もし御見解がございましたら，よろしくお願いします。

教育事務局長（里中一彦君）　委員のほうからご心配されてのご提案だったと思いますけれども，奄美市には市立の図書館はございません。いわゆる県立図書館，これまでは分館がありまして，今回図書館，県立の図書館ができて，これが本市のほうにはございますので，これらの関係で図書館の設置をいたしておりません。

当時，先ほど申し遅れましたけれども，当時の奄美分館におきましても，新しい奄美図書館の中に，島尾敏夫コーナーを設けるということもございまして，当時の分館のほうからですね，息子さんの方に，これらの資料等についていろいろ打診をしたということもお伺いをしてるところでございます。

結果的には，現在のような形になっております。私どもといたしましても，当初の瀬戸内町との経緯，それから現在のＮＰＯの島尾敏雄顕彰会，これらの申し出がございますので，これらのこの活動にですね，今後の活動に注目をしてまいりたいというふうに考えております。

２０番（朝木一昭君）　残念な答えでございますね。奄美市として是非ともという気持ちが見えないわけです。お会いでもしたいという気持ちが見えないわけです。鹿児島市はもうその準備かもしれないと思うんですよ。学芸員まで派遣して。それを奄美市は，私が怖いと思うのはそういうことなんですよ。もうこのままで他に移ってしまったりとか，そういう四散したときにですね，どういう思いだろうという思いがするから言っておりますけれども，今の局長の気持ちのあるうちにはですね，ああ，また会う機会はないんだろうかなと，他の団体に任せばいいやというニュアンスが聞こえてしようがないんですが，市長，何か御意見ございませんか。是非ともお会いしたいということでも。

市長（朝山　毅君）　朝木議員の真し，熱烈な思いは伝わってまいります。そこでき弁になるかも知れませんが，先ほど部長が瀬戸内町のことをお話になりました。その当時私も副市長職にありましたので，その瀬戸内町が島尾敏雄の作品集を取得したいという意向があるということは直に伺っておりました。その後，その経緯を踏まえているんであろうと思っておりましたが，現在の職をいただいてから，最近それはなかったことでというふうなことのようであります。

そういう経緯をたどって，去る６月に先ほどお話がありましたように，ＮＰＯ法人による旧宅の管理ということになりました。その席上，ＮＰＯ法人の皆様方が数名お集まりになって，今後の方針，また今後の活動等含めて，この作品群の保存継承等々についてもお話が若干出ました。そういう諸々のことがあり，また一方では，県立図書館において島尾敏雄コーナーが設置されております。そのことも皆さ

んよく御存知で，大変立派なものができております。

それと同時に，最も肝要なことは，この一番のご遺族であるご本人がどういうご意向を持って，どのように対応して対処して，将来遺族として守っていきたいかというご意思の確認などをすることが最も肝要であろうと思います。そのためには，お会いするということが一番でありますので，やはり１１月，その時分にお来しいただくということであれば，機会があればお会いして，やはりそういうお話を賜りたいと。ただ，ここで肝要なことは，我々群島民共有の財産であり，しかも，このことに対して文芸，文学に対して異を唱える方はいらっしゃらないであろうと。

しかしながら，それをどういう形で私どもが保管していくか，保管の方法にも買い取る場合，寄託の場合，預かる場合，いろんな方法があろうかと思いますが，条件ということにあいなってくるかもしれません。そのようなときに，どのことがベストであり，ベターなのかという方法を選んでまいります。なければいけません。中においては，やはり金銭とかいうことになりますと，議会の皆さん，また，市民の皆さん多くの御理解をいただかなければいけないという結論に至るまでは，やはり若干の時間がかかるような気もいたします。

したがって，朝木議員をはじめ関係者の皆さん方が一堂になって，弦を一つにして，行動を一つにして，お互いに私ども行政を含めて，このことに相対峙していくということが，私は大切ではないかと。これが市民，また，群民共通の財産を守る一つの手立てであろうというふうに思っておりますので，お会いすることは何らやぶさかでありません。

ただ，ご本人，そしてせっかく作っていただいたＮＰＯ法人の趣旨，目的，活動，そして県立図書館との関係，また，議員が今はご心配なさっておられます他の鹿児島市他，他の団体がどのような形でアクションを起こしていらっしゃるのか，そこら辺の実情等もいうこともしっかり踏まえて対応，対処していかないと，やはり悔いを残すことにもなるかもしれませんので，より良い方法ということは，何らやぶさかでないということだけは御理解いただきたいと存じます。

２０番（朝木一昭君）　姿勢の違いを感ずるところでございますが，次に移ります。

島尾文学賞の制定はできないか。２０年の１回の時にも質問いたしました。その時の答えはですね，審査員の先生方の顔ぶれ，受賞の発表，賞金の金額も問題になる。継続していく場合には相当の経費や相当の負担がかかるので，見送りたいということですが，その他の同じ答弁であればもうよろしいんですが，他はございますか。

教育事務局長（里中一彦君）　今議員の申し上げましたように，平成２年の第１回定例会で御答弁申し上げているその趣旨を現時点においても，様々な問題はクリアは難しいというふうに現在も考えているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　次に移ります。

笹森儀助についてでございます。龍郷にございます西郷隆盛の宅居跡，そこに勝海舟の碑文がございます。笹森儀助が作ったこれらの功績を讃える顕彰する必要がないだろうかということでございます。前回の議会でも笹森儀助については触れました。東北青森の出身で，明治２７年から４年間この大島島司として勤められた方でございます。その前年の２６年は，琉球，奄美，琉球の島々をすべて探索されて，南嶋探検という本を２冊書かれました。その本を御覧になった時の井上馨内務大臣ですか，が御覧になって，どうしてもこの方を大島島司にしたいと，これが本物の写しでございます。時の内閣総理大臣伯爵伊藤博文の辞令でございます。総理大臣の辞令でここにやって来られたわけです。そして辞めて帰る時の辞令は，これも同じく内閣総理大臣伯爵大隈重信の辞令でございます。

これまでここでの功績などは前回も少し述べましたですが，今回は形のある龍郷の宅居跡の碑文についてのみ触れてみたいと思います。西郷さんに敬愛していた笹森儀助は，何としてでも宅居跡に碑文を作りたいと計画し，運動いたしました。その資料などがですね，青森で見つかるわけでございます。こ

こにございますけど，これ現在の写真ですね。こういうものを作りたいと。

それでその頃西郷さんが住んでいた明細でございますが，時の，その時のお金，製作費ざっと５００円，今のどのぐらいのお金でしょうか，の見積もりから船会社，石屋，そしてここで作るとすれば，鹿児島から石工まで連れて来なければいけない。その石工の運賃，とう留の費用，諸々貴重な見積もりまで取ってですね，一生懸命動いたんですが，金が集まらない。３９円しか集まらないと。これじゃいけないと東京まで行かれて，時の大山巌，松方正義，お歴々４０数名まで回ってですね，一度ならず二度まで足を運んで金額を作り，作られました。製作されました。

ここに鹿児島からどんな船でどうして運ぶんでしょうと，石を切り出して。字を彫らなければ，あのあそこの文章は前にもお話しましたように，勝海舟の碑文でございます。２９年の晩年にですね，お会いして，勝海舟に書いてもらった碑文，ざっと文字数のことまで出てくる，１１５文字を彫らなければいけない。見積書まで今度持って来ましたその書簡書には出ております。いかに儀助が苦労してあの碑文製作に当たったかということでございます。島司を終えられた退職金は２００円でございました。碑文製作の祝賀会が終わりまして，これからいろいろお金もかかるだろう，維持管理費かかるだろうということで，１００円を置いて行かれたのでございます。それほど功績のある笹森儀助でございますが，どこを探してもそういう検証する何物もないと。せめて龍郷の地にですね，これは笹森儀助が作ったものですと，こうこういう理由ですと，そういう検証がなされないだろうかということでお聞きしたいと思いますが，御意見がございますでしょうか。

教育事務局長（里中一彦君）　議員の前回から，また今回の笹森儀助に対する博識には敬意を表しているところでございます。この西郷隆盛宅居跡は，龍郷町にございます。行政区が違う町村でございまして，これに顕彰碑の経緯を奄美市が立てるというのは，少しいかがなものかなあと。

ただし，この議員おっしゃいますように，笹森儀助につきましては，本当に多くの功績を残された方でございます。したがいまして，その功績の顕彰というものは，奄美市のみならず大島すべてが行わなければならないだろうというふうな思いを持っているところでございます。

来る平成２７年には，没後１００年の節目の年を迎えます。今後この顕彰につきましては，博物館を中心に資料の調査を進めさせて，常設展や企画展として啓発普及に努めてまいりたいというふうに考えております。また，現在進めております１２市町村で進めております郷土教育の副読本，これにも笹森儀助の項目を盛り込むように取り組んでまいるような検討をしたいというふうに思っております。

２０番（朝木一昭君）　前回も触れました。青森県で東方日報さん，発行部数２６万でございます。南海日日新聞が２万４，０００ちょっとの部数だと思いますけれども，そこで約３年間笹森儀助の特集が組まれたわけでございます。それは去年まで続きました。その中でお話，前回もお話しましたですが，約３０週，半年近くは奄美のことが掲載されていたわけです。４年間の大島島司時代の笹森儀助，青森，東北の青森の地で儀助を通じて奄美のことを東北の２６万の読者が半年にわたって御覧になっていたんだなあと。

そういう後にですね，同僚議員がたまたまの会合で青森市の方とご一緒になり，笹森儀助の青森ですかということで，向うがびっくりして大いに話が賑わったことをお聞きしまして，一度どのような形で青森で笹森儀助がとらえられているのだろうかと。そしてこの資料を送った方にもお会いしたかったもんですから，奄美まつりが終わってすぐ青森に行ってまいりました。ねぶた祭りの最中でございまして，お会いされた，同僚議員がお会いされた方々にあいさつをして，皆祭り一色でございました。ねぶた６日間ぐらいかけてのねぶた，１基２，０００万から３，０００万かかるねぶたは，全部終わったらつぶすそうでございますが，何と祭りに参加される入込客は３００万だそうでございます。勢いを感じながらでございましたですが，今回あいさつに行きましたら，皆浴衣がけで出番を待っておりました。議長さん，副議長さん，他の方々にも，奄美からまいりましたというあいさつをしまして，是非祭りに参加をということだったんですが，笹森儀助の御縁でということでですね，非常によく声を掛けていただき

ました。そしてびっくりしましたのは，久留米の議長さんも見えましてですね，浴衣がけで見えまして，いや，交流が始まってるのかなあという思いがしたのでございますが，その儀助は奄美を退かれて明治の３５年青森市長，２代目の青森市長になっております。そのときに学校教育にも熱心でしたから，商業高校を作りまして，そういう話が及び，実は自分もその学校ですよという議員のお話がございました。

私はですね，これから奄美に関する貴重な資料が青森にあるのでございます。これから研究者，いろんな方がですね，そこに行って研究や交流が始まるだろうと。是非とも協力を惜しまずに，支えてあげてもらいたいということで，今後とも青森市との人的物的な交流は図れないか，前回もお伺いしましたですが，もう一度お聞かせ願えませんか。

総務部長（松元龍作君）　議員からご紹介をいただきましたように，笹森儀助氏の奄美での功績につきましては，私どもも未知の部分が数多くあると思われ，研究者による調査などを通じしまして，市の功績とともに当時の奄美の状況が明らかにされていくことは，非常に重要なことであると認識をいたしております。また，これらの事柄が，奄美にとりまして貴重な文化的資産として広く市民，群民の皆様に認知をされ，多くの人々の関心が集まることで，調査，研究等の機運が更に高まり，人的交流の推進が大いに期待されるところでございます。

今後マスコミ，各研究機関等の御協力をいただきながら，周知が図られる必要があると認識をいたしておりますので，今具体的にどういう人的交流かということは申し上げられませんが，議員のお力添えをいただきながら，対応を検討してまいりたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

２０番（朝木一昭君）　次に移ります。

小湊フワガネク遺跡群の国指定の現況はということで，先般審議会のほうからふさわしいと，国指定にふさわしいと答申がなされたのが新聞で出ておりました。今現在今どのようになっておりますでしょうか，お伺いいたします。

教育事務局長（里中一彦君）　小湊フワガネク遺跡の国指定につきましては，議員から長年にわたりましてご指導，ご支援を賜り，厚く御礼申し上げたいと思います。国史跡指定計画をしておりました３０筆１万７，３０９へーベー，地権者は７３名でございます。昨年度，計画面積の約８割となります２１筆１万２，６２１へーベー，地権者３３名につきまして，地権者の皆様方のご了解をいただきましたので，文化庁に書類普請をいたしました。

本年５月に開催されました国の文化審議会で，小湊フワガネク遺跡は，国指定遺跡とする答申をいただきました。奄美群島では宇宿貝塚，カムィヤキ古窯群，住吉貝塚，赤木名城に続く５番目の国指定遺跡となりました。８月５日付けで官報告示がなされ，指定通知書が県教育委員会経由で届いたばかりでございます。これからは地権者の皆様に伝達する準備を進めているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　奄美市に三つの国指定史跡がなされましたですが，その概要，特徴などどなたかちょっと触れてもらえますか，室長。

文化財室長（中山清美君）　ただいま小湊フワガネク遺跡が国の指定を受けたことを申し上げましたが，ただいま三つと申し上げましたが，遺跡で三つ，建造物まで合わせますと全部で登録文化財を含めて六つになります。宇宿貝塚が昭和６１年の１０月７日に指定を受けまして，これは縄文時代の今から約３，０００年前の遺跡でございますが，この住居跡を持つ奄美を代表する遺跡としてあります。そして赤木名城につきましては，中世１２，３世紀の中世で，九州の影響を受けて，赤木名地区が都市整備等されている貴重な遺跡であるということで注目を集めております。そして今回のフワガネク遺跡につきましては，６世紀から８世紀という遺跡で，ヤコウガイの製作地跡とかそういったものを含めて重要視されて，国の指定文化財となっております。

こういった奄美市といたしましたら，貴重な文化財，まず国指定になりましたということで，国の宝を保有している遺跡，今後これをどう整備していこうか，また，どのように活用していこうかということをとりまとめている作業に入っておりますので，今後また提出していきたいと思います。

２０番（朝木一昭君）　どんどんいきたいと思います。あとこれからその三つの宝，全部で五つの宝ですか，財源は奄美市寂しいんですが，国の宝はたくさん持っているわけでございますので，宝の持ち腐れにならないように，これからがこの生かせる必要があるんじゃないかと思いますけれども，次の生かせるための今後の整備計画は壮大な計画が予定されると思いますが，もう概略でよろしいんですが。

教育事務局長（里中一彦君）　御質問のとおり，これからどのような整備，活用計画をしていくのか，この計画を作っていく必要があるだろうと思っておりますが，ただし，先ほど申し上げましたように，まだ８割程度の地区内での同意での指定でございます。まずこの活用策を作る前に，まず残りのものの追加指定，いわゆる地元の同意をいただく，残りの方の同意をいただく，このことがまず第一義ではないだろうかというふうに考えているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　それでは次に移ります。

いよいよ文化財総合的把握モデル事業の最終年度を迎えます。国が全額負担するこの事業は，３年前全国でモデル地区２０か所に選ばれ，事業継続してるものであります。今年度事業の取りまとめに入ることになるのでしょう。これは今年の１月の文化庁の月報でございます。中間報告として，奄美市の取組が高く評価され，紹介されておるようでございますが，現在の状況と成果についてお示しください。

教育事務局長（里中一彦君）　お褒めをいただきましてありがとうございます。奄美市が注目をされておりますのは，一市町村で取り組むのではなくて，広域で取り組んでいると。特に島も渡って取り組んでいるということが，文化庁の担当者とも私も話しましたけれども，このこと，あるいはその専門家の皆様方からこういったことで高い評価を受けているところでございますので，御理解のほどをお願いを申し上げたいと思います。

本事業では，文化財累計調査としまして，文化財の情報収集とリスト化の作業を進めており，これらの基礎資料を元に抽出をされた遺跡を奄美遺産と位置付けて，その保存，活用の基本方針を検討し，歴史文化基本構想の構成及びその今後の展開方針を取りまとめているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　じゃあ，次に移ります。博物館，図書館行政について。童虎山房，お手元の皆さんの資料には虎が子どもの子になってるようですが，虎に改めていただきたいと思います。童虎山房の整理状況と見通し。あと今後の企画展などの計画は。併せて，もしよろしければお願いいたします。

教育事務局長（里中一彦君）　現在国の緊急雇用創出事業を導入いたしまして，専門家を雇用し，童虎山房で最も整理作業が難しい古文書類について１点１点の改題を加えた目録の作成を進めております。今年度で古文書類関係の詳細目録が完成をすることになります。また，収蔵されております鹿児島側の古文書類につきましては，奄美群島に関する記載を調べて抜粋をする作業も進めております。新発見の記録が多数確認をされております。これらもまとめて利用できるように今年度で整理をしていきたいというふうに考えております。

今後の計画でございますけれども，現在ヤンゴ誕生１００周年記念にちなんだ企画展，ヤンゴ１００年から見る名瀬の歴史を開催しております。市民の皆様方に関心を寄せていただける時期を得たテーマで，小回りの利く企画展開催を心掛けるようにしているところでございます。

国指定遺跡となりました赤木名城，小湊フワガネク遺跡につきましても，皆様方の理解を深めていただくために，企画展の開催も計画をいたしております。また，世界自然遺産登録を見据えた奄美大島の

大自然について市民に啓発をしていく意味からも，自然保護に尽力されている個人，団体の皆様に御協力いただき，企画展開催を重ねていく必要があるかとも考えております。先ほども申し上げました笹森儀助の没後１００年となる企画展も是非とも計画をしてまいりたいと思います。議員のご指導よろしくお願いを申し上げたいと思います。

２０番（朝木一昭君）　すいません，時間がありません。あとは県の保健所跡地の利用計画はどうなっているか。また，市立図書館構想はできないか。もう簡潔にお願いいたします。

総務部長（松元龍作君）　この土地については，非常に未利用地でもなかなか中心市街地に近い，すばらしい土地だと思っておりますが，まだ県のほうでも具体的な計画案がございませんので，今後開かれます私どもの未利用地検討委員会の中で，どのようにするかを考えていきたいと思っております。

それから，市立図書館の件でございますが，議員も御承知のとおり，本市を除く市はすべて市立図書館を設置をいたしております。しかしながら，本市には奄美県立図書館が昨年の４月に移転新築したばかりでございまして，併せてその中のコーナーには島尾敏雄先生のコーナーがあるなど，大変充実してることなどで，是非とも県と連携を取りながら，設備や機能が大きく拡充されていくように努めてまいりたいと思っております。

２０番（朝木一昭君）　次に移ります。

奄美空港，皆さん御存知のように，内外が非常に整備されてきております。それで今後のですね，空港ビルから出られて左側に緑地帯がございます。これから空港にとう留する方も多くなるわけでしょうが，そこに県の予定が計画されてると思いますが，その計画ございますか。

産業振興部長（川口智範君）　今議員がおっしゃいました正面から見て左側のほう，空地になっております。ここについての整備計画があるということで，私どもお聞きしております。具体的な内容につきましては，魅力ある観光地づくりということで計画をしてるようでございます。全体費用としまして２，２００万円，で県事業として２，０００万，市町村，民間合わせて２，２００万ということでございます。

整備の具体的な内容につきましては，ハンダマの植栽地区とか視察スポット，ヤマヒヨドリバナの植栽地域，あるいは海岸景観整備地区というようなことと併せまして，現在立っておりますパーゴラ，これに続くような形で遊歩道を設置する予定となっております。

２０番（朝木一昭君）　ちょっとじゃあ急ぎますが，今度路線の開設などが取りざたされてるのじゃないかと思いますが，奄美－福岡路線，そういう情報が聞こえておりますが，その関係の路線の開設などはどのようになってますでしょうか。

産業振興部長（川口智範君）　今後の奄美路線の拡大についてでありますが，一部雑誌報道や観光協会等の皆さんからの情報として漏れ伝わっているところによりますと，福岡－奄美便について来春からの就航の強い意思をＪＡＣ側は持ってるようでございます。現在親会社であるＪＡＬグループのほうに働きかけをしてるとのことであり，私どもとしてもこの結果を大いに期待しているところでございます。

２０番（朝木一昭君）　年間の乗降客数１，８００万を擁する福岡との路線が開設になると，非常に振興につながると思います。那覇は，那覇空港さんは１，５００万ございます。もう時間がございませんが，今後は那覇空港さんとも路線充実が図られればいいなと思ってるところでございます。もう時間がございません。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（世門　光君）　以上で無所属　朝木一昭君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。４時再開いたします。（午後３時４５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後４時００分）
引き続き一般質問を行います。
民主党　戸内恭次君の発言を許可いたします。

５番（戸内恭次君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。私は民主党の戸内恭次です。現在中央では，民主党代表選が行われ，様々な声が出てきている昨今でありますが，政権交代という大変革がなされたことを考えますと，これも我が国の進歩の過程と理解し，静観していきたいと考えております。我が国は国民本位の政治，市民本位の政治へと一段と進化していくことになるのではないでしょうか。
ところで，年々厳しさを増す奄美の経済ですが，私は奄美の活性化のために，人口増加対策が必要であると考え，そのためには世界一高齢者に優しいまちづくりを訴えているところであります。このことは企業誘致の厳しい中にあって，即実現可能な現実的な人口増加対策であると考えるからであります。それで旧来の方法によるまちづくりではなく，高齢者に優しいまちづくりの視点から，このまちの在り方を探っていくべきであると考えます。
以上のことから，現在進められている末広・港土地区画整理事業は，大いなる無駄な公共事業の典型であります。また，この事業に整合性のあるおがみ山トンネルは，一時凍結されておりますが，私はこのトンネルは正式に中止されなければならないものだと考えます。これもまた大規模な無駄な公共事業であります。そこで第１番目の質問でありますが，６月議会で８，９月にはおがみ山トンネルの方向付けがなされるとのことでありましたが，県のほうへ確認いたしましたところ，市当局の発言と異なっておりました。どういうことなのか説明をお願いします。
次に質問からは発言席で行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君）　６月議会の答弁のことでございますが，それは私が水面下で大島支庁と協議を行っていることをそうですね，今の言い方ですと，決定したかのように誤解を受けたことに対しましては，お詫びを申し上げます。

５番（戸内恭次君）　それでは答えになりません。というのは，水面下の話が，水面下の話，今されましたけれども，それではその水面下の話はまだ続いているということですか。

建設部長（田中晃晶君）　それでは御答弁申し上げます。大島支庁の建設課にお聞きしましたところ，住民の意見を聞く方法等について現在検討を行っている最中であるということでございました。県の検討結果を元に市と協議を行った上で，地元住民の意向を最終的に聴取したいということでございます。以上です。

５番（戸内恭次君）　ありがとうございます。今のようにお答えをいただきたかったわけであります。もう一度確認しますが，その時期的にはまだいつ住民との話し合いをするというようなことにはならないんでしょうか。検討されてるということは分かりましたけれども，すいませんが。

建設部長（田中晃晶君）　ただいま申し上げたように，県の検討結果を待ってるという状況であります。

５番（戸内恭次君）　分かりました。それで今回２番目の２３年度概算要求についてでありますが，２３

年度概算要求予算要求にですね，おがみ山トンネルの事業枠はどのように扱われているか，教えてください。

建設部長（田中晃晶君）　平成２３年度の予算についてでございますが，おがみ山バイパスは，２２年度に創設されました社会資本整備総合交付金事業で要望しております。本交付金は，箇所別ごとの予算を要求するのではございません。複数の事業箇所をパッケージとして一括し，国費が交付されるもので，事業箇所の国費はすべて地方公共団体が自由に充当できる制度であります。おがみ山バイパスは，地元住民の意向を聴取した上で整備補償の決定とすることとしており，来年度予算については，その後奄美全体をパッケージとする道路事業の予算枠内において検討を行うということでございました。

５番（戸内恭次君）　この今お話なされた社会資本整備総合交付金ですが，これは奄振予算，おがみ山については奄振予算ということですか。それとも，県の総合交付金という中に入っているのか，すいませんが，教えてください。

建設部長（田中晃晶君）　奄振事業の中で入ってるものと理解しております。

５番（戸内恭次君）　ありがとうございます。

それでは，次の質問にまいります。

下水道事業についてです。市街地配管の在り方についてですが，私がまずお聞きしたいのは，下水道事業がですね，かなり進ちょくしておりますけれども，この前の新聞等によりますと，８８．２パーセント普及しているということでございます。その中で，最近借地権者に対する下水がですね，敷設されていない。あるいは，まだ十分この余裕があるにもかかわらずと言うか，敷設されるべき家族がある，家庭があるにもかかわらず，それが十分されていないということがございますが，そのことについてですね，その借地権者，あるいは所有者との絡みについて，下水道敷設についての障害等ありましたら，教えていただきたいと思いますが，よろしくお願いします。

建設部長（田中晃晶君）　汚水管の接続の設置につきましては，土地の大きさ，それから形状などそれぞれ条件が違っております。土地所有者や建物所有者との協議をし，汚水管の位置の確認書等により確認を得てから接続管を設置しておる状況であります。借地人が宅地の汚水管を下水道施設へ接続申請をする際には，土地所有者の同意を得て申請するということになっております。お尋ねの土地所有者が同意しない場合のことにつきましては，個々の事情があるというふうに思います。やはり土地所有者と借地人とのやっぱり双方で解決すべきことというふうに考えております。

５番（戸内恭次君）　今の回答で，双方が解決すべきということをおっしゃられたんですが，確認してよろしいですか。そういうふうにお考えですか。

建設部長（田中晃晶君）　個々の民民と申しますか，個々の問題等がある場合については，やはりそのように考えております。

５番（戸内恭次君）　下水道法に基づきますと，処理区域内では要するに工事ができた後ですね，３年以内に汲み取り便所を水洗トイレに改造しなければならないとされておりますが，このこととその今当事者同士で話をしなさいということがですね，どうも合わないなということで考えてるんですが，こういうようなときにですね，市のほうは３年で汲み取りを変えなさいと，切り替えなさいと言い，そういう期限を決めてやっている，しかし，それで何かトラブルがあった時に，そのトラブルは民間の同士のトラブルは，市はノータッチということですか。

建設部長（田中晃晶君）　先ほども申し上げましたが，汚水管をつなげるように個人の宅地まで持って行きます。このことは民間の宅地に設置するということでございますので，その地主さんの承諾が要るということです。それを得てないことの事例に対しましては，我々はそれにその理解を得られるように啓発活動はもちろん行いますが,そこでその借地人とそれから地主さんとの間で何かトラブル等があって，それで地主さんの了解得られないということであれば，それはその双方で解決をしてくださいと，そういう立場であります。

５番（戸内恭次君）　それじゃですね，確かに市のほうも何らかの行動をするということであるということですが，条文にですね，水道法，下水道法ですね，第１３条の３の第５項です，市町村は汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し，必要な資金の融通又はそのあっせん，その改造に関し利害を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介，その他の援助に努めるものとすると，こういうことで，今の答弁ですと，どうもこう市は積極的に関与しないような答弁であったもんですから，こういう条文もあるわけなんですね。そこで具体的にお話をお聞きしたいんですが，永田橋にある元治さんのとこですね，そちらの方に現在もそのきちっとした水洗トイレなってないということで，数年前から市のほうに何らかの動きをしてると思うんですが，その付近の話は聞いておりますか。

建設部長（田中晃晶君）　はい，数年前か期日ははっきりしませんが，近年そういう話を聞いております。

５番（戸内恭次君）　そうしますと，先ほどの条文から言いましても，市のほうはもっと積極的に地権者と話合いの仲介に入るというようなことでですね，やるべきではなかったのかと思うんですが，いかがですか，その付近は。

建設部長（田中晃晶君）　今具体的に議員のほうから事例箇所について質問がございましたので，その箇所についてお答え申し上げます。ただいま議員がおっしゃったところにつきましては，一人の地主さんがおります。その方はその場所は約２１０坪ぐらい持っております。各借家を借地させておりますが，そのところには昭和５８年の１２月に私どものほうからまいりまして，その時の地主さんと今その時点での家主さんと申しますか，借家人さんとの協議を行いまして，その土地に現在４か所の取入れ口を接続一応設置してる状況にあります。その頃から今お尋ねの方とのいろいろな諸問題があるやに聞いております。以上です。

５番（戸内恭次君）　５８年の１２月，相当もう約３０年に近いような長い期間が経ているわけですが，その間どうしてこういう基本的なことがですね，莫大な資金を作って下水道，そして衛生的なまちづくりということでやったにも関わらず，この頃からのものがどうしてできなかったのか不思議でなりません。これは先ほど私が申し上げた条文のようなですね，積極的な市の働きかけがなかったのではないかと。和解の仲介に入ることについて条文は努めるべきであるというふうにしているわけでございます。今後この件について積極的に関与するおつもりはございませんか。

建設部長（田中晃晶君）　先ほども申し上げましたが，その前にその普及促進に関することにつきましては，毎年９月１０日の下水道の日というのが定まっております。この日を中心に，市の広報誌とか等によるお願い，それからチラシ配布，それからピーアール活動，更には個別訪問などを実施してるところでありまして,このような活動は当然続けてまいります。今おっしゃる個別のこのことにつきましては，我々は公とかと思っております。公平でなければいかんと思っております。その問題に対して直接介入するということについては，いかがかというふうに考えます。このような問題を解決する機関ができると申しますか，やっていただける別の公の機関，それから口はばったいですが，皆様方のお立場でいら

っしゃる方々がやっていただければというふうにも考えます。

５番（戸内恭次君）　それから，この同じ１１条の３のですね，第６です，先ほどの５項に市が必要な資金の融通をする，そのあっせんをする。そしてそのことについて第６項ではですね，国は市町村が前項の資金の融通を行う場合には，これに必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとすると。国までがですね，市町村が個人にお金を貸して普及を，下水道普及をするのであれば，それは国も応援しますよと。国は個人を直接応援しませんが，市町村を応援しましょうと。そこまで下水道法というのはですね，しっかり普及させるような条文を法律を作ってるんですが，それでもやれないと言うんですか。それでもやらないんですか。おかしいんじゃないですか。

建設部長（田中晃晶君）　そのことに関しましては，我々は先ほどの３年間以内に接続をする方につきましては，利子の補てんをしておるという制度を設けております。

５番（戸内恭次君）　そのお話ではなくて，私が一番お伺いしたいのは，地主と借地権者との間のトラブルに対して，市が積極的に関与すべきでありますよと，そういうふうに条文に書いてありますよと。しかも，お金まで市が貸すということについてまで国が応援しますよというふうになってます。ですから，そこを何で中に入って，これを機会に市が地権者と借地権者との間に入って，解決をしましょうと，どうして市民のための態度を示さないんですか。

建設部長（田中晃晶君）　なんべんも申し上げますが，民民とのことにつきましては，個々の問題がいろいろと複雑な問題もあると思います。そのことについては，民間の間で解決をしていただきたいということでございます。

５番（戸内恭次君）　納得できません。どうして法律でですね，中に入っていくように努めることというふうに書いてあるのに，どうして逃げるんですか。おかしいんじゃないですか。どなたかこの法律に詳しい方はおられませんか。法律も読めないんですか。解釈できないんですか。ちゃんと読んでくださいよ。

建設部長（田中晃晶君）　先ほども申し上げましたが，昭和の５８年にそのようなことで我々は話し合いを両方に持って行っております。その結果が，今その宅地内のほうに４か所ございます。その解決できる問題，どういうことなのかちょっと私も直接聞いてはおりませんが，原則その民民の問題については，民民のほうで解決すべきだというふうに考えております。

５番（戸内恭次君）　何度お話申し上げても，同じ答えで，これはまたしっかりこちらのほうもこの在り方についてですね，調べていってみたいと思っております。それでですね，借地権者ですね，借地権者，この民間であるとは言いますが，下水道を引き込む時にですね，借地権そのものがですね，私は地権者とは関係なく，土地の所有者ではなくて，土地を借りている人は，堂々と下水道のその環境を利用する。また，そうでなければいけないというふうに思っておりまして，そういう関係の中でどうして土地所有者の同意がなければ，配管できないのかと。それはどういう法律に基づいているんですか。

建設部長（田中晃晶君）　議員おっしゃるように，借地権が設定されているものについては，私は先ほどから申し上げてるようなことでは該当しません。今議員がおっしゃってるところにつきましては，借地権は設定されていないところであります。地主さんが別におります。

５番（戸内恭次君）　大変失礼な話をして，田中部長は言っておられますが，今現在その人たちはですね，

元治さんはですね，建物を自分の所有として建物を持って，そこを土地を借りて，借地権を相続をしておられるわけです。それをいや，借地権者ではありませんと言われると，本当に失礼な話なんですが，どういうことですか，それは。

建設部長（田中晃晶君）　私もこの本会議場の中でこのような発言をするからには，それなりの調査，調べをやっての答弁でございます。

５番（戸内恭次君）　そうおっしゃればですね，それも理解をしようとは思いますが，しかし，一般的に，一般的に法定地上権がある。何も借地上の権利，賃借権を登記がしてなくてもですね，その建物がそこに住んでいる元治さんたちのものであれば，法定地上権が成立しているわけでありまして，にもかかわらず，それを否定するということがあるということであれば，これはもう元治さんたちも本当に驚きの発言だと思いますが，本当に重要なことですよ，これは。借地権を否定しているということは。どうですか，その付近は。本当に大事なことですよ。借地権者に対して大変失礼な話ですよ，それは。

議長（世門　光君）　暫時休憩いたします。（午後４時２５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後４時３０分）

５番（戸内恭次君）　先ほどの質問に対して答弁がございませんので，答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君）　地上権が設定されてないものについてはということで申し上げました。それは先ほど一番最初に申し上げたように，その家主さん，それから土地地主さん，その双方の同意が必要だという意味で，地上権が設定されてないものについては，地主さんの了解が要るというふうに申し上げたことであります。

５番（戸内恭次君）　今お答えいただいて，一生懸命考えたんですが，私の理解不足でよく理解できないんですね。私が求めているのは借地権を認めないようなことを部長がおっしゃられたんで，それは大変失礼な話ですよということを申し上げてるわけでして，借地権があるのかないのか，まず基本的なところからお認めいただけるかどうか，お答えください。

建設部長（田中晃晶君）　建物が建ってる，そのことを私は調べてはございませんで，地上権のあるなしについての確認はしております。その借地をしてるということを前提にすれば，通常借地権もあるというふうに考えるのが普通だというふうに思います。

５番（戸内恭次君）　回りくどい話をなされずにですね，借地権があると，そういうふうに理解をしますとどうしておっしゃられないんですか。というのは，建物が建って，もう２７，８年，３０年近くも存在しているわけです。そういう中で，どうしてその地料も払われている，あるいはそこに住んでおられる，そういう中で法定地上権というのも発生するはずですが，それをどうして借地権があるというふうにおっしゃられないのか，ちょっと理解できないんですね。前置きは必要ないんですよ。借地権があるかないかを教えてください。

建設部長（田中晃晶君）　はい，借地権のことについては，されているというふうに答弁をいたします。

５番（戸内恭次君）　長時間かかりましたけれども，借地権をお認めいただいて，その借地権があると。それを前提にその下水の話をしていくわけですが，借地権者がですね，市のほうの下水に接続をすると

きに，地主の同意を必要とするのかと。そこまで重要なことなのかと。例えば土地を借りている人が，合併槽を作るためにかなり深い穴を掘ります。そしてその排水のために，側溝まで配管をしていくわけです。全く似ていることをやるのにですね，片方は自分勝手にやれる，片方は地権者の同意が必要ですよと。その分け方というのは，私は理解できないんです。借地権で家を建てる権利まで存在する権利であるにも関わらず，そこにですね，どうしてそこまでの許可を必要とするのかですね，それが分かりません。教えてください。

建設部長（田中晃晶君）　下水道をつなぐ際には，へーベー当たり５００円ですね，の受益者負担金というものが伴います。そういうことで，地主さんの了解，承諾を得て接続というふうになっております。

５番（戸内恭次君）　今のお答えですと，じゃあ，借地権者も受益者負担を払えば接続できるというふうに理解できるんですが，受益者負担を地権者が，土地の所有者が受益者負担を払ってるから，許可を得なければならないんだとおっしゃるのであれば，じゃあ，借地権者が堂々と土地を借りて使用を収益する権利を持っている借地権者が，受益者負担を払えば，堂々と市の下水管に接続できるということに理解できるんですが，そういうことでよろしいですね。

建設部長（田中晃晶君）　この件につきましては，この場で私もいろいろと詳細に確認をしたいこと等がございますので，これはまた後日と申しますか，委員会の中でも答弁ということにさせていただけませんでしょうか。

５番（戸内恭次君）　こういうことについては，部長が分からなくても，その背後におられる課長や係長や詳しい方がおられると思うんですが,そちらのほうからの何らかの御答弁はいただけないでしょうか。基本的な話ですよ。何も難しいことじゃないです。借地権者が地主の許可を得ずに，下水管を引き込めるかどうかという単純な話ですよ。どうぞお願いします。

下水道課長（川上一弥君）　その借地権者が，地権者の同意を得なければならないという理由につきましてですが，奄美市の下水道条例施行規則の中に，第３条なんですが，その中で，家屋の所有者，土地の所有者，その方々の承認の確認が要るということに定められております。

５番（戸内恭次君）　ありがとうございます。今立派にお答えをいただきました。家屋の所有者の同意が必要だと。それは何を意味するか，借地権者の同意が必要だと，そういうことですよね。条文にはちゃんと正しい民間の権利を守るための条文があるもんだなあと思って。何を誤解してその条例を誤解してあなたはおっしゃってるんですか。建物所有者の印鑑を押す，建物所有者が同意をするということは，借地権者が同意をするということなんです。ちゃんと二つ分けてますがね，条例で。

下水道課長（川上一弥君）　ただいま申しましたのは，建物の所有者及び土地の所有者の確認が必要ということに定められております。

５番議員（戸内恭次君）　非常に難しい法律条文の解釈になりますが，建物所有者及び土地の所有者。で及びというのは，またはじゃなくて，及びだから，建物所有者の印鑑と両方要ると，そういうことですね。ということは，これは民法じゃなくて，条例でそういうふうに定められているということですね。

下水道課長（川上一弥君）　奄美市の下水道条例の施行規則に定められております。

５番（戸内恭次君）　分りました。私もですね，その今どうも話を伺っていましても，借地権者を否定し

ているというふうにはどうしても受け取れないんですね。そこらがですね，その借地権者が単独で引けるはずだと私は思っておりますが，そのことについてまた私も研究をしていきたいと思いますが，どうも納得できない話でございます。

所有者と同じような権利を持っているのが，借地権者だと私は思っておりますので，似たようなところがあるはずなんですが，しかも，一般生活の中でですね，生活する中で，どうしてもそういう下水管を敷設するということは，もう当然と言えば当然ですね。そういう意味では，今の条例の在り方もおかしいと思いますし，解釈の仕方も研究をしなくちゃいけないなと思います。

それはさて置きまして，そういうトラブルがあった，トラブルがあって，下水管を敷設できないということについては，こういうその法律に基づいてですね，仲介，あるいは仲裁に入るというようなことが書かれているわけですが，市長，その付近をどういうふうにお考えなのか，教えてください。

市長（朝山　毅君）　私の基本的な思いといたしましては，この厳正なる議場，また，行政の執行において，利害関係が発生するかもしれない問題に対して，その場合は当事者がいらっしゃいますので，公正を旨とする行政においては，発言を冷静に見させていただきたいと思っております。

一般論でありますが，このようなことは，地籍調査などを含めていきますと，大変往々にして発生している問題であります。今回も固有名詞が出ましたので，ご本人の名誉等もございますから，具体的な私の思いは控えさせていただきますが，一般論としては，やはり利害関係が発生した場合は，解決方法としては，法的なものを含めていろいろございましょう。議員がおっしゃったように，法の下で和解をもってということがあります。それについては，昭和５８年の１２月ということでありますから，行政の担当者においても，それ相当の足を運んで和解に入ったのか，仲裁に入ったのかは別にいたしまして，行政上の努力はしたんではないかと今になって思いますが，ただ，こういうことに対しては，法を，先ほども三島議員に申し上げましたように，法を条例を規範を遵守すべき立場でございます。

同時に，市民等しく接しなければいけない，法に照らして，ルールに照らして，立場で公正，そして公平な立場で対処していかなければいけないという基本論から申し上げまして，このことについては，言質を避けさせていただきますが，いずれにいたしましても，議員が先ほどおっしゃったような法に基づくあっせんの機会，和解の機会等々については，今後も努力をしていかなければいけないというふうに思ってるところでありますので，本御質問の案件の見解については，控えさせていただきたいと存じます。以上です。

５番（戸内恭次君）　市長がおっしゃるのは，裁判所なりそういう法的手続きにおいてのことだというふうなお考えのように聞こえるんですが，そういうことですか。

市長（朝山　毅君）　私が個人的にと申しましたのは，その内容も熟知しない状況の中において，どちらにくみするかというややもすると問われかねない言質については，控えさせていただくということでございます。

５番（戸内恭次君）　それなら要望しておきます。法にのっとって，この下水道法にのっとって是非仲裁，仲介に入っていただき，円満に市民生活ができるようにご配慮をいただきたいと思います。それから，先ほどの解釈の問題ですが，建物所有者及び土地の所有者ということですので，私はどうしてもそのじゃあ，借地権を否定するものではないということを思いますので，繰り返しですが，その付近はもう一度お互いに研究をして，やはり市民のですね，市民の生活が豊かに，あるいは衛生上安心して暮らせるようなそういう福利のための下水道敷設でありますので，それを十分生かすような法解釈をしていただいてですね，やっていただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

水産業振興についてでございます。時間がございませんので，他産業との比較ということについては

省かせていただきます。沈設漁礁についてですね，沈設漁礁，これについて私は水産業の振興においては，非常にこう大事な役割を果たすものであると。と言いますのは，農業と一緒でですね，やはりその物を生み出す基礎的な，海があるわけですが，それもその海にある水産物をもっとこう育てるようなそういう意味での漁礁というものが，非常に重要な役割だと思うんですけれども，そういうことが意外に大事なんでありますが，そこがですね，なかなかその思うようにできていないんではないかなと。農業で言えば基盤整備がなされていないんではないかな。

漁港はできました。流通施設，いわゆる販売のための施設はできました。しかし，捕れるものが捕れなければ，すべて水の泡であります。そういうことから，どうしたら捕れるかという意味でですね，漁礁というものを大変重要視しているわけでありますが，奄美の周辺ではね，表層型漁礁と中層型漁礁が一般的にありまして，その表層型漁礁が４か所，そしてまた，中層漁礁が２２か所というふうにあるんですが，これは県が補助金を出して作ってもらってるということで，この漁礁という私が言ってる沈設漁礁というのは，市のほうのですね，援助で主に行われるということでございますが，こういうことについて御意見をいただきたい。何らかの方策についてお考えがあるかどうか，お伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君）　現在鹿児島県で沈設漁礁について認められておりますのは，コンクリートブロック漁礁，鋼製漁礁，鋼製中古船漁礁，松材漁礁，間伐材漁礁などがございます。この中で平成２３年度について奄美地区で行われる予定の事業がございます。県のほうで，すいません，県のほうで現在認めておりますのが，漁礁設置としての部分で，小規模の人工漁礁，漁場を造成し，沿岸漁業の経営を図る目的，それと浮漁礁，それと養殖場設置，この二つが一応予定されているようでございます。

５番（戸内恭次君）　漁礁についてですが，実はその今お話があったとおり，小規模の漁礁というようなこと，沈設漁礁ということで。私はこの漁礁ですね，沈設漁礁，もう本当に大きな形で作ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いまして，実はこの島内でですね，安価に調達できるタイヤ漁礁，古タイヤですね，そういったタイヤ漁礁というものをですね，長崎県のほうでやっているわけでございますが，こういったものを取り入れたらどうかということで，数年前から話はあったんですが，今回こういう場で提案をしたいんですが，国土交通省，海上保安部ですね，聞いてみました。海上保安部も水産庁や環境省の機関が認めるのであれば問題はないでしょうと。また，環境省の地球環境局環境保全対策課というのがあるんですが，ここでは海洋投棄についてのチェックをするんですが，産業廃棄物の投棄になるか否かの判断は，事業全体を見て判断するということで，環境省のほうに申し入れることによって，いわゆる廃棄物の単なる投棄ではないよということで，これがまたその漁礁になり得ると。

県のほうは否定的な，タイヤ漁礁については否定的でありましたけれども，国のほうはむしろおおらかな目で見ているということです。この環境省のですね，地球環境局環境保全対策課の話によりますと，以前廃船を漁礁として沈めることを許可したことがあるということでございました。そういうことで，是非とも安価ないわゆる国の補助金等ではコンクリート鉄骨でなければならないというのがあるわけでございますが，そうしたこうなかなか高価なものについては，大量に漁礁づくりはできませんから，そういった安価なものをですね，作って，漁業生産の基本になるのではないかと思いますので，ご提案をさせていただきます。

また，このタイヤについていろいろ懸念もおありだと思うんですが，この社団法人日本自動車タイヤ協会から出されている本でですね，読ましてもらいましたけれども，子どもやペットがタイヤを舐めたり飲んだりした場合に，何か影響はありますかと。いや，タイヤを舐めたり飲んだりしても，毒性はないと考えられます。また，変異原性はありませんと。こういった答えがいろいろ出てます。廃タイヤを漁礁として使おうと思ってますが，何か問題はないでしょうかと。大きな影響はないと思います。確かに廃タイヤからですね，海水への溶出水の水分分析等で環境基準以下のものであるとようなことでですね，安全性もかなり担保されておりますので，是非ともこういう漁礁づくりということもですね，取り組んでいただけないものかと思います。

それで漁協のほうからですね，要望，予算要望書，事項というのが出されておりますが，これについて時間がちょっとまだ経過しておりませんけれども，８月の１３日付けのやつでございますが，これについては何らか検討されたりして，方向付けができているのであればお答えください。

産業振興部長（川口智範君）　沈設漁礁で廃タイヤの件ございました。今現在私どもの判断としましては，県の通知により自動車，原動機付自動車については，認められてないと。この付属品もですから当然廃タイヤについても認められてないということで，私どもは認識いたしております。２点目の関係でございます。現在，名瀬漁業協同組合から出されている要望につきましては，大熊漁港にある船揚げ上架施設の整備，フォークリフトや４トントラックなどの車両購入，浮漁礁の設置藻場の造成事業，直販施設の整備，日曜朝市に対する補助などいろいろな要望が出てきているところでございます。

その中で大熊船揚げ上架施設の整備でございますが，国の補助事業で漁業経営構造改善事業というものがございます。財源の負担としては国が１０分の４又は１０分の５以内，地元負担が残りの１０分の６又は１０分の５となっております。この事業を活用して，今後県に対して要望していく予定でございます。

奄美漁業協同組合からは，ユニック付き３トントラックとタンクローリーの購入の要望が出されております。これにつきましては，先ほど申し上げました漁業構造改善事業で県に対し要望しているところでございますが，この事業が採択された旨の通知はまだ届いておりません。その他の要望につきましては，平成１７年度から行ってきた離島漁業再生支援交付金事業が２２年度から５か年間延長されることになりましたので，名瀬地区漁業集落，笠利地区漁業集落，住用漁業集落の活動を通して漁礁設置や藻場の造成事業ができるよう，各漁業集落に助言していきたいと考えております。

５番（戸内恭次君）　タイヤ漁礁については，なかなか御理解いただけないということでございますので，こういう本をですね，お貸ししますので，私が集めた資料もお貸ししますので，是非参考にしていただきたいと思います。また，漁協については，今後ともよろしくお願いをいたします。

次の質問まいります。

末広・港土地区画整理事業についてでございます。店舗移設問題でございますが，先ほども議論されておりますが，私どもが７月の２７日民主党の参議院がですね，申し入れをいたしました。これはいわゆる２店舗がですね，７月末で退去を迫られてるということで，これについてですね，まだその店舗の準備もできていない。店舗を続けたい，そういった意向がある住民，テナントの皆さんがいましたのでね，それを何とかあまりその急いで出して，もういわゆる次の商売，次の営業はできないような状態に追い込まないようにということでですね，本人も大変苦しんでおりましたので，申し入れをしましたが，全く無視をされてしまいまして，その問題について我々が十分な働きをできなかったわけであります。これはこういう区画整理事業に伴ってですね，今からもっともっと出てくると思うんですね。

しかも，これはもう市が買い取った物件にいた人たちでございまして，私としては，市は少しでもその輪を尊重する市長の方針からすればですね，これはどうも現場の人たちが行き過ぎたことをやってるんではないかなということで，強制執行はしませんと言いながら，やってことは精神的強制執行なんですね。こういう相手が弱いところからじわじわとこう攻めてくるというような，どうも今回のこのやり方について釈然としないものがありまして，そういう人の納得させれるような行政であってほしいし，また，我々もそういうことについてお手伝いができなかったことを本当に心苦しく思っております。

そこで，その２店舗の方，具体的な名前は差し控えますが，その後どういうふうに経過を取られたのか，教えていただけますか。

建設部長（田中晃晶君）　御質問の件につきましては，先行取得の対象として取得した物件であります。取得前に使用していた方から行政財産使用許可申請に基づいて許可した物件であります。その許可に際しましては，使用条件，使用期間を確実に履行していただくために，許可に係る特約事項を付しており

ます。更に使用者及び保証人から誓約書の提出を受け，最長１年間の使用期限を設けて許可をしている物件であります。

この御質問にあります２軒，４軒につきまして，４軒でございます。４軒につきましては，使用者に対しまして，行政財産使用許可に係る特約事項に基づき，６か月前の今年の１月に，今年の７月３１日までが使用期間である旨を文書などによって通知をしております。しかしながら，４軒中２軒の方につきましては，期限終了後も使用を続けておりましたのが，再三にわたり本人や保証人に対しまして，建物を明け渡すように指導をし，その結果，８月の末までに２軒とも明け渡しが終了してるという状況であります。

５番（戸内恭次君）　私がお尋ねしているのは，その後２店舗についてその後どうなっておりますかということです。

建設部長（田中晃晶君）　そのうちの１軒は他に店舗を設けております。他一方の方は，今現在休業をなさってるというふうに思っております。

５番（戸内恭次君）　その２店舗なんですが，１店舗の営業をやってる方もですね，居酒屋をやってまして，本来ならあの預かっているボトルを何日までに取りに来てくださいということも広告出したかったなあと。しかし，そういう広告を出す期間ももらえなかったなあということで，非常に悔しがっておられました。これはやっぱりお客さんを思った時に，そういうこと，仕方ないと言えば仕方ないんですが，そういう期間をですね，取り壊す時間もまだあるはずであろうに，そのしかも，市の財産であるが故に，そこらはですね，もう少し時間的な余裕がほしかったなと。

また，片方の方については，休業と言いますが，本人の話ですと，この財産を持ってどこか移動できればすぐに営業ができるのになと。本当は仕事続けたいと。移動することによって，もう止めなきゃいけないだろうということで，非常にこの方も寂しがっておりました。こういうふうに，なぜ納得できるような話し合いができないのかなと。もう少しこの行政のやり方についてもっと温情をかけてもいいのではないかなということを思います。私はまたそういったことを防げなかったことについて，本当に心が痛い思いをいたしております。

それから，仮換地指定のことについて，これもですね，仮換地指定の通知を受けた。しかし，今現在のところからその案内が来たところへは大きな道を隔てるという，環境ががらっと変わるということで，本当に商売がやっていけるんだろうかということでですね，この人もまた非常に心配をしておりまして，しかし，私は奄美市は強制執行しないよということで，お話を申し上げております。ですから，その人の区域をその人の区画を除いたところで区画整理をしてもらうという話になるのではないのかなと。そういうことで，しかし補償金は，補償金と言うか，負担金は出さなきゃいけないかもしれないというようなことを申し上げながら，今対応をしているところであります。

５番目省略させていただきます。６番目省略させていただきます。７番目省略させていただきます。

そして８番目ですが，師玉議員からもお話があったんですけれども，私はその中でですね，やはりもっと早くこういったことを取り組んでほしいなと。１０月をめどにしていたけれども，それができない。じゃあ，いつまでをめどにするのか。今年１２月をめどにするのか，来年度，今年度をめどにするのかということについて。そして，そういったことができなければ，民間の人，それぞれの病気によってですね，こう預かる場所が違ってもいいだろうなと。１か所に集中することないんではないかな，そういったことを考えているんですが，その付近お答えいただければと思います。

福祉部長（福山　治君）　この病児病後児保育の件につきましては，思いはもう議員ももちろんこの前署名をいただいたその保護者の方々，我々行政も同じような思いでございます。この必要性はもちろんのことですが，ただ，申し上げてますとおり，医療機関と併設のほうが，保護者も含めて非常に安心感が

あるだろうということで，医療機関併設ということでずっと言うとることでございます。それには相手がある話なもんですから，ずうっとその話し合いを続けていましたが，今別な医療機関に話を進めている最中でございます。それがいつまでかとは言われても返事が申し上げられるような状況じゃなしに，相手との話し合いができなかった時には，その次がまた控えておりますので，そういうあれを時間を経てからでなければ，お答えのできないような状況でございます。

５番（戸内恭次君）　この問題は，やはり基本的には子育ての問題，子育てはお母さんの問題，お母さん方の問題，お母さん方が働いてここで奄美でですね，生活しやすい場所だということになりますと，また本土からもですね，そういう方が来られると思います。頑張ってほしいと思います。

次，平松町自治会集会所整備についてでございますが，なかなか建物については，もう時期が過ぎましたと。補助金をもらって建物を建てて，集会所を造るいわゆる時期と言うか，そういった行政のサイクルが過ぎましたということで，平松の土地を借りて，じゃあ造れないかということの提案でございますが，いかがでございますか。

総務部長（松元龍作君）　今このおっしゃる平松町の土地につきましては，現在具体的な利用計画は全くございません。それで現在駐車場敷地などに一部貸付けは行っておりますけども，先ほども質問でありました例えば保健所用地とか，市内に散在している未利用地がございますので，その未利用地の活用検討委員会を近々開くことになっておりますので，その辺で併せて検討させていただきいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

５番（戸内恭次君）　ありがとうございます。前向きに是非平松自治会が心待ちにしておりますので，よろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

議長（世門　光君）　以上で民主党　戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日９時３０分会議を開きます。

本日はこれをもって散開いたします。

お疲れ様でした。（午後５時５分）

第 3 回 定 例 会
平成22年 9 月10日
（第４日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

１番	師玉敏代君	２番	多田義一君
３番	橋口和仁君	４番	奈良博光君
５番	戸内恭次君	６番	平田勝三君
７番	向井俊夫君	８番	蘇　嘉瑞人君
９番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉　伸之君
13番	世門　光君	14番	関　誠之君
15番	三島　照君	16番	崎田信正君
17番	里　秀和君	18番	平　敬司君
19番	渡　京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥　輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄　勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与　勝広君	26番	叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所事務所長	高野匡雄君
笠利総合支所事務所長	塩崎博成君	総務部長	松元龍作君
消防長	原田俊光君	総務課長	前里佐喜二郎君
税政課長	安田義文君	財政課補佐	菊田和仁君
企画調整課長	東　美佐夫君	企画調整課参事	小浜忠弘君
市民部長	有川清貴君	市民協働推進課長	重山　納君
環境対策課長	高崎義也君	税務課参事	田中義人君
いきいき健康課参事（笠利）	手島秀人君	福祉部長	福山　治君
福祉政策課長	重久春光君	福祉政策課参事	久保隆男君
高齢者福祉課長	小倉政浩君	産業振興部長	川口智範君

商水情報課長	則　敏光君	紬観光課長	日高達明君
農政局長	田丸友三郎君	農林振興課長	熊本三夫君
農林振興課参事	福島吉宏君	産業建設課長（住用）	澤　修平君
土地対策課参事	池畑修三君	農業委員会事務局長	山下　修君
建設部長	田中晃晶君	都市整備課長	東　正英君
水道課長	義岡　出君	水環境課	里　良也君
教育事務局長	里中一彦君	教委総務課長	白坂　稔君
学校教育課長	福永　朗君	地域教育課長（住用）	山下隆光君
文化財室長	中山清美君	監査委員事務局長	里　忠文君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門　光君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　昨日の一般質問におきまして，戸内議員から個人名の部分について取り消しの申し出があり，議長において削除することを了解いたしましたので御報告いたします。

本日の日程は一般質問であります。

日程に入ります。通告にしたがい，順次質問を許可いたします。

最初に平政会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

１０番（竹山耕平君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。

私は平政会の竹山耕平でございます。はじめに，所見を述べさせていただきたいと思います。昨日，世界柔道が東京のほうで開催され，奄美で女子柔道合宿を行っていた選手たちが一生懸命戦っておりました。その中において，この２年ほど現在，女子柔道が奄美での合宿が開催されておりません。さらなる全日本の女子柔道チームが世界でこの国技である柔道で，あらゆる国と戦って世界のトップレベルになりますよう，そして世界で金メダルが取れますよう，この奄美での合宿誘致に向け，さらに御尽力をいただきたいと思います。

それでは通告にしたがい，順次質問に移ります。

はじめに，市役所には多くの市民が訪れ公共に関わる多くの手続き，相談，要望や多種にわたる会合，催し物の開催，また島外からの来庁者も多く奄美市振興への全機能を備え持つ最も重要的な施設であります。

多種多様な目的で来庁する皆さまにとって明るく優しい市役所，奄美市が推進するまちづくりのシンボリック的な存在として全職員が自身の持つ役割を日々意識し，常に市民目線を大切に心掛け職務に努めていただくことをお願いいたします。

意識づくりにおいては，前回，市長より答弁があり，今後もさらに職員のアイディアを受け付けながら市民並びに職員同士が分かりやすい，そして働きやすい環境整備の推進をお願いいたします。設備など環境整備については，職員のアイディアを引き出す市役所づくりを推進，また庁舎検討委員会で新庁舎建設の見通しとなった場合には，市民のための優しい市役所づくりを目指すためにユニバーサルデザイン構想に取り組むことが大切であります。組織的な環境整備に対しては，市民の手続きなどにスムーズに対応するワンストップ窓口機能のほかに，相談・要望など多種多様な目的に対し早急に適切な対応を実行する総合的な窓口を行う「まちおこし課」の組織整備，ほかにも「すぐやる課」やまちづくりなどネーミングがいろいろと考えられると思いますが，この総合的な窓口，仲介役となり得るような組織再編整備の必要性も感じますし，市民からも多く意見を伺うところであります。市役所という空間がこれからも市役所のための市役所であるために市長の御見解をお示しください。

次の質問より発言席にて行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。

それでは早速，竹山議員にお答えさせていただきます。議員がお話のとおり市役所へお越しになる市民の皆さまはじめ，多くの皆さま方の中には，どの課でどのようにすればよいのか，よく分からず不安を抱えて訪ねていらっしゃる方も多いかと存じます。そのような皆さまの御利用にも対応できるよう職員への接遇研修を実施したり，窓口付近の表示の工夫や仕切りをなくして見渡しをよくするワンフロアー化など取組を続けているところでもございます。しかしながら，複数の課にまたがる課題であったり担当課が分かりにくいような要件の場合，対応した職員によっては市民の方の要件に，十分にはお応え

できない場合もあるかと懸念もいたしております。

また一度の手続きに幾つもの窓口へお越しいただいている現状につきましては，本市の第二次行革において証明書発行や各種手続き等を 1 か所で行える総合窓口の在り方について検討すべきと示しているところでございます。

ただいま議員がおっしゃったワンストップ窓口というイメージであります。議員にまた御提議いただきました「まちおこし課」の趣旨につきましては，この総合窓口をさらに発展させて市民が訪れた場合，相談・要望等も含めて何事にでも対応できる部署，さらには市民に親しまれ，まちを元気にする部署をイメージしておられるものと認識をいたしております。

しかしながら一つの部署ですべての要件に対応するには，その部署の職員が市役所の業務全般に精通する必要がございます。そのことを考えますと現実的には，なかなか難しい一面もございます。「まちおこし課」の創設が望まれる背景には市民の皆さまにとって手続きの分かり難さ，担当部署の分かり難さ，職員の対応への不満など，これまでの市役所に対する印象が積み重なった結果ではないかと推察いたしております。

したがいまして，このような印象の払拭を図るため市民の皆さまへの受け答え，接遇，職員同士の連絡連携，手続きの見直し，組織機構の検証など，さまざまな視点から課題と思われるものを一つ一つ対応策の検討や職員間の連携，研修を重ねていくことが必要であると認識をいたしております。

このような申し上げた取組を続けながら，市役所にお越しになる方々の御用件の解決に向けて，誠意を持った対応を日々継続していくことで，市役所のすべての部署が議員御提言のとおり，明るく元気でその「まちおこし課」のイメージに近づいていくんではないかと考えておりますので，御理解を賜り，そしてまた一層の議会の議員の皆さま方の御指導御助言等も，賜りたいと感じているところでございます。

１０番（竹山耕平君）　はい，ありがとうございます。今，市長がですね，おっしゃられたことは，やはりワンストップ機能の窓口の強化をまず図りたいと，そしてまた市民が抱いているその不安不満，そして市役所に訪れた際のその対応の在り方などについて市民はですね，この相談，手続きはもちろんのことですけれども，この相談や要望に対して，いわゆる今，市長がおっしゃったような不安，不満を抱いているわけです。そのことについてはやはり対応をまずしてくれない，それといろんな課に振ってしまう，そういったこともありますし，すぐ実行に移ってくれない。

こんなに私はそういう思いでまちをよくしたいという思いで市役所に，そして担当の方々にあとお話をしているんですけど，町興し，このまちづくりのためのこの提言に対しても，やはり真しに受け止め，そしてすぐに対応するこういう職員の何ですかね，職員の対応，そしてまたやる気を期待をしています。不安不満を抱くというよりも，このやる気，そして対応，そして信頼，そういったことに対してなかなか対応が取れていないところから不満不安を抱くわけです。ですから不満不安が最初よりも，その職員がそして市役所がやる気，そして対応する，そして実行，すぐ動いてくれる，そういったところの対応をしたとしても，できるだけその期日を守ってしっかり対応する，で返答を行う。そういったところがなかなか期日も守らない。そして守ってくれない。そしてその期日を遅れたとしてもその説明がない。そういったことに対して不安不満を抱くわけでございますので，やはりその市民のこのまちづくりに対しての，この協力という形でこの市役所がですね，やはり対応をしっかりしてきたいというふうに思います。

そして先ほど，全般的に精通された方々が対応しなければいけないという話ではございましたけれども，これはですね，例えば先日の民生委員の役所ＯＢの活用ということもありましたけれども，市役所ＯＢのですね，この再雇用というんですかね，またそれから委託としての再雇用，そういったいろんな形がとれるのではないかと，市役所ＯＢの方々でしたら全般に精通しています。そのワンストップ窓口であっても相談，要望に対してもさらに市民の相談のなんたるかを考えていただけるものではないのかなと思いますので，今後のその総合的な窓口への組織整備に対しては，現在の各課，そしていろんな各

課にまたがるこの手続きや相談，要望に対して現在の対応の在り方をしっかりと把握しながら，やはり前向きに検討いただけますようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。次に産業振興について，公設卸売市場についてでございます。建設工事も完了し，また完成を機に奄美南部の自治体が経営に参画する計画と伺っております。そのことによりさらに奄美大島並びに奄美群島広域での第一次産業振興農業の発展を担う施設として位置付けられます。

施設の特徴を最大限に活用し島内外への流通量の増加を図ることで果樹，野菜等の奄美ブランドの確立，認定 農業者，新規就業者の増加につなげることが期待できます。そのためにも行政としての役割，支援策の充実強化が重要です。振興策には庁舎内体制の充実強化を図ることが必要であります。産学官，農商工連携への取組強化，また，ブランドの確立や新商品の開発，販売戦略を目指した各分野，各団体との連携した取組が重要です。

市場開設直後から施設の特徴を最大限に活用できるような取組が，この開設前から行われるように，そして販売戦力を目的とした協議を行い，行政としての支援策や有効な補助金の活用策などを活発に論議されることを期待いたします。公設市場の販売戦略強化策について見解をお示しください。

農政局長（田丸友三郎君）　おはようございます。ただいま御質問いただきました販売戦略強化策についてのほうにお答えいたします。

本市といたしましては，中長期的な計画といたしまして，市場，選果場，加工場の施設整備計画とあわせた総合的な販売戦略を検討をしているところです。

その中で，市場が独自に取り組むことができる転送制度，それを活用し販売戦略の強化を図ってまいりたいと考えております。そのためには安定的に品質と量の確保が重要であります。また，輸送コストの低減化を取り組まなければなりません。

その取組の一つとして，島内消費拡大及び島内外への生産販売拡大のため奄美大島の農作物流通販売総合戦略計画を策定し，奄美市が中心になり園芸作物販売連絡協議会を立ち上げる準備を進めているところです。

また，もう一つの取組としましては，産業振興部の若手職員でＩＣＴを活用した農産物の生産，販売体制などの効率化促進及び生産者，消費者，販売団体などの情報ネットワーク構築のための研究会を中心に取り組んでいるところであります。

今後，市場，農協その他農産物の販売戦略の強化対策には議員御指摘の産学官，農商工連携に向け多くの団体との交流を深めながら関係機関と検討してまいりたいと考えております。

１０番（竹山耕平君）　はい，分かりました。これは今答弁がありました次の質問とも重なりますので併せてですね，質問をしたいと思います。

今あった安心・安全な野菜等の確保，量の確保，そしてまた島内外への流通を図る。そしてまた，昨日もありましたが，この協議会の準備をしているということが答弁にありました。

そのようなことから，やはりこの市場がですね，１１月１日からですかね，開設が。１０月１日ですか，１０月１日ということは，もう１か月切っております。そのようなことから，この市場が開設された直後からこのフル稼働させるような，せっかく大きくなったこの市場をですね，新しい新市場をですね，フル稼働，そしてもう特徴を最大限に活用できるような，そのような状態でこの協議会でも話し合いをしていただきたいというふうに思いますので，もう１０月１日，今申しましたけど，もう１か月切っております。この協議会の準備をですね，できるだけ早く，すぐにでも早急に取り組んでいただくことをお願いいたします。

そしてまた次に，その公設市場の利用促進，取扱量の増大，その量の確保，そして農家支援，農業振興へも大事な農産物の搬送体制の充実強化への質問です。大和村では，早期集荷に取り組んでおり，キャベツ１個からでも引き取るということで住民に対し，大変好評であります。奄美市でも各分野において緊急雇用対策を実施しておりますが，この雇用対策を活用し，早期集荷作業への体制づくりができな

いものなのか，雇用はもちろん地域農業への振興策，そして，今，局長からありました安全・安心で新鮮な地場産物流通量の確保への振興策にも効果が期待ができます。開設者の立場から見解をお示しください。

農政局長（田丸友三郎君）　搬送の支援についての御質問ですが，既に奄美市内の集荷体制につきましては，平成２０年８月までは個人が笠利町及び龍郷町の集荷作業を行っていた経緯もございます。市場としましても現在，名瀬の下方地区及び古見方地区は早朝，笠利町及び龍郷町は前日の夕方に集荷体制を行っているところです。

大和村での取組につきましては，新聞紙上でも紹介をされ，大和村の生産農家支援のために実施を始めたものと認識をしており注視をしているところでもあります。

また，今年の中央青果株式会社の第４５期の株主総会で大和村，宇検村，瀬戸内町に株主になっていただくことが決議されておりますので，これまで以上の園芸用青果物の集出荷が増加することを市場と共に期待をしているところでございます。

今回，新たに公設市場が移転することを機会に雇用対策を活用した早期出荷作業体制については，市といたしましては，市場建設や使用料などの負担の一部軽減支援等を含め，株主である他町村や民間株主の動向も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

今後も追加の国の緊急経済対策の予算の拡充などがあれば，民間企業で取り組める事業や新たな雇用対策事業として取り組んで受けられるハローワークの事業活用を進めながら，奨励金や助成金などを受けるハローワークの事業活用を進めながら，早期出荷作業体制の充実を図り，農産部の出荷体制の推進方法を提案してまいりたいと考えております。

１０番（竹山耕平君）　はい，分かりました。それではですね，先ほどから申し上げてますとおり，この市場を活用する。そしてまた運用にこの奄美南部の３自治体が運営にも決議されたと，そういったところでこれはやっぱり，やはりですね，この奄美全体，そしてまた広域奄美群島全体のこの第一次産業振興へ向けてですね，早期に協議，取りかかっていただきたいというふうに思います。

また，いろんな方法の内容につきましては，名瀬中央青果さんなどと，そして本当はまだＪＡさんともですね，いわゆる第一次産業の振興という面で，やはり同じテーブルでこの協議をしていただくことがですね，私はやはり第一次産業に対して農業に対して林業に対しても，先日のその漁業ということに対してもですね，いろんな団体がいろんな分野で模索するっていう方法が，やはり一番じゃないのかなっていうふうに思いますので，是非よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。次に観光産業振興について，先日，開催された奄美の観光と物産展において師玉議員同様に私も実際見てまいりました。そのようなことから見て感じたことについて質問を行います。トータル的な観光産業振興策としては，今後は，やはり実際に奄美に来ていただくことを目的とした，この観光交流人口増加を目指すためのブースなどの必要性も私は感じました。やはり物産展とはいうものの奄美の観光と物産展でございますので，やはりこういう奄美に来ていただくことを目的としたブースの設置を必要だというふうに思います。

やはり奄美にはですね，この集落が行う行事や各地でのイベントに合わせ，このリピーターの観光客の方々が来ます。そういう熱烈な奄美のファンの方々も多くいらっしゃいます。そのようなことから，やはり一集落１ブランドの活用や観光をテーマにしたブースの設置，また観光協会や広域事務組合が合同でブースを設置し，この島々の案内パンフレットやツアー関連商品の設置，そしてまた大手旅行代理店などを案内するような場を設ける，そのような可能性も私はちょっと感じたわけでございます。

この広域事務組合のホームページで紹介する奄美ミュージアムなど群島島々の特徴や合宿誘致などの発信も必要な策として形にすることができれば,ブースの設置も可能ではないかというふうに思います。この次回開催に向けて，広域として群島の職員が積極的に参画し，協会と共同で観光産業振興策についての有意義な活用策を協議していただきたいと思いますが，見解をお示しください。

産業振興部長（川口智範君）　まず，観光振興のためのブース設置についてでございます。物産展の意義としましては，議員御指摘のとおり奄美の物産の良さを実感していただき，そのことから奄美に興味を持っていただく，その上で奄美を訪れるといったことから観光客の発掘，増加も一つの目的だと私ども認識いたしております。

今回，イベントスペースの片隅に観光パンフレットを置いただけで，来場者の目に止まりにくかった点は反省材料の一つだと思っております。ただ百貨店側としては，出来るだけ販売額を上げるためには，どうしても出店業者を多くしたいという意向も無視できず，いきおい観光ブース設置スペースに厳しくならざる得ないことも理解しなければならないと考えております。

以上のようなことから今後，私どもとしましては，島唄とイベントスペースとの調整を図りながら御提言の一集落１ブランドや奄美ミュージアム構想等を活用した観光物産設置につきましては，次年度に向けて百貨店等関係者で協議してまいりたいと考えております。

また，他町村職員の積極的参画についても広域事務組合や観光主幹課長会等を通じて，奄美観光ピーアールのためにお願いをしてまいりたいと考えております。

最後にホームページの活用についてでございますが，奄美群島観光連盟につきましては，現在，月１回程度業者に委託して更新しておりますが，広域事務組合，奄美ミュージアムのほうは，あまり活用がなされてないと聞いておりますので，今後，各市町村からの情報を出来る限り早く発信するように努めていくとのことでございます。

１０番（竹山耕平君）　はい，ただいま部長のほうからですね，このやっぱり物産展の意義という形での答弁がございましたけど，やはり私も思うんですよね，いろんな物産展をこれまで多く見てきましたが，そういう観光をテーマにしたブースの設置というのはまずないんです。基本的にはないんでございますけれども，やはりこの奄美の観光と物産展というふうにネーミングがありますので，そしてただいま部長のほうからもですね，答弁ございました，この奄美の物産の良さを知ってもらって島唄を聞いてもらって，この奄美の良さを知ってもらって奄美に来ていただきたいという，そういったイメージとですね，目的というかですね，そういう意義といわゆるこの今後奄美はどこの方向に向かっていかなければいけないのか，その産業をどういうふうににしなければいけないのかというと，やはり市長がいつもおっしゃっています，この奄美に来ていただく，この交流人口の増加，そういったものをピーアールそういったものに対して，奄美の観光と物産展，次回開催されると思いますけど，これをうまく活用していただきたいなと，ある意味今までの普通の物産展とは違った，やはりこの次の次回にかけて奄美らしい奄美独特のやはり物産展としては奄美単独での開催，これはもう本当に今までなかったわけでありますし，大変珍しいものなんです。

ですからこの東部さんとの話し合いの中，そしてまた群島の各職員との話し合いの中で，いわゆるこの実際に奄美にまず来ていただく，まず可能性に向けてこのまず協議を行っていただきというふうに思っています。これ目的はいっしょだと思っています。私も部長もおっしゃっていることは，目的はいっしょでございますので，そういった点に向けて今後もですね，協議をお願いしたいというふうに思います。

そしてまたですね，次に，市長がマニフェストで掲げるアンテナショップについて質問します。

以前，東京事務所間借り型や奄美関係者との人的ネットワーク型など，中身についてはこれからだという答弁でありましたが，私的にはですね，私も長く東京にはいたんですけども，いろんな物産展などいろいろ行ったんですが，私がお客さんの立場だったら足を運んでまでちょっとその物産展にアンテナショップに向かいたいのかなというふうにもあまり魅力を感じませんでした。前回，蘇議員が質問した答弁でありますが，そういうことなんですが，この奄美がこの魅力に十分に発信されること，そして伝わることに向けたこのアンテナショップの可能性に対して，その後，検討がされたのか，されてないのかをお示しください。

産業振興部長（川口智範君）　アンテナショップについて，これまでどのような検討がなされてきたのかという御質問でございます。友好都市や姉妹都市で試験的に開催する大手スーパーやコンビニなど特産品コーナー，自治体等が持つ従来型のアンテナショップは，テナント料をはじめ多額の維持経費が係るなどの問題がございます。本市が進めている奄美ふるさと１００人応援団では，アンテナショップを応援団店舗活動と位置付け，首都圏をはじめ都内で農産物，物産を扱う商店や飲食店を経営する奄美出身者や，奄美を応援したい店舗に協力をいただき物産品をはじめ，地場産品を活用した奄美応援団店舗として募る計画でございます。

また，現在，奄美ふるさと１００人応援団の概要を含め，市の産業活性化推進委員や百貨店バイヤーなどから意見等を伺っており，奄美市と密接に連携出来る奄美型アンテナショップとして内容を検討しております。御指摘のように奄美応援団店舗となる店がどのように奄美の魅力を発信できるか，観光物産コーナーのブースも含め検討してまいりたいと考えております。

今回の奄美の観光と物産展終了後には，奄美出身者の郷友会の方の経営する店舗で奄美物産コーナーを設置いたしております。黒糖焼酎や黒糖菓子製品等の売れ行きもいいというふうに伺っているところでございます。

１０番（竹山耕平君）　ただいま答弁ありましたが，やはりアンテナショップにはいろいろなタイプものがあると思います。これは要望だけでちょっと時間がすいませんございませんので終わりたいと思いますけど，最初に部長からですね，お話がありましたような友好都市である兵庫県西宮市，またその姉妹都市でのこの試験的な開催，この友好都市，姉妹都市を結んだ月にですね，１か月，何週間か設置し，同時にイベントを開催するなど，そしてまた逆が，同じ時期に西宮市や姉妹都市のアンテナショップを奄美でも開くと，そういった形で行うことにより，この友好都市，姉妹都市の何ですかね，お互いの仲というか，そういったものももっともっと理解をしていただくと思いますし，やはり観光にもつながると思います。そしてまたツアーを組んだりですね，そういったものにもつながるものなのじゃないのかなというふうに思います。

そしてまたですね，この東京をはじめとするこの政令都市などでの試験的な開催や，その大手スーパーやこのコンビニの中にアンテナショップというか，その物産みたいな形での設置をしていただくというふうなもの，他の自治体でも現実にそういう自治体もあります。そういったいろいろな可能性のただ大きく今，部長がおっしゃったように大きな間取りを取って多額な家賃を払って，そういうふうにするとやはりいろいろとですね，ちゅうちょするところがあると思いますけど，いろいろなアンテナショップのタイプがありますので，そういったものをまだまだこれからもですね，しっかり模索して協議していただきたいと，そして可能性，実現の可能性に向けてですね，しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に，奄美博物館や歴史民俗資料館などは教育文化，観光の面からも奄美の歴史，民族文化の保存継承ための大変貴重な資料が保存され，また，研究されている施設でございます。しかし，毎年の入場者数と入館料だけで判断すると，はたして魅力のある施設としての存在に，私は疑問を持つ点もございます。

奄美博物館では，日頃から入場無料のシンポジウムが開催されています。しかし，その終了後にはですね，その参加者は館内をもう歩いて回っているんですよね，見物しているんですよ。しかし，そのような方々からは入場料は徴収していないんです。優しいといえばそれ以上話はできませんけど，そういったことも含めてですね，やはり利益が見込めるような計画を立てること，そしてメニューを立てること，現在，先日，局長からもお話がありました「やんご１００周年」の展示物など，そういったものもありますし，いろんなメニューを立てることでお客さんは見えます。

そして，この教育分野としての取組，観光分野としての取組，同じテーブルで協議をしてどのように活用策を練るかというのも，やはり必要じゃないかなというふうに思います。この教育分野で関しては，

やはり校長会や教員の会合などを博物館や歴史民族資料館は施設がありませんけど，博物館などで行うと，そしてまた観光分野などでは，そういう観光の方々，そしていろんな方々が来た時にも庁舎内だけじゃなく博物館のちゃんとした施設がありますので，そこで開催するなど，そういった活用策がいろいろと考えられるんですが，今後の課題，各分野の取組などに対して方策についてお示しください。

教育事務局長（里中一彦君）　奄美博物館や歴史民族資料館の機能は，これまで郷土資料の収集，保存，展示，調査，研究のほか自然的環境を含めた総合的な情報の収集機関でありまして，教育文化施設でございます。さらに，それらの資料は広く市民や研究者に公開する場ともなっているところでございます。

奄美群島におきましては，大学などの高等教育機関もないことから博物館が資料，研究センターとしての活動する機関としての機能も併せ持っているものと考えているところでございます。その公開発表の場として議員からもございましたが，常設展や特別企画展などを開催しております。その他に，シンポジウムなども開催をしております。

御提案の無料でのシンポジウム開催の時のその入場料の徴収の在り方について御提言がございました。このことにつきましては，いわゆる教育機関としての関係者が集まる，そういった場での利用も当然あることではございますけれども，少し御提言を受けまして工夫を凝らしてまいりたいとこのように考えております。

また，観光関連業界との連携につきましてですけれども，これまでも博物館の利用を高めるために学校教育，それから観光部局への取組と方策，活用策についても，もっと利用していただくために，これはさらに連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

また，いわゆる学校等の児童・生徒の利用，このことにつきましても例年に開催されております校長会あるいは教頭会におきまして，この私どもの施設だけではなくて，その他の施設につきましても利用の促進を図って頂きたい。これは，郷土教育の一環としても必要があるということでお願いをしております。

このようになされて現在でもクラス単位や学校単位で利用していただいておりますけれども，更にその他の施設につきましても利用していただきたいと，このようなことでのお願いをしてまいりというふうに考えておるところでございます。

１０番（竹山耕平君）　はい，分かりました。今，お話の中にもありましたように，いろいろなこの博物館を活性化策を考える上で博物館だけが考える分野ではないと，教育委員会だけで考える分野ではない。いろいろな分野で，やはりいろいろな活用策そして方策を協議していただくことが，やはり大事だと，横のつながりですね，いちばん大事だと思いますので，そこら辺のことをやはり市長はですね，リーダーシップをとりながら，しっかり図っていただきたいというふうに思います。

次に，これまでも住用町内海の活性化策についてですね，質問を行います。今年の三太郎祭りでも去年に続きカヌー体験が開催され，また昨年より盛大だったと，私は伺っております。このようなことから，また大島北高の生徒がですね，カヌー競技で今年もインターハイにやはり出場していると，そしてまた北高から鹿屋体育大学にいった学生が，また今年もこの同じカヌー部の仲間を連れて奄美で練習を行ったと，いうふうにも聞いております。

そのようなことからですね，住用町の活性化策，ヤムラランド計画の充実強化，この雇用対策など，さらなるメニューが必要になってきます。そのようなことから前回，所長からですね，内海活用検討委員会が設立されたというふうにもありましたが，住用町の魅力ある豊富な資源を活かした活用策についてお示しください。

産業振興部長（川口智範君）　御承知のとおり，住用町の内海は，自然環境に恵まれた天候にも左右されない最適なカヌー練習場でございます。大島北高カヌー部や一般選手の練習の場として定着しており，条件整備が整えばカヌー競技の合宿地として非常に有望と関係者からお聞きいたしております。

このようなこともあり，合併前から懸案事項であったカヌー合宿設備を含めた内海の海岸線と，その周辺の環境整備を考えるため，住用支所内で内海整備計画検討委員会を発足し，計画実現に向けて，今，検討を進めているところでございます。

また，重点分野雇用創出事業による住用地区着地型観光システム構築事業では，内海を活用したスポーツキャンプの誘致事業に取り組んでおり，地元大島北高出身者で活躍している鹿屋体育大学カヌー関係者を招へいし，現地視察を行う予定でございます。

今年，今，議員がおっしゃたように沖縄県で開催されたインターハイで北高のカヌー部が出場し，準決勝に進出するなど輝かしい成績を収めております。今後とも住用町の豊富な自然を活かした活性化策の一つとして，その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

１０番（竹山耕平君）　はい，分かりました。是非ですね，この協議会の協議会というか，連絡協議会その委員会をですね，できるだけ早急な活用ができますようにですね，その予算取りもありますが，その計画がまず大事でありますので，今年，鹿児島本土のほうにですね，赴任された大島北高の前カヌー部の岩元先生，その方にはですね，是非この岩元先生がこの構想についても熱心なお話をしていましたし，そのようなことから是非オブザーバーみたいな形のですね，内海活用についてのアドバイザー的な存在であってもいいのかなというふうにも考えておりますので，よろしくお願いします。

次に，交通事故防止及び高齢者事故防止に向けた取組についてお伺いします。

昨年，６月議会で高齢者事故防止に向けた大規模な安全大会の開催について伺いました。現在の副市長から，その当時は答弁いただいたのですが，各関係団体と確認しながら前向きな検討を行いたいというふうなことでございました。私的には本当にありがたい答弁だったというふうに認識をしております。

そのようなことからですね，今月，敬老の日祝賀会が開催され，また，警察など各関係団体とともに何か催し物が出来ないか，ちょっと時間の都合上があるかも知れませんが，そしてまた，各集落や各地域でも敬老会が同じように豊年祭も開催されます。

そのような場で，やはり市がですね，行政がに一緒になって，この関係団体と催しものが出来ないか，交通安全と併せ，この振り込み詐欺，後を絶たない振り込み詐欺防止に対してもですね，一緒に啓発活動を行うことで有意義なこの活用方法が考えられるというふうに思います。是非，関係団体と前向きに推進して協議いただくことを要望しますが，見解をお示しください。

市民部長（有川清貴君）　議員御質問の安全大会については，担当部署において検討し，既に実施されている高齢者の方々が集う行事等の中で，奄美警察署や市民ボランティアとの連携によって交通事故防止や，あるいは振り込み詐欺防止に向けた広報活動等の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

既に開催が予定されている敬老の日の祝賀会やグラウンドゴルフなどのスポーツ大会や各種会合などの機会を活用して交通事故防止や振り込み詐欺防止についての啓発などを，市役所の関係各課との連携と警察，自治会，町内会，集落及び市民団体など関係機関との連携で取り組んでいくことが重要であり，より効果的と認識しておりますが，実施に向けて取り組んでいきたいと思います。ちなみに９月２０日と各集落の敬老会には，このようなチラシを配布させる予定ですので御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

１０番（竹山耕平君）　はい，分かりました。このパンフレットを配るということなんですけど，その紙もらっても見る人いないですよね，ですから，しっかりとですね，やはりこの劇だとか，いろいろな活動をですね，大きな大規模的なこれを目的としたものもいいですし，その中でいろいろなこの活用策があると思いますので，やはり今，奄美警察署との連携に向けた取組も行われているというふうにありますので，やはり出来ましたら早急な，やはり後を絶たない，この高齢者事故防止に向けて，そして振り込み詐欺防止に向けてですね，より一層の御尽力をいただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に，末広事業中の住民対応についてでございますが，先日の三島議員にもありまし

たように，説明会，そういったものの対応の在り方だというふうに私は思っています。しかしですね，住民側から言われますのは，やはりそのこの事業は，住民の財産を預かる大変大きな事業です。その住民関係者の今後の５年先１０年先５０年先を見据えたような人生設計が関わってくる大きな事業です。そのことをですね，もっと行政側の皆さまには，もっと理解をしてもらいたい認識をしていただきたいというふうに思うのが，私の思いです。

やはり私は，いろいろな関係者からお話を聞きますと，例えば先ほど，いちばん最初に話を申し上げたんですけど，その行政側の対応ですね，一つひとつの対応，もっと慎重に丁寧な，その方々が，関係者はですね，大きな期待も不安も持っています。そういったことからその対応についても，やはり最初に言ったような期日を守る，そして期日を守れないのであれば，なぜ守れないかの説明を行う。これはやはり当然，義務だと思うんですよね。そういったことをしっかりと理解をしながら行政側の皆さまには，今後も対応していただきたいというふうに思いますが，簡潔にですね，今後，この住民に対しての対応について簡潔に答弁をいただきたいというふうに思います。

建設部長（田中晃晶君）　住民との対応についてお答え申し上げます。年度ごとに個々の物件の移転計画を立てまして，説明会や個人面談等を通じ権利者やテナントの方々への保証の内容やスケジュール等につ いての周知をしているところであります。議員御指摘のように，この事業は関係住民の皆さまの財産を取り扱う重大な事業だというふうに考えております。

この事業に関します住民の皆さまに対しましては，真摯に対応に心がけるように努めているところでございます。今後とも関係権利者やテナントの方々が不安を抱かないように，早めに移転計画などの情報を提供し，また十分な説明をしてまいりたいというふうに考えております。

それとその期日云々，期日を守らないとかそういうものにつきましても，行政が行う手続きにつきましては，当然，公正，公平が基本でありますので，今後とも使用条件の厳守を徹底したり，それから市民への誤解を招くようなことがないように努めてまいりたいというふうに考えております。

１０番（竹山耕平君）　はい，分かりました。これは建設部長だけではなくですね，産業振興部長，やはりテナント対応する，そういった方々からやはり言われるところではあります。私たちにいつまでに返事はくれるの，私たちどうすればいいの，そしたら行政の担当者が，いつ頃までに待ってくれと，いつ頃までに話を持っていくからと，やはり，しかし行政側からこないと話が，心配になるんですよね，自分たちからわざわざ足を運んで話を聞きに行くと，もうちょっと待ってくれと，じゃいつ頃までにっていうふうになると，いつ頃までにという話になる。

しかし，その時期になると何の対応も連絡もない返答もない。いわゆるこういう形でありますと，もっともっと事業がですね，どれだけ重要なこの人たち，関係者にとっても，どれだけやはり，先ほども言いましたこの期待も不安も抱いている事業であります。

そういったところから，やはり各団体ともですね，しっかり連携をしながら，その空き店舗の情報，そして移転先の移転先じゃないですね，換地先じゃない，そういった諸々の情報などもですね，しっかりと各団体とも情報の共有を図りながら，やはり進めていく。この行政側だけで一方的に進めていくのではありません。やはりいろんな団体等を通して，そしてまた関係者，そして市民を通してこの事業の在り方，そして必要性そしてこの将来ビジョンを示していくのかというふうに，私はずっと訴えてきているわけですが，よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に，中心市街地活性化協議会の基本計画について質問します。一点目にまちなか移住の促進に向けた施策中の建物建設への補助助成制度は，中心市街地，また，末広・港事業に関わる関係者にとっても大変重要な制度であり，また商店街活性化に図る上でも大変重要な制度だというふうに私は理解しています。

しかしですね，現時点で今もおっしゃいました，この住民への対応という形でもちょっと関連しますけど，この現時点で，この制度，来年度からのこの実施を考えているわけで，現在，進行中であるわけ

ではございますけれども，現時点でその住民への対応というところから，この制度をですね，うまくちゃんとその関係者が活用できない恐れが出る，そういう事態が発生することも，ちょっと今お聞きしました。

それは今年中に，この建物を建設しなくちゃいけない，そして移転して今年中に建物を壊さなくちゃいけない。逆算すると３月ですから年度末というのは，３月ですから逆算すると１月か２月までに建設をして，そして２月か３月までに３月以内に取り壊しをしなくちゃいけない。そういった方を計画を聞いている住民の方もいます。この制度受けられないですよね。そういったことがやはりですね，事態が発生したら私は絶対いけないと思います。そういったことから市長のリーダーシップの下，この早急にですね，このソフトとハードが一体となって，この事業の計画の情報の共有を図り，そしてまた対応をお願いしたいと思いますが，見解をお示しください。簡潔でお願いします。

産業振興部長（川口智範君）　おっしゃるように基本計画が遅れているのは現状でございます。そういったことで，２３年度から各事業を実施目指しているところでございます。事業の中には，共同住宅や店舗併用住宅の建設促進を図るための市独自の支援策等も予定しております。これが受けられない状況が出てきているということでの御指摘だと認識いたしております。

どうしても区画整理事業という市の事業のスケジュールに伴う事例でございますので，これにつきましては，国の認定時期を待ってから建物を建てるといった対応も大変困難だろうというふうに考えております。

そのような事例につきましては，支援の対象とする必要があるものだと私どもとしては，今，判断しております。そのため関係部署との連携も図りながら早急に対応策を検討してまいりたいと考えております。

１０番（竹山耕平君）　今，部長のほうから支援が必要だと認識しているというふうな話でございましたので，この区画事業が先に進んでこれが追い付いてこない，そういった形がですね，今まで２年も３年も前からずっと申し上げてきたところではございますけれども，それが現実に工事が，計画が推進したとたんに，こういう問題がいきなり発生してしまうかもしれない。これはずっと今までのやはりソフトとハードの連携したこの計画，そしてまた事業計画の情報の共有を図っていなかったものなのかと，いうふうに私はですね，そしてまた前回からありました総務部がこの調整官として，この調整官ですよ，この事業の協議会並びに調査体制の調整官としての役割は何なのかというふうなものも疑問を持つところがあります。

そういったことからやはり今，申し上げましたように，この市長の強いリーダーシップの下，この事業に対して，そしてこの活性化協議会，この中心市街地活性化に向けて，しっかりと取り組んでもらいたいと，それが先ほど言った住民への対応にもつながります。よろしくお願いいたしたいと思います。

二点目にですね，協議会の設立総会がもう開催されました。そして，この協議会の運営にはですね，多くの運営委員が知恵を出し合い，活発な協議が行われることを私は期待をしております。

しかし，現在の計画では，この行政の案に対し協議会は年内に４回の開催計画だというふうに新聞記事で見ました。このたった４回で基本計画の活発な議論ができますのでしょうか。私は各委員が，なぜ専門分野から入ってその専門分野の方々からの意見をしっかりこの協議会で活発な議論を行い，そして，この奄美市のまちづくり，この事業がですね，活性化協議会の意義が中心市街地のまちづくりの活性化というふうに考えると，これは奄美の将来のまちづくりのモデルとなるような事業になってもらいたいというふうにも考えます。

そのようなことから，将来ビジョンを示せるのかどうか，というのもやはり疑問を持つところもございます。今後の本当に他の自治体では月に１回の開催，１年を通した開催や１年に３回も４回も，またグループを分けワーキングチームをグループを分けて行う協議会も多数ございます。そういったことから今，年内４回だというふうにありましたが，今回の協議会に対してですね，やはり行政側からの誘導，

指導の在り方も含めて活発な協議会を期待いたしたいと思いますが，これも簡潔な答弁をいただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　中心市街地活性化協議会につきましては，市の策定する基本計画に対し意見を提出するとともに，まちづくりに主体的に議論する場でございます。協議会の規約を見ますと，議員御提言のとおりの作業部会を設置することが出来る旨の記載がございます。協議会の下で議員御提言のとおり，より専門的な分野のメンバーによる議論も進められるものと期待いたしております。

本市といたしましても，年内の取りまとめを目標をしておりますので，商工会議所が中心となり，協議会及び作業部会において活発な議論がなされることを期待いたしております。なお，市が協議会にお願いする基本計画案は，長年多くの人たちの意見を踏まえて策定したものでございます。先ほど来ありますように，早く事業をすることが，今，望まれているところです。どうしても年内での策定に向けて私どもとしては，取り組んでいきたいと思いますので御理解をよろしくお願いしたいと思います。

１０番（竹山耕平君）　はい長年，この構想案を練ってきたというふうにもありますが，やはりこのいろんな面で，この協議会の役割，そしてまた，今までありましたこの末広区画整理事業との兼ね合い，いろいろなものが持ち合わせて，やはりこの協議会，中心市街地が活性化すると思います。そういった中で，やはり活発なですね，私はもうこの委員会，この協議会が設立されたことは，もうずっと心待ちにしておりました。２年も前から心待ちにしておりました。そういったところから活発な議論，やはりこのその何ですかね，策定を承認するのみが，この協議会の役割ではございません。そういった中，各委員からの各専門的な意見，そしてまたいろんなまちづくりについてアイディアを受け付けながら，そしてまた意見を受け付けながら，この先ほども申しましたけど，この本事業が中心市街地活性化のまちづくりとして，奄美市のこの大きな奄美市のまちづくりのモデルとなるような事業となり得るように，今後も図っていただきたいというふうに思います。

そして今，次の質問に移りますが，このまちづくり，この奄美市が今後進めるまちづくりのモデル事業となるべく，この中心市街地活性化ではございますけど，これ関連してお話をします。

以前から，これまでのまちづくりには，必要不可欠なこのユニバーサルデザイン構想の在り方について話をしてきました。以前も申し上げましたが，ユニバーサルデザインとは，バリアフリー化の先の構想であります。この障害の有無，年齢，性別，人種等に関わらず多種の人々が利用し易い優しいまちづくりや生活環境をデザインするという考え方であります。以前，基本計画において，協議会でも検討されるものと答弁をいただいております。そのようなことから今後のまちづくり，奄美市全体のまちづくりを推進する上で，このユニバーサルデザイン構想は必ず取り組むべき重要な政策であります。

そのようなことから，まだまだこの理解度と認識度が低いというふうに私自身感じているわけでございますけど，この取り組むことで，間違いなく必要性について十分理解をしていただけるというふうに思います。見解をお示しください。

産業振興部長（川口智範君）　御提案のユニバーサルデザインのまちづくりにつきましては，これからのまちづくりを進める上で配慮すべき重要な要素ではないかと考えております。中心市街地活性化協議会には，福祉関係から障害者団体等含めて委員として参画しております。ユニバーサルデザインの視点から十分な議論がなされ，貴重な御意見，御提案がなされものと期待しているところでございます。

そうした協議会からの御意見や御提案も参考にしながら道路や各種施設等の整備を進めてまいりたいと思っております。

１０番（竹山耕平君）　はい，分かりました。是非協議会でもですね，しっかり取り組んでもらって，この事業が，そしてまた構成委員の問題ではございますけれども，今言ったこのまちづくりは，人種問わず年齢，性別問わずでございます。しかし，委員には子ども関係だとか，あと警察関係も入っていませ

ん。

そういった方々を入れることによって，よりまちづくりに向けた構想，そしていい奄美市のまちづくりのビジョンが持てるというふうに思いますので，是非この件に関しても協議をいただきたいというふうに思います。すみません，時間がなくなってしまったので，永田墓地，さんご礁については，ちょっと質問できませんが，次回に回させていただきたいというふうに思います。大変申し訳ございませんでした。

議長（世門　光君）　以上で平政会　竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

新奄美　向井俊夫君の発言を許可いたします。

７番（向井俊夫君）　おはようございます。私は新奄美の向井俊夫で，所属政党は自由民主党でございます。今，この日本を見渡しますと政治面においても経済面においても全く出口の見えないトンネルの中を手探りで歩いているような気がいたします。

今，私がここで日本や世界の政治経済を論じる立場でもございませんので，目線をこの奄美大島にしっかり合わせて質疑をさせていただきます。

さて，朝山市長，早いもので，奄美市市長就任あと２か月で１年を迎えようといたしております。この間，この奄美市の，いや奄美大島における厳しい経済状況をしっかり見定め方向性を模索してこられたと存じます。そこで，一番最初の総体的な奄美の景気をどのように考え総体的な今後の対策は，市長としてどのようにお考えかをお伺いいたします。

後の質問は，発言席からさせていただきます。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　向井議員にお答えさせていただきます。

まず，国のほうを申し上げますと，内閣府による今年８月の月例経済報告では，景気は着実に持ち直してきており，自律回復への基盤が整いつつあるが，失業率が高水準にあることなど依然として厳しい状況にあるとし，雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要とされております。

国がこのような状況の中，本市におきましては，大島紬産業の依然深刻な状況など内的要因はもとより，一昨年の米国でのリーマン・ブラザーズ破綻，日本航空の再建問題，口蹄疫問題など外的要因も相まって，依然として厳しい状況が続いております。

景気を敏感に反映する法人，市民税の法人税割額を直近，平成１９年度から２１年度の３か年の平均で比較いたしますと，平成２１年度本市の税額は，１９年度に比べ約４７パーセントの減となっており，個人事業者所得，給与所得は，１９年度と比べ約８パーセントの減となっております。また，奄美群島における２１年度の有効求人倍率は，０．２８となっており１９年度に比べ０．１１ポイント減となっております。

本年度の法人市民税や有効求人倍率は，２１年度と比べ若干状況は好転しておりますものの，本市の景気状況は，依然として予断を許さない厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

引き続き，ふるさと雇用再生特別基金事業など，国・県の補助事業活用をはじめ，産業振興にかかる各種支援策を展開し，雇用機会の拡充等に努めてまいりたいと考えております。

こうした緊急的な対応を合わせ，奄振の重点３分野いわゆる農業，観光交流，情報での雇用拡大に向けた組織が取組が喫緊の課題だと認識をいたしております。

特に，観光は総合産業として，その拡大は各分野まで及び，波及効果も大きいことから期待をいたしているところでございます。こうした折，国立公園化や世界自然遺産登録の日程が明確になりつつあり，実現後の受入態勢等の整備が求められております。また来月には，ベイスターズの来島など含め明るいニュース等もありますが，いずれにしろ本市の置かれた状況は，かつてない厳しさの環境にあるということを認識いたしております。これらへの対応など議員におかれましては，また議員各位におかれましても，長年観光に携わっておられますので，今後とも皆さま方の御指導，御協力を切にお願いするところでございます。

７番（向井俊夫君）　はい，ありがとうございます。今，市長からお話ございました。内的要因，外的要因，本当に悪いことが重なる時は本当に重なります。宮崎の口蹄疫の問題も隣県の問題とはいえ，報道の中で鹿児島という文字が何回も躍ってまいりました。鹿児島に通じる道路を封鎖してというような，それによるやはり私どもの観光関係も多少なかれ影響が出ていたのが，やっぱり事実でございます。

８月に入ってからですね，それも回復の兆しを見せてきたと，一つはちょっと残念だったというのが，去年，皆既日食がございました。一過性のイベントに終わらせるのではなくて，その観光客，外からのお客様を再び奄美の地に訪れてもらうという，いろんな方策も打ち出されたわけですが，そこら辺の効果というのが一向に見えてこなかったというのが事実です。そこら辺は，また改めてですね，反省要因として担当課のほうでしっかり今一度研修していただきたいと思っています。

今，市長のお話の中で，特に農業，観光，情報産業，これがこれから大きく，また島を担っていくような産業ではないかというお言葉がございました。今回，私は，その中の観光に関連すること，経済界の商工会議所も絡んでおりましたので，そこら辺に焦点絞って質疑をさせていただきます。

今回，総合計画なるものも出されております。二番目の観光交流人口の拡大による景気対策の可能性は，今後，考えられるのか。また，５年後，１０年後の観光交流人口の数値目標をどのようにどのくらいに設定し，その経済効果をどのくらいに考えているのかをお聞きいたします。

産業振興部長（川口智範君）　観光交流人口の拡大による景気対策の可能性は考えられるかという御質問でございますが，議員御承知のとおり，先ほど市長も申し上げましたように，奄振法の延長に当たり振興基本計画として農業，観光，情報の３分野が戦略的産業の核として位置付けられ，本市におきましても，これら３分野の連携を強化することで産業の振興を図り，雇用機会の拡大に結び付けていくこととしております。

景気対策は，この産業振興から雇用拡大につなげていくことだと認識しております。その意味から申しますと，交流人口の拡大は，正しく，この流れに沿ったものであり十分に景気対策になるものと考えております。

ただし，交流人口の拡大と一言で申しますが，一朝一夕に出来ることではないと認識しております。そのため，市としましては，基本構想案の中でお示ししてありますとおり，平成３２年度を目標年度に観光交流人口を４５万人と設定いたしております。

これは平成２１年度の約３７万人と比べ，８万人の増加となっております。また，その経済効果につきましては，交流人口同様３２年度を目標年度として観光交流消費額を２１５億円に設定しております。

平成１９年度の観光交流消費額は１８３億円であることから，３２億円の伸びを想定しているところであります。

７番（向井俊夫君）　はい，まず，交流人口の拡大ということによる雇用の確保，それはありとあらゆる面で出てくるかと思います。隣りの屋久島を例にとれば，世界自然遺産登録後のそれぞれの数字の動きが顕著に効果を表しているということで，大変期待を持っている。先ほど，市長のほうで国立公園化そして世界自然遺産登録というのが具体的な日程として出てきているというお話がございました。

そういう意味においては，平成２３年度以内で何とか国立公園の登録，これは調査費等も予算として

計上されているかに伺っております。そしてその後，４年ないし５年かけて世界自然遺産登録と，これに対してこれから地元もですね，行政そして民間一緒になって方向を示していくと定めていくということが大事かと思います。そういうことでこれからやっぱりしっかりした目標を持った動き，これをまたリーダーシップを行政のほうにも取っていただきたいと思っております。その数値目標を実現していくための現実路線，それについて何か所見ございましたらお願いいたします。

産業振興部長（川口智範君）　平成３２年度に観光交流人口の人口４５万人という目標は，決して容易なことではないと申し上げましたが，ただこれを実現させるための方策といたしまして，奄美の多様で豊な自然や個性的な伝統文化の観光資源としての活用，自然環境の保全に配慮しつつ地域の特性を生かした多彩な体験滞在型観光の推進が必要だと考えております。

具体的な施策としましては，まず，国内外等のトップアスリート等のスポーツ合宿の誘致の強化に向けた陸上競技場をはじめとする名瀬運動公園の施設整備，観光船バースを活用したクルーズ船の寄航誘致，修学旅行や学術文化大会などの誘致促進などを継続して実施してまいりたいと考えております。

また，自然環境の保全に配慮しつつ，地域の特性を生かした多彩なエコツーリズムやグリーンツーリズムなど体験型観光プログラムづくりやスギ花粉症のない島として避粉地ツアーやタラソ奄美の竜宮等を活用した癒し健康体験などヘルスツーリズムによる滞在型観光の推進，観光地のバリアフリーなどの施設整備をはじめとする観光客のニーズに対応できる受入施設の充実を図るため観光物産公社の設立，エコツアーガイドの育成，さらには九州新幹線全線開通や市長が申し上げました世界遺産登録を見据え，各地域の魅力や農業，伝統産業などを体験してもらうシマ博など広域的な観光にも取り組んでまいりたいと考えております。

目標の実現は容易なことではございませんが，これらの施策を民間の皆様と協力しながら実施することにより，目標達成にまい進してまいりたいと考えております。

７番（向井俊夫君）　今，たくさんのことを現実に実施していくに当たって挙げていただきましたが，たくさんのことを掲げてもなかなかですね，その奄美の特徴というんですか，奄美はこういうところだと，こういうイメージだと，いうのをやはり何か打ち出す，それが大事なことなのかなと，そういう中で，ほかの，今おっしゃった諸々のことですね，それが自然に付いてくるんじゃないかという思いがあります。いずれにしても各旅行社さんとか最近よくエージェントの方が下見にまいっております。それは奄美の世界自然遺産登録，それを見据えて，今からきちっと手を打っておこう，島の実情を見ておこうという思いからかと思います。そういう中で沖縄とは違うということを奄美はまだ自然が残っているということをおっしゃって下さっています。そういう意味においては，癒しと自然環境，やはりここら辺を前面に打ち出しながら，先ほどおっしゃったことをですね，しっかり前に前面に打ち出していくということが大事なのかなという思いがあります。

いずれにしてもこの目標数値をですね，４５万人というしっかりクリアできるように着実に進み，皆さま方の行政の施策をですね，進めて行けたらなという思いがあります。それで私はかねがねですね，せっかく多くの観光客が見えていると，その観光客をどうして中心商店街に誘客出来ないのかと，そうすることによって多くの消費というのが望めると申し上げてまいりました。今回，今のＡｉＡｉ広場の建替えで観光交流センターを建設予定があるということでございます。その役割りと経済効果，また今後の運営をどのように考えているのか，お伺いしたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　観光面の役割りということで申し上げたいと思います。現ＡｉＡｉ広場の機能を十分に保ちつつ，観光客の入口としてのインフォメーション機能を持った形をまずは考えております。この施設を訪れることによって郊外への観光施設への案内や街中の観光，ガイドへの連絡案内をいたしております。さらには観光客には，バスやレンタカーなどを利用して訪れますので，乗降に便利なようバス停や駐車場の設置について検討を加えてまいりたいと考えています。また，隣接する駐車場

の活用も検討したいというふうに考えています。

なお，経済効果についてでございますが，どのような形で算出するか，その方法等を今，見出し得ないのが現状でございます。また併せて，ＡｉＡｉ広場をどのように活用するかによっても大きく異なってくるものだと認識いたしております。

具体的には，大型観光団来島時だけではなく，常時，イベント的な催事を打つことが出来るかどうか，また，常時，観光物産等の商品販売をすることが出来るかどうか，併せて永田橋，末広市場とどう連携を図るかなどにより経済効果の面でも異なってくるものだと私も認識いたしております。いずれにせよＡｉＡｉ広場は商店街の核施設として機能するように，そして併せまして，収益事業等を行う際には，民業圧迫とならないように施設利用をしなければならないと認識しておりますので，御理解をお願いいたしたいと思います。

なお，施設運営管理につきましては，今後，施設使用料が主な収入となります。補助事業での建設となりますが，その使用料を収入として入れることは，可能だと私どもは考えております。

また，いわゆるランニングコストをどのように抑えていくかということも施設の共用開始までには考えてまいりたいと思っております。

７番（向井俊夫君）　何回かこの観光交流センターの概況というんですか，建設するに当たっての説明をお聞きしている中で，ちょっと不安に思ったのが，今，お話に出てきましたが，駐車場の部分ですね。というのが，観光客というのは，レンタカーなり，またバスで団体でみえられると，ですから，その大型バスが駐車する部分というのは難しいとは思うんですが，せめてレンタカーが入ってきて，ちょっと観光案内を受けるぐらいのですね，スペースがやはり必要なのかなという思いもあります。

それと恐らくこれも民間に委託するか直営というのは，かなり管理費かかってくるので，そういう形になるかと思いますが，それにあたっての今度は中での，そのお話の中に出てきておりましたけれど，説明の中，出てきましたが，物産の展示とかそういう催事，催し物，それもやりたいというお話もお伺いしております。その中で，そういう収益をですね，上げて，しっかりそういう委託管理のほうに，ただ市からの持ち出しというんじゃなくてですね，やはり，何とか自力で運営出来るような体制，それがとれないものかと。

というのは，確かに解体費，これが２，０００から３，０００万円，本体工事が３億２，０００から３，０００万円，３億５，０００から６，０００万円もかけて造る物であったら，恐らくやはり３０年，４０年たったら今度は老朽化して，私たちの子どもや孫の時代には，お荷物と，これを維持管理していくには，大変な費用かかると，そういうことにならないようにですね，せめて最初からしっかり運営できていくような体制づくりという方策も考えていく必要があるかと思います。そこら辺はお願いしときたいと思います。

それと，しっかり観光の入り口としてですね，観光客，それとあと市民と観光客の交流の場というような形もとれたらという思いがあります。そこら辺を今後，検討していただきたいと思います。

そして，奄美の観光，交流人口の拡大ピーアール，これからですね，どのように考えているのか。そこら辺をお伺いします。

産業振興部長（川口智範君）　奄美の観光，交流人口の拡大ピーアールについて御答弁いたします。観光交流人口の拡大に向けては，奄美の持つ魅力，観光資源をいかに国内外に情報発信出来るかにかかっているというのは言うまでもございません。

現在，市が行っておりますピーアールの方法としましては，ホームページなどインターネットや各種パンフレットによるもののほか，観光物産協会や観光協会の皆様と連携しながらエージェントなどを訪問する観光キャンペーン，観光大使による広報活動，観光物産展などがございます。これらのピーアール活動は，これまで一定の成果を上げてきたと考えておりますが，最小の宣伝経費で最大のピーアール効果を得ることが重要であることから，今後さらなる効果を得るためには，市長のマニフェストにもご

ざいました１００人応援団や関東を中心に活動しております奄美市の産業活性化推進員の活用なども含め，今後，ピーアール方法を工夫する必要があると感じております。

昨年，ふるさとＣＭ大賞に入賞したことにより，映像で奄美市を紹介されたことは，かなり効果があったと考えております。このようにマスコミをうまく活用することは，奄美の知名度を上げるには効果的であろうかと思っております。

また，横浜ベイスターズのキャンプや１０月に行われる音楽イベントの開催地として間接的ではありますが,マスコミを通じて宣伝されていることも情報発信の手段としては有効であると考えております。併せまして，例年，行っております各種陸上競技大会の会場を直接訪れてのスポーツ合宿のピーアールは，これまで大きな効果があったものだと認識いたしております。今年度からは，横浜ベイスターズという新たな要素が加わりますので，これまで以上のきめ細かなピーアール説明が必要だと考えております。

一方では，地道ではありますが，観光客に奄美の魅力を十分に感じてもらい，その方々の口コミでの宣伝や島外に出た折に，奄美の人々が奄美のピーアールをすることも大切なことであり，そのためにも引き続き，島コンシェルジエ育成事業を広域的に育成し，奄美からの情報発信に努めてまいりたいと考えております。

７番（向井俊夫君）　はい，今までやってきたことを大体述べられたと思います。今，その中で出てきた県内の地元テレビによるふるさとＣＭ大賞の準グランプリで回数にしますと百数十回ですか，金額にしますと３００万円から４００万円のピーアール料になるかと思います。入賞した準グランプリですかね，取ったということで数多く放映される。これなんかもマスコミを上手に活用した一つの例であります。これは大変評価したいと思います。

そして，今，首都圏にいらっしゃる友人，知人から最近奄美のそういう放送，テレビの番組というのが多くなりましたねと，それだけマスコミ関係からも注目されていると，そこら辺をやはり上手に活用していく必要があるんではないかと思います。ですから取材面に関しては，観光課は大変ですけど全面的にですね，バックアップしていくという体制，これは電波料します と本当に１本当たり何十万円，何百万円という金額になるわけですから，それをしっかり，やはりやっていただくと，特に今回ベイスターズがまた入ることによってですね，マスコミに注目されると，そこら辺は上手にやっていただけたらと思います。

今回，その６番目にスポーツアイランド構想の中で，今年の秋から横浜ベイスターズの２軍が合宿が始まりますが，従来の長年来島してきたスポーツ関係には，どう対処していくかをちょっとお伺いしてみたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　プロ野球，横浜ベイスターズ秋季キャンプについてでございますが，まず１０月末から１１月中旬までの約３週間，１・２軍合同のキャンプと聞いております。参加人数につきましては，調整中とのことであり日程等が決定した段階で関係団体等の皆さまにお知らせをいたしたいと考えております。従来から長年来島してきたスポーツ合宿団体には，どう対処していくかという御質問でございますが，奄美空港から宿泊先への無料送迎，練習時の送迎の対応などを従来行っており，今後もチーム宿泊先と連携を取りながら，これまで同様の対応を行いたいと考えております。

スポーツ合宿の実績でございますが，平成１９年度９２団体１，３４４人，平成２０年度６８団体９６５人，平成２１年度５７団体８７０人と減少傾向が続いております。これは世界的な景気の低迷による実業団の予算等の内部事情によるものではないか考えております。しかしながら，議員も御承知のとおり，奄美合宿は実業団等から根強い支持がございます。支持される理由としましては，宿泊施設のサービスの良さ，陸上競技場のＪＯＣロンドンオリンピック強化施設の認定，自然環境のすばらしさなど多種多様な要素があろうかと思っております。現在，陸上競技場をはじめとする名瀬運動公園内の施設整備につきまして，平成２３年度から年次的に実施するために国に事業要望をいたしているところでご

ざいます。陸上競技場など各施設の改修に際しては，合宿で来島されている監督，コーチから意見をお聞きし，よりよい練習環境を整備することも大事な目標の一つと考えており，合宿誘致の一つの目玉としてアピールを行ってまいります。

また，プロ野球誘致を目指した名瀬運動公園の整備により，これまで以上の実業団や大学生の合宿が期待されております。今後は，民間の皆さまとの情報交換を密に行いながらスポーツ合宿の皆さんの満足度を上げ，新たな誘致につなげたいと思っております。

７番（向井俊夫君）　ありがとうございます。一般市民の方々からもですね，新しいそういうベイスターズが入るということで，従来の長年，長いといいますと１９年，２０年この奄美の地に訪れているチームもございます。そういうチームの方々に対して，決して失礼のないようなやはり対応というんですか，それをしないと大変なことになるよと，恐らくですね，私が知っている限りで，ある私の友人のいるところで，そのプロ野球の秋季キャンプ，これが１０年であったと，その後，施設整備やいろんなことかけた，そういうこと考えたら大変な思いをしたと，ですから，そういう中で陸上さんとか，ほかのことに関しては，２０年来，来てくださっていると，今後また，足を運んでくれると，そういう意味では，しっかり定着してきている部分，それをやっぱりきちっと見ていく必要もあるなと。

前，大変ひんしゅくをかったのが，日本陸連の役員の方々が来ている時に，たまたま，プロ野球の有名選手が来ると，自主トレで入ったと，で，前市長が空港まで花束を持って迎えに行ったと，陸連のその役員の方々は，俺たちが十何年来ていても顔すら合わせたことすらないのに，有名な選手が来れば花束かよ。そういうこと言われたこともございます。

ですからやはり非常にやはり敏感にね，そういう捉え方がなされるんじゃないかと，ですから，そういう意味では本当に私たちも受入にあたっては，お客さまは皆平等というような形でですね，対応していかなくちゃいけないかと。ただチームで大挙していらっしゃいますので，それ相応の歓迎というのは必要だと思っております。

次の航空路線問題に入りたいと思います。ＪＡＬ，ＪＡＣの路線の今後の展開と航空運賃の見通しをお伺いします。

産業振興部長（川口智範君）　ＪＡＬ，ＪＡＣ路線の今後の展開といたしましては，既に新聞報道等により御承知のとおり，１０月３１日から鹿児島・奄美便がジェット便からプロペラへなります。７４人乗りと聞いております。７４人乗りのプロペラが７機，３６人乗りが１機，１便の計８往復となりＪＡＣへの全面移管となります。

現在との比較で申し上げますと，１便の増便とはなりますが，往復の提供座席数では２０８席の減となっております。また，奄美・鹿児島線のＪＡＣ運航化に伴いジェット機の機材繰りが変更となり，大阪・奄美路線，東京・奄美路線のダイヤが変更になるようでございます。大阪・奄美路線につきましては，現在，伊丹１１時３０分・奄美着１３時１０分が伊丹発１２時５０分・奄美着１４時３５分となり，奄美発については，１４時５０分伊丹着１６時２５分が，奄美発１４時１５分，伊丹着１５時４５分となります。東京・奄美路線につきましては，羽田発８時３５分・奄美着１１時が羽田発１１時・奄美着１３時１５分となり，奄美発につきましては１９時・羽田着が２１時が奄美発１５時１０分・羽田着１７時１０分と変更になります。

特に，東京便のダイヤの変更のデメリットとしては，島内への滞在時間が短くなることの影響が懸念されております。また，その逆の見方といたしまして，羽田発の出発時刻が１１時になり，羽田到着時間が１７時１０分になったことにより，修学旅行などの学生や羽田空港から遠方のお客様にも利用しやすい便となるとの見方もあり，今後の利用率などを注視してまいりたいと考えております。

また，福岡・奄美便についても，来春からの就航の強い意思をＪＡＣ側は持っており，ＪＡＬグループに働きかけているとのことでございますので，期待いたしております。次に，航空運賃の見直しについてですが，すべての離島路線は観光振興のみならず，離島住人にとって重要な公共交通機関であり，

市長会や離島行政懇談会等を通じて，各関係機関と連携し，国に対し最低でも沖縄並みの航空運賃の値下げにつながる公租公課の減免や運行費補助制度の拡充の要望を今後とも継続してまいりたいと思っております。

こうした中，航空機燃料税の税率軽減や着陸料引下げの報道が一部なされました。これが直接，航空運賃の値下げにつながるよう，私どもとしては，今，期待をしているところです。

７番（向井俊夫君）　ジェットが今回，プロペラにＪＡＣに移行することによって，１機あたりの定員が非常に減って，全体で１日２０８席のマイナスということでございます。それとあと東京，大阪便の時間変更，これが凶と出るか吉と出るか，しっかり分析しながらですね，また今後の陳情活動，それをしていかなければいけないのかなという思いがあります。あと，どうしても奄美の場合，これからのそういう世界自然遺産登録ということを目指した上においては，こういう航空路線，これをしっかり充実させておく，これが大事なことかと。

今，本土においては，空港が維持出来るかどうかという問題がたくさん挙がっております。そういう意味において，奄美はまだまだ幸せだなという思いがあります。ですから，そこら辺を十分にこれからですね，与えられた環境というのを活かしながら，やはり交流人口の拡大に努めるということも大事かと思います。

次に，スカイマークとフジドリームエアラインの奄美における展開と今後の見通しをお伺いします。

産業振興部長（川口智範君）　スカイマークの奄美での展開につきましては，スカイマーク側は国土交通省に，奄美・鹿児島路線について９月１日から１０月３１日の２か月間のみ申請をしており，１日１往復となっております。今後の見通しについては，定かではございません。フジドリームエアラインズの展開といたしましては，１０月２２日，２４日，２６日，２８日に信州松本空港からのチャーター便により約２８０人が来島すると伺っております。

今後，両社に対しましては，関係機関と連携しチャーター便の誘致活動や新たな路線，これはもう当然，ＪＡＬ，ＪＡＣ側に配慮した上での新たな路線でございますが，の開設について可能性を探り誘致活動をしてまいりたいと考えております。

７番（向井俊夫君）　はい。今回ですね，このスカイマークさんが９月，１０月の限定ではあるが飛ぶということに対して，市民は大変関心を示しております。行政としては，これからどう対応していくのか，何とかこれが継続出来ないのかという御意見をたくさんいただいております。９月，飛んだ当初ですね，私の知人が試しに羽田から神戸に飛んで神戸から鹿児島に飛んで，鹿児島から奄美に入っております。７時２０分に東京を出て１１時４０分に奄美に着いたと，往復航空運賃が４万５・６０００円で済んだと，そういう行程をとっても非常に安くついた。ましてや仮に，鹿児島・羽田の予定がなされておったと，そうなってきた時，仮に鹿児島・奄美という路線も開設できれば，もっと安い運賃が期待出来るのではないかという思いもあるのが事実です。

ですから９月１日に私ども観光協会では，初便の時に，初便が就航した時に，空港でお客様に歓迎レイ，黒糖レイを一人ひとり首にかけて歓迎いたしました。行政の動きというのが全然見えてこなかったんでね，ＪＡＬ，ＪＡＣに対する配慮なのかなと，ＪＡＣの株主が４０パーセント市長さんが持っているということだけの配慮で，そういう新しい格安航空会社に対しての配慮がなされないのかなと，大変残念に思いました。

そういう意味においては，市民のやはり希望というのは，いかに安く行けるかと，高飛車に構えている航空会社よりは，やはり今の時代に合った航空運賃，それが出せる航空会社をしっかりやはりお願いしていくということが大事だということを申し上げておきたいと思います。

そしてですね，私がもう一つ関心したのは，神戸市役所からですね，封書がまいりました。で，中を開けて見るとスカイマークの時間表，そしてその兵庫県神戸中心に，空港中心とした案内地図でした。

そして是非，スカイマークを利用して神戸に来てくださいと，神戸市役所からそういう案内も行政あげてやっているということをお話して，奄美市はこれからどういう体制を取るのか，非常に楽しみにしておきたいと思います。

次に，中国旅行社が，先日ここを訪れて，この奄美へのチャーター便，これを飛ばしたいというお話がございました。それに対する対応策いかがお考えですか。

産業振興部長（川口智範君）　日本中国旅行社による奄美へのチャーター便について経緯を踏まえて答弁いたします。まず，日本中国旅行社における奄美へのチャーター便の話は，民間交流の結果，中国旅行社の代表取締役社長が奄美への視察に訪れ，官民一体となった対応の結果，具体化し，チャーター便の就航予定となっております。

チャーター便の具体的な内容でございます。１１月２０日インバウンドとして北京から直行便で奄美空港へ入り，アウトバウンドとして奄美から直行便でお客様を北京へ送り出すとの旅行企画が予定されております。

奄美市としての対応策といたしましてですが，まず，中国旅行社からの要望を受け，チャーター便を運航する中国国際航空公司に対し運行に関する要望書を市長名で提出いたしております。同時に鹿児島県観光連盟の旅行商品規格化支援事業による助成金の情報提供を行っております。また，鹿児島県が作成しました奄美大島の中国語のパンフレットを奄美大島観光協会を通じ中国旅行社に送付するなどの情報発信を行っております。

また，奄美空港への海外からのチャーター便は初めてであり，入管，税関，検疫や奄美空港の受入態勢の充実強化に向けた取組を大島支庁はじめ，旅行関係者と情報交換会を先日行ったところでございます。

７番（向井俊夫君）　はい。ありがとうございます。如何せん初めてのことですので，大変かと思いますが，行政としてですね，奄美市はと言われないような対応をですね，やはりして頂きたい。特に，北京からということで内陸部です。地元の観光関連の人が，どんなふうにあれしたらいいんだろうということで，大変，今，頭を悩ましています。私は言いました。東京，大阪から来る方は奄美に何を求めて来るかと，そう考えればいい，要するに内陸部で海のないところですから，実は３回ほど中国の釣りのお客さんを団体でお迎えしております。言葉が通じなくても漢字を書いて筆談でですね，そこそこ対応出来ました。それともう一つは内陸部の方ですと，あの奄美のきれいな海に指を突っ込んで，舐めて，あっ本当に海だと，そのきれいな海に大変感激して，自然を求めてくる。特に中国の場合，その大都市圏は環境が非常に，今，悪くなってきている。そういう意味では奄美の自然というのは貴重なやはり観光資源なのかなという思いがあります。そういう意味で中国の観光客・富裕層は買い物だけというイメージだけじゃなくてですね，そういう本当の自然，環境を求めている方がたくさんいらっしゃるということもお分かりいただきたいと思います。

次に，その奄美空港ですね，受ける奄美空港，整備，大変進んでおります。当初，できた昭和６３年からしますと，本当によくなったなと思います。その中で一つだけ，到着の手荷物の受取口，ターンテーブルが回っております。それが大変手狭であるということで，これの新設若しくは拡張の予定はないのか，お伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君）　御質問の奄美空港整備時における到着手荷物受渡口の拡張新設の予定についてでございます。

奄美空港ターミナルビルによりますと，奄美空港の開港２０周年に併せ，平成２０年に２，３００万円をかけて，エスカレーター，空調の改修，階段の拡張工事を実施しております。空港ビルの管理者にお聞きしたところ，議員御指摘のとおり手荷物の混雑ぶりから二重レーンにするなどの必要性は十分感じており，計画を持っているとのことでございました。しかしながら，乗降客数は平成８年度の６６万

９，８６２人を１００としますと，平成２１年度は５４万１，１１８人の８０．８パーセントと減少いたしております。

また，ＪＡＬからＪＡＣへ一部路線の移管がなされ，１機から降りる客数も減少しております。相当な改修費がかかることが予想されますが，改修の必要性については十分認識しており，今後，乗降客数の推移を見ながら改修の時期，規模を含め計画を進めてまいりたいということでございますので，御理解をお願いいたします。

７番（向井俊夫君）　はい。それこそＪＡＣさんのほうですね，４０パーセント株主ということでですね，そこら辺の要望を航空会社サイドからの要望が出せないものかどうか，それも市長のほうにお願いしときたいと思います。これは以前からですね，奄美に来る場合は，ダイビングとかゴルフとか釣りとか大変荷物が多いお客さんが多い。地元のお客さんも非常に荷物の多い方がおおございます。そういう意味では，本当に手狭だなと，人のごった返す中をですね，荷物を取り分けていくと，大変な状態をいつも目の当たりにしております。そういう意味においては，強い要望をしながらですね，その周辺の景観整備もいいけど，現実問題として利用する方々の利便性，それをしっかり考えていっていただきたい，これは強く要望いたしておきます。

次に，その合宿，奄美空港にですね，案内板が出せないかということです。今，市役所の横，駐車場横，そして朝仁トンネルの手前のほう，こちらから行きますと手前のほうに，今，合宿チームの案内が出ております。そういうような内容の例えばイベント，今，奄美で開催されているイベントは，こういうのがありますよとか，今こういうチームが合宿してますよとか，空港に降り立った方々，そういう方々にですね，周知できるようなそういう何か案内板，簡単なものでも結構です。これは観光協会のほうから言われております。別に答弁は要りません。今後，検討していただきたい。それを強く要望いたしておきます。

次に，３番目の住用の嘱託員，そして笠利の駐在員制度について，お伺いいたします。笠利地区の駐在員，そして住用の嘱託員における制度は，今後どのようになるのか，現在の両地区の年間予算と個々，個人の報酬規定はどうなっているのか，お伺いいたします。

市民部長（有川清貴君）　笠利地区，住用地区における制度は，今後どのようになるかとの質問ですのでお答えいたします。議員御承知のとおり，住用地区に嘱託員制度，笠利地区に駐在員制度があり，非常勤の特別職として行政と集落とのパイプ役を担っていると考えております。両地区におきまして，行政事務を効率的に遂行するためには欠かせない重要な制度となっております。また，冠婚葬祭を含め，すべての集落行事等において嘱託員，駐在員が中心に機能しており両地区の自治確立のためにも必要不可欠な制度であると認識しております。今後もこの両制度を活用し地域活性化に努めてまいりたいと存じます。

次に，現在の両地区の年間予算と個々の報酬規定についてお答えします。まず，住用１４地区の嘱託員制度の年間予算額は，９５５万２，０００円となっております。報酬規定は，均等割１００分の５０，世帯割１００分の３４，人口割１００分の１６であります。笠利２９地区の駐在員制度の年間予算額は，２，５５７万９，０００円で，報酬規定が均等割１００分の７０，世帯割１００分の３０となっております。

７番（向井俊夫君）　はい，今なされている役割，大変大きなものがあると私も感じております。ただ１００分のなんぼ，１００分のなんぼと，そんな言われても，全然何が幾らやら分からん，そういう意味では，幾らから幾らまでの報酬を差し上げていると，概略の一人頭の報酬金額，ちょっと教えていただけませんか。一人ひとりじゃなくて，一番下と一番上。

市民部長（有川清貴君）　嘱託員の住用のほうがですね，年間，住用のほうが一人当たり６８万円ですね，

駐在員のほうは年間平均約８８万円となっております。

７番（向井俊夫君）　はい，年間で住用のほうで６８万円，笠利のほうで８８万円，市の職員の方々の年間のお給料からしますと，１か月分いくか２か月分くらいの，１か月分から２か月分くらいのお給料かなと，今見たところ，そういうそれぐらいの報酬でですね，大変大きな幅広いお仕事なさってくださっている。そういう意味においては，感謝もしなくちゃいけないし，これからもしっかりやっていかないといけないなという思いがあります。

以前ですね，前市長が名瀬地区，次の２番目に入りますが，旧三方地区，農村部，そこも考えないといけないのかなという話をなさったことがあります。そういうのが，今，現市長のほうに申し送りされているのか，そして，旧三方地区では，この制度というのが導入するのがね，できないのかどうか，ちょっとお伺いします。

市民部長（有川清貴君）　名瀬地区の旧三方地区の上方，下方，古見方の農村集落では同様の制度が考えられないかということだと思いますが，お答えいたします。

住用地区，笠利地区での同制度は，行政からの周知及び伝達事項，広報誌等の配布及び掲示，災害時の状況報告などを行っており，非常勤の特別職として行政事務の一部を職務しております。しかしながら，名瀬地区においては，そのほとんどが行政で行っており，両地区の制度を旧三方地区に導入することは，職務内容が異なっているため，今後の検討課題とさせておきます。町内会，自治会の協力なしでは共生，協働のまちづくりは進めることは出来ないことも認識しており，旧三方地区を含め名瀬地区の町内会，自治会と行政の連携強化を図るため，今後何らかの対応は必要だと考えておりますので御理解賜りたいと存じます。

７番（向井俊夫君）　はい，旧名瀬地区においては，今のところは考えられないということですね。前回，６月の議会で栄議員のほうからも町内会長の件やら，こういう自治会，組織のことに関して質問がありました。そこら辺も踏まえてですね，やはり市民あってのこの奄美市だということを考え，特に均衡ある笠利，住用，名瀬の発展ということを市長かねがね申しております。

奄美市においてですね，旧名瀬地区のその農村部，特に古見方地区というのは，大変過疎化も進んでおりますし，全く笠利地区，住用と同じような生活環境にあるということから考えた時，こういう制度の導入というのは必要じゃないのかということで，これは今後また何回かきちっとした答え出てくるまで，やっていきたいと思っております。そういう意味でこれからの方向性というのをですね，どうすれば均衡ある発展が出来るかということを考えていただきたい。

最後に，プレミアム商品券を考えているのかどうかと，これは今度の補正の中で２，０００万円組まれておりました。前回は，印刷費とか，あと事務経費とかそういうのまで組まれて２，３００万円でしたかね，組まれていたのが，今回は２，０００万円だけということでございます。ちょっとお伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君）　まず，２０年度，２１年度とこの事業を実施した経緯についてでございます。

（「いや，経緯はいい。その僕が聞いたこと」と呼ぶ者あり）

私どもとしては，１０パーセント分のプレミアム商品券への補助ということで，印刷代等の部分については，私どもは今，予定はいたしておりません。

７番（向井俊夫君）　まだ１０パーセント分に関してだけの補助だということで答弁がありました。県のほうの補正で，今回，県議会でも８６億ですかね，補正，大きなあれで組まれていて，こういうプレミアム商品券に対する補助という項目もあったかと思います。そういうのも，もう１回調べ直してですね，

今，私ども商工会議所のほうに言われているのは，市のやるべきことをですね，商工会議所に依頼してきて，要するに予算措置が，それに伴っていないケースが多いということが，よく議員の中でも言われます。そういうことがないようにですね，していただきたい。

昨日の奈良議員の中で，運営費の補助，あれはあれで致し方ないかと思いますが，事業に関して，市がやるべきようなこと，若しくは，中心になってやるべきことをですね，他の団体にお願いする時は，それなりのやはり予算をつけていくということが，やはり大事ではないかと思います。そういうことをお願いしておきたいと思います。

多くの質疑に対し真しな答弁をありがとうございます。市長はじめ市職員の皆さまの市民のために頑張るお姿に敬意を表したいと思います。しかし，まだまだ多くの問題が山積いたしております。今回も同僚議員からも出てまいりましたが，万年赤字の国保問題，末広・港土地区画整理事業，おがみ山バイパス事業，奄振問題，少子高齢化と過疎化問題，そして市財政の立て直し等など多くの問題がございます。

今回は取り上げられませんでしたが，新庁舎問題，これは今後，建設するとなれば，その場所次第で，この奄美市の将来を左右すると申し上げても過言ではございません。審議委員だけに任せるのではなく，職員，議会そして，一番大切な市民の御意見を拝聴しなければなりません。また，３０年も４０年も使うことを考えると，これからの奄美を背負って立つ若者や小学生，中学生，高校生の夢を取り入れた新庁舎にするのも大事なことではないでしょうか。多くのことを申し上げましたが，長年，この奄美の経済界で頑張ってまいりました経験を活かし議会人として是非是非しっかり朝山市政を支えてまいります。よろしくどうぞ。ありがとうございました。

議長（世門　光君）　以上で新奄美　向井俊夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後１時３０分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党　関誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。御紹介をいただきました社会民主党社民党の関誠之でございます。質問に先立ちまして若干の所見を述べさせていただきます。

去る８月３１日，国土交通省から財務省に対して平成２３年度奄美群島振興開発関係予算概算要求がなされました。公共事業は前年度比４パーセント増の２０８億４，６００万円，被公共事業は前年度比３０パーセント増の５億６，４００万円の合計２１４億１，０００円となり，対前年度比は４パーセント増となっています。しかし，この要求額は，地元要望額２４２億４，０００万円の８９パーセントであります。

私は，奄振事業は奄美経済の自立を図るための手段であって目的になっていはいけないと一貫して問題提起をしてまいりました。昨年平成２１年４月の奄振法延長に際し，前年の平成２０年６月議会において奄振法の配慮規定活用，自立の仕様となる数値目標の設定，奄振補助金の交付金化，住民参加型の仮称，地元奄美振興審議会の設置など具体案を提案させていただきました。その後，鹿児島県が策定した奄美群島振興開発計画，平成２１年度から平成２５年度の概要には，十分とはいえないまでも奄振事業計画に初めて農業算出のほか１１項目の主要指標が数値目標として示されました。

また，平成２２年度奄美群島振興開発予算，奄振予算は，公共事業２００億９，０００万円，非公共事業４億３，５００万円の合計２０５億２，５００万円で対前年度比で約８２億４，０００万円減の２９パーセントの減額となり，地元に不安と同様を与えました。

しかし，この予算からは，予算体系が大きく変わり公共事業の一括計上分に社会資本整備総合交付金８５億１，２００万円，農村・漁村地域整備交付金１８億５，７００万円の合計１０３億６，９００万

円の新交付金が新設され，新交付金は公共事業の５１パーセントを占めるものとなりました。この交付金は，自治体の自由な創意工夫によるソフト事業の実施も可能な自由度が高く，使い勝手のよい新たな交付金で，地域主権の確立に役立つと国は説明をしています。しかし，地元の市町村会は，国に対し交付金に関しては，自由度を高め市町村に使いやすい仕組みづくりとか，平成２２年度奄振予算の大幅減額に対する緩和措置として，別途特別の予算措置をとか，県に対しては新交付金整備計画の全体事業基幹産業や効果促進事業の枠を事前に市町村に公表し，市町村が効果促進事業を提案できる仕組みにするなどの要望がなされたと伺っております。

どの要望も近々の課題だとは思いますが，今回の交付金は，地方分権の改革の一環であり地方主権をどう進めるか，もっと申し上げれば，地域のことは地域に住む住民が決める。地域主権を確立する一つの手段であると捉え，奄美に住む住民自らが計画を立案，実行するような奄振予算の体系に変えていくべきだと考えます。今回の交付金制度は，一括交付金への第一歩であり平成２２年度奄振予算減で事業が困難になったと嘆くのか，事業の洗い直しで事業の選択と集中を推し進めるのか，各自治体の捉え方で自治体間の格差が大きく開くかも分かりません。

これからは自治体の政策能力，企画競争時代であり職員，首長，議員や全市民が政策に参加するシステムづくりが求められると思います。

質問の前に，奄振事業についての（１）平成２１年を平成２２年度に訂正をお願いをいたします。では，質問通告にしたがい順次質問をいたします。

１　奄振事業についての（１）平成２２年度奄振事業の減額により，奄美市において支障の出た事業は何か。また，どういう支障が出たのか具体的にお示しください。

次回の質問からは発言席にてさせていただきます。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君）　お答えをいたします。ただいまの奄振事業につきましては，昨日も答弁をしたところでございますが，関議員がおっしゃいましたように，２２年度の奄振事業予算は，国費ベースで約８２億円の減額，対前年度比率で約３割の削減，その中でも特に，農業農村基盤整備事業が国費で約６４億円の減額，対前年度の比率で約５割の削減となり，大変厳しい予算配分でございました。

御質問の奄美市への影響ということでございますが，大幅な減額となりました農業予算で申し上げますと，奄振の公共事業に計上する本市主体の事業は，ほとんどありません。県営事業がほとんどでございましたので，団体へ奄振事業について，本市の事業については予算面だけで申し上げると，特に影響は受けておりませんが，本市の農業基盤整備事業は，ほとんどが県営事業でございまして，農業基盤整備予算全体が大幅な減額となったことから，当然，本市に関する農業基盤整備予算も減額となり要望に対しまして約３割減の当初の配分となっております。

したがいまして，基盤整備も当然，予算と連動いたしますことから，本市にかかる事業の進ちょくに遅れが生じることになり，また，奄美群島内で申し上げますと，徳之島や沖永良部島におきましては，国の直轄ダム事業の整備予算が大幅に減額となっていることから特に農業基盤整備の進ちょくに遅れが生じることが想定され，地域産業の柱となる農業の振興に大きな影響を受けるのではと危ぐされたところでございます。

ただ先ほど，９月７日でしたですか，新聞紙上等で９月の県議会に上程されました補正予算によりますと，国から農業農村整備事業予算の追加内示があったということでございますので，事業進ちょくの遅れを回復出来るのではと期待しているところではあります。奄美市分について申し上げますと，当初，要望は，およそ３億円余りでございましたが，実際に付きましたのは，２億１，８００万円ぐらいでございます。今回，追加の補正予算，これが県議会で採択をされますと，約１億９００万円ぐらいですか，新たに補正で付くことになりますので，大体満額の金額がつくことになろうかと思っております。

１４番（関　誠之君）　県の追加予算まで合わせると，奄美市においてはもう満額確保というふうに理解をいたしますが，そこでですね，先ほど，申し上げました交付金の新設というのは，この事業の見直し，いわゆる選択と集中をどう進めていくのかというものの一つの手段として出てきたように理解をしておりますが，この事業の見直し，選択，集中はどのように奄美市では行われたのか，お聞きをしたいと思いますが。

企画調整課長（東美佐夫君）　選択と集中で，どういう見直しを行ったかということでございますが，２２年度については，奄振の延長の際に，３分野，観光，農業，情報という３分野の重点分野というふうに示されておりましたので，その３分野について集中的に事業の見直しというか重点的な要望を取り上げていったということでございます。

１４番（関　誠之君）　奄振のいわゆる農業，一次産業，そして観光，ＩＴということであったというふうに，今，お答えがありましたが，ということは，来年度の予算には，そこを中心に十分な予算が配分されるものだというふうに理解をして，またその時に御質問をしたいと思います。

二つ目です。２と３とは質問が関連いたしますので，併せて質問をいたしたいと思います。新交付金の受け皿はどこが行い，どのような配分がなされているのか，なされたのかということが一点，（３）の新交付金に基づく新たな整備計画が，奄美市においても作成をなされていると思うが，その概要を示していただきたい。二点についてお答えください。

総務部長（松元龍作君）　御質問の新交付金，国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金のいずれにおきましても，おおむね３年から５年の計画となり，その計画に基づきまして当該年度に実施する事業に必要な予算を要望し，国の予算の範囲内において交付を受けるという仕組みになります。

その交付金の受け皿は，いずれも県が国から一括して交付を受けまして，その後に県の裁量において，それぞれ計画単位に基づき市町村に配分されることになります。

一例を申し上げますと，本市の道路交付金予算で申し上げますと，土木課の所管する市道の整備事業や都市整備課の所管する街路事業などの事業予算，また，名瀬，笠利，住用地区の地区ごとの予算などが，事業や地区ごと応じて予算配分がされるのではなくて，自治体での道路予算を一括して交付を受けることになります。

それから新交付金に基づく整備計画はということでございますが，国土交通省所管の社会資本整備総合交付金につきましては，４分野に計画を策定することになっております。道路や港湾事業等からなる活力創出基盤整備，河川や下水道事業等からなる水の安全安心基盤整備，都市公園や市街地整備事業等からなる市街地整備，住宅や住環境整備事業等からなる地域住宅支援の４分野の基に計画を策定することになっております。整備計画は，県全体で一括するもの，それから奄美群島全体で一括するもの，または市町村単位で作るものと，それぞれの分野において策定することになります。ただし，それぞれ分野化におきましては，事業ごとに細分化して計画をするケースもあると聞いております。

本市に係る事業計画では，道路や港湾事業の計画や下水道事業の計画につきましては，奄美群島を一括りとした広域的な整備計画として策定はされております。

次に，農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金についてでございますが，この交付金は，農林水産省の所管する農村の農業農村整備基盤，山村の森林基盤，漁村の水産基盤，海岸の海岸保全施設と一まとめにした整備計画を策定することになります。

この交付金にかかる整備計画も先ほどの国土交通省所管の整備計画同様に奄美群島を一括した広域的な計画で策定されることになっております。

１４番（関　誠之君）　なぜ質問をしたかと言いますと，平成１６年の奄振改定の時に，地方地域重視の

法体系ということで，いわゆる県が振興開発を計画を作って，国がそれに同意をするという体系に変ったわけですよね。そういう中で，この交付金が県が国から一括してきて、県のほうでまた市町村に計画によってですけれども配分をするということになると，これは県の権限が増大をしてですね，また県全体での計画とかいうのであれば，その計画査定が県任せにはならないのか，というようなことが，危ぐをされますので，是非この辺についてはですね，留意しながらやっていただきたいというふうに思います。

整備計画については，今，申し上げましたように，４基幹事業ということで，県，群島一帯，そして市町村だということは，よく理解をいたしますが，その中でですね，奄美市として既存の計画で，この新交付金事業に移し変えをしたほうが良いのではないかという事業がありましたら，お答えいただけますか。

企画調整課長（東美佐夫君）　個別個別に全体を述べるのは，ちょっと今，資料を持ち合わせていませんが，都市公園整備事業，今回の運動公園，運動公園については，一般ソフト事業から今回，基幹事業として，今回の計画の中に社会資本整備交付金の中に計画の見直しをして変更しております。

１４番（関　誠之君）　はい。分かりました。いろいろ考えられることは出てくると思うんですよ。ですから是非勉強されてですね，お互い勉強いたしまして，一番いいこの事業の在り方を探っていきたいというふうに思っています。

次に，奄振における，奄振事業における，奄美市の奄振事業における主要施策と今後の課題ということで，お示しをいただけますか。

総務部長（松元龍作君）　平成２３年度の予算要求とそれから主要施策について申し上げれば，来年度の予算要望に当たりましては，今年度の厳しい予算配分を踏まえまして，奄振予算の復元，特に農業農村基盤整備事業予算の所要額の確保，それから非公共事業の拡充などを重点的に国に要望活動を行っていきたいと考えております。

初日から答弁で申し上げましたとおり，来年度の概算要求では公共事業，非公共事業とも，全国他地域よりも高い伸び率が示されておりまして，安堵しているところでございます。中でも本市としまして，雇用拡大や農業ブランドの確立化に向けて，来年度の主要施策と考えております情報通信産業インキューベート施設整備や奄美大島選果場整備が新規事業として非公共事業枠に盛り込まれたことに対しましては，高く評価をし，感謝をしているところでございます。

奄振確保の課題として申し上げますと，来年度の概算要求において示された基準からいたしますと，今年度の当初予算との比較が一つの目安になっております。この来年度要求では，前年度比１割削減の予算要求額の設定がなされたため，今年度ように当初予算が大幅に削減されることになると，次年度以降の予算要求に影響が及んでいくのではと懸念されているところでございます。

そのため，予算確保につきましては，まず対前年度予算を割り込まないようにするというのが最低限の課題だと申し上げるところでございます。

１４番（関　誠之君）　重要なのは対前年度比を割り込まないということで理解をいたしましたが，３点だけ，私が考えた課題的なものを申し上げておきたいと思います。

事業の広域的計画案と社会資本整備交付金を一括交付金に代えていくような努力が必要ではないかなというふうに思います。二つ目は，大島支庁に奄振に関わる全事業，全事務を執行する課を是非設置をするよう要望していただきたい。今ありませんので，そういった課題。そして三つ目は，将来は，奄美文化広域事務組合の機能強化を図って，奄振に関わるすべての事業事務を執行する機関を作っていきたいと。このことについて，市長は，広域組合の管理者ですから，今，町村会でしたか，統合問題がありますけれども，そういったものと絡んでですね，市長の見解があればと思います。

市長（朝山　毅君）　広域組合の管理者として私の意見を述べさせていただきます。

広域事務組合と町村会においては，同一の建物で仕事をいたしております。広域事務組合が，設立される以前は，郡内の町村会，いわゆる市町村，そして議長会含めて町村会が事務作業を行い，例年度の概算要求，また，１２月の予算の内示と加えて全郡の市町村議員大会等など主要な当時１４市町村にまたがる事務作業を進めておりました。

しかし，広域事務組合が設立されて各市町村から輪番制として職員派遣等々やってまいりました。その中において，事務が競合する，また，行動が競合するということもございまして，前市長の管理者の時代に，やはり私もその一員でもございましたので，町村会と広域事務組合の統合はいかがかということが，各市町村から課題として提出され議論をした結果，平成２４年度からは町村会をなくして，広域事務組合で一括して事業を，事業といいますか方針を立てていくということに相成っております。

したがいまして，今後は特に，広域的な中において奄振事業の予算の要請活動，そして等々における一連の群島全体にまたがる事務作業が，広域事務組合で充実なされると思っております。発展的な解消という形で町村会が解散され,そして広域事務組合に事務統合,統一されるということでありますので,機能としては充実していくんではないかと，私は，そのように考えているところでございます。

１４番（関　誠之君）　奄振の最後になりますが，２３年度の概算要求が出たということで，先ほど，総務部長からありましたが，その中でですね，農業農村整備は，全国で一番高いベースになっていると，そして,海岸道路については,皆減になっているけれども社会資本整備総合交付金の中に入っていると，非公共振興開発，産業振興事業，これは１４１パーセント，選果場が１億６，０００万円できておったけれども，２か年で事業を考えるので少し落としていると，分かりませんが来年度は，満額確保するだろうというようなことも先ほどありました公共の中で奄美市公園整備事業が,概算要求の中に入ったと，そして，非公共ハードでは選果場，いわゆる振興開発産業振興等事業，いわゆる産業振興等地域資源活用の中に入った。インキューベート施設が同様に採用されたということが，手元に３１日，入りましたが，このことについて市長の見解があれば少しお聞かせいただけますか。

市長（朝山　毅君）　非公共，公共事業の中で２５億７，９００万円だったでしょうか，これが交付金化ということになっております。その中で，農業関係が最も大きいわけですが，沖永良部を中心にした農業農村整備事業が約１３億円相当あると思っております。それらのことについては，先般来お話があります政策コンテストの中において十分に論議されていることと思います。同時に，年末における財務省査定なども大きなハードルでございますので，群島民一丸となって予算の確保に努力していかなければいけないと思っております。

加えて，非公共事業の中に交付金化，約６，８００万円だと，ちょっと手元にありません，記憶いたしておりますが，その中で，選果場１億６，０００万円，そしてインキューベート施設が１，７００万円，同時に徳之島の食肉センターも入っていると思います。そのようなことで，パーセントとしては，１３０パーセントということで，高い伸び率を示しているということでございます。そのことについても，今，議員がおっしゃったように，選果場については２年間でということの予算確保に向けて努力をいたしますし，また，インキューベート施設については，新規でありますが今年度，国交省の中で予算化されますと，やはり頭出しということでもありますので，一つのめどがついたかと思いはいたしますものの,やはりコンテストの中において十分な説明をして,やはり御理解いただけなければいけないと，いうふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても，国交省，農水省においては，責任を持って財務省に予算を上げていただきましたが，今後は，県及び私どもにおいては，やはり政策コンテストに向けた努力を重ねていかなければいけないと思っているところでございます。

１４番（関　誠之君）　民主党の政権下でもですね，政権が代わっても特別措置法というのは，かなり地

元の要求を頑張って実現しているというふうに思っていますが，評価をされますね。それでは時間がありませんので，次にまいりたいと思います。

質問主題の２，奄美市の財政についての質問に移ります。奄美本市の財政は，国の積極的な地方財政対策や合併による支援措置などにより，財政指標は，いずれも財政力指数を除き，若干の改善がなされていますが，類似団体と比べて決して安心できるという状況にはないと思います。

今後，どのように財政規律を守りながら，どのように政策を実現していくかが議論となると思います。また，私の調べによりますと，投資的経費が平成１９年，３７億４，９２１万円から平成２０年は４２億５，０８９万円，平成２１年度は４２億３，３０４万円に増加しており，特に単独事業が平成１８年度１３億２，２２１万円あったものが，２１年度には１７億９，４１１万円の３５パーセントも増加をしております。

今後，公園整備，教育施設，公営事業，庁舎建設など整備を進めるとすると，今の年間起債発行を３８億円の枠で出来るとは到底考えられないと思います。

そこで財政規律の基本である起債管理の面からも１，２，３を合わせて質問をいたしますので，お答えください。

一つ，起債発行３８億円の枠はどのように守られてきているか。二つ目，今後の教育設備，公営住宅，庁舎建設時にも起債発行３８億円の枠は，守っていけるのか。三つ目，奄美市財政計画に，庁舎計画は含まれているのか。いないとは思いますが，簡潔にお答えください。

総務部長（松元龍作君）　起債発行額の３８億円でございますが，もう御承知のとおり，財政の基本は，「入りを図りて，出るを制す」というのが基本中の基本でございます。したがいまして，返済する額よりも借りる額が少ないというのが基本でございますので，その枠を守りながら事業は進めていきたいと，このように思っております。したがいまして，年度ごとに若干違いますけれども，３６から３８億円の枠は守っていきたいと，基本的には思っております。

それから２番目の教育施設，公営住宅，庁舎建設時の起債発行の３８億円枠は守っていけるかということでございますが，本市の実施計画，財政計画は，昨年度の２１年度に作成したものが，最も新しい計画でございます。当然ながらその時点で今後必要とされた教育施設や公営住宅は計画に盛り込まれておりまして，それらを含めて起債総額３８億円以内としているところでございます。

御質問の庁舎建設費用につきましては，昨年の段階では実施計画，財政計画には反映されておりません。御承知のとおり，先般，庁舎検討委員会が発足いたしまして３総合支所の庁舎建設について，是非も含めて御議論をいただいております。その経過も踏まえながら，今年度策定する実施計画，財政計画に盛り込むかどうかを検討させていただきたいと思っております。庁舎建設費用を盛り込むという前提で申し上げれば，その財源の多くは，地方債，合併特例債ですね，頼らざるを得ませんが，少なくとも新庁舎を想定いたしますと３８億円枠では到底はまりませんので，その段階では，議員の皆さんに御相談を申し上げたいと，このように思っております。

先ほどの３番目のことについては，先ほど申しましたとおり，現在のところは，財政計画に庁舎計建設は含まれておりませんということでございます。

１４番（関　誠之君）　希望的願望としては，３８億円を守っていかなきゃいかんということですけども，実際の話として，庁舎がどれくらいの規模になるのか分かりませんが，恐らく３０億円前後になるとすればですね，相当な基金や財源がなければ，この３８億円の枠を守れるとは思いませんが，その辺のところについてですね，今後の財政シミュレーション，当然，現実に即した財政のシミュレーションというのも作っていかなければいけない。当然，庁舎の今，検討委員会ができておりますから，そのことは，そこに譲るとしてですね，想像するに２７年までですか，この１０年間，特別，いわゆる合併特例債を使うとすれば２７年までに庁舎が建たんないかんわけですよね。そうすると，計算後ろからしていきますと，２７年に建ったとすると，２年，大体事業ですから，そうすると２６年，２５年には実施設計が

できていなきゃいけない，いうふうになるわけで，その辺についてですね，是非この財政計画を洗い直して現実に沿った財政計画にしていただいて，また資料をいただきたいなというふうに思いますが，一つ要望しておきたいと思います。以上の議論を踏まえてですね，奄美市における財政運営の課題は何であるか，お示しをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　本市の財政状況につきましては，平成２１年度の決算を踏まえまして詳細については，また決算委員会等で御説明をさせていただきますが，先ほど，関議員もおっしゃいましたとおり，財政指標では若干の好転は見られております。

このような状況の中で，本市財政運営の課題といたしましては，短期的には先ほどの庁舎建設問題，あるいは横浜ベイスターズ秋季キャンプ誘致のための野球場整備など，新たな新規の行政経費が未だ財政計画に反映されておりませんので，新規事業の財源確保，こういうことが必要だろうと思っております。

先ほども申し上げましたとおり，このことによる地方債の増加も課題となりますが，なるだけ交付税算入の優位な地方債の確保に努めていきたいものだと考えております。

長期的な観点におきましては，財政力の弱い本市のような離島におきまして，特に，地方交付税の安定的な確保が，今後とも重要な課題となりますが，現在の国の財政運営をみますと，その動向は不透明であり現在の交付額を確保できるかどうか，非常に危ぐしているところでございます。

また，御承知のとおり，合併１０年後となる平成２８年度以降の普通交付税は，段階的に一本算定に移行しまして，平成３３年度以降，現在と比較しまして交付税が単年度に約１２億円減少することとなります。

今後の合併特例期間は，これらのことを念頭に置き，縮小する財政規模に見合った行政体制の整備と特別な行政需要に備えた基金積立金の確保が重要ではないかと考えております。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　財政のことについては決算委員会もございますので，そこで細かい質疑をさせていただきたいと思います。時間がございませんので主題３番目の福祉について質問いたします。

なぎさ園のことについて，前回の一般質問を出したんですけども，時間がなくて質問ができませんでしたので，改めてお伺いをいたしたいと思います。

一日目に崎田議員が質問しておりますから，建替えの進ちょくのことについては，いいんではないかというふうに思います。

二つ目はですね，事業団から今，出向している８人おると思いますが，現況と今後の雇用状況について伺わしていただきたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　それではお答えいたします。現在，勤務しています事業団の職員につきましては，生活相談員が１名，事務員が１名，看護師１名，介護支援専門員１名，介護士２名，調理師２名で計８名の方が，奄美市社会福祉事業団の就業規則を適用して蒼寿会のほうで働いております。

今後の雇用につきましては，合意書に基づきまして雇用期間の制限は設けておりませんが，大半が定年を迎える１０年以内をめどに改めて協議を行うこととなっております。

１４番（関　誠之君）　併せて質問すればよかったんですけども，建替え後の建物ですね，今の現状は土地についてはですね，有償貸与ということで建物は無償譲与ということになっているようですが，建て替え後，１０月の着工で来年の８月完成とか言っておりましたが，その建て替え後の建物，いわゆる無償譲与になっておりますから，なぎさ園のものじゃなくて医師会のものだったわけですよね，なぎさ園というか事業団じゃなくて，その後はどうなるのかについて，それと今，土地は何へーベーのどれくらいの価格で対応しているのか，何へーベーの土地を幾らで貸しているのか，お伺いします。

福祉部長（福山　治君）　先ほど，議員がおっしゃったように，今年の１０月に着工して来年の８月に完成という予定でございます。この完成後，現在の建物につきましては，県との協議によりまして，移転後には取り壊すという予定になっております。更地にして市に返還される，土地の返還がされるという予定でございます。

現在，建物の所有は医師会じゃなしに建物は，社会福祉法人蒼寿会というところでございます。

御理解いただきたいと思います。

土地につきましては，面積が４，７９２．５へーベーで，賃貸借の契約によりまして，年間約２５３万円で貸し付けております。

１４番（関　誠之君）　次に，笠寿園の民間委託について質問いたしたいと思います。先ほど申し上げたとおり，なぎさ園においては建物は無償譲与，土地は有償貸与となっているが，なぜ笠寿園の民間移譲については，土地を購買にするのか。今回の民間移譲は利用者にとって施設におけるサービスの質の向上，将来における施策環境の改善が施設環境の改善が目的であり，奄美市の地域福祉計画における高齢者福祉の位置付けをどうするかという問題であると，私は考えております。土地の購買最低価格が６，１４２万５，０００円と発表されているが，このようなやり方は，初期投資に多額の資金を必要とし，施設におけるサービスの質の向上,将来における施設環境の改善等が置き去りにされる可能性が大きく，資本のある法人に譲与されることは明白であり公平な競争が行われず，民間譲与の在り方としては，大変な問題であり奄美市の地域福祉計画の将来に大きな禍根を残すのではないかと危ぐをいたしております。

また，選考委員会の委員に奄美市議会各常任委員会委員を入れ，購買を行う事業者の選定に議員が関与させることについては，法的な疑義があり問題だと思うが，どうであるか。

また，どのような理由で入れたのか，議会への手続きはどうなされたのか，お答えをいただきたいと思います。

福祉部長（福山　治君）　まず，土地を有償で譲渡するということでございますが，建物その他の備品においては，無償で譲渡することとしております。老人福祉の観点から譲り受ける法人においてスムーズな事業の展開が行えるよう十分配慮をいたしております。有償で土地を譲渡する件についてでございますが，土地の入札金額だけで譲受け法人を決定するのではございません。選考委員会において，申込み法人の運営理念や入所者及び職員の処遇などを検討して，その中から安心して事業運営を任せられる一定の基準を満たす法人を選定した上で残ったところに対して,土地の入札を行うものでございますので,御理解のほどをお願い申し上げます。

続きまして，笠寿園に議員を入れた問題につきまして答弁申し上げます。笠寿園は，旧笠利町において地域の老人福祉の要として施設された施設でございます。合併により奄美市の所有となったものでありますから，いかに公平，公正にして透明性にも配慮し，市民の方々にも納得のいく形が取れるかということで検討した結果，地域バランス，幅広い階層，専門分野から，さらには市民の代表である市議会議員にも入っていただくことで広く奄美市民の意見が反映できるよう選考委員会の設置要綱を定めまして，その職を持って充てたものでございます。御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

１４番（関　誠之君）　最後にお聞きしますけども，崎田議員のほうからありましたが，労組とのその交渉ですね，具体的に言えば，市職員と臨時職員，話し合いがなされたようですけども，結果はどうなったのか，お聞きをいたします。

福祉部長（福山　治君）　職員との話し合いは，まだ今でも継続はしているわけでございますが，合意はいただいております。労働組合との話し合いにつきましても，ほとんど合意にはなっていますが，あとはその覚書といいますか，その協定書を結ぶ，その内容，文言の在り方について，今，協議をやってい

るというところでございます。

１４番（関　誠之君）　是非，丁寧にやっていただきたいと思います。次の質問に移ります。去る７月４日，奄美市の奄美観光ホテルで沖永良部の郷土出身者で組織をされている郷友会沖州会が開催され，華やかにかつ盛大に行われ郷土に対する熱い思いが伝わる会だったと思います。幸いにして奄美の各郷友会は，関東をはじめ関西，中部，鹿児島，沖縄など各地に結成をされております。

この郷友会が全国的に連帯し郷土のために，奄美群島全体のために英知を結集出来ればと常々考えておりました。全国連合を結成する取っ掛かりは，例えば奄美市で全国の郷友会三役会を開催をして，全国連合会の打ち出しを行うとは，行政の手助けが必要ではないかというふうに考えております。そこで提案をいたしますが，全国奄美会連合会の結成に，どういう連帯援助が出来るのか，お答えをいただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　関議員にお答えいたします。多くの出身者の皆さん方が全国で，それぞれの市町村の郷友会を組織され，深い郷土愛の下，交流が図られていることは，議員が今お話になったとおりでございます。

私も合併前の笠利町から，また合併後の現在に至る間に関東，関西，中部の郷友会に出席をさせていただき，その郷友会の郷土愛そして団結そしてそれぞれの地域でつくってこられた人脈それらのパワーを感じ，このエネルギーを何らかの形で島興しに活かしていきたいと，その思いが私は出身者による１００人応援団というイメージでございます。また，その出身者皆さん方が，やはりそれぞれの市町村に対する御提言，御教授をいただいておりますし，同時にその連携は，やはり交通の利便性，そして情報の利便性により，なお強固たるものになっていることも事実でございます。

したがって，その思いをしっかり受け止めながら，先ほどの広域事務組合，構成する１２市町村の首長の皆さん，また議会の皆さん方とも相談をしながら全国の奄美会，若しくは全国の郷友会組織というのができるのか，また，スムーズにいくのか，そこら辺を議論をさせていただきたいと思っているところでございます。

議員がおっしゃったように，先般，沖州会が全国のがございました。あのような形で集まるということは，沖州会だけらしいです。

したがって，それを真似をさせていただきながら関東，関西，中部，鹿児島，沖縄それぞれ，それぞれ１２市町村の郷友会があるようでありますので，そのことの情報も交換しながら話し合いをさせていただきたいと思っております。

しばらく時間のかかることではあろうかと存じますので理解方よろしくお願いします。

１４番（関　誠之君）　是非，奄美の営業マン，トップセールス宣言をやっておりますので，島を売り込むために先頭に立って頑張っていただきたいと，そのためには私どもも協力をさせていただきます。

二つ目の質問，平和市長会議への加入についてでございます。１９８２年，昭和５７年，広島市長秋葉忠利氏の提唱により，核兵器のない平和な世界の実現を願う市民意識の喚起のために，平和市長会議が設立され現在１４４か国４，１４４の自治体が加入をしております。奄美でも天城町，知名町，和泊町，宇検村，大和村が加入し伊仙町は手続き中であると伺っております。そこで市長にも是非加入をしていただきたいと思いますが，いかがでございましょうか。

総務部長（松元龍作君）　お答えいたします。平和市長会議は先ほど議員が，おっしゃいましたように，広島，長崎両市の呼びかけにより世界の都市が国境を越えて連帯し，共に核兵器廃絶への道を切り開くべく設立されたものでございます。

現在，国内だけで申し上げますと，加盟団体数が７８５，市については７８６市の内５１２，約６５．１パーセントの市が加盟しているようでございます。また鹿児島県内では鹿児島市など１１市町村が加

盟し，大島郡内でも先ほど議員おっしゃった天城町，知名町，和泊町，宇検村，大和村などが加盟している状況でございます。

平和市長会議の世界平和を望む活動主旨については,市民も広く賛同するところだと考えております。

また，本市は，非核平和都市の宣言もいたしているところでありますので，加入に向け前向きに検討いたしたいと考えております。

１４番（関　誠之君）　是非，加入に向け前向きに検討をしていただきたいと思います。最後の質問になりますが，一般質問後の取組ということでさせていただきます。議員も言いぱなし，当局も言いぱなしということではいけませんので，是非こういう形で努力をしているということをお示しをいただきたいと思います。１から５まで一括して提案申し上げて，答えをお聞きしたいと思いますので，時間が９分になっておりますから各１分３０秒で仕上げればすべて終わると思いますので，よろしくお願いをいたします。

一つ目は，名瀬崎原，住用役勝の携帯電話不感地区の解消について，これは１２月議会，公共ネットワークの利用活用拡大に努める中で検討というふうに言っております。

二つ目は，火災時における水損被害の救済，０９年の１２月議会で，奄美市消防災害罹災者に対する見舞い金支給要綱の規程の整備を行いたいというふうに言っております。

三つ目は，共同墓地，納骨堂の建立について，これも９月議会ですが将来的に共同墓地の納骨堂の建立は，必要不可欠であるというのが言っておられます。

四つ目，障害者の相談窓口の一元化，３障害を一元化して相談を行うべく自立支援協議会を立ち上げるというふうに言っております。

五つ目,災害時要援護者の非難プラン作成,国の非難支援ガイドラインを踏まえて取り組んでいくと，いう回答でありますから，前置きは要りませんのでどうなったか，お示しをいただきたいと思います。時間が切れましたら，その時点で私の質問を終わらせていただきます。

産業振興部長（川口智範君）　御質問の住用上役勝地区につきましては,今年５月に解消されております。

名瀬崎原地区につきましては，今月中旬のサービス開始を目指し，現在，鉄塔建設などが進められております。

福祉部長（福山　治君）　火災時における水損の被害の救済ということで，奄美市消防災害罹災者に対する見舞金支給要綱を今年の２２年の２月に要綱の改正を行い，救済できるようになりました。

市民部長（有川清貴君）　少子高齢化に伴い無縁となる墓地が,さらに増えることは予想されております。この対策として,将来的には,共同納骨堂の建立は,先ほど議員言うとおり必要不可欠だと思いますが，今後，墓地台帳整備等各種作業が控えておりますが，可能な限り迅速に進めてまいりたいと思いますので，御理解のほどよろしくお願いいたします。

福祉部長（福山　治君）　障害者自立支援協議会の設立にいたしましては，今年の４月に奄美地区地域自立支援協議会を設立いたしております。３障害の相談支援事業所がより緊密に結びつき協議会の事務局として会を運営しております。ただ，議員が想定しておられる，その３事業所が１か所にまとまってということにつきましては，今設立したばかりでございますので，今後の課題として，また検討していきたいと思っております。

総務部長（松元龍作君）　災害時要援護者の非難プランということでございますが，このプランについては，現在のところ作成はいたしておりません。しかしながら，本年４月から地域見守りネットワーク支援制度ということで，要援護者への支援制度を進めているところでございます。併せまして，要援護者

が入所する福祉市内施設の確保においても，市内にある福祉施設と，現在，協議を行い，災害時要援護者の対策について，現在，行動しているところでございます。

１４番（関　誠之君）　５問のうちですね，２問は解決をしているようですから，かなりの努力をしていただいているというふうに，感謝を申し上げたいと思います。

そこで３番目の，共同墓地納骨堂の建立についてでありますが，もちろん必要不可欠というのは，前の議会で言っているわけですから，その後どういう取組がなされているのか，例えば墓地の整備にかなりの日数と時間がかかるというような答弁もありましたが，それに対して，プロジェクトチームもつくってやるやの発言も記憶しておりますけども，その辺について関連をして質問させていただきますが，その中で共同墓地ができていくのか。

市民部長（有川清貴君）　現在，平成２１年３月末において，奄美市有墓地が約２，１００基地あります。長らくお参りされていない墓地の特定作業をすべて終了し，３１７基の墓地について使用者，縁故者などの調査に着手しているところでございます。今後は，現在お参りされております１，８００基の墓地について，使用者の実態調査と台帳の照合作業を行い，継承手続きなど更新作業を行う予定であります。

また，墓地管理システムにつきまして，より実効性の高いシステムについて，情報センターと協議しながら共同墓地についても検討しているところでございます。まだ今のところ作っておりません。

１４番（関　誠之君）　次に，この災害時の要援護者非難プランの作成ということですが，初日に大迫議員が福祉行政について質問しておりますので，恐らく，このネットワーク支援制度というのは，この災害時要援護者の非難プランと合致をするところが大いにあるのではないかというふうに思いますけれども，これはですね，非常に近々の課題であって，できてなければいけないプランだというふうに，私は理解をしておりますが，その辺についてですね，もう一つ踏み込んで，この災害時要援護者非難プランが，どうしてできないのか，いわゆる課題が，こういう課題があってなかなか出来ないと，こういう課題を乗り越えたら大丈夫だというので，いつ頃までにどういう形で作れるのか，お示しをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　やはり災害時の非難対策につきましては，それぞれのネットワークを作成する必要がございます。各自治会ともネットワークを作らなければいけませんし，民生委員さんも然りでございます。それと未組織の自治会が，まだ多数あるということでございまして，なかなかその辺のネットワークが作れていないのが現状でございますが，先ほどもおっしゃいましたとおり，この見守りネットワークなど，こういう制度を早めに立ち上げ，今，進めておりますけども，早い時期にそういうプランも策定していければと思っていますので，よろしくお願い申し上げます。

１４番（関　誠之君）　災害が起こってからでは遅いわけでありまして，是非，名瀬の自治会が８，笠利，住用，いろいろ課題はあるようですけれども，是非，このプランをですね，作成をして安心・安全なまちづくりに頑張っていただきたいと，私どもも頑張ることをお誓い申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（世門　光君）　以上で社会民主党　関　誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後２時４５分）

産業振興部長から午前中の答弁内容に修正がありますので，発言を許可いたします。

産業振興部長（川口智範君）　午前中，向井議員の質問で，中国からのツアー便の答弁をした際に，１１月２０日来島予定という旨の発言をいたしました。先ほど，中国旅行社から連絡がありまして，１１月２０日については延期したい旨の連絡でございました。そういったことで御理解をいただければ，ありがたいと思っております。あくまでも中止とか取りやめということじゃなくて，延期ということでの話でございますので，よろしくお願いいたします。

議長（世門　光君）　引き続き一般質問を行います。

市民クラブ　栄勝正君の発言を許可いたします。

２３番（栄　勝正君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。うがみんしょらん。市民クラブの栄勝正です。質問も三日目に入り，さぞお疲れのこととは存じますが，今しばらく御清聴のほどよろしくお願いいたします。

質問に入る前に，少し所見を述べたいと思います。今年は例年になく猛暑が続き，体調を壊す人や熱中症にかかる人，不幸にも亡くなる人が全国的に特出しています。しかし，我が奄美においては，台風の直撃もなく，また干ばつもなく，特産品であるサトウキビも順調に伸びており，タンカン，ポンカン，パッション等の果樹も落下することなく，このまま収穫期まで台風など不測の災害が起こらないよう強く祈るばかりであります。

さて，我が奄美市，合併して早や４年が過ぎ５年目に入り，市長も二代目の朝山市長が誕生し，来年度は本格的な朝山カラーを出し，国も県も厳しい財政事情，目まぐるしく変わる政策など臨機応変に対応されるよう願うものであります。

朝山市長になって職員の意識改革も進み，市長が市政方針に掲げている豊な島の風土，島人が織り成してきた優れた文化，先人の尊い教え，そのことを活かしていくために，市民の方々と共に語り，共に考え，共に行動するという和の心，市民の笑顔があふれ，元気な声がこだまする明るい奄美市を市民の皆さまといっしょに力を合わせて創造していく名瀬，住用，笠利３地域の均衡ある発展や一体感のためにも合併してよかったな，住んでいてよかったと言えるようなまちづくりに全力で取り組まれるよう，強く願うものであります。

さて，去る７月８日に，久里町で発生しました火災において無くなられた方の御冥福をお祈りするとともに，被災された方に心からお見舞いを申し上げ，一日も早い復興をお祈りいたします。

消防署においては，行政無線等を通じて火災予防などを呼びかけていますが，今後とも火災報知器の設置などに全力で取り組まれ，痛ましい死者や負傷者が出ないよう署員一丸となって御尽力されるよう願うものであります。

さて，朝山市長，国も来年度の概算要求額９６兆７，４６０億円という発表があり，奄振予算も不透明ではありますが，朝山カラーの本格的な予算編成を控え重要な施策をどのように考えているか，具体的にお聞かせください。

なお，６月議会に提案され全会一致で可決された奄美市議会基本条例第８条２項に，本会議又は委員会に出席した市長等は，議員から質問及び質疑を受けた時，その論点を整理するため議長又は当該委員会の委員長の許可を得て，当該議員に対し反問することが出来ると記されております。緊張感ある議会にするためにも反問権を行使をして，活発な議会になるようお願いする次第であります。次の質問からは発言席にて質問をいたします。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　栄議員に激励を賜りなお一層の責任と勇気を自覚したところでございます。ありがとうございます。議員がおっしゃるように，現在，本市においては，合併時に策定された奄美市市町村建設計画を基調に将来に渡ってのあるべき姿，今後のまちづくりの方向性を明らかにするため奄美市総

合計画の策定作業を進めております。今議会においても，総合計画の基本構想案を議案として提出しておりまして，御審議をいただく予定となっております。この総合計画は，平成２３年度から平成３２年度の１０年間に渡る基本構想,これを達成するための施策の体系を示す今後,全工期５年間の基本計画,基本計画に基づき毎年度ローリングを行う実施計画から構成されております。

また，基本構想における基本理念である四つの基本姿勢に基づき，本市の目指すべき将来都市像として自然，人，文化が共につくるきょらの島を掲げております。

将来都市像を実現するために，政策分野ごとの五つの施策の大綱を定め，市政の展開を図っていくことにいたしております。

当然ながら，今回，議員の皆様に総合計画の基本構想を御審議，御承認いただいた後に，本市といたしまして，この基本構想に基づいた基本計画，基本実施計画の施策に向け作業を進めてまいりたいと思います。

さて，議員の御質問の件については，当然ながら五つの施策に基づくもの，重点施策となると考えておりますが，特に，平成２３年度の重点施策と想定しておりますのが，産業経済分野の観光立島を目指した産業連携のまちづくりに関することでございます。具体的に申し上げますと，平成２３年度先ほどの申し上げました奄振概算要求において要望しております選果場整備事業，インキューベート施設整備事業，名瀬運動公園整備事業などでございます。なお，これらについては，まだ概算要求段階で確定はいたしておりませんので，今後の動向を見守らなければなりませんが，重点施策として取り組んでいくために，年末までの予算内示に向けて一層の努力をしていかなければいけないと，考えているところでございます。

議員の御指導もよろしくお願い申し上げます。

２３番（栄　勝正君）　今，中央では，民主党の代表選挙が行われておりまして，次の首相がこの私たちの１億３，０００万近くの日本国民の先頭に立って舵取り役を誰にするかという選挙の真っ最中であります。その中で二人の候補がおっしゃっていることは，今の日本のこの国内経済を見たら大変厳しい状況に置かれていると，どうしたらこの再生できるかということで，いろいろとメディア報道がなされております。その中で，一候補は，２兆円の予備費を取り崩して，すぐ投入して経済再生に向けたいと，そして片一方の候補は，１兆円近く半分は，半分ぐらいですね，予備費を取り崩してやりたいというようなこともおっしゃっております。

奄美市においても，私は，大変厳しい経済情勢だろうと思っております。一人の人間を雇うのに，１０人も２０人もハローワークから紹介をされて殺到するという状態が,今,続いているようであります。そういう中で，この疲弊しているこの奄美市の経済情勢の中，やはりこの基金なども少しはあるわけでございますので，少しは何億円か取り崩して，そういう雇用のためにですね，民主党のある候補は，１に雇用，２に雇用，３に雇用と，これが経済を活性化する道だと言っておりますけれども，やはり朝山市長においても本当にこの今の状態をですね，打破するためには，そのような思い切った取組も必要じゃないかなと思っていますが，どのように思っておられるか，お聞かせください。

市長（朝山　毅君）　国政のことについては，メディア等を通して伺っておりますが，両候補にお話を伺っておりますけれども，両方とも私どもにとっては最も肝要なことであろうと思っております。経済の循環の中において，雇用により所得が生まれ，所得により税収が生まれ，税収によりまた雇用の機会が回転していくと，いうふうなことを考えますと，やはり今議員がおっしゃるように，大変雇用が停滞している状況下にございます。したがって，我々地方においては，雇用の機会を高めていくということは最も肝要なことであります。

一方，ひるがえって言いますと，やはり財政出動していかなければ，企業に元気がない，企業に元気がないと雇用の機会が生まれないということに，相関関係が生まれてくるわけでありますので，いずれにとっても奄美の企業が元気が出るように，元気が出れば雇用が発生するというふうなことであります

ので，やはり財政出動も我々にとっては，奄振事業を通して大変重要なことでありますし，そのことによって新しい私ども奄振が目指す農業による雇用の機会，そして観光，人口交流による雇用の機会，そしてＩＴによる雇用の機会，いずれも奄振事業に予算を要求していることでございますので，どなたがなろうとも我々の政治環境，経済環境によくあってほしいと願っているところでございまして，そのためには行政はもとより議会の皆さん方の御協力，お知恵をいただきながら，なお一層協力を図って地域経済の安定，そしてまた雇用の期待の拡大に，なお一層の努力をしていかなければいけないと，改めて思っているところでございます。議員の御質問の要旨には沿わなかったかも分かりませんが，私見として申し上げたところでございますので，御理解方よろしくお願いいたします。

２３番（栄　勝正君）　国も県も経済対策でですね，雇用というのを大きく掲げております。この間，ちょっとした県の情報などによりますと，名瀬港の海岸の掃除や，あるいは県道の掃除などに何百万円か投入して何名か奄美市内から雇用したという話も聞いております。ですからやはり，この際，来年度の基金などが少し取り崩せるようなことがありましたらですね，雇用のために是非いろいろと仕事はあるだろうと思いますのでですね，取り崩して，雇用を一人でも多く，雇用ができるよう場をつくってもらいたいと，これは強く要望いたします。

それから，平田市長は，一集落１ブランドというような目玉の施策を掲げて取り組んでまいりましたけれども，やはり本議会にもそのような質問もありましたけれども，朝山市長も，このような大胆な，さっきから観光立島ですか，大きな柱として頑張っていくという所存でありますけれども，やはり本当にこの観光を後ほどにも聞きますけれども，どのようにしたら平成３２年まで４５万人ですか，なすということなどが先ほどありましたけれども，具体的にですね，やはり一年，一年積み上げていかなければ，急に増えるわけではありませんので，この一集落１ブランドのようなですね，施策を掲げて頑張ってもらいたいと思いますが，何か来年度あたりからそういう二年目に入りますけれども，マニフェストの話も出ておりますけれども，考えがあったらお答えお願いします。

市長（朝山　毅君）　今，議員がお話になりましたように，一朝一夕に，また短期間において経済活動が進展するということは，考えづらい現況であろうと思います。先ほど申し上げましたように，一方のほうは，やはり経済成長戦略をとっていくというふうなことであります。そのためには，法人税を下げていこうと，法人税を下げることによって雇用の機会を高めていくというふうな構想を掲げておられますし，一方の方は，今の現状においては，９，２００億円ぐらいでは足りないと，２兆円ほどの財政出動を大きくして雇用の機会を根底から変えていかなければいけないと，いうふうな政策を掲げておられるようであります。

そういう中で，先ほども申し上げましたように，奄振事業というのが，その予算の中に組み込まれていくわけでありますので，私どもが目指すこのインキューベート施設による雇用の機会，そして観光人口交流による雇用の機会，農業による施策の展開，これらをする中においても，やはり雇用の機会が発生するわけでありますので,それを期待すると同時に,先ほど来の議会でお話が出ております交流人口，これは長年，旧名瀬市から皆さん方で頑張ってこられたスポーツアイランド構想に基づく人口交流，そして確実な数年間に渡るアスリートの皆さんの御来島，そして定着，新たには，ベイスターズによる新しい人口交流も発生するであろうと期待をいたしております。

先ほど，産振部長から訂正もございましたが，中国からというお話もございますし，諸々のアクションが私どもに届いていることも事実でございます。それらのことを総称しますと，やはり少しは，奄美に明るい話題が，来ているんではないかと，そのことにより，お互いが明るく元気になり，また，そのことが奄美の一つの売りとして発生してくるであろうと，同時に自然遺産登録，国立公園化に向けての動きが活発になってまいりますれば，否が応でも関係する皆さま方の往来が激しくなり，そのことによって人口の交流，そして中には定着というふうになっていきますれば，必然的に４５万の人口というのが見込めてくるであろうと，ただし，これはあくまでも目標数値を掲げながら最善の努力を図っていく

という一つの目安の数字でありますので，それを最大限の目標として努力をしていく過程，その緒についた現状であるということを御理解いただいて，なお一層，議員の御指導を賜りたいと存じます。

２３番（栄　勝正君）　何をするにも市長一人で出来るものでもありませんし，やはり何百名とおります職員の力の結集もなければ，何事も出来ないんじゃないかなと思っております。そこで，職員の意識改革ということでですね，やはりこれを生み出すのも職員の知恵も必要だし，いろいろとまた助言も必要だと私は思っております。

この職員の意識改革ということで，簡単に質問，施政方針にも，そしてこの間わたった行政大綱にもですね，職員の意識改革ということで記されておりますけれども，このような今取組を簡単でいいんですけども，どのように取り組まれているか，ちょっとだけとくだりをみんな読むと時間がありませんので，読みますけれども，地方分権の進展により職員には創造的な政策形成能力や財政創出能力，公務能力等が一層求められており，市民の目線に立った行財政運営を行っていくには，職員の徹底した意識改革が求められ，行政改革の成否は職員の意識改革あると言えます。このため職員が，「過去の慣例や前例にとらわれることなく，常に改善，改革する気持ちを持って仕事に取り組み，職員の意欲と能力が最大限市民のために発揮出来るよう庁内環境を整えます。」と，きれいな文言で記されております。

また，施政方針にも同じような文言が書かれておりますけれども，現在どのような取組がなされているか，簡潔にお願いします。

総務部長（松元龍作君）　御質問の職員の意識改革についてでございますが，採用後の年数や役職等でこちらから指名をして受講をしていただく研修以外に，参加者を職員に公募する研修をいくつか設けております。

業務に直接関係する研修はもちろんでございますが，そうでない研修でも職員が自ら行政マンとしてのスキルアップや自己研鑽の機会が得られるよう支援するところでございます。

今後も職員が自発的，積極的に能力開発に取り組める環境を整えてまいりたいと考えております。

２３番（栄　勝正君）　この問題をずっとやれば時間が足りませんのでやめますけど，一層，意識改革をしてですね,やはり民間は相当厳しいわけであります。売上が減って利益が減ったら給料も減りますし，ボーナスも減りますし，また，ないところもあります。そういう中で，一生懸命と家族を守るために頑張っている方々もたくさんおります。そういう意味でもですね，やはり職員も意識改革をして，民間に本当，今の職員は頑張っているなと言われるぐらいにですね，いろいろと頑張ってもらいたいと強く要望いたします。

最後の質問なんですけど，３億円余のお金を使って，今度，三儀山の野球場をはじめ，改修が行われております。その中で，私は，大変プロ野球が好きでありますので，大歓迎をいたします。反対はいたしませんけれども，このような莫大な予算を使って，さてまた来年は，どうなるかなと，私は，危ぐをいたしております。

来年のことを言えば鬼が笑うとも言われておりますけれども，やはりその辺も視野に入れて，今回の横浜ベイスターズの合宿があったのか，なかったのか，来年のことをちょっと伺いたいと思います。

産業振興部長（川口智範君）　横浜ベイスターズ秋季キャンプの実施に至りました経緯について，若干触れさせていただきます。

本年２月中旬に，球団側が，名瀬運動公園などの視察に来られたのがはじまりです。その後，いくどかの視察と協議を経て，６月に球団側からの正式要請を受けて，８月に市長が正式に受入を表明し，横浜ベイスターズ秋季奄美キャンプが実現いたしました。

この実現に至りますまでに，横浜側からのいろんな要望がございました。野球場の整備であるだの，あるいは屋内練習場のネット張替え，市民球場のグランド整地，キャンプ用備品，秋季キャンプに対応

できる最小限の施設整備の要望がありました。

これらの取組が，球団側には大変いい印象を与えたものだと思っております。議員がおっしゃるように，一過性でなく長くキャンプ地となり続けるためには，市，球団双方の信頼関係構築が必要であり，そのためには今秋のキャンプを成功させることが，まず重要であると考えております。

キャンプ成功のためには，施設整備のみならず市を上げての受け入れ態勢を整えることが言うまでもありませんので，今後，議員の皆さまはじめ，市民また近隣町村皆さまの御協力を賜りたいというふうに考えております。

２３番（栄　勝正君）　今後の対応が大事だと，来年度以降の確約はできてないということで，よろしいですか。部長，よろしいですか，それで。

産業振興部長（川口智範君）　先ほども申し上げましたように，一過性でないためには，これからの信頼関係をいかに築いていくかということが重要だと，私どもは今考えております。

２３番（栄　勝正君）　市民の貴重な税金，３億円余りを投入しているわけですから，やはりピシッと来年度以降も大丈夫だと，あるいは，まだまだ協力が足りないと，あるいは整備が足りないとか，いろいろあろうかと思いますのでですね，その辺はしっかりと精査をして対応されるようお願いしたいと思います。例えば，横浜ベイスターズ，夕べ，巨人と試合がありましたけれども，選手をほとんどの人が，市民が何人ぐらい知っているのかなと，村田とか，内川さんとかいう方は，世界選手権にも出ていますので,ほとんどの人が知っていると思いますけど,その他の選手を誰が何人ぐらい知っているのかなと，私は疑問にも思っています。ですから早々と，やはり，そういう知らせるためにもですね，広報誌，選手の名前とか出身地とかですね，いろいろ工夫をしてやってもらいたいと，これは強く要望して終わりたいと思います。

それでは次入ります。質問，質疑，要望の在り方ということで質問したいと思います。これは，先ほどの関議員もありました。その前も何名かの議員がありましたけれども，議員は質問しっぱなし，あるいは当局は，答弁しっぱなしでは，何のための議会かなと，私は，いつも思っているもんですから，個々の例は別にして私たちが，こうして一般質問あるいは委員会で質疑をした，あるいは要望書，一般の市民が陳情書を出す，要望書を出す，いろいろと相談をするといろんな部署にいろんな方が来るだろうと思います。

その中でやはり，検討しますとか，あるいは努力をしますとか，いろいろ言うだろうと思いますけれども，私も質問をしていっぱい解決できたものもあります。しかしながら，検討してみますというのも多くあります。その検討が，いつまでたっても，どんな検討しているのかも私たちは，分からない状態が続いているわけでありますので，その辺を私たちがやっている質問，質疑やどういうことで検討して何か月間ぐらいで検討してもだめなのか，その出来るのか，あるいは検討した結果，優先順位とか，そういうのは，どのようにして決めるのかですね，私たちには余り分かりません。皆さんは，４万７，０００弱の人たちを，そして全地域をみているわけですけれども，私たちも全地域をみているけれども皆さん以上には情報は入ってきませんので，全市民的にみて，いろいろと決めるだろうと思いますけれども，そのようなことがですね，やはり説明不足じゃないかなと私は思っております。そういうことで今言ったようなことをお願いいたします。

総務部長（松元龍作君）　議会本会議や委員会で実施することを約束しました事項，検討いたしますと答弁した事項につきましては，言いぱなし，聞きぱなしにならないようにとの観点から議会終了後に関係各部，課におきまして，それぞれを整理し，課題，問題等を整理しながら取り組んでいるものと認識をいたしております。ただ，事案によっては，法的な問題，市民意識の熟度，ほかの自治体の状況などにより，なかなか実施出来ないものも多々あります。そのことにより，御指摘のように何度も御質問を受

ける場合もございますが，我々といたしましても，そのようなことがないように努めているつもりでございますので，御理解をお願いしたいと思います。

やはり最後の結論を出たか出ないかというところを最後を検証して，お伝えすることは非常に大事なことだろうと思いますので，今後，その点も改善するように努力をしてまいりたいと，このように思っております。

２３番（栄　勝正君）　例えば集落から，あるいは地域から集会場の建設や住宅の建設を要望，あるいは改修を要望などが，あるいは道路，いろんな要望があると思います。やはりその辺もですね，やはり１年１回ぐらいは，３月までには，担当の部局から電話するなり，文書で言うなり，今こうしてこうこうやっています，というぐらいは，私は，必要じゃないかなと思っておりますので，今言われたようにですね，結論が出る時じゃなくて，やはりそういう要望が出来ない時には，そういう市民サービスが是非やってもらいたいと，これも要望しておきたいと思います。

そこで一つだけ，私がなぜ質問したかということは，私は，１４年に議員になさせてもらってなっていますけど，一貫して７回ぐらい一般質問で，ごみのポイ捨て条例というのを制定をお願いをしております。今日，新聞を見ますと，徳之島の天城町が，ポイ捨て条例を制定したということが書かれております。その中で，全国的にもポイ捨て条例は制定されているんですけども，一向にどうなっているか分かりません。部長が変わる度に市民各層，各種団体の意見を聞きながら広い視野で検討してまいりたいと，いうことを言われているんですけど，一向にどういう人たちの意見を聞いているのか，どういう団体の意見を聞いているのか，私には分かりません。それで，ちょっとだけ８月の１６日，地元新聞に載ったひろばのところの文章が，これ奄美市の固有名詞も書いてありますけども，ちょっと読んでみますので，お願いしたいと思います。

上高地へ行ってきました。上高地は北アルプスへの前進基地であり長野県松本市に属する国立公園の景勝地です。そこへ行くバスは，すべて低公害車で自家用車などは途中の駐車場で降りなければなりません。遊歩道はコースが距離ごとに設定されていて，全国からというより世界の観光客で賑わっています。松本市の道路には，たばこの吸殻や空き缶などは見ることが出来ません。市の条例でも規制されているのでしょうか，車の窓から平気でごみをポイ捨てする我がきもぎょらさの町などとは大違いです。

奄美の誇る金作原の原生林に，排気ガスを撒き散らす車が勝手に乗り入れていることなど，自然保護の意識があるとは，とても思えません。自然破壊を続けながら，その自然遺産を誇れるのでしょうか。金作原へは車両の進入を禁止して出入り口に駐車場をつくり，管理作業車は電気自動車などを考えるべきでしょう。空き缶，ポイ捨てなどのごみに関する条例は，既に出来て施行されているのでしょうか。自分が生まれ育ち暮らす神聖な郷土に，車から火のついたたばこを投げ捨てるなどは犯罪です。罰則をもっと強化すべきだと思います。犯人には島外追放を求めてはどうでしょうかと，きつい言葉まで，このようにひろば欄に書いてあります。

今言ったように，部長，何回も質問をいたしております。一向に生成されず，これだけ簡単に，今どのようになっているか，お答えください。

市民部長（有川清貴君）　お答えします。きれいな町並みを保全し良好な環境を維持するために，ポイ捨て禁止条例を制定したいと，数度となく栄議員のほうから御提案いただいております。関係部署と協議を重ねた結果，現在，条例制定へ向けて鋭意作業を進めております。罰則の適用など，さらに検討をして詰めなければいけない事項もありますので，今しばらくお時間をいただきたいと思います。できるだけ早い時期に当該条例を提案出来るよう努めてまいりますので，御理解賜りたいと思います。

２３番（栄　勝正君）　出来るだけ早い時期に是非お願いいたします。これは私は，毎回，前は，小宿中学校の２年生のひろばに載った南日本新聞に載った文章も披露しましたけど，これは奄美の地元新聞に載った，この間のこういう一市民の意見ですけれども，私は，一市民の意見とは思いません。大多数の

市民の意見だと思います。犬の糞，ネコの糞など対策を含めて世界自然遺産を目指しているわけでございますので,その辺から出来ることからですね,お金もそんなにいらないだろうと思いますのでですね,是非やってもらいたいと強くお願いします。

次に，未組織自治会の取組ということであります。行政大綱によると，コミュニティの活性化ということで，市民と行政が，自己決定，自己責任による市民主役のまちづくりを共有し推進するため，地域コミュニティ自治の組織育成や活動を推進するとともに，活動拠点施設の確保を支援します。と，記されております。

どのように，今，未組織自治会に取り組みをされているか，お聞かせください。

市民部長（有川清貴君）　議員御承知のように，地域住民の高齢化や自治会，町内会の意識の希薄化など，いろいろな問題で自治会，町内会の休止や機能をしていない地域もございます。自治会，町内会などからの御相談がある場合には，当然のこととして協力していきたいと考えておりますが，そのような窓口は,市民協働推進課となっておりますので,こちらのほうで対応させていただきたいと考えております。ということです。よろしくお願いします。

２３番（栄　勝正君）　自治会というのは，自ら治める会であります。ですから，そこに住んでいる人たちが，自ら組織を作って安心・安全で住めるようなまちづくりをするのが自治会の私は目的だろうと思っております。しかしながら，旧，この名瀬の市街地区では，もう半分と言っていいぐらいですね，半分以上はあるかもしれないですけど，まだ未組織自治会が残っております。やはり先ほどから，私で１４人目の質問者なんですけども，見守り協定や先ほどのまた災害時の時のことなど，やはり自治会がなければ出来ないことがたくさんあります。そして，所在不明の問題なども，共生協働あとに見守り協定も大体同じようなものなんですけど，私は，この自治会がいちばん大事な急務な行政としてですね，支援してあげているのは，だと思っております。ですから，やはりこの未組織自治会あるいは自治会は一応は名前はあるけれども，ほとんど機能していない自治会もたくさんあります。先ほど，向井議員から旧見方地区の嘱託員制度もありました。そして，旧住用地区と旧笠利地区の駐在員，嘱託員制度の予算のこともありました。私も６月議会で全市に嘱託員，駐在員制度を設けてくださいと，いうこともありましたけれども，それがなかなか実現を出来ておりません。

ボランティア，ボランティアと言っても，そんなにいろいろとやっているわけでございますので，自治会にボランティア，ボランティアばかり言っても，なかなか役員のなりてがなくて，困っているとこたくさんあります。ですからやはり，この高齢者，だんだん増えていく高齢者のためにも自治会組織は，私は必要だと思っていますので，もう一度お聞きします。市として，どういう支援をしていこうとしているのか，具体的に簡単でいいですのでお答えください。それから県内の，今日も瀬戸内町の議会の模様が載っておりまして,この 10 月からコミュニティーに自治体職員を配置するということが載っておりました。恐らく，市の職員を集落に担当として配置するだろうと思っております。前の議会でも何か所かの自治体をあげて例も言って職員を配置するといったことも言いましたけれども，県内，今，市町村が４４ですけども，何市ぐらいが，そういう職員を配置しているか，お聞かせください。

それから行政改革実地計画の中で,自主防災組織を平成 26 年度まで４７パーセントに予定をしていると記されておりますけれども，自治会もなければ，なかなかこの防災，自主防災組織も立ち上がらないと思いますけれども，やはり自治会組織の確立は急務だと思いますけれども，部長，今言われたことをお答えください。

市民部長（有川清貴君）　ご承知のとおり，自治会でも休会されているところたくさんあります。その辺について，私たちも危ぐしている面がございまして，何らかの措置は取らなければいけないということは，いつも念じておりますが，どういう措置を取っていいかというのが，まだ決まってない状況でございまして，検討課題とさせていただきたいと思います。

あと議員がおっしゃいました地域担当職員の配置だと思いますが，これについては，県内１３市町村が実施しております。我々は，自治会，町内会の活動は，地域住民自らするというのが望ましいのですが,職員も自ら進んで参加,協力するような機運を高めていくことも重要な課題だと思っていますので，御理解のほどよろしくお願いいたします。

２３番（栄　勝正君）　ちょっと聞き取れなかったんですけども，県内の自治会で何か所。

（「１３市町村。」と呼ぶ者あり）

１３市町村。職員が自ら進んで参加することが大事だということですね。それが，いちばん大事なことなんですよ。しかしながら，全自治会でそれが出来ていれば，私，質問しません。ですから担当職員を配置したらどうかということを県内でも我が奄美市だけやっているんであれば，私は無理も言いません。あちこち次々とやっているわけですから，そして旧名瀬市街地には，未組織自治会がたくさんあるもんですから，やはり安心で安全に暮らすためには，自治会組織は是非必要だと思っております。

先ほど，１３名の質問を聞いたら何らかの形で，皆さんの答弁の中から自治会，自治会という言葉が文言が出ておりますので，その自治会がないということは，本当に寂しいことであり悲しいことであると思っていますので，もうちょっと真剣にですね，取り組まなければいけないと，私は強く思っています。

時間がありませんので，もうそれ以上，あなたとは討論しませんけれども，しても前に進みませんからしませんけれども，市長，是非今，私が言われたこと，答弁要りませんけれども，やはり自治会組織は私は必要だと，笠利や住用は集落組織がしっかりしてやっていますけれども，この旧名瀬市街地は，そのような状態ですので，電気も真っ暗，夜通ったら真っ暗です。本当に。そして，ごみも散乱しているというところ，いっぱいあります。自治会組織がないからだろうと思っていますので，是非真剣に取り組ませてください。お願いいたします。

それでは４番と５番をもういっしょにやりたいと思います。共生，協働力の改革ということで，先ほどの自治会組織と似ているんですけども，これもこの行政大綱などにも知らされてありますけれども，自助，互助，扶助，共助，公助，行政資質の減量化に伴い，地域の産業力は市民の活力を意識しないよう市民と行政の共生，協働，定年力，元気，長寿，男女共同参画及び生涯学習社会の形成など施策展開により，市民活力の継続的図りますと，市民及び市民活動，団体と行政が対等なパートナーとして，その役わりを認め合い,共に力を合わせて市政を進める共生,協働を推進しますと書いてあります。共生，協働力の改革ということで，どういう取組をしているのか，今後また，どういう取組をしていこうとしているのか，それから見守り協定は，先ほどから何名かの議員がですね，現状などを聞いておりますので，６５歳以上の人が１万２，０００名ぐらい，そして一人暮らしは４，０００何百人奄美市には住んでいるということであります。

孤独死をさせないためにも，先ほどの自治会組織は是非必要であり，この見守り協定をですね，是非私は,協定を結んで孤独死などがないようにですね,してもらいたいというのが,私の思いであります。どのように考えているのか，お聞かせください。

市民部長（有川清貴君）　共生，協働力についての取組についてお答えします。まず，地域の活性化を図るために，食，景観，伝統芸能などを集落の宝として活用した一集落１ブランド事業を推進しており，現在，１９ブランド認定されております。このブランドを活用，推進するため集落と協働して，あまみ島博覧会ほか，いろいろなイベント等に参加，出店させコミュニティービジネスとして，その支援に取り組んでおります。

また,住用の川内集落が,平成１７年度から地区の行事の一環として開催しておりました,恒例の「桜並木＆フナンギョの滝ウォーキング事業」がございますが，平成２１年度は，県のパートナーシップ事業に，この川内集落をモデル集落として自治会，ＮＰＯ法人及び本市も連携，協力して実施いたしました。

また，市民協働のまちづくり推進のために「紡ぐきょら郷づくり事業」として，ハード事業として市民提案型支援事業に７団体，ソフト事業としてＮＰＯ等支援事業に３団体が提案，その取組を支援いたしました。

次に，取組による効果でございますが，市民及び市民生活活動団体と行政が対等のパートナーとして共に力を合わせて進めることで,地域の活性化につながり活力を生むことができ,市民と行政との共生,協働を進める上では効果は大であると考えております。

次に，今後の取組については，現在，取り組んでいる各事業等については，継続で実施しながら関係各課とも連携し，市民と行政の共生，協働を進めるために創意工夫にとんだ施策を展開しながら取り組んでいきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

総務部長（松元龍作君）　見守り協定についてお答えいたします。現在，私どものほうで再三御答弁申し上げておりますが，地域見守りネットワーク支援制度を今現在行っております。しかしこれは，個人からの申請があって，そして民生委員さんの御協力をいただいて，市とそれから自治会との協力を得ながらやっていくということで，非常にちょっと時間がかかるものでございます。すぐすぐ１か月で出来るというものではございませんので，もう少し早い何か，先ほども関議員もおっしゃっておりましたが，こういう緊急災害というのは，すぐしなければならない生命，財産に関わることでございますので，もう少し早い何か協定が何かないのか，ちょっと研究，勉強させていただきたいと思っておりますので，それと，先ほど申しましたその地域見守りネットワークと，これがちょっと時間かかるものでしたら，早いものと合わせて実施を出来ないか，ちょっと考えてみたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

２３番（栄　勝正君）　この笠利と住用は，見守りネットワークができていると，名瀬は７９地区だと，ほとんどがまだできていないと，私が思うのは，ネットワークはできているけど，どういう機能をしているのかな，働きをしているのかなと思うんですけども，一生懸命やっているだろうと思いますが，答弁は要りませんけれども。

私がなぜ，ちょっとだけ話ますと，私たちの町内に９４歳のおばあさんがおりました。一人住まいです。そこで毎日夕方になると，家の前の花や木に水をジョウロでかけるもんですから，そこを通る人，必ず通る人がおります。それで３日ぐらい水もかけないでいるもんですから，どこかに行ったのかなと思ったらしいです。そしたら２日ぐらいして３日もかけないもんだから戸を叩いてやったそうなんです。そしたら戸が開いて入っていったら，うずくまっていたそうです。そして私に電話があったんですよ。

これは事例ですので，３か月前ぐらいに，そして電話があったら私はすぐ飛んでいきました，町内ですので，そしてすぐ救急車を呼ぼうとかしたんですけども，本人が意識があったもんですから，すぐ車で大きな病院に連れて行きました。軽い脳梗塞だということで３か月入院して，今また退院して，今また一人で暮らしている。そういうことでですね，やはりこの人は自分で自発的に，このいちばん最初に見つけた人は，見つけたということでありますので，もしこの人が，その夜，見つけなかったら，そのまま重い脳梗塞にかかっておったかもしれませんけど,今９４歳ですけども,何の介護もなくてですね,介護１もなくて施設にも入れんということで，また家に帰ってきてますけども。

それで私が提案したことは一つだけあります。朝起きたら私，旗を作ってきました。棒を持ってですね，この旗を前に立ててくださいと，そしたら元気だということの印だということで，私，今，大きな紙に書いて耳が遠いもんですからマジックで書いて，それを壁に貼らせてですね，今毎日させております。やっているよ，栄さんということでですね，そして，いろんな人が聞いて本当にいいことしたなとやっておられます。

こういうことは，あちこちであると思いますけどね，そういった例もありますし，ちょっとだけ時間がありませんので読み上げますけれども，これは新聞なんですけども，高齢者の社会的孤立をどう防ぐのか，高齢者を支えるには地域の全体で，見守り支えていくシステムの情報構築が重要だ。プライバシ

ーを優先するライフスタイルの定着に伴い，他人との関わりをなるべく避けるなど地域における人と人とのつながりは薄くなってきている。社会との関係性が薄い高齢者が安全安心して暮らしていくためには，地域の持つ潜在的な力を掘り起こしてシステム化していくことが必要だ。

郷友会に見られるように奄美には「結いの精神」が残っているという，確かに東京や大阪など都市部に比べると住民同士のつながりは強い。しかし，奄美市などでは，自治会の加入率は低く地域における人のつながりが次第に薄れてきているのも事実。数年前には，奄美大島の小さな集落で一人暮らしの男性が死亡し，数週間も発見されないという事件も起きている。このまま「結いの精神」も掛け声だけになりかねない。本当に高齢者が安心して暮らしていけるか，もう一度考えたいと，いうこれは新聞の社説であります。

そういうことで，いろんな人がこういう思いをしているわけでございますので，今，部長が言われましたように，一日も早くですね，是非，取り組まれて安心で安全で，高齢者あるいは一人暮らしがですね，暮らせる，このまちづくりに励んでもらいたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。これは答弁いりません。

時間がありませんので，６番の海洋展示館の今後の方向性ということで質問していますけども，時間がありませんので，これはこの間から新聞を見てですね，この間の８月は，オープン以来の最高な売上げがあったと，最高な入館者があったと，そして重さが４．５キロのオオフトトゲヒトデですか，巨大なヒトデを見に来た観客が増えていると，そして職員も一生懸命になって入館者の増に努めているというようなことが，新聞にも載っておりましたので，また次の機会に方向性などは詳しく聞きたいと思いますので，これは，誠に申し訳ありませんが省きたいと思います。

次に，観光行政ということで，二つほど一緒にお聞きをしたいと思います。

まず先ほどからも，市長のほうから，来年の施策の１番目は観光立島だということなども話されておりますけれども，私は，この奄美市においては，産業振興は笠利の農業，あるいは住用，奄美市の果樹なども牛，畜産などもありますけれども，やはり全体的に見れば，この観光産業の振興というのは非常にトータル産業といわれて，いろんなものに影響しますので，大きな私は，産業だろうと思います。

そこで毎回，観光行政の件については，いろんな角度から質問をいたしております。交流人口４５万人とか，あるいは観光客の数値も７０万人とか，よく言われておりますけれども，一つずつしっかりとやはり確実に情報提供してですね，少しでもいろんな対策を立てて観光客を呼び寄せるために頑張ってもらいたいと思います。

そこで，郷友会，同窓生対策，そして体験型観光への取組ということで，どのようにやっているか，質問をいたしたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　全国各地におきまして，奄美出身の皆様方が郷友会，同窓会を組織され活動を行っておりますことは，御承知のとおりでございます。

各郷友会におかれましては，年間を通しまして定期総会，会誌発行はじめ敬老会，相撲大会など多くの行事を行うなど同郷への思いを一つにされ，それぞれに活動を展開されております。市のほうへも各行事への御案内が届いており，市長をはじめといたしまして，可能な限り出席をさせていただいておりますが，欠席せざるを得ない場合におきましては，祝電やメッセージ等を送付するなど対応を取らせていただいております。

また，郷土訪問ということで，奄美に帰郷される郷友会も多くございます。中には，毎年の恒例行事として奄美まつりに参加していただいている郷友会もございます。帰郷の際には，行政のみならず民間の方々も含めた交流会等も開催しているところでございます。また，同窓会につきましては，それぞれの同窓会単位で活動しており，市が関与することは，ほとんどございませんが，御案内がございましたら，例えば東京でございましたら，東京事務所長並びに祝電を送るなど対応を取らさせていただいております。これが郷友会と同窓会に対する対応の現況でございます。

産業振興部長（川口智範君）　重なる分が若干あるかも分かりませんが，本市においては，これまでも旧市町村の郷友会をはじめ，奄美会などの出身者の方々との交流をさせていただいております。また，関東奄美会，東京奄美会などの郷友会関係の総会など案内をいただいた会合につきましては，市長が出席したり東京事務所長が参加して，観光物産展の紹介や奄美の情報などのチラシ等を配布させていただいております。

こうした全国にある郷友会のネットワークは，とても大事だと考えております。奄美の観光物産だけでなく奄美をあらゆる面から支えていただいておりますので，今後とも連携を図ってまいりたいと思っております。

次に，２番の体験型観光への取組についてでございます。近年の観光スタイルは，従来の大型バスで乗って各観光施設を巡る団体型の周遊型観光スタイルもございますが，訪れた地域の人や生活に触れるような個人型の体験型観光を好む旅行者も増えつつあります。多くの観光客の誘致を図るためにも多様な観光スタイルのニーズに対応する必要性は十分認識いたしております。このことから自然や歴史，文化など奄美独自のさまざまな魅力を生かした体験型観光プログラムの造成に取り組んでいるところでございます。

奄美大島の５市町村の観光主幹課にて構成する奄美大島体験交流受入協議会が新たな体験型観光プログラムの発掘に及び地域活性化を目的として本年の２月１４日から２８日までの１５日間，３９種類の体験型観光プログラムを集めて実施した「あまみ島博覧会」においては，多くの方々に参加いただき盛大に開催することが出来ました。

この成果を踏まえ，本年度も継続して実施し，イベントのさらなる盛況を目指すとともに，今後は，造成した観光プログラムをさらに精査し，旅行商品としての確立に取り組んでまいりたいと考えております。また，近年の修学旅行による奄美大島への来島学校数は，市長のトップセールスや奄美大島観光協会等との活発な営業活動により，平成１９年度１０校９３３人，平成２０年度１２校１，１８１人，平成２１年度１３校１，３３７人と年々確実に実績を伸ばしつつあります。このような中で，今後は，新たに造成した体験観光プログラムを修学旅行やその他のツアーへの活用を含め，プログラムの構築に努めてまいります。

２３番（栄　勝正君）　いろいろと大変御苦労なさっていることは重々承知をしております。そこでもうこれは時間がありませんので，強い要望としてですね，やっておきたいと思います。まず１番目にですね，必ずこの奄美市内においてもですけど本島においても還暦同窓会というのが，ほとんどの中学校で開催されております。

今年もこの事務局長さんもかもしれませんけど，金久中学校や名瀬中学校で１０月か１１月頃に開催されると聞いております。還暦あるいは古希，そういう同窓会の時にですね，やはり情報を聞いたら市長はじめ誰かが，そこに行ってこの奄美の情報を，是非提示をして一人でも多くの人がですね，定年後でなくてもいい現在でもいい，奄美に帰ってＵターンＩターンあるいは情報その地域に帰ってからですね，都会の地域に帰ってから出来るような，あるいは，いろんなこの特産品の紹介などをですね，一覧表にでも載せて配ってもらいたいと思います。

中国地方のある地方では，同窓会に市長が出席していろいろと呼びかけて頭を下げているそうであります。また助成金もやっていると，これ時間がありませんので申し上げませんが，やっているというところもあります。

それから東京，大阪でも郷友会，同窓会が先ほども奄美大島連合郷友会のことが出ましたけれども，頻繁に行われております。東京出張所の所長さんをはじめ職員が必ず出て一生懸命やっているということも私も知っております。そういうところでも，やはりですね，いろんな特産品を売るとか，あるいは紹介するとか，一生懸命またこれも取り組んでもらいたいと思います。

ちなみに焼酎なんですけども，大分県の三和酒造というところ，「いいちこ」なんですけど，これは一年間に５９４億円売上があるそうです。二番目に霧島酒造，都城にあるのが４２８億円，そして三番目

が薩摩白波と思いますけど２２７億円の売上，奄美大島っていえば，この全体的でも１００億円ぐらいだと焼酎の売上が言われています。そして，いちばん大きい会社で１９億円と，全国で２８番目の売上高と。まだまだ私は，焼酎の売上げも伸ばせるんじゃないかなと，郷友会あるいは同窓会に呼びかけてですね，やったら思いますので，是非お願いしたいと思います。

それから，先ほどの体験は，キビ刈り，タンカン，ポンカン，スモモ狩り，あるいは海のダイビング，舟こぎ，グランドゴルフ，八月踊り，六調，奄美には本当にすばらしい体験がいっぱいあります。あちこちで養殖業などにも修学旅行が参加して，その刺身を食べて増えていると，垂水辺りではですね，新聞にも載っております。そういうものも情報提供してですね，全力で取り組んでもらいたいと強く，これは強く強く要望して，また次の機会にどうなったか聞きたいと思います。

それでは最後に，教育の問題について，現場での対応はということについて，お聞きしたいと思います。６月に就任して坂元教育長も大変各学校を回り，いろいろ現場を回ってですね，いろいろ感じたことだろうと思います。そして豊富も聞きました。第１から第３第４といろいろ豊富も議事録にはちゃんと言ったのが書いてあります。その中で私が前回質問いたしました今の中学校の現場を見て，どうにかして教育委員会としてサポートをお願いしたいということでお願いをしました。その後，どうなったか最後３分しかありませんけどもお願いいたします。

教育長（坂元洋三君）　学校現場への対応についての御質問だと考えております。議員御指摘のとおり，落ち着いた雰囲気の中で授業に集中して取り組むことの出来る学校環境は，極めて大切だと考えているところでございます。そこで特に，問題行動の懸念される学校においては，まず学校全体が，秩序ある規律正しい生活を取り戻すための取組の一つとして，例えばＰＴＡや親父の会，地域のボランティア，生徒，教員によるあいさつ運動などをスタートさせました。その結果，１日２０名近くいた遅刻者が，ほとんどなくなったという報告等も承っているところでございます。

次に，問題行動を起こしている生徒及びその保護者に対して，個々の心情や実態に応じた教育相談や指導を重ねております。その結果，校内巡視やあいさつ運動を徹底的に行い協力する保護者も出てまいりました。また，最も配慮を要する学級に対しては，保護者等による授業の自由参観を設定したり，あるいはまた保護者やボランティアの方々の協力の下に比較的に落ち着いた授業がなされるようになってまいりました。

さらに，問題行動を起こしている生徒の学習支援，学校生活支援のための学校支援ボランティアを募集いたしました。その結果，約３０名の応募があり，今後，学業指導や学習支援，安全指導，生徒指導あるいはまたボランティアなどを得意とする分野に，それぞれ配置して指導にあたるというところでございます。

市教育委員会としましても，最も指導を要する生徒に対しましては，校長，児童相談所，あるいはその他の関係機関のサポート会議を開きまして，それぞれの生徒の指導にあたっているところでございます。

教育委員会といたしましても，当該学校の要望に応えながら指導主事を学校に配置し，その学校の教育活動に指導にあたっているところでございます。

おかげさまでだいぶ落ち着いた雰囲気の中で子どもたちが学習活動を行っているところでございます。

議長（世門　光君）　以上で市民クラブ　栄　勝正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時４５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午後４時００分）

引き続き一般質問を行います。

新奄美　多田義一君の発言を許可いたします。

２番（多田義一君）　議場の皆さん，市民の皆さん，こんにちは。新奄美の多田義一でございます。今定例会一般質問も私でラストとなりました。ラストにふさわしい質問で閉めたいと思います。皆さんにも１時間お付き合い願いたいと思います。

はじめに，今回の質問に当たり，ある一人の島外のドクターとの出会いで，この事実を知り身震いがしました。本人にも了解を得ているので敢えて実名を出します。今日も議場に来ていますが，佐野ドクター，この方との出会いで多くの組織が熱い思いで動き出しました。みんなの思いが一つになれば奄美はきっと前進すると信じ質問に入りたいと思います。

皆さんにもイメージをしてもらいたいのですが，奄美といえば何を思い浮かべますか。自然も豊かで食べ物もおいしい，そして何より海がきれいですよね。私も以前，島外に住んでいた時に海に泳ぎに来ましたが，自分が知っている海とあまりにも違う海が目の前にあり泳げませんでした。でもそこで泳いでいる人たちは，それが海なのです。奄美の海は純粋に誰が見てもきれいと思うと思います。そのきれいな奄美の海は，マリンスポーツも盛んでサーフィン，ダイビング，ウェイクボード，マリンジェット，ほかにも泳いだり，釣りに行ったり，貝をひろったり，ウニを拾ったり，言い出したらきりがない日常の生活だったり，また，夏の観光のメインでもあり，美しい海に守られ恩恵を受けてきたのが奄美であると思います。

奄振でも，観光は三本柱の大切な目玉であり，今回，示された奄美市総合計画においても観光の位置付けは明確に謳われているところです。今回，私が質問するのは，観光に力を入れていく奄美市として今まで気付かなかった分野であり，必ず安全とは言えませんが，奄美の海はこれだけの人々が守っていますという形にならないと観光の位置付けが変わってしまうという気持ちで最初の質問に移ります。

まず，７月にありました笠利町土盛海岸での水難事故についてであります。まず，この事故に関して，市が分かっている範囲でいいので情報をお示しください。また，土盛海岸での過去の事故件数と奄美市区域内での事故件数をお示しいただきたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

笠利事務所長（塩崎博成君）　答弁をさせていただきたいと思います。まず，議員のほうから御紹介ありました医師会病院の佐野先生におかれましては，当日，現場におられまして通報をしていただき，また後日の現場確認を行った折にも同行をしていただいたところでございまして，いろいろと御協力をいただいておりますことにつきまして，まず感謝を申し上げたいと思います。

それでは去る７月１９日午後３時３０分頃，土盛海岸で発生しました水難事故の状況についてお答えをさせていただきます。

奄美市の男性２名が遊泳中に，沖合い約２００メートルまで流されるという水難事故が発生をいたしました。その状況を目撃されました先生が，午後４時に鹿児島市にございます第１０管本部及び大島地区消防組合へ通報をされておられます。通報を受けました１０管本部につきましては，奄美海上保安部へ連絡をいたしております。海上保安部から連絡を受けました巡視艇いそなみの潜水士が現場の状況を基に当日は波浪注意報発令中で海が荒れているという状況等もございまして，海上からの救助ではなく海岸からの救助が有効であるとの判断から陸路で現場に出動をしているようでございます。

また，消防につきましては，本部から連絡を受けた笠利分署から消防車両で職員が現地に向かい，その後，他の案件で出動をしておりました救急車も現地に到着をいたしております。海上保安部及び消防職員が到着をする前に沖に流されたなかの１名の方が自力で海岸にたどり着き，浮き輪を持ってもう１名の方を助けに向かい，二人とも自力で海岸に上がっておられるようでございます。

海上保安部のほうで事故の状況を聞き取りをし，消防のほうで怪我の有無等を確認をした結果として救急搬送の必要はなかったという状況があの事故の概要でございます。

次に，土盛海岸でのこれまでの水難事故の状況についてでございますけれども，平成１６年以降で２件の事故が発生をしております。４名の方が水難事故に遭っておりますが，そのうち１件について２名

の方がお亡くなりになっているというのが，土盛海岸での水難事故の状況でございます。

総務部長（松元龍作君）　奄美市区域での水難事故につきましては，奄美海上保安部及び大島地区消防組合の資料，この資料につきましては，遊泳，それからサーフィン，ダイビング中などの事故，船舶事故は除くことになっております。によりますと，奄美市，もちろん笠利町，住用町を含むでございますが，平成１６年から平成２２年度にかけましては，件数で１２件，被害者が１６名いらっしゃいます。うち７名の方が死亡をされておられます。

内訳といたしましては，笠利地区の土盛で２名，あやまるで１名，宇宿で１名，用安で１名，名瀬地区の有良で１名，大浜で１名になっております。場所ごとに申し上げますと，笠利地区８件でございます。用海岸の１件，これはサーフィンによるものだということでございます。あやまる２件，土盛２件，宇宿１件は，いずれもダイビングでございます。用安１件，土浜１件はその他ということでございます。

名瀬地区におきましては，全部で４件，有良で１件，大浜で２件，大浜の事故はサーフィンが１件，遊泳中が１件，小湊で１件ということでございます。

２番（多田義一君）　ありがとうございました。今やっぱり奄美市管内でも僕が思っている以上に，ちょっとやっぱり事故ってあったのかなと思います。

今回，土盛の海岸での水難事故に関しては，皆さんが今お聞きになって，恐らく何も問題を感じなかったのではないのかなと思いますが，実は，この背景には，さまざまな大きな問題がありました。と申しますのが，佐野先生が通報してから１０分後に，まず漁協の方が来ました。そこでお話があったのは，海が荒れているということで船は出せないのか，出せる船がないっていうふうな現状だったと思いますが，船は出せないということになったみたいです。そして，通報から１５分後に次に来たのは警察でございました。警察です。警察は当然ながら救命の装備は持っておりません。ですので，海に入ることはありません。そして，通報から２０分後に来たのが，次は消防でございます。消防で関して言うと，今回は救助に向かうということなく自力で上がってきているということで現場での応急措置であったりとか，対応であったみたいですが，陸から２００メートル離れている範囲での救助は恐らく，当時の状況からすると難しかったのではないのかなってのが現状であると思います。

そして，一番問題なのが，まず海上での救助を専門とする海上保安部は，通報から１時間２０分後，現場着です。通報から１時間２０分，通常であれば，この間に人命はほぼ失われているものだと，普通は考えられると思います。

その中で，いろんな問題があるわけで，この海上保安部の問題に関しては，問題と申しますか，これはやはり，いろんな組織的なものだったり国のほうで少し論議をしていただかないといけない問題でありますので，ただ皆さんにも御承知いただきたいのは，今回の海保の判断で陸路を選んだっていう部分で，海上保安部は，人の人命を助けるにも関わらず赤色灯を回せないんですよ，陸上で。緊急車両として車両は認められない，とすると一般車両と同じように走っていかないといけなわけですよね。結果的に，それが今回の１時間２０分現場着っていう事態になっているわけですね。

これは元々のいろいろ調べてみると，やはり昔からの流れで認めていただけないという現状があるらしいですが，これはここで論議してもしょうがないので，これは別として，では奄美市，最も早く着くっていうのは警察であり漁協であり，そして消防でありました。この中で，やはり一番動けるっていうのは漁協，消防，この二つが最も救命，救助に適しているのではないのかなと思います。

それで今から次々質問に入っていきますが，まず，今回の事故の後ですね，海上保安部の呼び掛けで第１回目の会合があったふうに新聞等でも報道ありましたが，まず，消防長がいちばん御存知だと思いますので，直接聞きたいと思いますが，過去に，こういう遭難事故の後にですね，こういう会合，話し合いが幅広いエリアでの話し合いですね，今回，大分いろんな業種の方が呼ばれていますけれども，こういう話し合いが過去あったかどうか，記憶にある範囲で結構ですので，あったか，なかったかだけで結構です。よろしくお願いします。

総務参事（原田俊光君）　お答えいたします。私個人の記憶では，このような大きな事故の後の検討会みたいなのは，ちょっと私自身は，ちょっと記憶にありません。

笠利事務所長（塩崎博成君）　私のほうから知っている範囲内で，お答えをさせていただきたいと思います。７月１９日の事故の発生を受けまして，７月２２日に土盛海岸において現地確認及び事故防止の協議を行っております。そこに参加をされましたのが，海上保安部職員，消防笠利分署の職員，奄美漁協職員，土盛集落の駐在員，笠利総合支所のほうから地域総務課，産業振興課，それから佐野先生にも御同行いただいております。その中で，その当時の状況等をいろいろとお伺いをしながら，先生のほうからも幾つかの提言をその場で受けております。

その後，７月２７日になりますけれども，笠利総合支所において担当者で打ち合わせ会をいたしました。その打ち合わせ会の会の内容につきましては，先般，先生のほうから御提言を受けた分について対応出来得る部分等についての検討をいたしました。ここにも海上保安部の職員，消防本部，笠利分署の職員，奄美漁協の職員，笠利総合支所の職員等が出席をいたしております。

それから７月２８日の日でございますが，これは海上保安部の主催で土盛海岸で潮の流れ等がどのような形で土盛海岸の潮の流れがあるのかを含めて，救助訓練を実施をいたしております。その後８月３日に，担当者の打ち合わせを海上保安部のほうで行っております。

そしてさらに８月２７日に，第１回奄美大島北部海浜事故対策連絡会の設立に至っているという状況が，事故後の動きでございます。

２番（多田義一君）　ありがとうございます。まず，私が聞きたかったのが，以前にそういうことがあったのか，消防署にお答えをいただきましたが，以前はなかったと，そういう大きな会はですね，なかったと，恐らく，事故後は，やはり現場検証だったり，今後の対策というのは毎回やっていると思うんですよね。やはり死亡事故が起きたりしているわけですから。そういう事例というのがありながら，今回は，そこに民間の通報者である佐野先生が入って，いろんな提言をいただいた。これは大きな一歩かなと思いますが，私が何が言いたかったかというと，この今まで動かなかった組織，動かなかったんじゃないですけども，動いてはいました。確かに検証もしましたが，次に，じゃどう活かされてきたのかというと，今回のケースで言ったら，僕は活かされているとは思えないんですよね，正直言うと。

今回，たまたま人命は助かりました，たまたまですよ。たまたま助かったんですけども，逆に皆さん，自分の身内が水難したと思ってください。今回のケースで言うと，恐らく，助からなかったかもしれません。きっと自分も助けに行って，そこで一緒に亡くなった可能性のほうが非常に高いと思います。

でも，これが今の奄美の現状なんですよね，実際のところそうなんです。これは，誰が悪いというわけじゃなく，やはりこの今まで目線が違っていたと思うんですよね，観光でいうと今日も一杯お話が出ました。いかに人を呼ぶか，ですよね，いいもの島外にどう発信するか，島の中にお金をどう持ってくるか，すごいそこの論議は今まで一杯してきたんですよ，でも入ってきた人が海に泳ぎに行った時に，水難，そこまで考えないですよね，考えなかったんです。それが今回，佐野先生の御尽力でいろんな機関に彼が調べて，僕は，その情報をもらい，これはちょっとまずいと，すごく危機感を持ちました。

次に，少しいきたいと思いますが，大島地区消防組合，私がなぜ大島地区消防組合って出しているかというと，この問題って，僕は，奄美市だけの問題じゃないと思うんですよね，なくて，同じようにやっぱり離島を抱えている島々の集まりですから，やはりこれは，ここだけで考えるんじゃなく，もっと広域的に考えていただきたいという意味も含めて，僕は，消防という名称じゃなく，あえて大島地区消防組合という名称で今回質問させていただきますが，海難事故での，その消防組合の役割りをお示しいただきたいと思います。

総務部参事（原田俊光君）　お答えいたします。その前に議員が先ほど，消防は２０分後に着いたという

ことで話をされましたんですが，これについて少しお話をさせていただきたいと思いますが，ちょうど本部のほうで水難事故の１１９番を受けまして指令を出しました。しかし，笠利分署の救急車ですね，奄美市内に出動して患者を収容して本茶トンネルを抜けて龍郷側のほうで出動指令を受けております。ですから分署のほうには，職員が一人しか残っていなくてですね，すぐ出動が出来なかったという実情があります。そういうことで２０分もかかったということですね。その辺を御理解を願いたいと思います。

それから，その残っている通信員は，先ほど議員が話しされましたように，漁協のほうに連絡を取り，それから非番員のほうに連絡を取り，そしてその後，消防車両で出動しておりますので，救急車が着いた頃は，もう引き上げられていたということでありますので，よろしくお願いいたします。

それで，大島地区消防組合の役割はということでございますが，笠利分署の管内の事故でありますので，それに関連して述べさせていただきたいと思いますが，水難事故の通報を受理しますと，救助工作車と救急車などを出動させ，隊員はロープ，浮き輪などの配備されてあります資機材を活用いたしまして，消防として可能な限り救助活動を行い，救助後は，救命処置などを行いながら医療機関へ搬送しております。

また，通報時と同時に奄美海上保安部，奄美警察署へも情報を提供いたしまして水難事故に対し，関係機関が連携して対応出来るように努めております。笠利分署におきましては，本年度，救命索発射銃などの水難救助用資機材の充実を図ることにしておりますし，関係機関と協議を重ねまして水難事故に対して，より一層対応出来ますように図ってまいりたいと考えております。

２番（多田義一君）　過去の水難事故に関しても現場のほうで救命活動は行ったという認識でよろしいでしょうか。

総務部参事（原田俊光君）　常にですね，災害現場に行きますと，我々は，応急処置を当然，救助をやるわけです。その後，怪我等については，それなりの応急処置をしながら救命に努めております。

２番（多田義一君）　ここでもう少し詳しく聞かせてください。消防が救助できないケース，陸からの距離だったりとか，海の状況，そこら辺までちょっと今分かる範囲で結構ですので，お示しください。

総務部参事（原田俊光君）　災害現場はですね，行ってみないとまず分からないということが一つ，それから港であれば，すぐ岸壁から近くであって，その辺で浮いているんであれば浮き輪を投げたり，我々の資機材を使ってですね，救助します。過去にも港などで自動車が転落したという時には見える範囲であればですね，過去には救命ロープをつけて職員が潜ったりもしています。２０メートル，３０メートルとかいう時にはですね，やはり潜水士を呼ばなければいけないことになりますので，やはりちょっと難しいんじゃないかなと思います。

今回の海岸であったその事故も２００メートル沖ということですので，非常に我々の救助資機材では，ちょっと距離が長すぎてちょっと難しいところがあったと思っております。

２番（多田義一君）　今ので大体分かりました。やはりいちばんは，その救助消防の職員の皆さんのやはり命を大優先に考えていかないといけないと思うんですよね。それはやはり消防庁のほうも預かる以上は間違いなく優先されるべきだろうし，僕も自分の命を投げうって人の命を助けたって，これは美徳でもなく，やはり自分の命があってこそ，はじめて出来ることなので，その安全に人を助けれるっていう，やはり装備であったりとか，その現場の状況判断だったりとかっていうのが，すごく大きいと思います。

しかし，今回のケースで言うとですね，行けない状況ですね，結局その漁協さんも船が出せない，消防も来ても２００メートル行ける装備がない，するとこのお二人がもし万が一，帰ってこれなかったとしたら，海保さんが来るまで１時間２０分かかっているわけですから，恐らく，間違いなく亡くなって

いますよね。

僕は，ここにすごく危機感を覚えまして，その地元のいちばん動けるのは，僕は，消防だと思うんですよ。２４時間体制で常に人がいるわけですよね，これだけの大島本島で，ネットワークを持っているその救助隊っていったら申し訳ないですけども消防の組織って，僕はこれ，いちばん強いと思うんですよ。それに何よりも，皆さん毎日訓練されているわけじゃないですか，人以上に訓練してきて，その陸の上，また，人命救助，そこは右に出る組織は間違いなくないわけですね。そういう状況で，僕は，是非，消防のほうにお願いというか，要望なんですが，これだけ海に囲まれている離島で，その海難救助隊とかっていうのはないんですよね。奄美大島っていうのは。観光を売り出している島としては，やはりその安全面もアピールしないといけないだろうと，ですので，是非その消防のほうにですね，その海難救助隊，もしそういう名前がまずいのであれば，やはり別部署でもいいんで，ちょっとそういう海上でのですね，救命のスペシャリストを是非置いてほしいと思いますが，いかがですか。

総務部参事（原田俊光君）　お答えいたします。大島地区消防組合のほうに水難救助隊専門のということでと私は解釈をしているんですが，まず，現在の状況を説明させていただきますと，名瀬消防本署のほうに，救助隊が配置されております。当然もうこれは陸を中心に行うわけですが，この救助隊が水難救助の活動も行っております。専門の水難救助隊の設置についてはですね，現状の体制では，ちょっと難しいんじゃないかなと思いますが，議員さんの提案で，本当に今後，導入を含めてですね，職員で議論を深めてまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それからもう一つだけ，先ほどの災害現場で我々がどうしても，一番先に優先に考えなければいけないのは，やはり職員の安全を第一に考えながらですね，その災害場所で判断をせざるを得ないということもありますので，その辺も御理解よろしくお願いいたします。

２番（多田義一君）　状況は，恐らく，皆さんも大分お分かりになってきたと思いますが，市長その，消防組合の管理者として，この現状を知った今ですね，今後の消防の組織の中に海難救助を含めたそういう海での事故ですね，そこにも対応出来るような組織は，絶対必要だと思うんですよね。今の署長の答弁が正しく，今の現状なんですよね，今の体制では出来ない，っていうのが現状だと思います。

しかし，消防法の中での職員充当率というのは，１００パーセントに達してないんですよね，まだ。まだ枠の余裕っていうのは，僕はあると思うんですよ，あるとすると，その財政を理由に，もし職員の増員が出来ない，備品の購入が出来ない，その反対側には，事故が起きている現状があるんですよね，人命がなくなっている。僕は，ここはやはり１００パーセント安全とは言いませんけれども，より安全を１００に近づけるために何らかの法則が必要だと思いますが，市長，どうお考えですか。

市長（朝山　毅君）　ただいまの議員の質問の中で，事故の詳細が分かったような気がします。それでまず，このような事故が二度と発生しないためには，まず防災意識の徹底，これがまず第一であろうと存じます。そのためには，まず消防において災難，災害が発生しないような体制づくり，啓発活動，これが第一であります。

第二番目においては，そのようなことにおいても発生する場合，発生した場合，人命救助が第一であり，同時に二次災害が発生しないようなことをまず徹底しなければいけない，ということだと思います。

そして，第三点目には，そのような事故が発生した場合に，より安全な方法で，若しくは資機材で救助する備えをしておくと，いうことも第一，第二そのようなことではないかと思います。

したがって，土盛海岸，あやまるのほうでの事故は，私も目撃したことがあります。非常に潮流の激しいところです。しかも荒天時などになりますと引き潮の時には，足の膝まで水深であっても足を上げて陸に上がれない，歩いていけないと，それほどの大きなエネルギーがあるそうであります。

したがって，その当時，救出した方法といえば，保安庁の保安部の船は出せない，くり舟も出せない，ある勇気のある人が荒天時でありながらも熟知した島民が泳いでいって綱を持って引き上げたと，いう

ふうな，それこそ二次災害が想定されるようなサーチライトで照らしながら夜の夜中の事故でありました。そのことを踏まえて，海上スクーターって言うんですか，あれを装備しようということにもなっておりました。しかし，その当時，まだ何と言うんですか，合併前のことでありましたので，その後，スクーターが，海上スクーターって言うんですか，が設置されたか，私も今，まだ確認いたしておりませんが，例えば，そのような資機材といいますか，であれば，もしかすれば，そういう時に，安全な方法で救助出来たかなという思いもございます。

したがって，今，議員がおっしゃるように，人命が最も大切であり，今，奄美のおかれた環境というのは，先般来，お話申し上げているように，人口交流，その資源たる観光ということで，皆さん異口同音に申し上げているわけですから，奄美本島，また奄美市だけに限らず，大島地区消防組合，ひいては全郡網羅した形で，常に，そういう危険の状況下にあるという自然実態を把握した上で，装備を今後，備えていかなければいけない，という思いを今，新たにしたところでございます。

したがって，それらのことについては，また専門的な皆さんのお話も伺いながら，大島消防事務組合の事務事業を進める中において，議論をそ上に上げて真剣に考えていかなければいけないと思うところでございますので，御理解をいただきたいと思います。

２番（多田義一君）　是非ですね，やっぱり管理者という立場で，広域的な取組の中での予算だったり装備だったりというのを，やはりちょっと今から僕は，これはいいきっかけだと思うんですよね，決して，僕は消防が悪いとか，そういう話をしているわけじゃなく，わけじゃなく，これから生かして，その事故に対して対処していくかってのはみんなで考えて知恵を出して，そこに備品が必要であれば，やはりその備品をつけるための予算が必要になりますよね，そこは，みんなでやっぱり知恵を出して考えていく必要が，僕は，今回あると思うんですよね。

それで今，あえて市長にお聞きしましたが，後ほど，また消防庁のほうには，また少し質問したいと思いますが，次にですね，奄美市が有する海岸で遊泳区域と遊泳禁止区域は何か所あるか，また安全対策はどうなっているのか，お示し願いたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　奄美市の遊泳区域と禁止区域ということでございますが，奄美市内では現在，遊泳区域または禁止区域の指定はございません。ただ，小・中学校等におきましては，夏休みの前などに，その地区の危険区域を子どもたちへ注意する場合がございます。また，奄美海上保安部においては，主に小学校で水上安全教室を開催をいたしまして，遊泳時の注意点，離岸流の説明，流された時の対処方法などの講習をしているということでございます。

それから安全対策でございますが，遊泳者の多い名瀬地区の大浜海浜公園，海浜公園では，夏場に監視員の配置及び遊泳ブイを設置をいたしております。また笠利地区のあやまる公園では，夏場に同じように監視員を配置いたしているところでございます。

２番（多田義一君）　今，奄美市管内で遊泳禁止区域，遊泳区域の指定はないと，そして大浜とあやまるで監視員を置いているということですね，先ほど，市長のほうからもありましたが，事前に事故を防ぐというのが，一番大事な部分だと思うんですよね，そうした時に，やはり危険な場所と安全な場所の棲み分けっていうのが，やはりきっと後で効果を生むと思うんですよ，大浜，今は監視員を置いていますね，あやまるもそうみたいですね，土盛でいうと監視員はありません。事故は実際に多発しているところです。がしかし，ここを禁止に出来るかというと，恐らく，出来ないですよね，遊泳禁止区域っていう形には出来ないと思うんですよ。それはやはり，観光客が，きれいな海を見て泳ぎたいと思うのは，これは誰しもが泳ぎたいと思うわけで，またインターネット上だったり，いろんな分野で土盛っていうのは，多く出されている地域なので，そして強いて言うと，その区域が指定出来ない場所もあると思うんですよ。

例えば，今までこの過去，行政の運営の中でですね，トイレ，シャワーを設置している場所ってあり

ますよね，ありますね，恐らく，海岸の近くに使ってくださいねって場所は，これは泳いでもいいですよっていうメッセージでもあるわけじゃないですか，一つは，これは僕の認識かもしれませんよ，でも一般的に言うと，そういうことですよね，シャワー，トイレを行政が設置している地区は，どうぞ泳いでください，それを見た観光客は，間違いなく泳ぎますよね，であるとすると，やはりその地区での安全対策っていうのは，何かしらの手を打っておかないと，片方では泳いでください，何かあった時の安全対策はやっていませんと，これではいけないと思うので，その辺の対策は今後，必ず取っていく必要があると思います。

それと，一つ私が，疑問に思うのは，大浜の監視員です。監視員，確か大浜の監視員は，高校生とかですよね，主に水泳部であったりとか泳ぎが得意な学生であったと認識していますが，彼らは陸に上がった時の救命措置っていうのは，恐らく，消防のほうからレクチャー受けていると思うんですよね，受けて陸上に上がってきてからの知識は持っていますが，実際，同じようなケースでですね，じゃ１００メートル，奥までどれくらいあるか分かりませんが，仮に１００あったとした時には，消防の稼動距離を越えていますよね，１００だと恐らく，浅ければ行けるでしょうけど，その監視員が，本当に溺れている時に海に入って人を助けれるかっていったら，そういう知識も道具もないわけですよね，それで実際に本当に監視をするだけで現状は今さっき言ったとおりです。

通報しても来るまでに，やはり時間がかかってしまうというのが，現状なんですよね，今の。現状であって，ここの部分を，やはり今後，消防法のほうでクリア出来ていくような形が出来てくると，より安全にはいくと思いますが，僕は，監視員もある程度，資格を持っている人に変えていかないと，本当の意味での安全というのは，僕は，ないような気がします。泳ぎが得意で，じゃ見ててくださいねって言われたら，そりゃやはり日当もらったら誰でも見ると思うんですよね。でも，そこには，やっぱり人の命預かるわけですから，そこの辺まで行政として考える必要あると思うんですよ。ここに関していかがですか。誰が答えますかね。

産業振興部長（川口智範君）　監視員につきまして，私ども明確な基準でもって選んでいるわけではございません。これはもう議員御指摘のとおりでございます。その上で申し上げたいんですが，今後の選定に当たりましては，いろんな場合を想定しながら出来るだけその辺り議員がおっしゃるような形の部分で対応出来るのか，どうかを検討も含めながら対応してまいりたいと思います。

なお，大浜のほうには７名の監視員をおいております。高校生はいません。１名がライフセイバーの資格を有している者がいるようでございますので，一応の対応は取っているつもりでございますが，ただ御指摘の点も含めて，今後，検討させていただきたいというふうに考えております。

２番（多田義一君）　はい。ありがとうございます。僕が記憶していたのは，ちょっと大分前なもんですから，今でもその状態が続いていると，僕なんか高校の時は，やっていたんですよね，やってたんです。夏場のアルバイトということで，学生がメインだったんですが，今，７名体制で，またそのうちの１人はライフセーバーと，資格をもっている方がいらっしゃるということで，少しほっとしましたが，やはりそういう体制作りをやって，初めてその区域っていう安全度が高まると思うんですよね。

次の質問に移りますが，今，部長のほうからありましたライフセーバー，この資格を持っていると思われる方が最低でも９名以上は，この島にいらっしゃると思います。詳しいちょっと人数は分かりません，実際。分からないんですが，前回，一昨年ですかね，この受講して許可を取られた方が９名受けたらしいんです。ということは少なくても９名の皆さんは，そのライフセーバーの資格を持っていると思った上で，僕は，ちょっとお話をさせていただきますが，このライフセーバーの活用っていいますか，その今後の夏場の活用で，海の安全をいかに守るかっていう部分での活用方法が行政として何かあるのであれば，それをちょっと考えられる範囲の中でお示しをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　事故後に関係各機関，海上保安部，奄美市，大島地区消防，名瀬漁協，奄美群

島地区ＳＤ安全対策協議会，これスキューバーダイビングクラブというそうですが，奄美ライフセービングクラブで組織する，先ほど事務所長が申し上げましたが，奄美大島北部海浜事故対策連絡会，仮称でございますが，を８月の２２日に第１回目の開催をしており，その中で協議をしているところでございます。

この奄美ライフセービングクラブも，この連絡会に入っていただいております。現在，クラブの会員数は，議員がおっしゃるとおり９名と，私どもも聞き及んでおります。

今後，会員の増と，増やすことが肝心要だろうと思います。併せて水難救済会というのが役所のほうにございますので，そこにも加入について検討していただきながら，今後，具体的な連携，協力体制についても対策連絡会において協議をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

２番（多田義一君）　今，部長がおっしゃったとおり，このライフセーバーの増員というのが今からあると，かなり心強い団体になっていくと思いますが，実際，実情，この資格を取るのに，２万３，０００円，受講料がかかるみたいです。僕は，一つ提案したいのは，１万円でもいいので，年に３０人分は予算を組みますよと、３０万円あったら３０人のライフセーバーが生まれるわけですよね，でなると，より安全なその海の海域っていうのが守られると思いますが，その辺はいかがですか，今，即答は出来ないと思いますが。形的には，僕は，それが一番ベストであると思いますが，いかがですか。

総務部長（松元龍作君）　お話は十分分かっておりますが，ただいまここで，すぐすぐどうするということは申し上げられませんが，十分に検討させていただきたいと，このように思っております。

２番（多田義一君）　はい，是非何百万円かかる話じゃないので，３０万円で人の命が救える，いやこれは計るものではないですが，僕は，そういうライフセーバーの資格を持っている方がもっともっと一杯，この奄美に住むことにより安全は確実に高まっていくと思いますので，それをまず検討していただきたいというのが一つ。

そして，僕は，先ほど，消防長にもう一つ質問があると言ったのは，ここで皆さんに紹介したいのは，ライフセーバーっていう，このそもそもの始まりなんですが，ライフセービングって言うんですね，オーストラリアの消防が発祥元であり，消防のそういう技術を活かした海上での人命救助での要は訓練のプログラムを作ったのは，元々は消防なんですね，僕もちょっと聞いて感銘しました，びっくりしましたが，ちなみに日本では，まだ，それほど多くの広がりはみせてないんですが，ハワイでは，警察と消防は，みんなライフセーバーの資格を持っているということです。現在ですね。

当然，観光地であり，周りを海で囲まれているわけですから，その安全対策という意味からしてピーアールをしているのであろうと思いますが，その辺も含めて消防長に一つお伺いしたいのは，すべてとは言いませんが，その消防署の職員の中で，まず身をもって体験しないと分からないっていうケースも僕はあると思うんですよね，じゃライフセーバーの方たちが，どういう実際，資格を持ってて，どういう訓練をしてて，その実際，資格が現場で使えるのかどうか，っていうのは，それは人命救助のやはりプロの目から見た時に，これはもうちょっとこうしたほうがいいなとか，ああしたほうがいいなとか，まあた新たな発見もあったりですね，僕は，必ずプラスになると思いますが，そこの辺はどうでしょう，消防長。

総務部参事（原田俊光君）　議員の御意見は，すごくすばらしいことでありますので，今後ですね，職員と話をして，是非そのライフセービングの資格を持っていらっしゃる方をですね，講師にお招きをして，いろいろまた勉強をしたいなと思います。

２番（多田義一君）　はい。ありがとうございます。僕は，やはり，知るのもすごく大きいのかなと思いますので，是非その辺も前向きに取り組んでいただきたいなと思います。それでは，ちょっと時間のほ

うがないので，次に，海難事故での連携についてっていう部分なんですが，その先ほど，部長のほうからありましたが，まず海難事故があって組織の連絡体系っていうのがあると思いますが，どういうふうな流れになっているのか，そこの辺をちょっとお示しください。

総務部長（松元龍作君）　通報体制ということでしょうか。

（「通報体制というか，海難事故があった時の連携体系っていうか」と呼ぶ者あり）

私どものほうでは，水難所としての体系しか申し上げられませんが，水難事故が発生しました。海上保安部，消防等に通報が入った時に海上保安部または消防から私どもの奄美市水難救難所これは総務部のほうにございますが，そこへ出動依頼が来ます。

それに伴い，水難救難所の所員が現場に出動して，情報報告などを行っているんですが，実際としては，水難所は市役所となっているんですが，現実的には海上保安部又は消防から直接，救難所所員，これはほとんど漁協関係者になっているんですけども，そこのほうに直接，依頼の連絡を取っているというのが，今現状でございます。

２番（多田義一君）　ここでまた，次の問題を提起したいと思いますが，今，漁協が入っていると，そして水難救難所は，市役所が窓口になっていると，この現状を分かっている方いらっしゃいました。ここの方で，救難所は，市役所が窓口なんですよ，奄美管内で３か所あるんですよね，３か所ありまして，これ全部奄美市なんですよね，奄美市と笠利町，住用ですよね，佐野先生が直接，電話をしているんですよ，奄美市役所に救難所の件でですね，分かりませんでした。実際のところ，担当者に替わるまでに５分間待たされたみたいです。もし万が一，事故があったと想定すると，この５分の間で，恐らく，命を落としています。間違いなくですね，ここの部分は，やはりその職員だけが分かっているのではいけなくて，やっぱり全職員が常に誰が職員であって，ここはどういう役割りを得ているのかっていうのは，やっぱり最低でも認識している必要あると思うんですよ。それと電話番号載っているのは，５２の１１１１なんですよね，その交換手すら分からないもので，これが本当に機能してるっていえるのかっていうと，これまたすごく疑問ですね。

それともう一点，今，漁協の話が出ました，漁協の話が出ましたが，実際，奄美大島に７つ，漁協があると思われますが，５つの漁協からお話を聞いている。これ佐野さんが聞きました。そして，１か所の漁協は，認識はしているけれども訓練はしたことがないと，１か所はですね，後残りの４か所は，そういう組織に入っていることすら知らない。当然、訓練をしたこともない，これが現実です。今の現状で言うと。

そして例えば，この漁協が水難事故があって出て，もし万が一，何かあった時の補償ってのは，今の体制では，どこからも出ません。ここは日当の支給が，日本水難救済会から支払われると，１日５，０００円ですかね，となっていますが，実際に２，０００万円とかする船をですよ，出して，商売で使う道具がですね，１日５，０００円の補償で，もし万が一，座礁でもした時には，誰が一体責任取るんですかと，こういう状況下の中で，漁協の皆さんが喜んで船を出すかというと，まず出さないですよね，恐らく。

もう一つ，先ほど，ちょっと前もって話をしますが，この救難所，これって，部長，登録制ですよね，登録制ですよね，これ漁協は登録しているんですか，実際のところ。で，もう一点です。その漁協全体が登録されているとして，その組合の船だったら，どの船が出ても償ってあるんですか，そこの辺まで，ちょっと分かる範囲で結構です。

総務部長（松元龍作君）　奄美市救難所の意識の中に救助長として奄美漁協組合長それから名瀬漁協組合長，この２名の方が入っておられまして，さらに所員として漁協職員及び漁協組合員，笠利支所では現在，５７名の所員が，いらっしゃるというふうになっております。

それと，船の補償の件でございますが，これはちょっと聞いた話でございますので，確かな話かちょ

っと分かりませんが，あるところで海難事故がありまして，そこに出動しましたと，座礁しましたと，そうすると，この水難所からの補償金は出なかったと，実際は，その個人の持っていらっしゃる船の保険で，それで出たという，そういうこともあったとふうには聞いております。

２番（多田義一君）　正しく，そのとおりなんですよね，それで，その船の補償が出るケースがあるっていうお話を聞いたんですよ，この間，聞いたんですけども，そのケースで言うと，恐らく，その船がですね，事前に登録をしてないといけないと思うんですよ，船自体がですね。

例えば名瀬漁協がじゃなく，船の登録がなければ，結局，船に対する補償はない，とすると，やはり日当の５，０００円だけなんですよ，日当と申しますか，謝礼ですよね，５，０００円。こういう体制で実際に，その組織として確立されているのかというと，ちょっと疑問ですよね，今，部長がおっしゃいました，５７名いらっしゃると，言いましたね，実際，だけどこの５７名の方って分からないですよ，まず。これでこれが本当に機能しているのかというと，してないに等しいですよね，ほとんど形だけです。間違いなく。

こういう状況で，僕は，なぜ，本当にここまで危機感覚えたかというと，この現状で，どこも手が届かない部分があるということですよ、実際に，今の体制でいったらですね，事故が起きて，通報があって，動くのは動くんですよ，でも実際に行けなかったというケースが，たぶん出てくると思うんです。

このままだと。だから，もっともっと，その組織の中で，やはり詰めた話し合いも必要ですし，お互いの組織の認識っていうのも，僕は，すごく大事だと思うんですよね，この辺いかが考えますか，部長。

総務部長（松元龍作君）　補償金については，先ほど，議員がおっしゃったように，一応基準で出動時間が４時間未満は５，０００円と，それから時間が重なるほどに，なっていくわけですけども，そういう出動報奨金はございます。

それともう一つ，災害補償という中で，人的補償というのがあるんですが，これもいろいろ分かれておりまして，なかなか難しい話なんです。

それと船舶補償というのがあります。これは水難所の所員だから自動的にかかるもんじゃなくて，互助会ですので自分が改めて掛ける必要があると，加入率は４０パーセント程度だということでございますが，被害額の半額または１０万円のうち少ない金額を見舞金として支給するということですね。

それで，こういう方々に対しての十分な補償は，出来ていないというのが現状だと思っております。それと先ほどおっしゃるように，市の職員でも，やっぱり水難所がここにあるのを知らないのは，ほとんどだと思っております。ですから今後は，やはり，こういうのがあるということ，きちんと職員にも，それから市民の皆さんにも周知をしていくことは，大事だとこのように思っております。

２番（多田義一君）　観光で，今から成り立っていこうという，この奄美にしてですよ，しかも奄美市に，その水難所っていうのは，全部設けられているんですよね，大島本島にです。そこに電話をしたけれども，水難所っていうのは何ですかと，そういう状況なんですよね，今。だから，僕，先ほど，座っている皆さんに水難所ってここなの知ってましたかって聞いたの，そこなんですけど，恐らく，この市役所の職員に聞いて分かる方ってどれくらいいますかね，１０パーセントいないんじゃないでしょうか，恐らく。いないと思います。それが現状なんですよね。

それで機能しているかというと，これはもう，とんでもなくおかしな話で，これは必ず，ちょっと早急に改善していただきたいと思います。それでここまでの話を僕は今までしてきましたが，今後の対策っていう部分をどのように考えているか，お示し願いたいと思います。

総務部長（松元龍作君）　まず，今後の予定といいましょうか，方向性と申しましょうか，土盛地区の対策ですけれども，７月１９日の事故の発生を受けまして，７月２２日に関係機関が集まり現地において検証をいたしております。その後７月の２７日に関係機関において事故防止の協議を行いまして，その

対策としまして，取り急ぎ海上保安部と共同で危険区域の周知及び啓発のために，現場の写真に潮の流れを記載した看板を４か所ほど設置をしてございます。

また，救命浮棹，浮き輪を看板に４個それぞれ設置をしており，もし有事の際は，それを投げ入れて救助をしていただきたいということで，そういうことをしたところでございます。

今のところは，その程度でございますが，先ほど，ちょっともう時間ございませんので，先ほど，シャワー室の話もいろいろございましたが，実は，私どものほうには，笠利崎，用，土盛，崎原，外金久，あやまる，大浜，小浜，市，ここにトイレとシャワートイレの複合施設がございます。ここを私ども全く見たこともございませんので，そこが危険区域かということですよ。

それで近々，警察，消防，海上保安部，市も一緒に，この地区を見て，実際，そこでいろんな方泳がれるわけですので，その辺の危険があるのかないのかをちょっと検証させていただいて，その後，またどういう対策を取るか，いろんな会がございますので，その中で対応させていただきたい。当面は，そのようにさせていただいきたいと思っております。

２番（多田義一君）　是非早急にですね，来年のまた夏のシーズンに向けて，同じような事故が起きた時に，今度は，やっぱり違った形での救助活動ってのが出来るのをやはり全市民もそうですし，みんな，多分分かんないですよ，奄美の海ってこれだけ危険なんだっていうのは分からなくて，電話をしたら，すぐ助けに来てくれるって思っているんですよね，でも今の現状では，来れないんです。というのが現状であったと僕は，思います。今回の現状で言うとですね。

なので，今後，やはり僕は，すごく消防長に，この間もお話ししましたけども，皆さんの今までの人命，現場でのその経験というのは大きく生きてくると思うんですよ，僕は身近な存在として，やはり消防が動いていかないと誰も着いて行かないと思いますので，そこは先頭立って頑張っていただきたいなと思います。そして，国への要望っていう部分なんですが，もうこれは要望でいいですが，奄振にソフト部門がありますが，その中に人材育成として，こういうプログラムを何か作れたらなと思う気持ちでの要望でした。これで今回終わりたいと思いますが，また次回もしたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

議長（世門　光君）　以上で新奄美　多田義一君の一般質問を終結いたします。

なお，先ほど，質問者，答弁者から医師会の先生の個人名が出ましたが，今回の水難事故に関し，いろいろと御指導と御協力をいただいたということでありますので，そのまま会議録に載せることで，御了承願いたいと思います。

以上を持ちまして一般質問の日程はすべて終了いたしました。

１３日，午前９時３０分会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後５時０１分）

第 3 回 定 例 会
平成22年 9 月13日
（第 5 日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

１番	師玉敏代君	２番	多田義一君
３番	橋口和仁君	４番	奈良博光君
５番	戸内恭次君	６番	平田勝三君
７番	向井俊夫君	８番	蘇　嘉瑞人君
９番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉　伸之君
13番	世門　光君	14番	関　誠之君
15番	三島　照君	16番	崎田信正君
17番	里　秀和君	18番	平　敬司君
19番	渡　京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥　輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄　勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与　勝広君	26番	叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所事務所長	高野匡雄君
笠利総合支所事務所長	塩崎博成君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	財政課長	安田義文君
企画調整課長	東　美佐夫君	企画調整課参事	小浜忠弘君
市民部長	有川清貴君	環境対策課長	高崎義也君
福祉部長	福山　治君	高齢者福祉課長	小倉政浩君
産業振興部長	川口智範君	商水情報課長	則　敏光君
紬観光課長	日高達明君	農政局長	田丸友三郎君
農林振興課長	熊本三夫君	産業建設課長（住用）	澤　修平君
産業振興課長（笠利）	伊地知辰夫君	建設部長	田中晃晶君

土木課長	砂守久義君	教育事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂　稔君	文化財室長	中山清美君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門　光君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は２６人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。

（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　９月６日，市長から提出されました議案第７９号　奄美市地方卸市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定についての件について，本日付をもって訂正したい旨の申入れがありました。この際議案第７９号の訂正の件を日程に追加し，議題とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よってこの際，議案第７９号の訂正の件を議題といたします。市長に議案第７９号の訂正理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　皆さんおはようございます。それでは，議案第７９号　奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の訂正についてご説明申し上げます。本件につきましてはお詫びして訂正をさせていただきたいと存じます。なお，以後かかるようなことがないよう最善の留意を図ってまいりたいと考えております。それでは申し上げます。

議案第７９号　奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例。別表第５中，卸売業者備品使用料１か月につき６万６，７８０円を，６万１６５円に訂正をお願いいたします。訂正の理由といたしましては，精査の結果，積算に誤りがありましたので訂正をお願いするものでございます。以上を持ちまして議案第７９号訂正についての説明を終わりますが，何とぞ承認してくださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（世門　光君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております，議案第７９号の訂正の件については，これを承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって，議案第７９号の訂正の件についてはこれを承認することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第２，議案第６５号から議案第８６号までの２２件を一括して議題といたします。ただいま議題といたしました議案２２件に対する質疑に入ります。通告のありました順に発言を許可いたします。

２１番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。市民クラブの奥輝人です。あらかじめ通告してあります質疑をさせていただきます。

議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について。６款農林水産業費，７目糖業振興費，１９節負担金補助及び交付金，サトウキビ省力化推進対策事業費補助金，三角の１，４８２万円について質疑をいたします。

当初予算での説明ではハーベスタ１台を導入するとの説明でありました。しかし，今回減額となっております。その理由はなぜなのか。また，国の事業仕分けの対象となったのかを伺いたいと思います。次からは自席から行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

笠利産業振興課長（伊地知辰夫君）　国の補助事業が，事業自体の国との直接補助事業に移行したことに伴い，事業の実施年度を平成２３年度に変更するものであります。また，事業概要が変更になったもの

でありまして，事業仕分けの対象になったものではありません。

２１番（奥　輝人君）　ただいまの説明で分かりましたけれど，ハーベスタの導入ということでありましたけれど，政権交代が行われてですね，いろいろな分野で，農業分野においてもですけれど，農道整備事業等においてもですね，１年間の先延ばしとか，そういったことが今増えているような状況であります。今回，サトウキビのハーベスタということでありましたが，今回できなかったら，来年度はサトウキビの導入が可能なのか。

それとですね，あともう１点が，この受託組合においては確か４台ハーベスタが導入されていると思いますけど，その現有台数でですね，今期のサトウキビの収穫作業に支障がないのかを伺いたいと思います。

笠利産業振興課長（伊地知辰夫君）　来年度は補助事業の導入ができるかとの質問ですが，事業主体，県とも充分検討した結果でありますので，平成２３年度の補助事業導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また，平成２２年度の生産見込量が平成２１年度産とほぼ同額程度見込まれることや，収穫作業の委託件数に大きな差が見られないことから，現有台数で賄えると判断しているところであります。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。とにかく，そういった事業がですね，こうやって先延ばしになったっていう，その理由ですよね。国の今回の説明もありましたけど，なるべくこういったことがないようにですね，今年度導入するということで一応決定されていた予算がですね，先延ばしになるというのはいかがなものかと思いますので，どうか来年度は是非こういったことがないような仕組みづくりを整えていただきたいと思いまして，私の質疑を終わりたいと思います。

議長（世門　光君）　次に，無所属　蘇　嘉瑞人君の発言を許可します。

８番（蘇　嘉瑞人君）　皆様，うがみしょらん。８番無所属，蘇　嘉瑞人です。

議案第６５号　平成２２年奄美市一般会計補正予算第３号と人事，人件費等について幾つかお尋ねします。

まずは一般会計補正予算第３号。歳出２款１項３目２５節，積立金の２億３，０７４万８，０００円の増額に関してお聞きします。それぞれの基金の積立ての目的と今回合計で２億３，０００万円もの積立てができた理由を教えて下さい。なお，それぞれの基金は，いつまでに幾ら積立てる予定なのでしょうか。

次に，一般会計における当該年度中，新規起債枠に対する市のお考えと，起債を抑制するために市が努力された点についてお伺いします。たびたび議会において議論になるのが起債枠です。この発端になっているのが，平成１９年１１月に奄美市が発表した，奄美市事業実施計画及び財政健全化計画であると認識しています。計画は平成１８年度から２７年度の１０年間の財政を具体的な数値を挙げながら作られています。

計画書の５ページには，一般会計における事業費の起債額は記載上限額３８億円から特別会計分９億円，臨時財政対策債５億円，災害突発的なもの２億円。計１６億円を除いた２２億円を目安とするとございます。確かに２ページ，投資的経費の削減及び公債費対策において一般会計，特別会計相互の調整を明記しています。しかしながら，同じ対策事項の４番目に特別会計の起債枠を，平成２２年度から２億円ほど縮減する旨も書かれております。厳しい見方をすれば，今回超過した分を特別会計と調整するお考えをお持ちなら，３８億円ではなく３６億円の起債枠で考えるのが道理であろうと私は考えております。

確かに計画を守れない事情も時として発生してくると思います。しかし，行政が自ら公表までした財

政規律はできる限り守っていただきたいと思うのも本音です。新規起債が枠を超えないように努力した予算項目もあると思います。今回，一般会計補正予算の中で起債枠を超過しないために努力した項目があればお答え下さい。また，来年度予算にて今年度超過した新規起債分を考慮し，今年度超過した起債額分を減額した起債枠で予算を策定する意思があるのかお伺いします。

さて，質疑の視点を変えまして，今回の補正に見られる緊急雇用及び経済対策に関わる幾つかの事業についてお尋ねします。まずは，歳入１５款２項１０目１節，歳出５款１項３目に当たる緊急雇用対策事業についてお聞きします。総額２，６２５万２，０００円で７事業が新しく予算計上しています。それぞれの事業の詳細を教えて下さい。歳入において予算の組替えが伺えますが，どの事業を組み替えたのでしょうか。また，これら事業はどんな基準を用いて県に要望したのでしょうか。

前回は民間委託の事業が主でしたが，今回は７つの事業のうち直接実施が４事業ございますので，民間委託ではなく直接実施を増やした理由もお示し下さい。また，今回予算計上した事業における雇用人数，期間，波及効果などはどのように見込んでいるのでしょうか。

次に，年末の買い物のお供になるであろうプレミアム商品券についてお聞きします。補正予算，歳出７款１項２目にプレミアム商品券発行事業助成金も一般財源を財源に２，０００万円計上しています。プレミアム商品券は，２０年度，２１年度と取り組んできた事業です。向井議員の一般質問などをお伺いしておりますと，事業主体についてのご議論もいろいろとあるようです。この際ですので，２０年度，２１年度の事業の総括や，県内外の同様な事業との比較などを踏まえながら，今回事業実施に至った経緯とプレミアム商品券の具体的な実施期間など事業の詳細をお示し下さい。

次の質問に移ります。市長の議案の説明にございましたが，今回の補正の主なものは，人事異動などに伴う人件費の補正です。ですので，人件費について少々お伺いします。まずは，細かいことになるかもしれませんが，職員の子ども手当についてお聞きします。当初予算において，職員は子ども手当ではなく，従来の児童手当で予算計上していました。ですので，一度目の支給は児童手当予算で準備していたお金の中から流用しています。あまり目くじらをたてるような流用ではありませんが，少し気になりましたのでお聞きしますが，なぜ市民においては当初予算で予算計上できたにもかかわらず，この時期の補正での予算計上になったのでしょうか。また，今回の補正によって子ども手当は一般・特別会計合わせて４，６４６万２，０００円計上していると聞いています。その財源はどうなっているのかお答え下さい。当初予算で計上した子ども手当の財源とは違うのか，その違いも含めてお答えいただければありがたいです。

次に職員数についてお聞きします。当初予算では，定年退職等，辞めると確定している人数と新入職員１０名増員分を考慮して予算を作っています。今回，職員６５１名を当初考えていましたが，補正によって７名減の６４４名になったと聞いています。７名減に対して，市はどんな見解をお持ちなのでしょうか。また，これらは例年と比べ多いとお考えですか。少ないとお考えですか。詳しくお聞きしたところ，総務課によると，予定外の退職が９名いたとのことですが，その理由はなぜだとお考えですか。そして，新入職員は１２名です。予算より２名多く採用した理由と，今後の採用計画を教えて下さい。次の質問から自席にて行います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

財政課長補佐（菊田和仁君）　おはようございます。それでは，蘇議員の財政課に関することを答弁いたします。まず，基金積立金の目的と理由ということでございました。今回，三つの基金に積立てを行っております。財政調整基金７，２９４万４，０００円。こちらのほうは，今回補正予算を編成するに当たりまして，歳入総額から歳出総額を差し引いた剰余額を積み立てるものです。財源は，今年度確定分の普通交付税ということでございます。

それから，地域振興基金１億２，３６４万５，０００円。こちらのほうも財源は同様に普通交付税でありますが，昨年度同様普通交付税の需要額に算定されております雇用対策関係経費相当額を積み立て

るものでございます。それから，公共施設整備事業基金３，４１５万９，０００円。詳細につきましては，また，委員会等で説明もあろうかと思いますが，笠利総合支所前の県道改良事業に伴いまして，別館の土地売払い収入。それから，建物補償費が今回の補正の歳入に計上されております。それから，建物の解体費，その他関係経費を差し引いた額を今回計上するものです。

それから，基金をいつまでに幾ら積み立てるかというお話でございますが，私どものほうで，特に目標額やその時期等を設定しているわけではありません。必要な事業を確保した上で，余剰金があれば可能な限り積み立てると。そして，特別な財政に，需要に備えるということでございます。その中で，特に財政調整基金でございますが，私どもの財政調整基金は，県内１９市あるいは類似団体と比較して若干少ないということでございます。県内１９市のうちで，財政調整基金が１０億円に満たない市は私どもを含めて，五つの市だけでございます。早い時期に１０億円の確保に努めていきたいと思います。

それから，起債枠の質問でございましたが，確かに今回の補正をもちまして，一般会計が２９億枠を７００万余り超過致しました。起債枠設定の考え方でございますが，蘇議員がおっしゃったとおり，一般会計２９億円，特別会計９億円といたしております。相互に調整を図りながら合計で３８億円以内に収めるということで，今回補正後の一般会計，特別会計の起債合計は，今回補正後でありますが，３７億円弱となっております。ご理解をたまわりたいと思います。

それから，もう一つですが，起債額の通常の一年間の推移ですが，今回一般会計は２９億を若干超えましたが，基本的には当初段階の予算編成の場合は，私ども実施計画を基本に作っておりますので，必ず２９億，３８億内に収まるということでスタートいたします。その後６月補正，９月補正に特別な事業等の追加がありまして，それに伴って起債額が増えていくというふうになっておりますが，９月あるいは１２月が起債額のピークとなりまして，その後事業が確定していきますので，入札執行残等出まして，最終的には３月補正，あるいは最終専決で例年でありますと１億円強起債額が落ちるのが通常であります。

したがいまして，今年度２９億円，今若干超えておりますが，最終の予算の段階では２９億円以内に収まるというふうに考えております。なお，一般質問でも総務部長が若干申し上げましたが，これ以外の特別な事情があって２９億枠，３８億枠を超えるようなことが想定される場合は，前もって議員の皆様にご相談を申し上げたいと思っております。

それから，今年度超過した起債額を，来年度の起債枠から減額できないかというご質問がございました。先ほど申し上げましたとおり，現段階では，起債枠を最終的に超過することは想定いたしておりません。仮にのお話しですが，若干上まったことで年度を終えた場合，来年度その分を減額することは可能ではございます。ただ，大きな事業等が仮に入ってきまして，単年度で５億，１０億超えたりいたしますと，例えばそれが２か年事業続くような事業であれば，翌年度その額を５億，１０億減額するということは難しいんじゃないかと今思っております。このようなことが想定される段階で今後の財政予測を分析しながら，そのことにつきましては新たな起債枠の考え方，設定の在り方等をご相談いたしたいと思います。よろしくお願いします。

企画調整課長（東美佐夫君）　それでは，緊急雇用対策事業の関係についてお答えいたします。まず，基準についてです。今回の補正予算の計上している事業は全て緊急雇用創出事業のうちの重点分野に係るものということです。重点分野については市町村ごとに配分ということではなく，申請した事業について県のほうで事業の趣旨に沿うのかどうかを県全体に配分された基金総額の中に収まるかということ。両方を判断して，市長村へ事業の可否を通知するということになっております。

したがって，市のほうで基準を選定し，事業を申請しているわけではございません。そのため，全課に対しては重点分野及び人材育成事業の事業の趣旨に沿う事業の追加要望を案内しているということでございます。この際，県のほうでは配分が決まっておりませんので，今回は我々の情報を元に，県の方で若干の余裕があるということが分かりましたので，各課のほうにそれを通知いたしまして，各課から随時要望を受けて県のほうに送付をしているということでございます。直接か民間かというご質問があ

りましたが，直接，民間の判断については各課のほうで事業の実施状況あるいは効果を見極めながら判断するということでございます。

２点目の雇用の人数，期間，経済効果についてでございます。今回の９月補正に関する波及効果ですが，新規直接の雇用者が２７名。期間は概ね６か月間ということでございます。次に経済効果ということでございますが，各産業にどのような影響を及ぼすのか，一般に産業連関表というものを用いて推計をいたします。そのためには，事業費を細かく分解した上で，各産業分類に分配する必要がございます。この推計，少しデータ整理が複雑になりますので，今回簡易な推計結果ということでご理解をいただきたいと思います。また，今回の事業費が若干小さいということもございますので，今年度の緊急雇用事業全体の中でお答えをさせていただきます。

当初予算からの緊急雇用関連事業は，事業費の概数で約２億７，０００万でございます。うち，それに伴う雇用人数は２１２名。うち新規雇用者が２００名。というふうになっております。この波及効果額ですが，投入された額が約２億７，０００万ということでいたしますと，この額が全て雇用所得に還元されたというふうにしますと，その多くが域内外でさまざまな消費活動に転化されるということになります。その結果，その消費活動によって新たな生産を生み出すということでございます。

それで，域外へ流失する額を若干考慮いたしますと，２次波及効果額ということになりますが，約１億７，０００万の２次波及効果額が発生いたします。さらに，この額が消費，雇用，貯蓄に転化されるということでございますので，この額を含めて総額約４億４，０００万ということになります。ちなみに，この２次波及効果額１億７，０００万に伴う新規雇用創出は試算上では１３名というような試算も出ています。以上です。

高齢者福祉課長（小倉政浩君）　それでは，それぞれの事業の詳細について高齢者福祉課所管分の介護，後期高齢者保険料収納向上対策事業についてお答えいたします。事業の内容としましては，介護保険料と後期高齢者保険料の未納者に対して，電話や文書による納付催告を行うとともに，納付相談並びに分納誓約書の履行状況などを確認しまして，不履行となっている方へは履行催告などを行い，収納率の向上を図ることを目的としております。

事業の実施期間につきましては平成２２年１０月から２３年３月までの６か月間となっております。事業費につきましては，臨時職員２名分の人件費１５７万９，０００円を計上してございます。以上でございます。

紬観光課長（日高達明君）　紬観光課の分としまして，４９９万８，０００円を計上してございます。事業の目的としましては，大島紬の魅力を生かした観光振興事業についてでございます。成長分野で期待される介護，医療，農林水産，環境，エネルギー，それから観光，地域社会の６分野における緊急雇用創出の一環でございます。外国人観光客への対応を考慮したピーアール商品を準備し，それを紬業界全体で活用し観光の振興を進めることを目的といたしております。

事業の内容としましては，外国人向け本場奄美大島紬の製造工程や奄美の景観を含めたピーアール用ＤＶＤ及びパンフレットの作成。ホテルなどと連携いたしまして，観光客にレンタルするための試着用大島紬の制作。外国人など多様な消費者ニーズに答える紬の小物商品開発，新デザイン開発に向けた装飾及びデータベースの構築などの内容となっております。

事業実施期間，平成２２年１０月から２３年３月の６か月間。雇用は３人を予定いたしております。実際，西陣織工業組合，西陣会館には多くの外国人が，旅行者，特に中国人が来館をいたしております。我々奄美のほうも，来年中国とのチャーター便の就航なども計画をいたしておりますので，これから先につきまして，外国人をターゲットとした大島紬の振興策を提言したいと考えております。併せて，１１月１９日から２１日にかけまして奄美西陣コラボレーション展などを開催計画をしているところでございます。以上でございます。

住用産業建設課長（澤　修平君）　住用地区の耕作放棄地解消調査事業の事業内容についてご説明いたします。住用地区の季節ごとの農作物の植栽調査を行い，地域の環境に適した作物を選定し，各集落の農業者や，特にこれから農業を営もうとする新規就農者への情報提供並びに普及活動を目的としております。事業の実施期間は平成２２年１０月から２３年３月までの６か月間となっております。

また，事業につきましては，臨時職員１名分の人件費８５万３，０００円でございます。この事業の期待される効果でありますが，農作物植栽調査や普及活動を行うことで住用地区全域の生産性の向上が図られ，ひいては耕作放棄地の解消につながるものと考えております。

環境対策課長（高崎義也君）　生物多様性詳細確認調査業務委託１，０００万円についてご説明いたします。ご承知のとおり，奄美大島は世界屈指の生物多様性が指摘されており，これまでにも環境省はじめ，様々な機関において各種調査が行われてきております。今回の事業は，国立公園世界自然遺産登録を見据えた本市独自の取組として実施いたします。

実施方法といたしましては，これまで調査がなされていない地域箇所について，主に住用町を中心に，環境省その他の関係機関との連携を図り実施いたしたいと思います。なお，期間は半年間でございますが，環境関連団体にお願いをいたしまして１２名の調査員で実施する予定であります。調査後は報告書を作成し，学校における環境学習，共同学習の資料提供や市民への啓発活動につなげてまいりたいと考えております。以上です。

笠利産業振興課長（伊地知辰夫君）　農地山林守り隊事業の詳細でございますが，農地山林をパトロール員２名で，不法投棄の予防，未舗装道路調査や危険箇所調査及び保守を行い，災害の未然予防や景観整備を行うものです。合わせて有害鳥獣のカラスを捕獲する小屋がシロアリ被害と老朽化により傷みがひどいことから，全面的な保守を行うものでございます。雇用期間は，パトロール員が３か月間と，保守大工職員は製作期間の２か月間を見込んでおります。事業費につきましては２０５万８，０００円計上いたしております。

商水情報課長（則　敏光君）　中心商店街街なか観光案内休憩施設利活用事業４３３万４，０００円でございます。この事業につきましては，現在のＡｉＡｉ広場が今年度閉鎖いたします。来年度新しく観光交流拠点施設として整備がなされますが，その間に，ＡｉＡｉ広場の休憩機能と，新しい施設で予定いたしております観光インフォメーション機能。これを運営するための，観光としての重点分野の事業として，商水情報所管となっております。街なかでの観光案内とガイド等への連絡。また，郊外への観光案内施設等への情報の提供を行って，観光客や市民が休憩できる機能を持った場所を整備し，運営する予定でございます。雇用人数につきましては３名。雇用期間は６か月を予定いたしております。

それから，プレミアム商品券の関係が出ておりますが，２７ページでございますが，商工振興費補助金として２，０００万円計上いたしております。これにつきましては，２０年度からスタートいたしましたが，国の緊急経済対策として緊急安心実現総合対策臨時交付金事業，そして国の財源を一部使っております。また，２１年度におきましても，地域活性化経済危機対策臨時交付金事業ということで国の財源を使っております。２２年度につきましては，当初予定はございませんでしたが商工会議所さん，あるいは商工会，連盟で強い要望がございましたので今回も実施するというかたちで，今回補正に計上させていただきました。奄美大島商工会議所と奄美商工会が実行委員会として実施する予定となっております。昨年度同様２億２，０００万。うち，プレミアム分１０パーセント。ということでございますが，詳細につきましては事業規模も含めまして今後実行委員会で協議していくものと考えております。

今年度，２２年度，県内１９市の中では奄美市含めまして現在のところ９市が，プレミアムを商品券事業として実施する予定でございます。鹿児島市におきましては，昨年詳細な事業報告がきておりまして，１０億，１億のプレミアム。ただし，市内の大店舗を全て加入させたという実情がありまして，その７４パーセントが大店舗に商品券が流れたというような実情もありまして，あまり効果が無かったと

いう大きな意見などもございました。その関係で必ずしも実施するかどうか今微妙な状況であるというようなこともいわれております。

金額としては，奄美市は２，０００万今回計上いたしましたが，薩摩川内市で５，６００万。霧島市で５，４００万。その他３００万，６００万というような各市でございますが，奄美市は３番目に大きな金額でございます。総額２，０００万の一般財源を投入する補助金というのは奄美市では他にはございませんで，今県のほうで口蹄疫対策プレミアム商品券事業というようなかたちで，現在県議会で審議中であります。詳細な情報が今のところ議会中なものですから，担当課からなかなか入ってまいりませんが，口蹄疫対策で人口減，観光客の減，商工業の売上げの減，これに対する補てんとしてのプレミアム商品券を発行したところには，補助金を県が交付するということでございますので，口蹄疫も終息宣言いたしておりますけれども，奄美市はその後に９月議会での審議でありますので，この補助金が受けられるかどうかという微妙な点もございます。ただ，６月補正で口蹄疫対策につきましては９１７万ほど補正計上いたしておりますし，予備費でもかなりの額を予備費充用で支出いたしております。その関係で全く期待ができないというわけでもないんじゃないかと。この県議会の９月議会の状況を見守りたいというふうに思っております。以上でございます。

総務課長（前里佐喜二郎君）　それでは，人事人件費のうち子ども手当について，なぜこの時期の補正なのかというお尋ねでございます。人件費の補正につきましては例年主に人事異動に伴う補正を９月議会に。それから，人事院勧告に伴う補正を１２月議会にというのが慣例でございます。今回の子ども手当につきましては，当初予算で計上いたしておりました４月以降分の児童手当を子ども手当に改めて，さらに増額をするものでございます。お尋ねの補正の時期につきましては，人件費の支給や予算の計算に専用の電算システムを利用いたしておりますが，このシステムの改修が，単に手当の名称を変更するだけでは済まない事情がございました。このことから，この改修作業が４月まで月日を要したこと。これと手当の支給が年に３回，６月と１０月と２月に３回に分けて支給をいたしております。予算額といたしまして，９月補正でも支給に支障がありませんでした。これらのことからこれまでの例にならって９月補正とした次第でございます。

次に，財源は何か。一般の子ども手当との違いはというお尋ねでございます。一般の方の子ども手当につきましては，児童手当相当分につきましては，国，県，市町村がそれぞれ３分の１ずつ負担をするということを基本に，今回の増額した分については国が負担するということになっているようでございます。公務員への子ども手当の支給分につきましては，それぞれの事業主が負担することとなっておりますので，財源といたしましては一般財源を充てて普通交付税で算定をされるという考え方でございます。

２番目の職員数につきまして，まず当初予算からの増減について市の見解はということでございますが，当初予算と今回の補正予算における職員数の増減の要因についてお答えをしたいと思います。当初予算における人件費につきましては，予算算定時の職員から定年退職の職員数を除き，逆に新規採用職員を加えるなどして算定をいたします。しかしながら，実際には算定時以後，算定時に予定していなかった退職があること。それから，新規採用職員の人数がその後に確定すること。あるいは，人事異動に伴い外部団体との職員の出入りが生じることなどの理由から，例年当初予算に対し職員数の増減が生ずることとなります。

次に，昨年度が算定後１２名の退職の申し出がありましたので，昨年より少ない減だと。今年度は少ない減だということに比較で申しますと，そういうことでございます。次に当初予算より９名の予定外の退職があった理由はということですが，志望退職が２名，勧奨退職などで７名となっております。それから，当初予算より新入職員を２名増員した理由はというおたずねでございます。さきほども申し上げましたが例年当初予算の算定時には採用食品の数が決定しておりません。このことから毎年１０名で算定をして，予算を組んでおります。２２年度は実際の採用職員が１２名でございました。このことにより，今年度は当初予算に対して２名の増となったものでございます。今後の見通しというお尋ねでご

ざいますが，ここ数年１０名前後の採用といたしておりますので，しばらくはこれでいくのではないかなと考えているところでございます。

企画調整課長（東美佐夫君）　答弁が少し前後いたしますが，先ほどの緊急雇用対策事業の中で，財源の組替えをした事業は何かというご質問がございました。当初予算で，緊急雇用創出事業として計上しておりました独居高齢者等の見守り支援マップ，これについて検討協議をした結果，今回の重点分野と組み替えております。理由といたしましては，組替えにより平成２３年度までの奄美市に配分された緊急雇用の配分残が増えるということでございます。ご理解のほどお願いいたします。

文化財室長（中山清美君）　旧暦行事とカレンダーの復元ですが，こちらのほうは年中行事等を含めて，それに基づき旧暦カレンダーを作成しようというものです。以上です。

８番（蘇　嘉瑞人君）　長々と答弁ありがとうございました。質疑ですので，また一括してそれぞれに対して再質疑をしていきたいと思うんですけど，まず基金についてなんですけど，ご答弁の中になかったのでご紹介しておきますと，財政調整基金で現在８億４，０００万円ほど。そして地域振興基金で５億３，０００万円ほど。そして公共施設設備事業基金で１１億８，０００万円ほど，今積立てがあるとお伺いしております。この経済の先行きが不安であり，しかも，奥議員の一般質問にもありました交付税の一本算定の対応を考えると，基金を計画的に運営していくことは大切なことだと思います。幾ら貯める等の予定はないであるとか，その都度考えるというのももちろんあるとは思うんですけれども，今説明の中にもございました財政調整基金が１０億円ないところは少ないようなので，できるだけ不安が少ないようなかたちで基金運用をされていかれますことをお願い申し上げます。

それでは，起債枠について少しお伺いします。今年度３７億円というふうに今のところの起債を一般会計，特別会計合わせて考えてらっしゃるということだったんですけれども，その金額で起債を考えますと今年度で合わせて総額５０７億円の起債があります。つまり，市の借金が５０８億円あります。その中で先ほどお話ししました，財政健全化計画であれば２２年度から３６億円の新規起債で計画を立てております。ですので，現状は予定していた起債よりも少ない状況，マイナス６億円ほど少ない状況であるとは思うんですけれども，このまま３８億円ペースでいくと平成２７年には，こちら４７７億円の起債が残った状態になります。

こちら当初の予定では４４８億円で抑えるつもりで進めていました。こういったように，単年度で見た場合に１億円，２億円の差は小さいように見えるかもしれないんですけれども，５年，６年ちょっと長いスパンで見ていくと，こういったふうに３０億円という大きな金額になってきますので，この記載枠についてももう少し慎重に考えていただきたいと考えております。

私，厚生委員会に所属していますので，今回の補正の中でいろいろ起債を抑えるためにどんなことをしたんだろうというふうに調べました。まず増えた部分なんですけれども，厚生委員会の中で火葬場の改修において２，２００万円ほど新規起債を行っております。こちら火葬場におきましては，年次ごとの事業計画がございまして，今回の改修においては平成２３年度の行うはずだった事業が，火葬場の設備が不備が著しくなってきたために前倒しして本年やるというふうにお伺いしております。こういった事業であれば，来年度はこの部分をある程度抑えることによって，今回超過した７００万円ていうものが抑えていけるようになってくると思っていますので，いろいろ今回起債を行った事業を見直すことによって超過した分は来年抑えることができると思っていますので，財政課のほうでご考慮していただくようお願いいたします。

それでは各事業について質問していきたいんですが，まず皆さん聞いていただいて分かったと思うんですけども，予算規模としては２，６００万円の事業なんですが７事業ございまして様々な事業がございます。前回までであれば，事業の一覧表を作って議員に配布もされていたと思うんですけれども，今回その配布がなく，初めて事業内容を聞く議員が多かったのも現状ではないかと思います。ですので，

こういうふうにまとまった事業として緊急雇用のために事業を出すのであれば，一覧表を全議員にお配りすることをお願いしたいと思いますので，この議会の後でもよろしいですから各議員にその一覧表をお配りすることはできないでしょうか。っていうのをお尋ねいたします。

それでは，個別の事業についてお尋ねします。中心商店街街なか観光案内休憩施設利活用事業についてお尋ねします。ただいまＡｉＡｉ広場の利活用ということでしたんですが，もう一度確認のためなんですけれども，今回予算で人を雇って事業をする現場になる所はＡｉＡｉ広場というふうに理解してよろしいのかどうかお答え下さい。また，こちら委託先は観光団体をこれから公募するということでありますが，その工程をお示しください。

大島紬の魅力を生かした観光事業についてお尋ねいたします。パンフレットは外国人向けとありますが，何語のパンフレットを何部作り，どこに置くつもりなのでしょうか。

続きまして，こちらかなり期待している事業であるんですが，奄美市生物多様性詳細確認調査事業についてお尋ねします。今年は国連が定める国際多様性年であり，日本において生物多様性条約第１０回締約国会議ＣＯＰ１０，通称ＣＯＰ１０が開催される年です。生物多様性，環境と色濃く結びついた文化をずっとずっと大事にし続けるため，世界自然に向かい帆を進めようとしている奄美において，こういった世界の流れも含めて大事な年になると考えております。

今回の調査事業は，自然環境の保全の分野ももちろんですが，林業，文化財保護の観点から見てもとても有意義な事業になるのではないかと本当に期待してます。今回，本会議は様々な分野の課においてお伺いできる貴重な場でありますので，是非ともお伺いしたいのですが，農林課，教育委員会，環境対策課ではこの調査及び報告にどんな効果があり,今後どのように生かしていきたいとお考えでしょうか。それぞれの立場からのご所見をいただきたいです。

続きまして，プレミアム商品券についてはただいま詳しいお話しがあったんですけれども，事業の詳しいところをもう少しお聞きしたいです。このプレミアム商品券っていうのは，いつからいつまで実施して，どこで使える事業なのかお答えください。ただいま，少々鹿児島市の事例についてお話があったんですけれども大規模店舗で使えるようにした鹿児島でいろいろな議論があり今回プレミアム商品券自体をなくそうかという議論も出てきているというふうな答弁だったと思うんですけど，それでは奄美市においてはその大規模店舗についてはどのような認識を持って，今回どのようなプレミアム商品券を発行したいと考えているのかご見解をお示しください。

続きまして，人事，人件費についてお尋ねします。子ども手当については説明いただいたので，充分理解できましたのでありがとうございました。職員数について新規職員の２名増員については想定の範囲内というお答えがございました。私の中で，ざっと今回の予算全体を見て，一人当たりの人件費がどのくらいかかるのだろうと簡単に計算してみたんですけれども，大体８８０万円ぐらい，共済費等も含めて人件費がかかります。２名の増員で，２名だから少ないだろうというふうに見てしまうかもしれませんが，１０年間を１００人で見ていたものが，１２０人になってしまえば９００万円の２０人ですから，年間にして大きな予算の変更になってくるというふうに考えていますので，単年度，単年度で１０名前後と見るのも大事だと思うんですけれども，１０年スパンで１００人で抑えるんだったら抑えるといったような，やっぱり人事計画っていうのも大事だと思いますので，そういったところをご考慮いただければと思っております。今幾つか質疑したのでそれについて答弁いただければありがたいです。

企画調整課長（東美佐夫君）　緊急雇用の関係です。今回の７件の事業の資料については，早速準備をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

商水情報課長（則　敏光君）　街なか観光案内事業でございますが，ＡｉＡｉ広場，今年度取り壊す予定ございます。その中で，これまでの利用状況を見ますと，多年に渡ってお年寄りの方，バスの時間帯に合わせての休憩。あるいは市役所，観光庁での用務の間の時間帯。そういったこと等を考えますと，現在にＡｉＡｉ広場の場所からそんなに遠くないほうが，利便性あるいはお年寄りの方には分かりやすい

んじゃないかというふうな思いもありまして，ＡｉＡｉ広場の隣４事業所分がございましたが，この分が全て４世帯，４件の方全て出られたようでございますので，工事に必要な部分を除いてその残余の部分をですね，こういったかたちで当分の間，休憩施設あるいは観光インフォメーション施設として活用ができないかと今考えているところでございます。

なお，今議会の議決後，公募いたします。それはホームページあるいは観光関連団体には個別の通知をさせていただきたいというふうに思っております。

それから，プレミアム商品券でございます。これも議決後でございますので，いつから使えるかということは実行委員会のほうで今後議論がなされますが，おおむね昨年と同様１１月ぐらいから３月末ぐらいまでかというふうに思っております。大店舗の件ですが，これにつきましても，これは規約がございまして，奄美市プレミアム商品券発行事業規約というかたちになっております。この８条の第２項にですね，加盟店資格は奄美市内に本店および本社を置く事業所とし，奄美大島商工会議所，奄美商工会，奄美市通り会連合会の会員とすると。ただし，実行委員会が認めた事業所はこの限りでないと。実行委員会というのは商工会議所さんと商工会，通り会連合会というふうになっております。

大店舗を参入させるかどうかということにつきましては，かつて議会でも議論がございましたけれども，２，０００万からの市税の投入でございます。２，０００万からの市税を払っておられる大店舗，その従業員，法人市民税，その従業員の方の市民税，それらを考慮しますと非常に微妙な問題でもございますが，これにつきましてはやはり中心商店街，あるいは住用・笠利地区の商工会などの収入の補てんをこの事業によってやりたいという思いがございますので，鹿児島市のような事例もございますので大変微妙な問題ではございますけれども，このようなかたちになるのではないかと。昨年と同様のケースになるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

紬観光課長（日高達明君）　議員から，外国人観光客向けの大島紬のパンフレット，何語で作るのか，それからどういうところに置くのかというご質問でございます。今，具体的に決定しているわけじゃございませんが内々，英語，中国語，韓国語あたりがいいのではないかと考えております。それからどういうとこに置くかということですが，紬組合，もちろんあと物産展での活用。東京事務所での活用。それから県の大阪事務所。それから，本土で個人の紬展の催事などもおこなっておりますので，そういうところへのパンフレット提供など広い範囲で活用していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

農林振興課長（熊本三男君）　生物多様性詳細確認調査事業の結果につきましては，農林振興課として検討した結果，国の森林法に基づき森林整備計画や森林整備計画を樹立して作業を進めております。その中で伐採計画が出された時点でチェックを行い，適合通知を出したり出さなかったりという判断をしております。しかし，この調査の結果，他法，自然公園法，自然環境保全法，文化財保護法。この文化財保護法の中に天然記念物等があるわけなんですが，これによって区域指定等が行われた場合は影響があるかと考えております。以上です。

環境対策課長（高崎義也君）　お答えいたします。議員お話しのとおり，本年名古屋市におきましてＣＯＰ１０が開催されます。世界中から約１万人近い専門家が日本を訪れ，生物多様性の国際会議が開催されるとうかがっております。このような年に今回新たに実施いたします調査事業は，関係機関からも大変有意義な調査であるというふうなお褒めのことばもいただいておりまして，今後皆様方と協力して中身のある調査を実施してまいりたいと考えております。それから先ほど申し上げましたように，国立公園・世界自然遺産に対する市民への啓発活動も大きな事業の目的でございますので，啓発活動を努めてまいりたいと考えております。

文化財室長（中山清美君）　教育委員会サイドでは天然記念物が該当といたしますので，天然記念物関係

といわゆる個体，アマミノクロウサギやルリカケスなどの個体は文化庁の所管でございます。ただし，その生息する地域は環境省ということになりますので，今回の調査のほうでは文化財室のほうも協力をしていきたいと思います。そして，そういったものは生物多様性の中では世界自然遺産等も問われておりますが，世界自然遺産の主たるものは環境文化型っていうのも入っておりますので，こちらのほうも対応して，全てのものを含めて自然との生業ということから，我々のほうでは調査研究を，そして提言できたらと思っております。以上です。

総務課長（前里佐喜二郎君）　職員採用の件につきましてご提言をいただきました。ありがとうございます。先ほどの答弁で，当面１０名前後というお答えをしましたが，近い将来，具体的に申しますと，昭和２７年組，昭和３０年組という大量の退職を同じ年にする塊がございます。基本的には採用は，退職を考慮しながらと考えておりますが，辞める年に一気に採用していいのか。そういった疑問などもございまして，これらも踏まえて現在総務部で企画調整課を中心に新しい定員管理適正化計画を策定中でございますので，これを踏まえて今後の採用というのが検討されてまいるものと思っておりますの，ご理解をお願いいたしたいと思います。

８番（蘇　嘉瑞人君）　あまり長くなってしまったので，最後１点だけ。生物多様性詳細調査事業について，一言述べさせていただきます。６月議会でチップ工場建設森林伐採について一般質問した後に新たに２件の伐採届が出されました。約１．５ヘクタールと３．５ヘクタールの森林を伐採する届出です。現在，約１．５６ヘクタール程は伐採しており，３．５ヘクタールの伐採も伐採許可は時間の問題だと思います。林業が悪いことのように見られることも起こってほしくありません。しかしながら無秩序に森を伐採し続けることも望みません。今回の調査が，環境と開発，自然と人の共生のための事業になることを強く望んでいます。

今回，半年の調査ですが生物多様性を確認するには，どんなに短くても１年を通して森を調査することが必要だと思います。世界自然のための基金。今回積み立てた地域振興基金。ソフト事業も可能になった過疎債。財源は探せば幾らでもあると思います。もう１，０００万円付け加えて，もう半年調査を延長実施してもらうことを望んでいます。市長のご見解があればお聞かせください。

市長（朝山　毅君）　詳細にわたってのご質疑でございましたが，詳細にわたって委員会等でやったほうが正確を期すると存じますので起債の問題等含めて非常に厳しい財政の中で新しい予算の増枠という申し出でもございますので，違った角度で，また，別の場所でご質疑，また答弁していきたいと思いますのでこの場はお許しをいただきたいと存じます。よろしくお願いします。

議長（世門　光君）　次は簡潔的にお願いします。自分の思い，それから私情が入らないようにお願いしたいと思います。暫時休憩いたします。（午前１０時３５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　すみませんが，質疑は端的にお願いいたします。

再開いたします。次に日本共産党　崎田信正君の発言を許可します。（午前１０時５０分）

１６番（崎田　信正君）　質疑は端的にやりますが，公平さを持って対応していただきたいというふうに思います。

日本共産党の崎田信正です。１点だけの質疑になります。先ほどから緊急雇用対策とかプレミアム商品券など経済の活性化等についての質疑等がありますけれども，私は議案第６５号平成２２年度奄美市一般会計補正予算第３号についてですが，今回での補正でも各課にわたって修繕費が計上されております。委託料とか工事請負費ではなくて，各款の１１節，需用費の中の修繕費の部分。説明の欄には，修繕費，括弧して施設，建物と。あるいは修繕費，括弧してその他と，記載をされている部分だけ見てみ

ますと，今回の補正の一般会計分だけでも，私の集計に間違いがなければ，１３件，６１１万９，０００円が計上されております。

２２年度の当初予算では，８８件，６，４５８万２，０００円が計上されており，第２回定例会のものを含めますと１０４件，７，１６３万６，０００円の修繕費となります。その他にも特別会計にも若干あるようであります。金額のほうは最低が５，０００円から１，４８４万１，０００円と幅がありますけれども，平均すれば６８万８，０００円となります。そこで，１０万円以下が３５件で，３３．６パーセント。３０万円以下にすると６２件で，５９．６パーセントですね。５０万円以下でくくってみますと７５件で，７３パーセントにもなります。そこで，これらの修繕費については各課にわたっているわけですが，その発注についてですね，担当課ごとに発注をされるのか，また業者の選定はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

企画調整課参事（小浜忠弘君）　修繕について業者の発注はどのように行われているかというご質問でありますが，修繕を業者に発注する場合につきましては，担当部課において，奄美市契約規則等にのっとり，金額用件，特殊性，低価格性，現場条件，緊急性などから総合的に検討判断して，競争入札あるいは随意契約による業者発注を行っていることころでございます。

１６番（崎田　信正君）　随意契約という言葉がありますけども，先ほどからの緊急雇用対策などの状況から見てもですね，市内の小規模事業者の受注機会を確保するということも行政としては気を配るべきものだと思います。より多くの地元業者が受注できるということが必要だと思うんですが，修繕の仕事ということになると建設関係では防水とか屋根や内装塗装，あるいは大工，左官などその他色んな業者があるかと思います。設備関係でも，空調，電気，ガス，給排水，衛生ですね。その他にもいろんな業者が考えられるわけですが，奄美市でこれらの業種に関わって仕事，営業されてる方がどのくらいあるのか把握されているのか。

また，公正公平を担保する方法として全国の自治体で広がっているのが小規模業者の方に歓迎をされている小規模工事登録制度です。先の議会で制度創設に向けて陳情も出されておりましたけれども，これは残念ながら議会で不採択となっております。審議の中で，当局の説明でですね。現在の方法で困っていないからと説明があったように聞いておりますけれども，そこは間違いないのかお伺いをいたします。

企画調整課参事（小浜忠弘君）　小規模な修繕工事につきましては，大半が随意契約の対象となりますが，担当部課では契約附則第２５条にのっとり，課内協議を踏まえて，奄美市へ指名願いを提出している業者の中より複数業者に見積もり依頼を行い，契約相手方を選定いたしております。また，小規模な工事でありましても，公共工事であることから関係法令の遵守をはじめ，契約の相手方の施工能力の確認を行い，品質や施工後の責任体制等の契約の安全性を確保するため，建設業の許可や経営事項審査を受けているなど要件を満たしていることから入札参加資格者の中から地元の業者が数多く受注しているのが現状であります。ご理解を賜りたいとお願いします。

（「何人くらいそういった業者が、そういった関係の仕事に就いているっていうこと」という者あり）

企画調整課参事（小浜忠弘君）　ただいまのところその把握はいたしておりません。

１６番（崎田　信正君）　把握されてないわけでしょ。だからこの間の議会でも出ているのは，そういった業者，個人でやっている方についてもですね，公共事業で広く仕事が行き渡るようにということで，それでも公正を保たなければいけないからそういった業者の方には登録していただいて，その登録条件もむやみに登録じゃなくて一定の条件がありますよね。そういった条件を踏まえて登録してくださいというのが小規模工事の登録制度なんですよ。

そういった意味では公共工事ですから当然いい加減な仕事をされては困るわけですから，それはもう当然のことなんですね。だから登録をしてやると。自分の知ってる人に誰もが簡単に発注するということではなくてね。そういう制度が今全国に広がっているわけです。

今，指名ということもありましたけれども，全国で今やっている制度というのは，登録できる用件は市の競争入札参加資格がないことというふうにいっているんですね。参加資格がない人でも，個人的に一生懸命仕事をやっていると。個人的な例でいえばね，家のペンキがそろそろ塗り替えの時期じゃないかとか,ひさしがちょっと壊れているなといったときは,そういった個人の方はそういった家を見てね，戸を叩いて，そろそろ修繕されたらどうですかと，請合いますよというふうに営業してまわっている個人の大工さんとか，左官屋さんなどもおられるわけですよ。

そういった人たちが久しく公共事業の，そういった２，０００万円も使ってプレミアム商品券をやってそういったことをやろうと一方ではやっているわけですから，もちろんいい加減な仕事ということではなくて，こういう登録制度をきちんとやればそういった人に広く公正公平に仕事を回すことができるんじゃないかということで，この間議論をされているわけでありますけれども，こういったことについてご見解があればお願いをいたします。

企画調整課参事（小浜忠弘君）　ただいまの質問ですが，委員会の中でも答弁説明いたしまして，先ほど述べましたように，品質とかそいう施工能力ですね，実績がある業者さん，資格のある業者さん。より安全な工事をしていただくためには，どうしてもそういう資格を持った業者さん。考えられるのはそういう資格を持った業者さんを用件としてやれるかどうかの判断でございます。小規模工事業者さんがですね。以上です。

議長（世門　光君）　次に，日本共産党　三島照君の発言を許可します。

１５番（三島　照君）　こんにちは。日本共産党の三島照です。私は，決算委員会等もありますのでまた委員会等の審議がスムーズに進めるように若干質問させていただきます。まず最初に,議案第６５号　２２年度奄美市一般会計補正予算第３号についてです。この１０ページでですね，歳入の１４款２項４目４節で，１億４００万円の減額がされています。この減額の理由について述べてください。そして通告では２４ページのさっきの各項目ごとの委託先等出してますけど，先ほどの蘇議員の質問でほぼ全部出ましたので省略いたします。

続きまして２５ページの負担金・補助金の１，４８２万円の減額の理由も質問に出してますけど，これは奥議員の質問でほぼ重複しますので省きます。

続いて２７ページですね。２７ページで２４節の投資及び出資金のところで，いわゆるまちづくり公社設立出資金として５０万円が出ています。これについての根拠,まちづくり公社の設立の意義と目的,今後の内容もどのような公社なのか示していただけたらと思います。これはおそらく，まちづくり活性化協議会が発足し，この中で，この協議会の中でも経済公社という発言もありましたのでこのことだと思うんですけど，この経済公社というのは大変な役割を持っていると認識しています。そういう点で，５０万円が高いか安いかは別として今後の検討の課題もあるのではないかと思いますので，これの根拠と目的などを示していただけたらと思います。

続いて３３ページ。３３ページでですね，１億１，７２０万円の建物移転補償費が減額されています。今，２１年度予算も繰越されている。２２年度予算も１５億から計上されている中で，この減額の理由をですね，示していただきたいと思います。

続きまして，議案７９号　奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定についてが提案されています。ここでは,使用料の決定根拠ですね。なぜかといいますと後にも出ますけど,地方公設市場というのは奄美市の自治体の施設であると思っています。そういう点では，自治体の施設を例えば委託するとか,そういった場合は委託料とか指定管理とかいうのが出てくると思うんですけど,

今回は使用料ということになっていますので，この使用料の決定根拠。なぜ委託料ではなく使用料なのか。３つ目に施設の維持管理は今後どこが担当するのか。日常的な運営もですね。公共の施設ですから基本的には奄美市が維持管理というふうに私は認識していますけど，ここのとこがどうなっているのか，この根拠を示していただきたいと思います。

次にですね，議案第８２号　奄美市総合計画に係る基本構想の策定についてというのが提案されています。私はこの基本構想，後でも述べますけど，読んでて正に今までの出たいろんな構想や案を文書で，いったら構想としてまとめられているだけで，これの具体的な策が見えないんですよね。見えないまま議会で採択してよいのかという疑問を持ってます。なぜそういう点で，この構想の具体策が見えない。そういう点で第一点は財政的裏付けが見えてこないので，先ほど蘇議員の３８億の起債の問題も今後出てくると思うんですけど，そこらへんも含めてどういうふうなことが考えているのか。

そして，末広・港区画整備事業との整合性。これはおそらく平成２８年完成予定だと思うんですけど，２８年から３０年というとちょうどこの構想と重なっていきます。そこのところのまちづくりに対する構想。もう一つは今，これから議論されます，いわゆる４２ヘクタールの中心市街地活性化基本計画との整合性等も見えてきません。ここら辺についてお聞かせください。

次に議案８６号　大島衛生組合規約の変更についてです。この規約の内容を読みますと，いわゆるこの規約の中に一般廃棄物処理の有料化に関することということが書かれているだけで，何をどう有料化するのか，具体的内容が見えません。有料化だけ書かれたらいくらでもあとは勝手に市民ごみを値上げするのかなというふうに思ってなりません。

その有料化をする前にですね，実は昨年，一昨年私は衛生組合の議員をやっていたときにですね，持込みごみが１００キロ未満が無料でどんどん持ち込まれていたということがありまして，市民ごみを有料化する前に，やっぱりこういうやるべきことをやるべきではないかということで提案いたしまして，昨年からこの持込みごみが有料化されたと思っています。その結果の財政状況，それの収支報告が見えてきません。幾ら歳入増がなったか示していただきたい。それと有料化しなければならない理由を明確に示していただきますようよろしくおねがいします。あと，自席に戻ります。

都市整備課長（東　正英君）　１０ページの歳入１４款２項４目４節区画整備補助金１億４００万円の減額理由につきましては，当初事務費と工事費の合計６億８，７００万円で国費の申請をしておりましたが，国の制度改正に伴いまして，事務費は補助対象外となり，社会資本整備総合交付金として工事費のみの５億８，３００万円に減額内示されたためであります。

続きまして，３３ページの８款５項２目２２節補償，補てん及び賠償金建物等移転補償費の１億１，７２０万円の減額理由といたしましては，先ほどの国費の内示額減額に伴いまして事業費を減額調整したものでございます。以上でございます。

商水情報課長（則　敏光君）　４番目の２４節出資金，まちづくり公社設立出資金５０万円の件についてでございます。中心市街地活性化法第１５条第１項第１号に規定します，中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するためという組織として設立するものでございます。市の出資比率は１００分の３以上でなければならない，まあ３パーセント以上でなければならないと定められております。先日設立されました中心市街地活性化協議会，これが中心市街地活性化法の法定要件を満たすためには，このまちづくり会社の設立が絶対条件であるということになっております。

最終的に中心市街地活性化基本計画，この計画を実行あらしめるためには，この協議会の立上げとまちづくり会社の設立，この２つが絶対条件という形になっております。設立に当たりましては，奄美市商工会議所，商店街等からの出資により設立する予定であります。発起設立を予定いたしております。

資本金の額ですが，これははっきりと金額を幾らにするというようなことは，まだはっきりとは定まっておりません。会社にとって一番大事なのは定款，定款を作成することです。その定款の絶対的な記載事項が五つございまして，まず目的を定める，称号，本店の所在地，４番目に設立に際して出資され

る財産の価額又は最低額，それから発起人の氏名，住所です。これが会社法上の五つの絶対条件。平成１７年以前の会社法のように資本金の額を定めなければならないという規定は削除されました。要するに，資本金があまり大きな意義を持たなくなったというような会社法の大改正がございます。

したがいまして，だからといって全く無視するわけではございませんが，今後１０月に向けてこういった設立の協議についての具体的な内容を，商工会議所その他関係団体で協議することになります。定款の目的と申しましたが，あくまでもまずは基本は，この中心市街地活性化基本画，これを実行あらしめるための目的でございますので，あくまでも経済公社という文言はございますが，当初はやはりまちづくりに重きを置いた目的を中心に考えてまいりたいというふうに思っております。小さく産んで大きく育てるというような形で，今後協議をすすめてまいりたいと思います。以上でございます。

農林振興課長（熊本三夫君）　それでは議案第７９号の卸売市場設置及び業務条例の中で使用料の決定根拠はということでございましたので，ご説明申し上げます。根拠決定につきましては，事業費から国庫補助金，起債充当額，交付税算入額を差し引いた，市の実質負担額を基に耐用年数により年間使用料を算出しております。

続きまして，なぜ委託料ではなく使用料なのかということでございますが，建設された市場につきまして，奄美市地方卸売市場設置及び業務条例並びに同施行規則により，奄美市の行政財産として管理することになります。したがいまして鹿児島県知事の卸売業務許可を受けている卸売業者と同条の第４０条に基づく使用料を徴収し，使用されるということで，委託料ではなく使用料としました。

続きまして,施設の維持管理はどこが管理するのか。日常的運営はどうなるのかというご質問ですが，基本的な管理は市が管理者でございます。日常使用している維持管理につきましては，使用者である卸売業者が行うことになっております。以上です。

企画調整課長（東美佐夫君）　総合計画基本構想の具体策が見えない。財政的な裏付けは。というご質問でございます。まず関連する質問が幾つかありましたので，総括してまずあらかじめご説明させていただきますが，８２号の総合計画に係る基本構想の策定ですが，基本構想中のページ，３ページのほうに総合計画の構成について記載をさせてもらっています。

その中で１０年間のあるべき姿と，このことを実現するための行政としての指針，あるいは方向性を示したのが８２号の基本構想ということになります。この基本構想を基に５年ごとの具体的な背策を示したのが基本計画ということでございます。さらにこの５年間の基本計画を基に，毎年度の実施事業，これを計画するのが実施計画ということになります。

ただし，今回のこの基本構想については地方自治法の第２条第４項に基づいて議会の議決を得ることということが定められております。これは議員のご承知のとおりです。したがってまずは，基本構想の承認をいただいた上で，所定の作業を進めるということが制度上必要ということになります。ただ，しかしながら当然，幹あって枝葉なしということでは議論が進まないというのは議員がおっしゃるとおりだというふうに承知をしております。

そのため，ご指摘の，次の質問でもありますが，数値目標の根拠。あるいはこの具体的な５年間の背策を示した業務計画案について本議会中に説明する機会をいただきたいというふうに考えております。８２号についてはご承知のとおり，総務建設委員会の付託ということでありますので，現在，全員協議会の場で説明する機会をお願いしているところでございます。この協議会若しくは委員会の中で，今回ご質問があります各項目について詳細な説明をさせていただく予定にしております。総括における総合計画関連の質問については，こういう事情をご理解いただきたいというふうに思います。とりあえず以上です。

環境対策課長（高崎義也君）　大島地区衛生組合の規約変更につきましてご説明をいたします。ご承知のとおり，現在家庭系の一般廃棄物につきましては，市民が指定ごみ袋を購入し，ごみステーションに排

出したものを市が委託業者に回収をさせ，クリーンセンターで処理を行っております。現在使用されておりますゴミ袋は，大島地区衛生組合が企画をして，そのゴミ袋を奄美市内の卸小売業者がメーカーから直接仕入れを行い広く販売されているものです。

したがいまして，現在では家庭から排出されるごみについては，市民はごみのごみ袋代金の実費を除き，処理手数料の負担はございません。今回の大島地区衛生組合の規約改正につきましては，一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例，大島地区衛生組合の条例でございますが，一部を改正するための前段の手続きでございます。

何をどう有料化するのか，具体的な内容ということでありますが，議員ご指摘の昨年１０月１日に実施いたしましたクリーンセンターへの持ち込みごみ１００キログラム以下の有料化につきましては，クリーンセンターへ持ち込みされるごみのほとんどが事業所などから排出される粗大ごみであります。今回は一般家庭ごみの処理手数料を広く市民にお願いをすることでございまして，昨年度から大島地区衛生組合の構成市町村において，実施方法などの協議を行っております。最終的には大島地区衛生組合議会の条例の一部改正において，今後手数料の金額，実施時期などを決めていくことになりますので，ご理解を賜りたいと存じます。

次に，１００キログラム以下有料化後の収入増についてでございますが，大島地区衛生組合にお聞きしましたところ，昨年１０月１日から本年３月までの半年間で約１６０万円の収入増であったということでございます。次に有料化しなければならない理由といたしましては，次の２点が大きな理由でございます。まず一つは，環境省の調査報告書によりますと，有料指定袋制の導入は市民のごみ排出量を抑制しようとする意識が働き，分別の徹底によるリサイクルの促進が図られ，その結果ごみの減量効果があると結論づけております。ごみ減量により名瀬クリーンセンターの維持費の軽減及び施設の延命化に大きく寄与することが期待できます。

２点目としましては，クリーンセンターでの二酸化炭素の排出量の抑制が図られます。また，循環型社会の形成が地球規模の課題となっている現在，ごみ袋の有料化は全国的な流れでございます。さらに市民への環境問題を考える契機になることなどが考えられます。参考までに申し上げますと，全国では約６割の自治体で実施されております。鹿児島県内では１８市のうち９市。奄美群島では徳之島３町，沖永良部２町，喜界町で既に実施をされております。以上でございます。

１５番（三島　照君）　さっきの１億４００万の１４款２項の件について，事務費が交付金で認められなかったということなんですけど，これは今までずっとやってきて，なぜ今回だけそういう状況になっていっているのか。いわゆる事務費そのものは市の単独財政から負担しているのか。そこのところ一点示してください。

次に，出資金５０万の根拠ということで３パーセント以内ということでいえば，資本金１，５００万というふうになるんですけど，そこんとこは今後検討し，事業の内容によっては出資金なり増やしていかなければならなくなったときに,市としては増額もあり得るというふうに考えているのかどうかです。

次は，今出ました総合計画基本構想。私はやっぱり基本的にですね，これから後の全協なり総務委員会に出される準備ができてるんやったらね，やっぱりこの本会議で全議員に見てもらって構想を含めて採択すべきだと。それは，この間私は，この前一般質問で言いましたように，今日の答弁などを見ててもですね，議会軽視って言われても仕方ないんちゃうかというふうに思っていますので。これは全協待ちじゃなくて，もし出せるんでしたら，まあいうても今日終わりですからあれですけど，そこんとこはやっぱり考えて直して欲しいいうこと。

もう一点は，今後１０年間の基本構想ですよね，これは。ところがね，これ見てていらいらしてんのは，勝手にいらいらしてますけど。この４ページのね，将来都市像，施策の大綱。１，２，３，４，５，五つあります。これはどっから出てきた大綱やといえば。皆さん思い出してください。これは去年の３月の平田市長の施政方針ですよ。これがこのまま１番は長寿，健康で長寿を謳歌するまちづくり。２番は，癒しの観光を核にした産業振興。ここのとこは観光立島になってます。次は，自然に囲まれた快適

な暮らしのまちづくり。今読んでいるのは去年の施政方針ですよ。比べてみてください。次は，地域の中で教え学ぶ教育文化のまちづくり。次が魅力ある地域づくり。

これね，どこに，結局これをこのまま踏まえて作られた計画なんかなということから考えたら，なおのこと，そこんとこはどうなんですか。それ踏まえてやったんやったら，踏まえてやったでもいいですから，ちょっと聞かせてください。それを今回は承認せえということなら，まあまた考えますけど。そこら辺を一辺示してください。

次に，この衛生組合費の件です。６か月で１６０万。これ計算をされてないのかというのが一点。私はこのことで，年間幾ら歳入増を見込んでいるのか，６か月だからなったと言えませんけど。年間幾ら見込んでたんかっていうことを一つは聞きたかったんです。それと，ごみ袋を買ってもらってるだけで，市民ごみの有料ではないっていうのがさっきの答弁だったと思うんですけど，このごみ袋を買うこと自体が有料なんですよ。直接受け止めの違いがあるかも分からんけど。全国がそうなんですよ。ごみ袋を売って，直接税金みたいに取るわけに，毎回毎回計ってやるわけにはいかないから，ごみ袋を買ってもらって，そのごみ袋から幾らか市が還元を取っていくというのが基本的な考えなんですから。これが有料化になった段階で有料化なんです。市民ごみの。だからそこんとこではね，明確にしなければならなくなった理由がもう一つ分かりません。さっきの説明では。

例えば，耐用年数や，焼却炉のね，から考えたら，私は発砲スチロールやら含めた，もっと分別回収が必要だと思ってます。鹿児島やらでも１０種類近い分別回収をやってます。だから，そういうもんも踏まえて，持ち込みごみの有料化もやったんですから，その上で検討すべきだと思いますけど，それぞれお聞かせください。

都市整備課長（東　正英君）　先ほど，国の制度改正に伴いまして事務費が補助対象外になるという答弁をしました。事務費は国庫補助対象外から起債対象になりました。以上です。

商水情報課長（則　敏光君）　先ほどの出資金の件でございますが，かつて株式会社は１，０００万以上，有限会社は３００万以上とかいう制限がありましたけれども，全く廃止になりまして，今上限の制限はございません。１円からでもいいというふうになっております。今回のケースは市が５０万。商工会議所が，はっきり分かりませんが５０万。その他，商工会その他団体で５０万。おおむね１５０万を今のところは想定はいたしております。これは先ほど申し上げましたとおり，まちづくりをメインにおいた定款目的の会社という形を想定いたしております。市が１００分の３パーセント以上でなければならないという下限は規定がございます。これは会社法上，発行済株式総数の３パーセント以上を保有する株主は，総会の招集権がある。あるいは，取締役の解任請求権がある。あるいは帳簿閲覧請求権があるというふうに株式保有数でそれぞれ権利が違います。最低限３パーセント以上なければいけないというのは，そこら辺からきているのだろうと。

後日また経済構想などもございますので，いろんな事業を展開していく上では増資が必要になる場合もあろうかと思います。当然その場合には，出資比率に応じてまた増資。その場合には当然，議会のみなさんにも，また増額あるいはそういった新たな出資を予算上お願いすることにもなろうかと思いますのでよろしくお願いいたします

企画調整課長（東美佐夫君）　１点目の，基本構想関係の１点目の事前に配布をということでございます。もう当然この本会議上では配布できませんが，たたき台ということで今準備をしておりますので，配布の日程っていうんですか，時期については，また事務局のほうとご相談させてください。明日若しくは明後日，委員会のときがいいのか，その辺はご相談をさせていただきたいと思います。

それと２点目の基本構想の理念，将来像が同じではないかというご質問ですが，今回の基本構想の策定に当たっては，合併４年後というまだ時間も経過もまだ短い時期ではありますが，市町村建設計画，これは３市町村で作り上げたものであります。そういう意味ではその市町村計画をベースにしていると，

基本にしているということです。

行政の基本は継続性ということでもあります。これは改めるべきものは改めないといけないとは思いますが，多くの課題解決に当たっては，やっぱり継続性，その中で解決されていくということと，もう一つはそれが着実な成果につながっていくということでありますので，そう意味で市町村建設計画をベースにしているということですので，ご理解をいただきたいと思います。

環境対策課長（高崎義也君）　昨年１０月１日からのクリーンセンターでの１００キロ未満の持込料金の有料化，この収入でございます。さきほど私，１６０万と申し上げましたが，正確に言いますと１５９万４，４６０円でございます。いわゆる予算についてのご質問でございますが，私ども，大変申し訳ございません。ちょっと衛生組合の予算，ちょっと今確認しておりませんので，また後ほどお答えさせてください。

それとですね，今議員が申し上げましたように，現在でもいわゆるごみ袋は有料じゃないかと。確かにそうでございます。細かい数字になりますが，現在ですね，奄美市内ではおおむね小売店で１２，１３円から１５円くらいの値段で，１枚。１０枚入りですと１５０円くらいで販売されております。私もですね，昨年４月に環境対策にまいりましたときは，議員と同じような考えを持っておりまして，既に有料化されているんだというような考えでおりましたが，その１５円といいますのはですね，いわゆるメーカーの製造原価，例えば１０円。卸業者が引き取って１２円。さらに小売が１４円で売ると。市には一切その使用料の負担は，手数料は入りません。

値上げをするというのは，それにプラス，市がいわゆるいろんな経費を払っておりますから，例えば市内の改修業者が年間数千万の委託料をお支払いしております。いろいろ，もろもろのそういった手数料がかかっておるわけですから，プラス例えば２０円の１枚当たり処理手数料を負担しましょうかと。それは例えばです。ちなみに先ほど申し上げましたように，沖永良部が高くてですね，３０円ちょっと手数料を１枚当たり実施しております。県内でも１番高いということであります。昨年から衛生組合のほうで，構成市町村のほうで，具体的な話も進めておりますが，おおむね１５円から２０円ぐらいの手数料の範囲内になるのではないかというふうに考えております。

すみません。それからですね，先ほど申し上げましたように，その有料化になりますと，いわゆる今現在でも資源ごみの回収をいたしております。紙ごみですね，ダンボール，ビン類，ペットボトル。でも現在でもですね，皆さん分別を徹底されてませんで，例えば新聞紙なども例えば燃えるごみで出していると。ビンなども燃えないごみで出していると。有料化になりますと，すみません。それが有料化されますので，有料化後もですね，資源ごみについては一切無料なんです。資源ごみで出されれば，手数料はいらないということで，ごみの減量化につながるということでございますのでご理解ください。

１５番（三島　照君）　ええ加減な。ええ加減にせえよ。有料化にはただ今の資源ごみでは，やっぱり一番高熱を発する発砲スチロールやろね。ああいう物の対応も考えていかなかったら，炉の耐用年数は全然変わってくると思うんですよ。ますますそういう系統のごみが増えていっているんですから。そこんとこは是非。

最後に苦情だけ言っておきます。先ほど，蘇議員の質問にもありましたように，いわゆる緊急対策等ね，前回は２１項目の項目やらは事前に分かって，頭の整理ができるんですよ。今回は少ないとはいえ，そういう資料が提出されない。ほんで，基本計画やいろんな諮問委員会を通じた計画が出てきますけど，そういったものも結局，議案として出るまで議員は分からない。そこでほとんど分からないまま採択もしんならん。これでは私たちは市民に対する責任は持てない。そういう点ではやっぱりそういった資料を期限内でなくても，事務局のロッカーにあれば見ていくんですから。やっぱりそこら辺では，やっぱり議員にももっと考える，勉強する材料を出せるもんは出していただきたい。そのことを是非これからは気をつけていただきますようお願いして終わります。どうも。

議長（世門　光君）　次に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可します。

１４番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん。おはようございます。

私は社会民主党，社民党の，関　誠之でございます。議案８２号　奄美市総合計画に係る基本構想の制定について質疑をいたします。奄美市総合計画は，市政運営の基本的方向性や重要背策等を示す最も重要な計画で，ある意味においては市長のマニフェストになるものだと思います。昭和４４年４月の名瀬市長期総合計画は，昭和６０年の本市の人口は６万人に達すると推測。産業開発の積極的な施策を推進し，若年生産年齢人口の増加と定着を特に図らなければならないと指摘をしております。確かに２０世紀，高度成長時代のまちづくりは，増える人口産業を効率的に受け止めるために，国の補助事業による画一的な中央集権的基盤整備が必要であったことは否定できません。

しかし，人口や産業が減少するときには，それに対応するまちづくりを進めなければなりませんが，相変わらず奄美市総合計画の基本構想は人口減少を現実のものとしてとらえることなく，人口減少は衰退であるという負の捕え方をして，逆に人口増加が必要であり，開発を進めなければならないという考え方を捨てきれず，高度成長時代の国の補助事業に頼る画一的な開発の在り方に固守する姿勢が抜けきれない計画のように思われます。

日本の人口は明治３３年４，３８４万人で，平成１６年には１億２，７７８万人と増加いたしましたが，３６年後の２０４６年には１億人を割り，９，９３８万人と確実に減少していくことが推測されております。これからの総合計画は，人口増に対応する拡散型都市構造から，人口減少，超高齢化に対応する，集約的修復保存型都市構造やエココンパクトシティのような地域の個性を取り戻し，地域で暮らし続けられる街を目指すべきだと考えております。

また，このようなまちづくりを推進するには，次の四つの基本的考え方，人口や産業の減少に対応したまちづくり計画，高齢者を中心に少子化に対応したまちづくり。事業と従業員の減少を前提としたまちづくり。住民参画のまちづくりが必要であると考えます。

（「質疑にしてください」と呼ぶ者あり）

はい。

奄美市総合基本計画には縮小型まちづくりの考え方，都市全体の縮小を進める，郊外にも一定の集積を確保する，交通公共を確保する，地域内で基本的な生活が充足できる生活の質，地域の質を高めるなど，人口や産業の減少を想定し，少しでも早い時期から長期的視点を持った，計画的な縮小都市計画まちづくりに取り組むべきではないでしょうか。

長々申し上げましたが，次の質問と非常に関連がありますし，今提案されている基本構想は人口増加という目標で書いてありますので，その点申し上げました。そこで，将来の目標についてお尋ねいたします。なぜ将来の目標を人口５万人，交流人口４５万，総生産額１，４００万になるのか数値目標の根拠を示していただきたいと思います。特に人口は先ほど申し上げましたように，減少傾向が如実に表れているにも関わらず５万人なのかお答えください。

次に基本理念都市構想についてお尋ねいたします。今回の総合計画の文言は，先ほど三島議員が質疑いたしましたが，前市長時代の奄美市市町村建設計画と全く同じ文言であり，朝山市長の考える基本理念や都市像は，前市長と全く同じなのか，違うものがあるのかをお尋ねしたいと思います。前回できている各種計画との整合性はどのように図られたのか。商工業や新たな産業の展開に対する取り組みの理念，また交通体系の整備に対する政策の基本的考え方と理念。最後に朝山市長のマニュフェストはどのような形で取り入れられたかについてお答えいただきたいと思います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。

企画調整課長（東美佐夫君）　総合計画関連全般についてですが，まず数値目標の関係です。先ほどの三島議員の際にも，詳細な計画案，たたき台含めて委員会若しくは協議会のほうでご説明させていただき

たいということなんですが，概略ということでご理解をいただきたいと思います。

まず，数値目標の基本的な考え方だけ先にお答えいたします。今回，数値目標３本設定させていただいております。理由としてですが，１点目が，まずは奄美市の目指すべき方向あるいは姿，そういったものを，水準を数値化したということが１点。２点目が，これから進めようとする奄美市の実施事業の効果あるいは潜在的な可能性，そういったものを推計したということ。３つ目が数値化することで市民に行政としての政策のメッセージを伝えることができるということが３つ目。４つ目が，各部署においてその努力目標が明確になるということです。もう一つは，同様に県と国が奄美市の目標に向けて，共通の認識，そういったものを持っていただけるということ。これが４つ目です。５つ目が，それぞれの目標に対しての達成度を検証する。そういうことで，次の事業背策の改善につなげることができると。これが数値目標の，今回の設定の基本的な考え方ということです。

そういうことを踏まえて，議員のご指摘の人口，３つの柱の目標設定ですが，詳細については，また，その委員会協議会のほうで説明させていただきたいと思いますが，まず人口の議論がありましたので，人口の件についてだけ少しご説明させていただきます。人口減少ということで，人口５万人はどうかというご質問がございました。議員がおっしゃるとおり，まちづくりということの指標の大もとは，やはり人口規模だろうというふうに思います。

そこを踏まえて，今回人口５万人ということを設定しておりますが，その際に奄美市の置かれた立場，これは奄美大島本島のみならず，奄美群島の郡都としての役割を担っています。そういう意味では，夜間の住環境と昼間の就業，教育，医療。そういった様々な都市機能を備えて，それを同時に提供するということが重要かと思います。

そのために今回奄美市のまちづくりを進める上での指標は，従来の住民基本台帳だけではく，昼間人口と夜間人口を念頭においた人口規模の設定をさせていただいております。そう意味では，議員のおっしゃる住民基本台帳の数字ではないことを，ご理解まずいただきたいと思います。そういうことで今回の人口規模は，出生，死亡，転入，転出。そして，通勤，通学。こういった人口要素を下に１０年後を予測したと。その結果が５万人の目標設定というふうになったということでございます。

他の交流人口，総生産額についても，そういった手法を用いて推計をいたしておりますので，そういったことでご理解をいただきたいと思います。なお，詳細については，先ほどの繰り返しになりますが，委員会若しくは協議会のほうで詳細に説明させていただきたいと思いますので，ご了承いただきたいと思います。以上です。

市長（朝山　毅君）　関議員のご質疑に対してでありますが，理念の問題であります。先ほどの三島議員の方からもご質疑ございましたが，平成１８年の３月２０日，合併をした当初に至る間の，各市町村の計画は，名瀬，住用，笠利とも法にのっとってそれぞれの地域の長期振興計画を掲げておりました。合併によって，市町村建設計画という新たな理念の下，今日に至ったわけであります。

そして私も，その間においてはお手伝いをする機会も，立場にもありました。その後，新市において総合振興計画を策定するという段において，確かに前市長が委嘱状を公布し，そして選任した検討委員会が作られたということであります。その間より密度の濃いご審議等をいただいて，私のほうにおいて先般その答申をいただいたということでございます。理念において大差はないと思っております。

ただ，この構想についてはご審議をいただき，構想がご審議いただけますれば，詳しい計画を申し上げ，その計画をどのように実施していくかという実施計画を策定してまいります。実施計画については先般来申し上げますように，毎年度ローリングしながら，財政と見合わせながら，その実行に移していくということでございます。同時に先ほどの目標数値についても，計画に努力目標のない数値はないのではないのか。一応数字を掲げてそれに，目標を掲げて努力していく，そのプロセス，過程こそが我々職員，行政にとって大切なことではないかと常に申し上げております。努力をしていけば，経済環境に左右される状況でありますものの，近似の数値ではないかということも考えておりますので，最善の努力を図っていきたいということでありますのでご理解いただきたいと思います。

企画調整課長（東美佐夫君）　今，２点目の基本理念については市長のほうからご答弁いただきましたので，３点目の背策の大綱について，まず１点目ですが，各種計画との整合性という点です。これについては，基本構想の策定に当たっては市町村計画の五つの柱ごとに市の担当職員で構成するワーキンググループでたたき台を作成しております。そのたたき台を基に，さらに上の担当部課局長で構成するワーキング幹事会で議論をいただいて，一つの素案を作成したということでございます。その素案を基に関係団体，これは民間ですが，の代表３２名の構成の方々で策定委員会を開催していただいて議論をいただいております。

この流れを複数回繰り返す中で，今回の基本構想案が出来上がったということです。それを総合計画審議会のほうに諮ったということでございます。その審議会の答申をいただいて，多少の修正をいたしました上で，今回の議会の上程ということでございます。したがって，市が定める各種計画，そういった点では整合性は充分に取れているというふうに考えております。

２点目の商工業，新たなということでございますが，これについても先ほどお答えしたとおりで，基本計画の中で詳細な説明をさせていただきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

最後の４点目の，市長のマニフェストは取り入れられたかということでございますが，市長が先の選挙で示されたマニフェストについては，およそ９本の大きな柱を掲げております。その柱ごとに具体的な背策，概ね１９の事項と８３の項目を掲げているところですが，この大もとの９本の柱については，表現の違いは多少あるかもしれませんが，考え方，基本的な方向性については，今回の背策の大綱にほぼ取り入れられているものと考えております。以上です。

１４番（関　誠之君）　誤解のないように申し上げておきますけども，目標を立てることについては，これは大賛成でありますから，目標を持つことはよいことだというふうに思っております。しかしながら，確かに５万人というのは，昭和４０年代からの，今でなると希望的観測といいますか，そういうようなことになっておりますが，私が申し上げているのは，その総合計画の中にも，現実をよく捉えて，いわゆる縮小，シュリンクしていく場合においての対応がどういうふうにこの構想の中に取り入れられているのかなという思いを見ますと，ほとんどがそういうものが取り入れられてないと。

例えばですね，具体的に申し上げれば，イギリスやフランス，ドイツ，そしてアメリカ等においてはもう，おそらく日本もそうなると思いますが，人口が減るということで，例えば事業の，佐大熊辺りの住宅に人間が住まなくなった。そこを打ち壊して建て替える。打ち壊すのに補助事業ができてくる。１２階建てを５階にしてまとめるとかですね，打ち壊した後，いわゆる緑地にして住民の質を上げるための公園にするとかですね。そういった発想もあっていいんじゃないかなというのが私の考え方ですので，一つ柔軟な対応をお願いをいたしたいと思います。

そこでですね，一つだけ苦言を呈しておきますが，全員協議会，全員協議会といいますが，全員協議会というのは正式な会じゃないんですよ。ですから記録も取らないし，もともと全員協議会というのは人事の件とか，委員会に適さない主題を含めてそこで諮るということですから，全員協議会にかけて確かに理解を深めるのは重要なことです。しかし，しかしそこにかけたから議員が理解をして，次の質問はもうないよなというような方向ができてくるとすれば，それは議会の軽視になることであるというふうに考えますので，その辺は少し苦言を呈しておきたいと思います。

時間がございませんから，主に二つに絞って質疑をしたいと思います。理念の話ですから，非常に質問がしにくい面が一杯あります。この基本構想をするに当たってですね，施策，政策評価。例えば，奄振などは５年間終わったら，終わる前の１年目には報告書というものが出るわけですよね。そういう重点目標，いわゆる重点指標の決定，事務事業の重点化，こういうのをどのような形で建設計画から図ったのか。それと，先ほど５万人ということでありましたが，その施策の分析，事業構成の適正化といいますか，そういった背策の現状分析と評価をどのような視点，または具体的になされたのか。

そして，今のとダブりますが，指標の設定に当たっては普通は統計を用いてやる，いわゆる評価指標。

そして，満足度とか重要度とかによる分析等々あるようですが，この指標の設定に当たってはどの指標を用いてやったのかについて，３点について少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

企画調整課長（東美佐夫君）　質問が少し，不足していましたらお許しいただきたいと思いますが，まず重点化の件です。重点化については，今回総合計画全体の中の先ほどの５本の柱ですね，５本の柱についてはそれぞれの担当課含めてたたき台を作っておりますが，そこを含めて横断的な事業が多分にあるだろうと思います。なおかつ，前回の一般質問の中でもお答えしましたが，重点３分野，観光，農業，情報。これについて，どうやって今後奄振の計画と整合性を取っていくかということもございますので，これについては重点プロジェクトということを策定するという方向で今作業は進めていると。加えて，住用と笠利，名瀬，３支所の重点的な振興策は何なのかということを含めて，重点プロジェクトの中で対応したいというふうに考えております。

それと，施策の分析をどういうことでやったかということであろうと思います。一応，国勢調査含めての統計的データを基に分析を図っております。もうひとつは，これまでの各事業がどの程度の達成度かというものを各課議論しておりますので，分析の方法としては統計データを基に，もう一つは各課でこれまでの事業の分析を行って達成度を諮っているということです。数値目標の方の統計データはどうなのかということでございますが，今の答弁と同じように国勢調査含めた各種統計データを基に予測，あるいは統計分析手法を用いて予測をしているということでございます。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　詳しいことについては委員会もございますから，そちらのほうでさせていただきますが，先ほど三島議員からもありましたように，是非ですね，計画の所要経費，財源の確保。これについてですね，あまり細かいことじゃなくて，蘇議員の財政の問題も出ておりましたけれども，少なくともこの計画とですね，財政の問題については明確に分かるような資料を作っていただきたいと思います。

それと，５万人が，昼と夜の人口と言いましたけれども，流入人口という言い方なんでしょうけども，それはそれで大切なことであるというふうに理解しますけれども，やはりこの，先ほど申し上げた人口が減るという現実的なところをどう捕らえるかと，そういうことをこれからの背策にどう反映をさせて，その減るということはそれなりに行政経費がかからなくなるところもあるわけですから，そういったものを利用して生活の質をどう上げていくかということも是非ご検討いただきたいというふうに思います。

是非，大事なことでありますけれども，先ほど言いました，職員のですね，是非英知を結集されて，立派な，これから実施計画等含めて作るようですので，是非やっていただきたいというふうに思います。あとは，詳しいことは委員会でさせていただきますので，よろしくお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（世門　光君）　他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって，質疑を終結いたします。議案第７３号から議案第７７号，議案第８０号から議案第８３号及び議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算中の関係事項についての１０件は，これを総務建設委員会へ。議案第６６号から議案第７２号，議案第７８号，議案第８６号及び議案第６５号平成２２年度奄美市一般会計補正予算の第３号中の関係事項についての１０件は，これを厚生委員会に。議案第７９号及び議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項についての２件は，これを産業経済委員会に。議案第８４号，議案第８５号及び議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算第３号中の関係事項についての３件は，これを文教委員会へそれぞれ付託いたします。

本会議において受理いたしました請願，陳情はお手元に配布してあります文書表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

各常任委員会，審査及び報告書の整理のため，明日１４日から２６日まで休会といたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって，明日１４日から２６日まで休会することに決定いたしました。

９月２７日，９時３０分。本会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。

（午後０時５分）

第 3 回 定 例 会
平成22年 9 月27日
（第 6 日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

１番	師玉敏代君	２番	多田義一君
３番	橋口和仁君	４番	奈良博光君
５番	戸内恭次君	６番	平田勝三君
７番	向井俊夫君	８番	蘇　嘉瑞人君
９番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉　伸之君
13番	世門　光君	14番	関　誠之君
15番	三島　照君	16番	崎田信正君
17番	里　秀和君	18番	平　敬司君
19番	渡　京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥　輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄　勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与　勝広君	26番	叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所事務所長	高野匡雄君
笠利総合支所事務所長	塩崎博成君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	財政課長	安田義文君
企画調整課長	東　美佐夫君	市民部長	有川清貴君
環境対策課長	高崎義也君	福祉部長	福山　治君
自立支援課長	桜田秀勝君	産業振興部長	川口智範君
農政局長	田丸友三郎君	農林振興課長	熊本三夫君
土地対策課長	奥　正幸君	建設部長	田中晃晶君
水道課長	義岡　出君	教育事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂　稔君	会計管理者	福　和久君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門　光君）　ただいまの出席議員は２６名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　本日の会議はお手元に配布してあります日程第２号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，議案第６５号から議案第８６号までの２２件について一括して議題といたします。本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に厚生委員長の審査報告を求めます。

９番（竹田光一君）　おはようございます。ご報告申し上げます。

厚生委員会は９月１４日の１日間開会し慎重に審査をさせていただきました。さる９月１３日の本会議におきまして，当委員会に付託されました，議案第６５号から議案第７２号及び議案第７８号，議案第８６号の１０件についての審査結果をご報告いたします。

これらの１０件の議案につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。なお，議案第８６号につきましては，挙手による採決の結果，可否が同数でありましたので委員長採決により原案可とすべきものと決しましたことを申しそえておきます。以下，その主な審査の概要について報告いたします。

まず，議案６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項について，当局から説明があり，主なものとして３款民生費，６目児童福祉施設費・施設管理費，１３節委託料８４万７，０００円の減額は，母子生活支援施設ひまわり寮入所者の措置費単価の減，１５節工事請負費９０万円はひまわり寮及び軽費老人ホームたかもり寮の老朽化に伴う改修工事費であります。４款衛生費，１項保健衛生費，１目保健衛生費総合費，８節の報償費の１１万７，０００円は奄美和光園の将来構想検討委員会委員謝金，２目予防費，１３節委託料と１９節負担金補助及び交付金で新型インフルエンザ予防接種費用としてそれぞれ６８２万１，０００円を計上。同じく４款衛生費，１項保健衛生費，１１目火葬場費，１５節工事請負費２，３６０万円は高圧開閉機の取替修繕及び２２年度から３年計画で改修を実施しており，２２年度計画の火葬バーナーなど燃焼機器の改修中に排気装置等の新たな不具合が発見され，早急に改善する必要が生じたため計上などの説明の後，質疑に入り，火葬炉の改修を２２年から３年間で実施するが，今年度２，３６０万円で来年度と再来年度の見通しに対し排気装置に不具合が見つかり，来年度予定の工事を今年度に前倒しして実施した。来年度は再来年度予定の工事を予定，炉の中を深く工事するので新たな不具合箇所が出てくるとなれば，２４年度までかかる可能性もあるとの答弁でした。他にも質疑ありましたが，この際省略させていただきます。

次に議案第６６号　平成２２年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について，今回の補正は歳入歳出の予算の総枠に９８０万１，０００円を増額し，歳入歳出予算額を６７億３，０７３万３，０００円とするものであり，特段の質疑はありませんでした。

次に議案第７８号　奄美市笠利高齢者健康診断事業支援基金条例を廃止する条例の制定について，基金条例については平成１０年に笠利町出身で鹿児島市在住の昇勇夫氏から事業の助成にと５００万円の募金をいただき，それを受け平成１０年度に笠利町高齢者健康診断事業支援基金を創設し，平成１３年度から平成１８年度まで基金の取り崩し等を含め事業を実施，事業の目的も終わり，残金残高も５万３１５９円と小額になったことから基金条例を廃止するものであります。特段の質疑はありませんでした。

次に議案第６７号　奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について，歳入歳出それぞれ７８４万１，０００円の減額となり，平成２２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は２億１，６８０万円であります。給料職員手当が減額されているが，当初の人事配置はとの質疑に対し，公設民営化に伴い財務処理もあるため当初予算で１名分を計上していたが，３月末までに処理が終了したとのことから減額したとの答弁でありました。

次に議案第６８号　平成２２年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）については特段の質疑はありませんでした。

次に議案第６９号　平成２２年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について主な補正として歳出で負担金補助及び交付金の２３９万８，０００円は，前年度分の保険料納付金，歳入繰越金３５３万円は前年度剰余金であります。他に特段の質疑はありませんでした。

次に議案第７０号　平成２２年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について主な補正は６款支出金，１項償還金及び還付付加金，２目償還金，２３節償還金，利子及び割引料の１億２，３３９万９，０００円は，前年度の事業確保に伴う国庫等への清算返納金であるとの説明のあと質疑があり，１億円を余る償還金の内容に対し，主なものとしては前年度医師会でやっていた介護療養型約５０名の給付費が廃止されたため，国に返還するものであります。包括支援センターの役割で介護になっていない人を対象にする介護予防事業であるが，高齢者の把握で個人情報に弊害などはないかとの質疑に対し，現在特にそのような弊害苦情はないとの答弁でありました。この他にも質疑ありましたがこの際省略させていただきます。

次に議案第７１号　平成２２年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第１号）について，今回の補正によって歳入歳出それぞれ１，２２１万６，０００円の増額となり，予算総額は２，５３９万３，０００円となります。業務委託料１，２１３万６，０００円の増額の質疑に対しては，２２年度から公営民設になり，新たに作業療法士，理学療法士を雇用して訪問リハビリを開始した。年度当初には予定していなかったとの答弁でありました。他に質疑はありましたが，この際省略させていただきます。

次に議案第７２号　平成２２年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第１号）について主な補正は人件費であり，歳入歳出それぞれ８０１万４，０００円の増額となり，予算の総額は２億２，１９９万２，０００円であります。民間譲渡の際の基金の取扱いについては，基金残高は今年度末で３，９００万円となる予定で最終的には一般財源に繰り入れることになるとの答弁でありました。

次に議案第８６号　大島地区衛生組合規約変更について，今回の規約改正は一般ごみの処理手数料について広く市民に負担をしていただくため，大島地区衛生組合の規約改正をする前段の手続きであり，昨年来，奄美市，龍郷町，大和村，宇検村の構成４市町村による協議を重ねて，９月議会に上程をお願いするものである。今後は組合議会の条例の一部が改正されて実施されることになるとの説明があり質疑に入りました。有料化の実施はいつ頃かに対し，今議会で可決されたら広く市民に周知を図りたい。また，２月の組合議会で承認されれば，２３年度の早いうちに実施をしたい。全構成市町村の協議で合意している４５リットルのごみ袋で，１枚につき上限１５円を手数料として市販されている袋に上乗せして，手数料収入として組合に入ることになる。また，有料化でどれぐらいの増収になるか。焼却炉の改修進捗はとの質疑に対し，増収は４，０００万円程度である。１日当たり２基で１００トンの処理能力があったが，炉の老朽化により７０トン程度で軽費もかかっている。奄美市で２１年度維持管理費に２億５，０００万円ほどであるが，組合としては新たな炉の建設のため基金を始めたいとの話もあり，またごみ分別及びごみの減量化を徹底することで炉の負担が減り，延命化につなげることも目的であるとの答弁でありました。また，長引く景気低迷によって，市民生活は大変厳しい状況下であります。高齢世帯も多くなっている現状において，新たに負担が生じることに対する市民の理解を広く得るためには施設の老朽化により焼却炉の現状や将来の大改修の問題，ごみ分別，ごみの減量化の問題など目的を市民に徹底周知を図る施策の重要性の意見もありました。他にも質疑ありましたが，この際省略させていただきます。

以上をもちまして審査報告を終わりますが，ご質疑がございましたら，他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門　光君）　次に産業経済委員長の審査報告を求めます。

１５番（三島　照君）　おはようございます。産業経済委員会の報告をいたします。産業経済委員会は９月１４日の１日間開会し，本会議において当委員会に付託されました議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項分について，議案第７９号　奄美市地方卸売市場の設置及び

業務条例の一部を改正する条例の制定においての２件について，審査の結果をご報告いたします。

この２件につきましてはお手元に配付いたしました，産業経済委員会審査報告書のとおり，いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑について報告いたします。

まず当局より，産業経済委員会に付託されました，議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項分について，議案第７９号　奄美市中央卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定について捕捉説明があり，その後委員より，大島紬の魅力を生かした観光振興事業ということで，外国人向けのパンフレット作成などで３人の雇用ということになるが，専門的な人を雇用するするのかとの質問に対し,当局より３名のうち２名は事務的補助なので一般的な雇用になるが，もう１名については染色等の専門的な技術を要するもので、基金の大島紬部にお願いして人選したいとのことでした。また，和瀬漁港整備の水産加工施設について，将来的には名瀬地区や笠利地区から行った人が魚をさばいたり,加工したり,地元の人がいつでも利用できる施設になるのがとの質問に対して，いつでもさばいたり加工したり地元の人が利用できる施設にしたいいうことでした。

また，地上デジタル放送の補正予算説明で，和瀬地区，川上地区の説明がありました。その中で住用の下役勝地区はどうなっているのかとの質問に対して，下役勝の地域は共聴システムがほぼ完了しているということで支障がないということでした。緊急雇用事業での募集方法，年齢，地域性とか考えていないかということに対して，当局は笠利総合支所ではハローワークを通じて募集しますが，農道と林道をパトロールするので，特にこれといった知識とかは必要ないと思います。ただ，カラス捕獲小屋設置については,どうしても大工仕事となるので専門性による雇用形態になると思うとのことでした。また，住用地区においては農作物に詳しい地域の方を１名雇用したいと考えているとのことでした。また，年齢等については住用支所では農作物に詳しい方で６５歳以降を雇用したいとのことでした。笠利総合支所では６５歳以下で笠利の地域をよく分かっている方をということです。

また，まちなか観光案内利活用事業については３名の募集を考えており，観光案内ということで，観光面に詳しくガイドとかにすぐ連絡できるとか，観光客に対応できる方が望ましいということでした。また，糖業振興費に関しては省略化について１，４８２万円の減額は影響ないのかとの質問に対しは，今回はハーベスタを購入する予定でしたが，事業区分の変更により来年度に変更したもので，２２年度のサトウキビについては，全体の収穫量などに変更もそれほどないため，特に大きな影響はないとのことでした。また，プレミアム商品券について大規模店を入れる，入れないということで，申し入れとか相談はなかったのかとの質問に対して，最初に実施したときはクレームがあったようです。大店舗側からしてみますと，法人市民税，固定資産税，従業員の雇用確保，家族などが納める市税とかを考えると簡単には納得いかないと思いますとのことでした。

また，地上デジタル放送への対応について各町村で生活困窮者への費用を負担するという所も出ているが，奄美市としてはどう考えているのかとの質問に対しては，現在のところ生活保護受給所帯，また障害者がおられる家庭かつＮＨＫの受信料が全額免除されている方については，デジタルチューナーの給付があります。総務省の方では，まだ概算要求のようですけど生活保護受給者以外の非課税所帯を念頭に予算を計上しているとの答弁でした。他にも質疑ありましたけどこの際省略いたします。

次に，議案第７９号　奄美市中央卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定については，特段の質疑がありませんでした。以上で産業経済委員会の審査報告を終わりますが，質疑ございましたら他の委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。どうも。

議長（世門　光君）　次に，文教委員長の審査報告を求めます。

１９番（渡　京一郎君）　おはようございます。文教委員会は去る６月１５日午前９時３０分から開会され，付託された３件の議案を慎重に審査いたしました。それでは文教委員会に付託されました議案第６５号平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項，議案第８４号　工事請負契約の締結について及び議案第８５号　工事請負契約の締結についての審査報告をいたします。これら３件の議案

につきましてはお手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以下，その審査の経過についてご報告いたします。

最初に，議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項分につきましては，各課長より捕捉説明がありましたが，委員より教育総務費の特別支援教育支援員謝金の３名はどこの学校に派遣するのかとの質疑がありました。特別支援教育支援員は名瀬中学校に２名，金久中学校に１名で，１０月以降はりついて終日勤務と考えているとの答弁がございました。他にも質疑ありましたがこの際省略いたします。

次に，議案第８４号　工事請負契約の締結について及び議案第８５号　工事請負契約の締結については入札業者を絞った理由等について質疑がございました。予備指名で１工区２工区ともに親会社６社，子会社１０社を予備指名をし，その後，共同企業体による競争入札，参加資格申請書の提出がありました共同企業体６社を本指名をし，その指名に基づいて入札をしたとの答弁がございました。他にも仮設校舎の役割など質疑がありましたが，この際省略いたします。

以上をもちまして文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお，ご質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門　光君）　次に，総務建設委員長の審査報告を求めます。

２０番（朝木　一昭君）　おはようございます。総務建設委員会は去る９月１５日午前９時３０分より午後５時５０分まで１日間開催され，慎重に審査が行われました。それでは総務建設委員会に付託されました議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中総務建設委員会関係事項について並びに議案第７３号，議案第７４号，議案第７５号，議案第７６号，議案第７７号，議案第８０号，議案第８１号，議案第８２号，議案第８３号　公有水面の埋め立てについて，審査の結果をご報告いたします。これらの議案につきましては，お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり原案どおり可決すべきものと決しました。以下，その審査の結果についてご報告致します。

議案第６５号　平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項についてであります。当局より第１款議会費１６３万５，０００円の増額分は職員の定期異動に基づくもの，奄美やんばる広域交流推進協議会出席の旅費であること，児童手当の減と子ども手当の増について，簡易水道担当職員の水道企業との併人発令について，自主防災組織敷材整備事業費補助金について，東京事務所畳の取替えについて，合併特例事業土地区画整備事業まちづくり交付金事業について，笠利総合支所別館解体後の土地売買について，広域事務組合の事務局の負担増について，国勢調査について，エルタックス導入について，緊急地方道路整備事業赤木名笠利線，山間市線，伊津部勝名瀬勝小湊線について，赤木名港改修工事と奄美空港管理費について，小俣線街路樹事業について，末広港土地区画整備事業，名瀬運動公園事業について，それぞれ，当局より補正説明がございました。

委員より広域事務組合の今後の運営形態と負担区分について，笠利支所別館の処分についての質疑があり，当局より２５年度には一部事務組合を統廃合し自治管理組合を解散して広域事務組合に統合する方向であること，事務組合の今回の負担分は奄美市７０６万１，０００円で他の１１町村も，あん分で負担していること，笠利総合支所別館は当初土地開発基金で購入したので基金に返済し，別途県へ道路の一部として売却したとの答弁がありました。また，委員よりエルタックス導入のメリット，デメリットはどうか，子ども手当の状況，名瀬運動公園整備について，小俣街路事業などの質疑があり，当局よりエルタックスについては国が推奨しており，２１年度１，８１１万３，０００円が交付されたこと。業務の簡素化，今後のコストの軽減化が図られること，子ども手当につきましては，年３回支給して，対象は２０４名であること。運動公園整備につきましては横浜ベイスターズ受入れとは別でスポーツアイランド構想により整備すること，小俣街路事業につきましては，ガス管，水道管，ＮＴＴ管の埋没分が当初計画より難工事となること等の答弁がありました。

また，委員より末広港土地区画事業の現状と進ちょく度についての質疑がありました。当局より移転

対象家屋の１１５棟を一度では対応できないので年次的に取り組み，迷惑がかからないように解体業者にも説明会を行った。今後も職員一同真しな対応で事業を進めていきたい。委員外委員より賃貸契約の質疑については，市の事業で損失を与える場合は市が責任を持って対応していく。１４節使用料及び賃貸料の科目で支払っている旨の答弁がありました。その他にも委員から質疑がありましたが，この際省略させていただきます。

次に議案第７３号　平成２２年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について，議案第７４号　平成２２年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。当局より補正の主なものは人事異動及び職員手当の変更によるもの，資源循環形成事業費の組み換え，市債，下水道事業債算定法に用いるケースの変更，県支出金の軽減，小湊地区の処理場回収事業，笠利地区管路施設工事，受益者加入金の増額等，辺地対策事業債等の補足説明がなされました。

委員より，借地権者が下水管に接続する場合，地主の同意がいるのかとの質疑に下水道の条例で定めてあるとおり，承諾の必要がある旨の答弁があり，認識の違いによるやりとりが何度かありました。委員より事務費と交付金について，県支出金の減額についてなどの質疑がありましたがこの際省略させていただきます。

議案第７５号　平成２２年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）についてであります。当局よりその他営業費用の１，９６８万６，０００円の補正は２１年度まで特別会計の住用，笠利地区簡易水道事業を２２年４月から，奄美市水道事業会計へ組織を統合し，主となる５人の職員を併任とし，人件費を折半して所要額を計算したこと。住用城地区の配水管約３４０メートルを移設するための２，０００万円を計上したこと。住用地区簡易水道事業再編成推進事業についてなどの補足説明がありました。委員より収益率について住用と笠利で実施している事業概要について当年度末処理剰余金処分予定について，内部留保金について，企業債１３億円について，退職引当金についてなどの質疑があり，当局より収益率は９６．６パーセントで減少傾向にある。剰余金は減債積立金に２，０００万円建設積立金に８，０００万予定している。内部留保金は現在約９億円で今後の諸事業のため留保しておきたい。企業債は住用地区約４億６，０００万，笠利地区約８億６，０００万。引当金につきましては在職５年以上の職員を対象に準備金として積み立てている旨の答弁がありました。

次に議案第７６号　奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第７７号　奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当局より昨年，育児休業，介護休業等，育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され，今年６月３０日から施行されたのに伴い，男女ともに育児等をしつつ就労することができる雇用環境を整備することになったことに伴う条例を改正する旨の補足説明がありました。委員より，取得状況やその原因はとの質疑に対し，当局より，男性はゼロ，女子職員でもここ数年４名，４名，１名，５名というふうな状況であります。男性の取得率は地方公務員では０．８パーセント，国で１．３パーセントで，まだまだ低い状況であります。原因として，育児休業期間は給料がないということが考えられるとの答弁がありました。

次に，議案第８０号　奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当局より，佐大熊併存住宅の解体に伴い，２階に設置されていた集会所の減が生じたので，集合所の数を１１から１０に減ずる旨捕捉説明があり，委員より特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第８１号　奄美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当局より，市民球場の改修，屋外投球練習場の新設に伴い，各施設の使用料，冷房設備使用料を設定する旨の補足説明があり，委員より使用料は指定管理者に入るのか，プロ球団からも徴収するのか，シャワー室，１回とは時間内で何人でもいいのかなどの質疑がありました。

次に，議案第８２号　奄美市総合計画に関わる基本構想の策定についてであります。当局より２０１１年から２０２０年までの奄美市総合計画案が示され，その主旨と目的，策定の背景，市の概要基本理念と将来の都市像などについて，約５０分間補足説明がありました。委員より，まちづくり委員会との整合性はどうか，数値目標はどうなっているのか，人口推定，癒しのフレーズについて群都の在り方な

どの質疑，協議がございました。この際省略させていただきます。

次に，議案第８３号　公有水面埋立てについてであります。当局より，施設の老朽化により機能低下が著しく，漁業活動に支障を来たしている。施設の改良整備，係留施設の激震整備について捕捉説明がありました。委員より，事業費と完成予定はとの質疑があり，当局より平成１８年度から整備を進めている事業で全予算は７億３，０００万円であり，平成２２年度完成予定である旨答弁がありました。他に特段の質疑はございませんでした。

以上をもちまして，総務建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお，ご質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門　光君）　これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。通告のありました崎田信正君の発言を許可します。

１６番（崎田　信正君）　おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は提案された議案第８６号　大島地区衛生組合規約変更について反対の立場で討論を行います。

今回の議案は現在市販されている指定ごみ袋でありますが，市内のスーパー等では１０枚入りが１５０円前後で販売をされており，１枚当たり１５円ほどになっております。これに最大１５円のごみ処理手数料を加えることにより，３０円前後に値上げすることを目的に規約の変更を行うというもので，認めるわけにはいきません。

その理由を述べます。ごみは生活を営んでおれば避けて通ることはできません。もちろんごみ減量の努力が求められるのは言うまでもありませんが，すべての家庭から出されるものであり，つまり生活保護を受けている方など，すべての家庭が負担増の対象となるものであります。今，市民生活，国民生活が厳しく貧困と格差が社会問題となって久しくなりますが，小泉政権の自公政治から民主党政権へと時代は変わっても，この構図はいまだに変わりません。貧困と格差が生活の全ての面で暗い影を落しております。幼児虐待，子ども虐待もその表れのひとつでもあります。そんな社会を変革しようと，国民の共同の取組も成果を挙げはじめていますが，まだまだ緒についたばかりではないでしょうか。

奄美市も税金を使ってプレミアム商品券を発行するなど市民の購買意欲を喚起しようとしており，今議会でも補正予算で一般財源より２，０００万円計上され３年連続の発行となります。緊急雇用対策も引き続き取り組まれておりますが，まだまだ自体を改善するという目立った成果に結びついているとは言えないのが現状ではないでしょうか。一方では国民健康保険会計は，毎年多額の赤字を計上し，本市の最大の重点課題として国保税の収納率の向上を目指して名瀬市の時代から，ここにおられる福山部長。現在の有川部長先頭に何年も何年も担当課職員の皆さんが，それこそ苦労に苦労を重ねて，あれこれと対策を取り組んでいるにも関わらず，収納率は向上するどころか低下しているのが実態ではありませんか。市民の生活実態が如実に表れているではありませんか。

さらに，生活保護率は６５パーミルと増え続けており，国の４倍という高率であります。ごみ有料化は全国の自治体で取り組んでいるからと説明がありますが，奄美市のこの実態を無視していると思わざるをえません。その地域の住民の福祉に責任を持たなければならないのが地方自治体であります。その役割精神はどこへ行ったのかと言わなければなりません。市長，これが朝山市長が施政方針に掲げる市民の笑顔があふれ，元気な声がこだまする明るい奄美市を目指す施策となるのでしょうか。

今，奄美では世界遺産登録を目指した気運を高めていかねばならない時期でもあります。街には空き缶が転がっている光景を目にし，ごみなども目立っております。ここにおられる栄勝正議員，この間，繰り返しごみのポイ捨て条例制定を提案をされておりますが，このような気運を高める取組を進める中で，ごみの分別の徹底などの努力を市民とともに進めることが先であって，市民の生活実態を省みず有料化すればその成果が上がるからなどという発想では，市民の理解は得られないのではないでしょうか。

厚生委員会では合意を得ているとの答弁もありましたけれども，それは大島地区衛生組合議会内のことであり，市民の代表として選挙で選ばれた議員でさえ，この議案を目にしてはじめて知り得たことであり，とても住民の理解を得ているとは思われません。一人当たりの負担額は少ないと言われるかも知れません。増収分はこれまた市民のために使われると言われるかもしれません。

しかし，たとえそうであっても，今全知を挙げて市民生活向上に向けた取り組みを行っているさなかであり，せめて税金を使ってプレミアム商品券を発行しなくてもよくなった。ごみ分別の成果も挙がってきた。生活保護率が改善し，国保税の収納率向上も明るさが見えてきた。こういう状況になってはじめて市民への負担を求めるべきであり，今この時期でのごみ袋を値上げすることには反対せざるをえません。

同僚議員の皆さん。厚生委員会では報告にもありましたとおり３対３の賛否同数で委員長決裁で可決となっております。私の今の討論にすべてとは申しませんが，少しでも共感をいただける方は是非，今この時期の値上げ，まだ時期尚早だ。今はその時期ではないとして反対にご同意いただきますようお願いを申し上げ，私の討論といたします。ありがとうございました。

議長（世門　光君）　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。これから採決を行います。採決はこれを分割して行います。まず議案第８６号　大島地区衛生組合規約変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。よって，本案は委員長報告のとおり原案可決することに決しました。

次に議案第６５号から議案第８５号の２１件を一括して採決を行います。

この議案２１件に対する各委員報告はいずれも原案可決すべきものであります。議案２１件は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，議案第６５号から議案第８５号までの２１件については委員長報告のとおりいずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第２，請願第５号　教育予算の拡充を求める請願についてを議題といたします。本案に対する文教委員長の審査報告を求めます。

１９番（渡　京一郎君）　それでは文教委員会に付託されました請願第５号　教育予算の拡充を求める請願についてご報告いたします。

請願第５号の請願者の住所氏名は，奄美市名瀬末広町１６番３号，鹿児島県教職員組合奄美地区協議会議長，野口淑子さんからであります。この請願につきましてはお手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり全会一致で採択すべきものと決しました。以下，その審査の経過について報告いたします。

請願第５号　教育予算の拡充を求める請願につきましては，当局より補足説明がありましたが，特段の質疑はありませんでした。なお，この請願５号につきましては採択と決した場合，後刻，文教委員長名で意見書の提出を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして文教委員会における審査の報告を終わります。なお，ご質疑がございましたら他の委員のご協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門　光君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。これから採択を行います。請願第５号に対する委員長報告は採択すべきものであります。本案は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，請願第５号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第３，請願第４号，請願第６号，請願第７号及び陳情第６号の４件を一括して議題といたします。

本案に対する総務建設委員長の審査報告を求めます。

２０番（朝木　一昭君）　それでは，総務建設委員会に付託されました請願，陳情につきまして審査の結果をご報告いたします。

総務建設委員会に付託されました請願第４号　旧奄美空港跡地に関する請願並びに，請願６号，請願７号　２１年度の継続審査分陳情第６号についての審査結果はお手元に配付してあります，総務建設委員会審査報告書のとおりであります。以下，その審査の経過についてご報告いたします。

請願第４号　旧奄美空港跡地に関する請願者は，住所　奄美市名瀬入舟町８番２１号奄美市グラウンドゴルフ協会会長，久松洋道さんです。当局より，県有地であり，県としての計画はまだない。市としては現時点では即答控えさせていただきたいとの発言があり，委員よりグラウンドゴルフ人口は非常に多い。本土では大きな大会等が開催され，地域活性化に貢献している大きな会場は必要だなどの意見出て，委員会で協議の結果，要望事項の２の「奄美群島振興開発特別措置法を活用し，実施して欲しい」という項目については削除して，この請願につきましては，お手元に配付してあります審査報告書のとおり一部採択することに決しました。

次に，請願第６号　核拡散と核軍拡の危機に際しインドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める請願についてであります。請願者は，住所　奄美市名瀬幸町１９番１号奄美ブロック護憲平和フォーラム代表，星村博文さんです。当局より日本は唯一の被爆国である。奄美市は非核宣言都市である。非核平和会議にも前向きに検討していきたい等の発言があり，委員から世界は今，核不拡散に動いている。平和利用以外には決して許せないなどの意見が出て，委員会で協議の結果，この請願につきましてはお手元に配付してあります審査報告書のとおり採択することに決しました。

次に，請願第７号　地方財政の充実，強化を求める請願についてであります。請願者は住所　奄美市名瀬幸町２５番８号奄美市職員労働組合執行委員長，濱田洋一郎さんです。主旨は，医療福祉やセーフティネット対策，農林水産業の振興，環境対策などこれから財政需要の増大が予想されるので，地方交付税総額を確保すること。国の直轄事業の負担金の見直しや地域活性化，雇用等臨時特例債の恒久化などは地方財政にとっても重要なことである。国に働きかけて欲しいというものであります。委員会で協議の結果，この請願につきましては，お手元に配付してあります審査報告書のとおり採択することに決しました。また，請願第６号及び請願第７号につきましては採択と決した際は，後刻，意見書の提出を予定しておりますので，その際はご賛同方よろしくお願いします。

継続審査でありました陳情第６号　住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情についてであります。陳情者は住所　奄美市名瀬長浜町１５－１９奄美民主商工会会長，江崎貞信さんです。主旨は，現在の経済不況を反映して住宅リフォーム等はなかなか手が届かない状況にある。一部でも助成があれば市民や地元業者の活性化，ひいては地域振興にもつながるものであるという主旨である。委員から地方が元気になるのなら取り組んで欲しいなどの意見が出て，委員会で協議した結果，この陳情第６号につきましては，お手元に配付してあります審査報告書のとおり採択することに決しました。

以上をもちまして，総務建設委員会に付託されました請願，陳情の審査内容の報告を終わります。なお，ご質問等がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門　光君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。これから討論に入ります。討論の際には，請願，陳情の件名を明らかにした上で討論願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。これから採決を行います。採決はこれを分割して行います。請願第４号　旧奄美空港跡地に関する請願について，本案に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり一部採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，請願第４号は一部採択することと決しました。お諮りいたします。ただいま一部採択されました，請願第４号の取扱いについては，これを市長に送付し，会議規則第１３５条の規定により，その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって請願第４号の取扱いについては，これを市長に送付し，その処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

次に，請願第６号　核拡散と核軍拡の危機に際し，インドに対する原子力協定の交渉での日本政府に明確な対応を求める請願について，請願第７号　地方財政の充実，強化を求める請願について及び陳情第６号　住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情３件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択すべきものであります。本案は委員長報告のとおり，採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，請願第６号，請願第７号及び陳情第６号は委員長報告のとおり，いずれも採択することに決しました。

ただいま採択されました陳情第６号の取扱いについてはこれを市長に送付し，会議規則第１３５条及び１３６条の規定により，その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，陳情第６号の取扱いについてはこれを市長に送付し，その処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第４，議案第１０４号　教育予算の充実を求める意見書の提出についてを議案といたします。

お諮りいたします。本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが，これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案に対する提案理由の説明を省略いたします。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが，これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。これから採決をいたします。議案第１０４号は議案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第１０４号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書の提出先については議長に一任願います。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第５，議案第１０５号　核拡散と核軍拡の危機に際し，インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが，これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，本案に対する提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。議案第１０５号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第１０５号　核拡散と核軍拡の危機に際し，インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書の提出については，原案のとおり可決することと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については，議長に一任願います。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第６，議案第１０６号　地方財政の充実，強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。お諮りいたします。本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが，これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，本案に対する提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。これから採決をいたします。議案第１０６号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては議長に一任願います。

暫時休憩いたします。（午前１０時４０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再会いたします。（午前１０時５０分）

日程第７，議案第８８号　平成２１年度奄美市一般会計決算認定の他，特別会計等決算認定についての議案第８９号から議案１０３号の１６件を一括して議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　皆さんこんにちは，それでは早速提案理由をご説明申し上げます。本日提案いたしております議案第８８号から議案第１０３号までの提案理由をご説明申し上げます。

まず，議案第８８号　平成２１年度奄美市一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。平成２１年度一般会計予算は当初２８６億１，２３９万円を計上し，その後２７億３，８６８万８，０００円を増額補正したことにより，最終予算額は３１３億５，１０７万８，０００円となりました。これに平成２０年度から繰り越した生活支援定額給付金をはじめとした国の経済対策関連事業や小中学校屋内運動場改修事業等，計３４件の繰越額２２億６，８７１万７，９６６円を加えた最終の予算現額は３３６億１，９７９万５，９６６円となっております。この予算現額に対して地域活性化経済対策事業やきめ細かな整備事業など国の経済対策関連事業や末広・港土地区画整理事業など計３６件の事業費，１９億６，９１２万５，２７９円を平成２２年度に繰越した結果，平成２１年度一般会計の決算額は歳入総額３１７億９，７９１万７，３２５円。歳出総額３１３億１，３６３万１０８円となり，歳入歳出差し引き額は４億８，４２８万７，２１７円となりました。また，歳入歳出差し引き額から，翌年度へ繰越すべき財源２，６８１万１，１２９円を差し引いた実質収支額は４億５，７４７万６，０８８円であります。なお，実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定により１億５，０００万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

議案第８９号　平成２１年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初６５億２，９２５万４，０００円を計上いたし，その後２億８，５１２万８，０００円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は６８億１，４３８万２，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額６４億３，４７４万６，３９１円。歳出総額６７億４，２０６万３，４２２円となっており，歳入歳出差し引き額は３億７３１万７，０３１円の歳入不足となっております。このため，翌年度歳入からの繰入流用金３億７３１万７，０３１円で歳入不足を補てんいたしております。

議案第９０号　平成２１年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初２億６６８万１，０００円を計上いたし，その後９３４万５，０００円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は２億１，６０２万６，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額２億１，４６９万３，１２４円，歳出総額２億１，３９６万５，７８４円となっており，歳入歳出差し引き額は７２万７，３４０円となっております。

議案第９１号　平成２１年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初６，２０８万７，０００円を計上いたし，その後３，８７８万８，０００円を減額補正いたしまして，最終の予算現計額は２，３２９万９，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額２，２９７万４，７８６円，歳出総額２，２１７万２，０３７円となっており，歳入歳出差し引き額は８０万２，７４９円となっております。

次に議案第９２号　平成２１年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初３億８，９１９万９，０００円計上いたし，その後８５１万７，０００円を減額補正いたしまして最終の予算現計額は３億８，０６８万２，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額３億７，２７２万１，４３９円，歳出総額３億６，９１９万４７１円となっており，歳入歳出差し引き額は３５３万９６８円となっております。

議案第９３号　平成２１年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては当初４６億６，３８２万１，０００円を計上いたしましたが，その後１億５，１６８万７，０００円を減額補正いたしまして，最終の予算現計額は４５億１，２１３万４，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額４６億２，６４９万５，５８５円，歳出総額４４億９，７１２万７，０９１円となっており，歳入歳出差し引き額は１億２，９３６万８，４９４円となっております。

議案第９４号　平成２１年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては当初１，５９２万５，０００円を計上いたし，その後１４７万７，０００円を減額補正いたしまして最後の予算現計額は１，４４４万８，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額１，４５１万３，０５０円，歳出総額１，４４３万２，５２１円となっており，歳入歳出差し引き額は８万５２９円となっております。

議案第９５号　平成２１年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初２億１，９８０万３，０００円を計上いたし，その後１，２２０万円を増額補正いたしまして最終の予算現計額は２億３，２００万３，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額２億３，２１７万７，０１２円歳出総額２億２，５５５万８，９７８円となっており，歳入歳出差し引き額は６５８万８，０３４円となっております。

議案第９６号　平成２１年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初３１億２０３万３，０００円を計上いたし，その後１億７，６０５万９，０００円を減額補正し，さらに平成２０年度からの繰越明許額１，８４９万４，０００円を加えまして，最終の予算現計額は２９億４，４４６万８，０００円となっております。この予算に対しまして繰越明許額３，３９２万円を平成２２年度へ繰り越しましたことから，決算額は歳入総額２９億１，３８７万３，１１７円歳出総額２９億９５０万３，５４３円となっており，歳入歳出差し引き額は４３６万９，５７４円となっております。歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰越すべき財源６１万円を差し引いた実質収支額は３７５万９，５７４円であります。

議案第９７号　平成２１年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初２億８，７６１万３，０００円を計上いたし，その後３０４万５，０００円を増額補正をし，さらに平成２０年度からの繰越明許額１億９，９２０万円を加えまして最終の予算減計額は４億８，９８５万８，０００円となっております。この予算に対しまして繰越明許額１６０万円を平成２２年度へ繰り越しましたことから，決算額は歳入総額４億８，７７５万３，８０３円，歳出総額４億８，６８９万１，２９４円となっており，歳入歳出差し引き額は８６万２，５０９円となっております。歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので実質収支額は８６万２，５０９円であります。

議案第９８号　平成２１年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出予算につきましては，予算現額１，９０４万円に対し，決算額は歳入総額，歳出総額ともに１，９０３万９，３１８円となり，歳入歳出差し引き額は０円であります。

議案第９９号　平成２１年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初２，３０７万円を計上いたし，その後４８７万３，０００円を減額補正いたしまして，最終の予算現計額は１，８１９万７，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額３，６０３万４７３円，歳出総額１，８０６万６，１７７円となり，歳入歳出差し引き額は１，７９６万４，２９６円となっております。

議案第１００号　平成２１年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初７１８万８，０００円を計上し，その後５７万１，０００円を増額補正したことにより，最終の予算現計額は７７５万９，０００円となっております。これに対しまして，決算額は歳入総額７７６万１，５６２円，歳出総額７７５万４，１５９円となっており，歳入歳出差し引き額は７，４０３円となっております。

議案第１０１号　平成２１年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初７４６万３，０００円を計上いたし，その後２８万９，０００円を減額補正をいたしまして最終の予算現計額は７１７万４，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額５０５万４，８

６１円，歳出総額４７３万６，７２１円となっており，歳入歳出差し引き額は３１万８，１４０円となっております。

議案第１０２号　平成２１年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初６億８，５１７万５，０００円を計上いたし，その後８４１万４，０００円を減額補正し，さらに平成２０年度からの繰越明許額１，１５９万円を加えまして，最終の予算現額は６億８，８３５万１，０００円となっております。この予算に対しまして繰越明許額２億１，５９５万２，０００円を平成２２年度へ繰り越しましたことから決算額は，歳入総額２億７，６１５万７，２２２円，歳出総額３億５，１７９万４，３０５円となっており，歳入歳出差し引き額は７，５６３万７，０８３円の歳入不足となっております。これは平成２２年４月１日に奄美市水道事業会計と会計統合を行うために，平成２２年３月３１に打ち切り決算を実施したことによるもので，歳入不足につきましては一時借入金により補てんをいたしております。

議案第１０３号　平成２１年度奄美市水道事業会計決算認定につきましては，収益的収入８億２，１５１万３，１１９円，収益的支出７億２，５３万７，０５５円で差し引き１億１，８９７万６，０６４円の利益となっており，消費税及び地方消費税抜きで計算いたしますと１億１，６１１万１，７３３円の純利益を生じます。資本的収入につきましては収入が１億７１７万２，８７０円に対し，歳出額が４億６４２万９２３円で差し引き２億９，９２４万８，０５３円の不足となっており，不足額につきましては消費税，資本的収支調整額，当年の分，過年度分，損益勘定，留保資金で補てんをいたしました。

以上をもちまして議案第８８号から議案第１０３号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ認定してくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（世門　光君）　これから質疑に入ります。通告がありました崎田信正君の発言を許可いたします。

１６番（崎田　信正君）　日本共産党の崎田信正です。私は議案第１０３号の平成２１年度奄美市水道事業会計決算認定について，詳しくは委員会がありますので，そこで質疑をしたいと思いますけれども，基本的なことについて３点だけお伺いをしたいと思います。一つめは，利益剰余金についてです。企業会計として利益が出ることは大変結構なことだと言えます。しかし，水道事業というのは，その対象を市民としております。住民の福祉に責任を持つべき自治体が経営をしているものであり，当然市民の暮らしが視野に入っていなければなりません。私は市民の生活を支えるためにも，水道事業でも福祉減免の必要性を言い続けておりますけれども，いまだに実現をしておりません。しかし，毎年の決算では予算に対して大幅な剰余を上げているのがこの水道事業会計です。例えば，平成１８年度は３，５４５万５，０００円に対して８，９６９万３，７９０円，平成１９年度は６，９３４万４，０００円に対して１億２３８万９，８７９円，平成２０年度は４，８７８万７，０００円に対して１億２，４１２万７，９４５円，そして平成２１年度は２，６２３万５，０００円に対して１億１，６１１万１，７３３円と予算費の４４２パーセントになっております。いろんな市民要求がありますけれども，その実現を阻んでいるのが財源の壁であります。そのことを考えてみれば１０万円が４倍の４０万円になったというのとは全く桁が違うわけです。９，０００万円も剰余金が予算と比べて増えている。つまり２１年度予算の審議は何だったのか。空しくさえ思える数字ではないでしょうか。決して剰余が出ることが悪いとは言っておりません。そこでこの要因はどこにあるのか。予算の立て方に問題がなかったのか。まず一点お伺いしたい。

二つ目は，剰余金計算書で２，０００万円を減債基金に積み立てております。地方公営企業法第３２条で定められているものでありますけれども，しかし，奄美市減債基金条例第１条では市債の償還に必要な財源を確保しとあります。この決算書を見れば返済すべき企業債はありません。０円です。この状態で減債積立金の考え方についてお伺いしたいと思います。

最後に三つ目ですが，短期貸付金が１億円計上されております。審査意見書でも流動資産が前年度比較で増加した主な要因としております。流動資産の増加は支払い能力の向上を意味しており，企業会計

にはプラス要因ですが，この短期貸付金の財源と目的についてお伺いをしたいと思います。

議長（世門　光君）　答弁を求めます。水道課長。

水道課長（義岡　出君）　崎田議員から３点ほどの質問をいただいておりますので答弁いたします。

まず，１点目でございますけど，平成２１年度奄美市水道事業会計の予算において営業収益の大部分を占める水道料金の見積りは過去数年の傾向から対前年度比約３．５パーセントの減収を見込んでおりましたが，収入の落ち込みが思ったほどなかったこと。営業費用において大きな災害等もなく修繕費の出費が少なく，また，軽費の節減に努めたため余剰金が見込みより増加した要因ではないかと考えております。予算の立て方でございますが，予算作成においては前年度までの実績等考慮して必要な費用を計上することから当初予算に見積りと異なった結果になったものではないかと考えておりますので，ご理解をよろしくお願い申し上げます。

２点目でございます。地方公営企業法第３２条において地方公営企業は毎事業年度利益を生じた場合その２０分の１を下らない金額を減債積立金に。または利益積立金として積み立てなければならないと規定されております。平成２１年度剰余金処分決算書案で２，０００万円を減債積立金に計上させていただいておりますが，今後老朽化している水道施設の更新計画がありますので，同法の規定どおり積み立てをお願いするところであります。

３点目でございます。平成２１年４月１日から住用地区及び笠利地区の簡易水道事業特別会計が水道事業会計に統合されることから簡易水道事業特別会計は平成２２年３月３１日付けで打ち切り決算を行う必要があり，その結果赤字になることが見込まれたので，その費用を水道事業会計の現金預金の中から貸付けを行ったものであります。なお貸し付けた現金は簡易水事業特別会計から受け継いだ国庫補助金等の未収金等から返済済であります。

１６番（崎田　信正君）　質疑の中でね，前段申し上げましたけれども，１０万円が４倍の４０万円になったのとは桁が違うと言ったんですね。数字が違ってくるのは見込み違いだというのは当たり前じゃないですか。それが９，０００万円も予算が変わるような見込みがどこに要因があったのかということを聞いているのであって，それはどんな数字でも見込みが多少違ってくれば状況が違ってくるのは当たり前ですが，言っているのは２，６００万円ぐらいの予算に対して１億円超えていると４４２倍にもなっているとそれは予算の立て方にもっと厳密な状況とかね。単に前年度からのこれまでの慣例でやったということだけでばだめだというのは前段に申し上げた市民の生活状況で，市が経営しているね，水道事業でこれだけの剰余が出るのであれば，幾らでも還元できないかということでその要因はどうであったのかと。これはもうここでやっても質疑は３回までですから委員会でやるとしてですね。

市長ね，先ほど，ごみ袋値上げに反対討論でも述べましたけれども，色んな施策を考えるときは，その根本というのは市民生活の向上につながるというのが根本だと思います。市長は市長選挙のチラシでですね，株式会社奄美市という表現も使われたわけですよね。これは一般質問で取り上げたときに，金儲けを目的とする株式会社ではなくて，市民みんなが株主だということで私も了解をしたわけです。そうであればね。株主ということであれば，市民の生活状況がこういったときに幾らかでも，これだけの毎年毎年予想した剰余より大幅に上げている中で，株主である市民に還元すべき，目に見えるかたちで還元すべきであると思いますけれどもこれに対してご見解がありませんか。

市長（朝山　毅君）　崎田　議員も先ほどの質疑の中で，基本的な立場からお話しするとおっしゃいましたので，私も一般論基本的なことで申しますと，先ほどの予算イコール決算というのが，もしかすると最も望ましいことかもしれません。しかしながら，１年間の会計年度においては予測しえない事案が発生すること等も考えられます。従って基本的に私は予算は，歳入はまず厳しく確実な歳入を見よう。歳出についてはゆるやかなとは申しませんが，最大でていくであろうという中において収支の予算計画を

立てようというのが私の基本的な考えでございます。その中において，企業努力もしくは議会のご協力，市民のご理解のもと，予算と決算が収支が差損ではなくて差益として出ることが当然あります。そういう中において収支差益が出た場合，特にこの場合企業会計でありますから，先ほどのごみの問題にしましても大きな市民の税収をいただいて，多大な投資をして耐用年数の決まった中において，それらの投資をしていかなければならない。したがって当初からどれぐらいの耐用年数で，どれぐらいの償却期間ということを考えながら事業を計画してまいります。本件につきましても企業利益を計上し，それを内部留保益として，次の設備設置，次の改修事業に備えておくということが，私は基本的には大切だろうと。したがって，そのことにより，いただいた利益を内部留保として蓄えておいて，次期投資のとき借入金を少なくして自前の現金，預金をより多く投資することによって起債が少なくなると。したがって，税金も少なく投資すると。それが企業の安定につながり経営の安定につながるというふうなことを考えます。

しかしながら，議員がおっしゃるように，あまりにもかい離がありすぎるような一般的な不可抗力な事業の発生しない中においてかい離があるとすれば，それは予算の編成時期においてしっかりした見積もりを立てたり，人的努力以前の問題を考えながら，想定しながら予算と決算の整合性を唱えていくということもまた一面大切だろうと思います。しかしながら，先ほどから申し上げますように多大な投資が想定される企業会計であります。全国的にも埋設した，布設した管の漏水耐震化，老朽化などなどいろんなものがございます。これから多大な投資をやっていかなければ市民生活の安全，そして良質な水を供給するということにあいなりませんので，そういう先行投資若しくは将来の設備投資を念頭に置いた企業の内部留保をやっていくこともまた経営者として企業理念として大切なことであろうと一般的には思っているところであります。

１６番（崎田　信正君）　剰余金積立金のところの減債基金のところでもありましたけど，将来のということになっているんですね。今，市長も言われた多大な投資が今後見込まれると。それはもう施設を運営している以上，それはもう避けて通れないと思います。ただ，多大な投資といったときにどのくらいの金額になるのかですね。これはここでやってもあれですので委員会がありますので，そこで今後また詳細を質疑をしていきたいと思いますのでこれで終わります。

議長（世門　光君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決算認定議案１６件について１２名の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会及び１２人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し，これに付託の上，審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって決算議案１６件についてはただいま申し上げましたとおり両特別委員会を設置しこれに付託の上，審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会委員に橋口和仁君，平田勝三君，向井俊夫君，蘇嘉瑞人君，竹山耕平君，泉伸之君，関誠之君，三島照君，朝木一昭君，平川久嘉君，大迫勝史君，与勝広君以上の１２名を。特別会計決算審査特別委員会委員に多田義一君，奈良博光君，戸内恭次君，竹田光一君，伊藤隆吉君，崎田信正君，里秀和君，平敬司君，渡京一郎君，奥輝人君，栄勝正君，叶幸与君以上の１２名をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，ただいま申し上げましたとおり，それぞれの諸君を先ほど付設されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第８８号の１件は一般会計決算審査特別委員会に。議案第８９号から議案第１０３号まで１５件

はこれを特別会計等決算審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため暫時休憩いたします。（午前１１時２８分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再会いたします。（午前１１時３８分）

先ほど付設されました各会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に泉伸之君，副委員長に与勝広君。特別会計等決算審査特別委員会委員長に栄勝正君，副委員長に里秀和君，以上のとおりであります。

お諮りいたします。先ほど決算審査両特別委員会に付託いたしました議案第８８号から議案第１０３号までの平成２１年度各会計決算議案１６件についてはいずれも閉会中の継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，議案第８８号から議案第１０３号までの１６件は閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第８，奄美市将来構想特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。現在奄美市においては，平成３２年度を最終年度とした奄美市総合計画案を作成中であり，また中心市街地活性化計画も作成中であることから，未来の豊かな奄美市づくりに議会の視点から提言，提案するため奄美市議会委員会条例第６条の規定により９人の委員で構成する奄美市将来構想特別委員会を設置し，これに付託の上閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。奄美市の将来のまちづくりのあり方の件については９人の委員で構成する奄美市将来構想特別委員会を設置しこれに付託の上閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました奄美市将来構想特別委員会委員に三島照君，関誠之君，平川久嘉君，蘇嘉瑞人君，渡京一郎君，多田義一君，平田勝三君，与勝広君，竹山耕平君以上の９名をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，ただいま申し上げましたとおり，それぞれの諸君を先ほど付設されました奄美市将来構想特別委員会委員に指名いたします。

特別委員会委員の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。（午前１１時４０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　再開いたします。（午前１１時４７分）

先ほど付設されました特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。奄美市将来構想特別委員会委員長に渡京一郎君，副委員長に平田勝三君，以上のとおりであります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第９，議案第１０７号　交通事故に関する決議についてを議題といたします。提案者に提案理由の説明を求めます。

２０番（朝木　一昭君）　それでは議案第１０７号　交通事故防止に関する決議について提案理由の報告をいたします。

我が国の交通事故の発生は減少傾向にあるものの，まだ多数の高齢者が交通事故の犠牲になっております。また悪質危険きわまりない飲酒運転については罰則強化の法改正がなされたにも関わらず，依然として高水準で推移しております。いまだ根絶には至っていないのが現状であります。交通死亡事故は一瞬にして大切な命を奪い，その家族や友人，知人を深い悲しみに陥らせる不幸な出来事であり，つきましては市民一丸となった交通安全への取組が重要であると考えております。市民の安全で安心な暮ら

しを守るため，警察や関係機関，団体と連携しつつ交通事故を起こさない，合わないための防止策を積極的に推進することを決意し，ここに決議することを提案いたします。ご賛同の方よろしくお願いいたします。

議長（世門　光君）　これから本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これから採決を行います。議案第１０７号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，議案第１０７号は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（世門　光君）　日程第１０，議案第１０８号　尖閣諸島海域における中国漁船衝突事件に関する意見書の提出を議題といたします。提案者に提案理由の説明を求めます。

１７番（里　秀和君）　議案第１０８号　尖閣諸島海域における中国漁船衝突事件に関する意見書。

平成２２年９月７日午前，尖閣諸島において操業していた中国籍漁船が海上保安部巡視船の停船命令を無視し、漁船を巡視船に衝突させたとして海上保安部が公務執行妨害の疑いで船長を逮捕するという事態が発生しました。このことに対し，中国政府は日本政府に対して漁船の船長の即時釈放を要求し，尖閣諸島の領有権も主張する事態になっております。

しかしながら，尖閣諸島については明治２８年に沖縄への所属決定をして以来，第二次世界大戦後のアメリカの信託統治下においても台湾などと切り離された沖縄県の一部とされてきたものであります。尖閣諸島を日本の領土とすることには国際的な疑義が生じなかったところでもあります。このことは去る９月２４日にアメリカ，ニューヨークで開催された日米外相会談においても尖閣諸島が日米安保条約の適用対照であるとの見解を米国国務長官が表明したと報道されたことでも明らかであります。

日本政府としては我が国の主張と国民の安心と利益を守る立場から国内法にのっとった事実認定を行い，粛々と対応すべきものであり，中国との海上における国境に接している奄美群島にある本市として，下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

一つ，日本政府は尖閣列島が日本国有の領土であるという認識に立ち，そのことを中国政府をはじめ国際的に示すこと。

二つ，日本政府は中国政府に対し日本の国内法にもとづき対処することを主張，堅持するとともに両国政府が両国民の感情を煽ることなく冷静に交渉することを要請し実現すること。四方を海に囲まれた日本の領域内で安心して漁業ができるよう海上保安部の設備充実，体制強化を図ること。

以上，議員諸氏の賛同よろしくお願い申し上げます。

議長（世門　光君）　これから本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これから採決を行います。議案第１０８号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって，議案第１０８号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては議長に一任願います。

お諮りいたします。お手元に配付してあります文書表のとおり議会運営委員長及び総務建設委員長から申し出がありました議長の諮問に関する調査等及び陳情第５号については，これを閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議長の諮問に関する調査等及び陳情第５号はこれを閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもちまして平成２２年第３回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時５５分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　　世門　　光
奄美市議会議員　　師玉　敏代
奄美市議会議員　　与　　勝広
奄美市議会議員　　叶　　幸与

（別　　紙）

総務建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第103条，第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番　号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（１）	議案第65号	平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（２）	議案第73号	平成２２年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（３）	議案第74号	平成２２年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（４）	議案第75号	平成２２年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（５）	議案第76号	奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（６）	議案第77号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（７）	議案第80号	奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（８）	議案第81号	奄美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（９）	議案第82号	奄美市総合計画に係る基本構想の策定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第83号	公有水面の埋立てについて	原案可決すべきもの
(11)	請願第４号	旧奄美空港跡地に関する請願	一部採択とすべきもの
(12)	請願第６号	核拡散と核軍拡の危機に際し，インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める請願	採択すべきもの
(13)	請願第７号	地方財政の充実・強化を求める請願	採択すべきもの
(14)	陳情第７号	選択式夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情	審査未了
(15)	陳情第８号	人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情	審査未了
(16)	陳情第９号	永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情	審査未了
(17)	(平成21年) 陳情第５号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	継続審査すべきもの
(18)	(平成21年) 陳情第６号	「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	採択すべきもの

平成２２年９月２７日

総務建設委員長　朝木　一昭

奄美市議会議長　世門　　光　殿

厚 生 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第103条，第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番　号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（１）	議案第65号	平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（２）	議案第66号	平成２２年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（３）	議案第67号	平成２２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（４）	議案第68号	平成２２年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（５）	議案第69号	平成２２年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（６）	議案第70号	平成２２年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（７）	議案第71号	平成２２年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（８）	議案第72号	平成２２年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（９）	議案第78号	奄美市笠利高齢者健康診断事業支援基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第86号	大島地区衛生組合規約変更について	原案可決すべきもの
(11)	陳情第12号	笠寿園の民間譲渡先に関して特段の検討を求める陳情	審査未了

平成２２年９月２７日

厚生委員長　竹田　光一

奄美市議会議長　世門　　光　殿

産業経済委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番　号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（１）	議案第65号	平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（２）	議案第79号	奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成２２年９月２７日

産業経済委員長　三島　　照

奄美市議会議長　世門　　光　殿

文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第103条及び第134条の規定により報告いたします。

記

番　号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（１）	議案第65号	平成２２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（２）	議案第84号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
（３）	議案第85号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
（４）	請願第５号	教育予算の拡充を求める請願	採択すべきもの

平成２２年９月２７日

文教委員長　渡　京一郎

奄美市議会議長　世門　　光　殿

参　考　資　料
（意　見　書）

臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書

地方自治の制度は，憲法第９３条により，議事機関としての議会を設置すること，首長及び議会の議員は，住民が直接これを選挙すると規定し，いわゆる二元代表性が明確に位置付けられている。

しかしながら，現行の地方自治法においては，議会の招集権は首長にあり，一定の要件の下における臨時会の招集請求権が議長及び議員にあるのみで，地方自治法の本旨からして，議会がその主要な役割である執行機関の監視，政策提案等を行うためには，本来議会は，議会の意思により開催されるべきであり，地方議会３団体が主張しているように，議会の招集権を議長に付与することで，いつでも住民代表として議員が自律的に議論する場を設定できることが重要であり，二元代表制の一翼としての議会の機能を果たすためには，現行の制度では十分とは言えない状況である。

また，議長等が臨時会の招集請求を行っても，首長が議会を招集しない事例も出てきており，このことは憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものとなっており，是正のための速やかな地方自治法の改正が必要となってきている。

このようなことから，下記のいずれかの事項の実現のため，速やかな地方自治法の改正を強く求めるものである。

記

１　議会の構成及び議員等が提出した会議に付議すべき事件により，議長が臨時会を招集する必要があると認めたときは，その招集権を議長に付与すること。

２　地方自治法第１０１条第４項に規定する「２０日」を超えても首長が議会を招集しない場合においては，議長にその招集権を付与すること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年９月６日

奄　美　市　議　会

〔提出先〕内閣総理大臣，総務大臣

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは，社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから，「教育は未来への先行投資」とも言われています。

日本は，ＯＥＣＤ諸国に比べて，１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。

日本の小中学校で，３１人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は，文化省調査によれば小学校５４パーセント，中学校８２パーセントとなっています。子どもたちは，様々な価値観や個性・ニーズを持っており，「小１プロブレム・中１ギャップ」への対応も必要となっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには，１クラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると，「保護者が思う適正な１クラスの児童生徒数」は，３０人が４５．４パーセント，２５人が２０．５パーセント，２０人が１６．０パーセント，３５人が８．４パーセントの順となっています。（日本の教育を考える１０人委員会，０７年保護者アンケート）

このように，保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかであります。

また，教育予算について，ＧＤＰに占める教育費の割合は，ＯＥＣＤ諸国の中で日本はトルコに次いで下位から２番目となっています。（ＧＤＰに占める教育費の割合：ＯＥＣＤ平均４．９パーセント，日本３．３パーセント，ＯＥＣＤインディケーター０９年版）

また，三位一体改革により，義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ，自治体財政を圧迫しています。

日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており，家庭の所得の違いによって，子どもたちの教育や進路に影響があってはなりません。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでいても，教育の機会均等が担保され，教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。こうした観点から，平成２３年度政府の概算要求に向けて，下記の事項の実現を求めます。

記

１　昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置付けている少人数学級を推進すること。具体的学級規模は，ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため，３０人以下学級とすること。更に，複式学級の解消に向け，検討すること。

２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の堅持とともに，国負担割合を２分の１に復元すること。

３　家庭の所得の違いによって，子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう，就学援助制度や給付型の奨学金制度を拡充すること。また，そのための国の予算措置を行うこと。

４　学校施設整備費，教材費，図書費，旅費，学校・通学路の安全対策など，教育予算充実のため，地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年９月２７日

奄　美　市　議　会

〔提出先〕内閣総理大臣，財務大臣，文部科学大臣

核拡散と核軍拡の危機に際し，インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書

国際社会が「核のない世界」を求める様々な動き進める一方で，南アジアでは核拡散と核軍拡の危機的状況が続いている。中国は２基の原子力発電所をパキスタンへ提供する計画を進め，インドへは平成２０年から原子力供給国グループ（ＮＳＧ）のガイドラインが改訂され，米国をはじめフランス，ロシアなど各国が協定を結び，原子力協力を始めた。

６月２８日，日本政府とインドとの原子力協定の締結に向けた交渉が開催された。非核三原則と核廃絶を国是とする被爆国日本が，核拡散と核軍拡につながる動きに断固として反対し，明確な外交策を採るべきである。

平成１０年，日本も共同提案国となり，全会一致で決議された国連安保理決議１１７２では，インド及びパキスタンに対し，「核兵器開発計画の中止」，「核兵器用の核分裂性物質の生産中止」を求め，「すべての国に対し，インド及びパキスタンの核兵器計画に何らかの形で資する可能性のある設備，物質及び関連技術の輸出の禁止」を求めている。今年の核拡散防止条約（ＮＰＴ）再検討会議の最終文書でも，「すべての加盟国に対して，核関連輸出が直接的にせよ間接的にせよ，核兵器の，また，その他の核爆発装置の開発を支援してはならない」ことを確認している。

また，インドは，包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）にも署名していない。日本政府が促進をしているＣＴＢＴの発効要件国のうち未署名国は，インド・パキスタン・北朝鮮だけである。インドとの交渉では，少なくともＣＴＢＴへの署名・批准，インド国内のすべての核施設を査察の対象として，核兵器開発を辞めさせることが前提となるべきである。そうでなければ，日本自らが提案した国連決議に反して核兵器計画に資する可能性のある設備，物質及び関連技術の輸出につながる協定を結ぶことは許されない。

平成２０年の米印原子力協定締結は，核拡散防止と核廃絶の努力を積み重ねてきた国際社会の歩みに全く逆行するものであり，大きな問題である。ＮＰＴを無視し続けるインドがこのような形で容認されるならば，核不拡散体制は完全に骨抜きとなり，パキスタンとの核軍拡競争の再燃など，世界は再び核の脅威にさらされることになりかねない。

先にインドとの原子力協定を結んでいる米国やフランスから日本の協力への圧力がある背景は，原子炉圧力容器の生産など，日本企業が独占的に持つ原子炉関連技術であると言われる。こうした有利な交渉材料を手に，ＮＰＴ加盟，ＣＴＢＴへの署名・批准などを大前提として，機微技術，核物質生産モラトリアムなど，多くの点で軍縮・不拡散への実質的な成果を上げるべきである。

奄美市は，「非核平和宣言」を行っており，その意味からもインドに対する原子力協定で日本政府に明確な対応を求めるよう要請するのは，当然の義務と考える。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年９月２７日

奄　美　市　議　会

〔提出先〕内閣総理大臣，外務大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており，地域の雇用確保，社会保障の充実など，地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に，地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で，介護・福祉施策の充実，農林水産業の振興，クリーンエネルギーの開発など，雇用確保と結び付け，これらの政策分野の充実・強化が求められています。平成２２年度予算において，地方交付税が前年度比１．１兆円増加されたことは，三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し，新政権が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり，来年度予算においても本年度の予案規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため，平成２３年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて，政府に次のとおり，対策を求めます。

記

１　医療・福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実，農林水産業の再興，環境対策など，今後増大する財政需要を的確に取り入れ，平成２３年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。

２　地方財源の充実・強化を図るため，国・地方の税収配分５：５を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保，地方消費税の充実，国の直轄事業負担金の見直しなど，抜本的な対策を進めること。

３　平成２２年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ，自治体が安心して雇用対策に取り組める環境整備を行うこと。

４　景気対策を通じて拡大する公共事業に対して，地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年９月２７日

奄　美　市　議　会

〔提出先〕内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，農林水産大臣，厚生労働大臣，
国土交通大臣

交通事故防止に関する決議

交通事故の発生は減少傾向で推移している中，高齢化社会の進展に伴い，高齢者関連事故はすべての事故の６割を超えるなど，多数の高齢者が交通事故の犠牲となっており，高齢者事故の今後については予断を許さない状況にある。

また，悪質・危険極まりない飲酒運転については，社会的に根絶の機運が高まり，罰則強化の法改正がなされたにもかかわらず，飲酒事故の発生は依然として高水準で推移しており，いまだ根絶には至っていない。

一方，飲酒めいていによる路上寝込みも多く，通行車両にれき過される交通事故も発生しており，死亡事故等重大事故の発生が危惧される状況にもある。

交通死亡事故は，一瞬にして大切な命を奪い，その家族や友人・知人を深い悲しみに陥らせる。

このような事故を起こさないためにも，市民一丸となった交通安全への取組が重要である。

よって，本市は，市民の安全で安心な暮らしを守るため，「日本一交通事故の少ないまちづくり」を目指し，警察や関係機関・団体と連携しつつ，市民一丸となって高齢者の交通事故防止対策，飲酒運転根絶対策等を始め，すべての市民が交通事故を起こさない，遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものである。

以上，決議する。

平成２２年９月２７日

奄　美　市　議　会

〔提出先〕内閣総理大臣，外務大臣，国土交通大臣，防衛大臣

尖閣諸島海域における中国漁礁衝突事件に関する意見書

平成２２年９月７日午前，尖閣諸島において操業していた中国籍漁船が海上保安部巡視船の停船命令を無視し，漁船を巡視船に衝突させたとして，海上保安部が公務執行妨害の疑いで船長を逮捕するという事態が発生した。

このことに対し，中国政府は日本政府に対して，漁船の船長の即時釈放を要求し，尖閣諸島の領有権も主張する事態となっている。

しかしながら，尖閣諸島については，明治２８年に沖縄県への所属決定をして以来，第２次世界大戦後のアメリカの信託統治下においても，台湾などと切り離された沖縄県の一部とされてきたものであり，尖閣諸島を日本の領土とすることには国際的な疑義が生じなかったところである。

このことは，去る９月２４日にアメリカ・ニューヨークで開催された日米外相会談において，尖閣諸島が日米安全保障条約の適用対象であるとの見解を米国国務長官が表明したと報道されたことでも明らかである。

日本政府としては，我が国の主権と国民の安心と利益を守る立場から国内法に則った事実認定を行い，粛々と対応すべきものであり，下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

１　日本政府は，尖閣列島が，日本固有の領土であるという認識に立ち，そのことを中国政府をはじめ，国際的に示すこと。

２　日本政府は，中国政府に対し，日本の国内法に基づき対処することを主張・堅持するとともに，両国政府が両国民の感情をあおることなく，冷静に交渉することを要請し，実現すること。

３　四方を海に囲まれた日本の領海内で安心して漁業ができるよう，海上保安部の設備充実・体制強化を図ること。

以上，地方自治法第９９条の規定により，意見書を提出する。

平成２２年９月２７日

奄　美　市　議　会